

令和5年3月定例会（2月28日開会
3月14日閉会）

池田町議会会議録

令和5年3月池田町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1 3
応招・不応招議員.....	1 4
第 1 号 (2月28日)	
議事日程.....	1 5
本日の会議に付した事件.....	1 8
出席議員.....	1 8
欠席議員.....	1 8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 8
事務局職員出席者.....	1 8
開会及び開議の宣告.....	1 9
諸般の報告.....	1 9
会議録署名議員の指名.....	2 0
会期の決定.....	2 0
町長あいさつ.....	2 1
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 2
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 3
議案第4号の上程、説明.....	2 4
議案第5号の上程、説明.....	2 5
議案第6号の上程、説明.....	2 6
議案第7号、議案第8号の一括上程、説明.....	2 7
議案第9号の上程、説明.....	2 7
議案第10号の上程、説明.....	2 8
議案第11号の上程、説明.....	2 8
議案第12号の上程、説明.....	2 9
議案第13号の上程、説明.....	3 0
議案第14号の上程、説明.....	3 0
議案第15号より議案第18号まで、一括上程、説明.....	3 1

議案第 19 号の上程、説明.....	3 2
議案第 20 号の上程、説明.....	3 3
議案第 21 号の上程、説明.....	3 4
議案第 22 号より議案第 24 号まで、一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 4
議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 7
議案第 26 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 8
議案第 27 号の上程、説明.....	3 9
議案第 28 号、議案第 29 号の一括上程、説明.....	4 0
令和 5 年度町長施政方針.....	4 7
議案第 30 号より議案第 35 号まで、一括上程、説明.....	5 2
散会の宣告.....	8 3

第 2 号 (3月1日)

議事日程.....	8 5
本日の会議に付した事件.....	8 5
出席議員.....	8 5
欠席議員.....	8 5
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	8 5
事務局職員出席者.....	8 6
開議の宣告.....	8 7
議案第 4 号より議案第 21 号まで、議案第 27 号より議案第 35 号まで、質疑、 各委員会に付託.....	8 7
請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	10 8
散会の宣告.....	10 9

第 3 号 (3月2日)

議事日程.....	11 1
本日の会議に付した事件.....	11 1
出席議員.....	11 1
欠席議員.....	11 1

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	111
事務局職員出席者.....	111
3月定例議会一般質問一覧表.....	112
開議の宣告.....	114
一般質問.....	114
横澤はま君.....	114
和澤忠志君.....	130
大厩美秋君.....	148
矢口稔君.....	162
松野亮子君.....	182
散会の宣告.....	188

第4号（3月3日）

議事日程.....	191
本日の会議に付した事件.....	191
出席議員.....	191
欠席議員.....	191
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	191
事務局職員出席者.....	191
開議の宣告.....	192
一般質問.....	192
中山眞君.....	192
大出美晴君.....	205
服部久子君.....	219
薄井孝彦君.....	231
倉科栄司君.....	248
矢口新平君.....	260
散会の宣告.....	275

第5号（3月14日）

議事日程.....	2 7 7
本日の会議に付した事件.....	2 7 7
出席議員.....	2 7 8
欠席議員.....	2 7 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 7 8
事務局職員出席者.....	2 7 8
開議の宣告.....	2 7 9
各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	2 7 9
議案第 4 号について、討論、採決.....	3 0 1
議案第 5 号について、討論、採決.....	3 0 2
議案第 6 号について、討論、採決.....	3 0 2
議案第 7 号、第 8 号について、討論、採決.....	3 0 3
議案第 9 号について、討論、採決.....	3 0 4
議案第 1 0 号について、討論、採決.....	3 0 4
議案第 1 1 号について、討論、採決.....	3 0 5
議案第 1 2 号について、討論、採決.....	3 0 6
議案第 1 3 号について、討論、採決.....	3 0 6
議案第 1 4 号について、討論、採決.....	3 0 7
議案第 1 5 号より第 1 8 号について、討論、採決.....	3 0 7
議案第 1 9 号について、討論、採決.....	3 0 9
議案第 2 0 号について、討論、採決.....	3 0 9
議案第 2 1 号について、討論、採決.....	3 1 0
議案第 2 7 号について、討論、採決.....	3 1 1
議案第 2 8 号、第 2 9 号について、討論、採決.....	3 1 1
議案第 3 0 号より第 3 5 号について、討論、採決.....	3 1 2
日程の追加.....	3 1 5
発議第 1 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 1 6
請願・陳情書について、討論、採決.....	3 2 0
日程の追加.....	3 2 1
議案第 3 6 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 2 1

同意第 1 号について、上程、説明、採決.....	3 2 3
発議第 2 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 2 4
発議第 3 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 2 5
日程の追加.....	3 2 6
総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件.....	3 2 7
日程の追加.....	3 2 7
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	3 2 8
日程の追加.....	3 2 8
議員派遣の件.....	3 2 9
町長あいさつ.....	3 2 9
議長あいさつ.....	3 3 0
閉会の宣告.....	3 3 0
署名議員.....	3 3 1

池田町告示第15号

令和5年3月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月16日

池田町長 齋 聖 章

1.期 日 令和5年2月28日(火) 午前10時

2.場 所 池田町役場議場

応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山眞君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	大出美晴君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	和澤忠志君	11番	倉科栄司君
12番	矢口新平君		

不応招議員（なし）

令和 5 年 3 月 定例 町 議 会

(第 1 号)

令和5年3月池田町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年2月28日(火曜日)午前10時開会

諸般の報告

報告第1号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第2号 議員派遣結果報告について

報告第3号 例月出納検査結果報告(12・1・2月)

報告第4号 寄附採納報告について

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

会期 - 2月28日(火)から3月14日(火)までの15日間

日程第3 町長あいさつ

日程第4 議案第2号 大町市及び池田町における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第5 議案第3号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

上程、説明、質疑、討論、採決

日程第6 議案第4号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

日程第7 議案第5号 池田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

日程第8 議案第6号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例及び池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

日程第9 議案第7号 池田町特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

議案第 8 号 池田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

一括上程、説明

日程第 1 0 議案第 9 号 池田町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上程、説明

日程第 1 1 議案第 1 0 号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

上程、説明

日程第 1 2 議案第 1 1 号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

日程第 1 3 議案第 1 2 号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

日程第 1 4 議案第 1 3 号 池田町工場誘致等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

上程、説明

日程第 1 5 議案第 1 4 号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関す
る法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上程、説明

日程第 1 6 議案第 1 5 号 池田町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第 1 6 号 池田町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第 1 7 号 池田町簡易水道設置条例を廃止する条例の制定について

議案第 1 8 号 池田町簡易水道特別会計条例を廃止する条例の制定について

一括上程、説明

日程第 1 7 議案第 1 9 号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

- 日程第 18 議案第 20 号 池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

- 日程第 19 議案第 21 号 池田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明

- 日程第 20 議案第 22 号 池田町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 23 号 二丁目地区高齢者地域支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

- 議案第 24 号 堀之内地区高齢者地域支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

一括上程、説明、質疑、討論、採決

- 日程第 21 議案第 25 号 財産の処分について

上程、説明、質疑、討論、採決

- 日程第 22 議案第 26 号 町道の路線の認定について

上程、説明、質疑、討論、採決

- 日程第 23 議案第 27 号 権利の放棄について（簡易水道事業料金債権）

上程、説明

- 日程第 24 議案第 28 号 令和 4 年度池田町一般会計補正予算（第 8 号）について

- 議案第 29 号 令和 4 年度池田町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

一括上程、説明

- 日程第 25 令和 5 年度町長施政方針

- 日程第 26 議案第 30 号 令和 5 年度池田町一般会計予算について

- 議案第 31 号 令和 5 年度池田町工場誘致等特別会計予算について

- 議案第 32 号 令和 5 年度池田町国民健康保険特別会計予算について

- 議案第 33 号 令和 5 年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について

- 議案第 34 号 令和 5 年度池田町水道事業会計予算について

- 議案第 35 号 令和 5 年度池田町下水道事業会計予算について

財政計画資料について

一括上程、説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 1 1 名）

1 番	松 野 亮 子 君	2 番	大 厩 美 秋 君
3 番	中 山 眞 君	4 番	横 澤 は ま 君
5 番	矢 口 稔 君	6 番	大 出 美 晴 君
7 番	薄 井 孝 彦 君	8 番	服 部 久 子 君
9 番	和 澤 忠 志 君	1 1 番	倉 科 栄 司 君
1 2 番	矢 口 新 平 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 聖 章 君	教 育 長	山 崎 晃 君
総 務 課 長	宮 澤 達 君	住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君
健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君	振 興 課 長	大 澤 孔 君
会計管理者兼 会 計 課 長	丸 山 光 一 君	学 校 保 育 課 長	寺 嶋 秀 徳 君
生涯学習課長	下 條 浩 久 君	総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	井 口 博 貴 君
監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君	総 務 課 長 財 政 係	寺 島 靖 城 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 岸 寛 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	---------	-----------	-----------

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

議長（矢口新平君） おはようございます。

令和5年3月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

本定例会は令和5年度の行政執行に関わる予算案等の重要な案件を審議願う予定になっております。提案されました案件について十分御審議いただき、順調な議会運営ができますよう、各位の御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年3月池田町議会定例会を開会いたします。

なお、吉澤代表監査委員、公務出張のため、午後途中退席との届出がありました。

会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については言い間違いとして議長において会議録の修文をさせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（矢口新平君） 諸般の報告を行います。

報告第1号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおり報告します。

報告第2号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第3号 例月出納検査結果報告（12月・1月・2月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第4号 寄附採納報告について。

この報告についても、お手元に配付した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（矢口新平君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番、大厩美秋議員、11番、倉科栄司議員を指名します。

会期の決定

議長（矢口新平君） 日程2、会期の決定を議題とします。

会期日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願ってあります。

議会運営委員長から報告を求めます。

矢口稔議会運営委員長。

〔議会運営委員長 矢口 稔君 登壇〕

議会運営委員長（矢口 稔君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る2月20日に開催いたしました議会運営委員会において、令和5年3月池田町議会定例会の会期及び議事日程について協議をいたしました。会期は、本日2月28日から3月14日まで15日間とし、議事日程はお手元に配付のとおりといたしましたので、よろしく願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を申し上げます。

議長（矢口新平君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期、日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙会期日程（案）のとおりと決定しました。

町長あいさつ

議長（矢口新平君） 日程3、町長あいさつ。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

3月議会、定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御出席をいただき、本日から3月14日までの会期、日程を御決定いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵攻が1年を過ぎ、いまだ収束のめども立たず、犠牲者が増え続け、不安定な世界情勢が続いております。加えて、トルコでは過去にない大地震に見舞われ、5万人とも言われる死者が出ているとのことであります。心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

コロナウイルスの感染状況はかなり減少し、落ち着きが見られ、マスク等の制限も緩和されるとのことでありますので、社会生活もコロナパンデミック以前に近い状況に戻るのではないかと期待しているところであります。

町財政につきましては、行財政改革推進委員会からの答申が3月に出そろいますが、1項目1項目精査検討し、対応できることから対応しているところであります。厳しい状況は続いているもののシミュレーションが組み上げられましたので、長期的な見通しを持って、今後の財政運営に当たってまいります所存であります。

本定例会に提案いたします案件は、条例改正案等26件、補正予算案2件、令和5年度予算

案6件の計34件であります。なお、最終日には追加案件を予定しております。

御審議、御決定をいただきますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程4、議案第2号 大町市及び池田町における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

鴫町長。

〔町長 鴫 聖章君 登壇〕

町長（鴫 聖章君） 議案第2号 大町市及び池田町における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本協約は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、池田町と大町市が締結しているものであり、その協約の一部を変更する協約の締結の協議について、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容としては、北アルプス連携自立圏課題別専門部会等において、令和5年度の事業の検討結果、福祉分野の認知症初期集中支援チーム運営、在宅医療・介護連携支援センター運営及び介護保険地域支援事業の検討の3事業については、市町村及び広域連合の単独事業で実施することとし、別表3から削除するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をいただきますようお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第2号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程5、議案第3号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麴町長。

〔町長 麴 聖章君 登壇〕

町長（麴 聖章君） 議案第3号 長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を改正につきましては、地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和5年3月31日をもって佐久平環境衛生組合が脱退することを認め、4月1日から南佐久環境衛生組合が名称を佐久環境衛生組合に変更することに伴い、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第3号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程6、議案第4号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 議案第4号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

本条例は、町の喫緊の課題であります持続可能な農業振興に、より重点的に取り組むことができる組織体制とするため、振興課を2課に分離し、振興課と建設水道課にするものです。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

議案第5号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程7、議案第5号 池田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第5号 池田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

本条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるとともに、60歳を超える職員の任用及び給与等に係る関連条例を整備するものであります。

第1条の池田町職員の定年等に関する条例の一部改正では、主なものとして、令和5年度から令和12年度までの間に、2年おきに1歳ずつ定年が延長となり、最終的に65歳となること、管理職は60歳までとする役職定年制の導入、定年前再任用短時間勤務制の導入、給料月額については降任前の7割が基本になる等の改正であります。

第2条の池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、定年前再任用短時間職員の給料月額の算定方法、給料表のうち、再任用職員を定年前再任用短時間職員に改めるものであります。

第3条の池田町職員の懲戒に関する条例の一部改正では、懲戒処分の減給について、処分発令後に給料月額が変動した場合の取扱いを定めるものであります。

第4条の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正では、定年前再任用短時間職員の勤務時間、週休日及び年次休暇等について定めるものです。

第5条の職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員として、異動期間を延長された管理職を追加するとともに、部分休業することができる職員のうち、再任用短時間職員を定年前再任用短時間職員に改めるものです。

第6条の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正では、公益的法人等へ派遣することができる職員のうち、再任用職員を定年前再任用に改めるとともに、派遣するこ

とができない職員として、異動期間を延長された管理職を追加するものであります。

第7条については、定年延長制度導入に伴い、職員の再任用に関する条例を廃止するものです。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

議案第6号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程8、議案第6号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例及び池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第6号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例及び池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

最初に、消防団員の処遇改善と確保のため、特別職給与条例を改正して、部長、班長、団員の報酬額の引上げを行います。

続いて、附属機関を見直し、農政問題協議会と農業構造政策推進協議会を廃止するため、特別職給与条例別表第3及び執行機関の附属機関設置等条例の別表の1から、その組織等を削除します。また、学びの郷活性化委員会を廃止し、新たに学校園運営協議会を設置するため、特別職給与条例別表第3及び執行機関の附属機関設置等条例の別表の2の名称、委員任期等を改めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

議案第7号、議案第8号の一括上程、説明

議長（矢口新平君） 日程9、議案第7号 池田町特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 池田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第7号及び議案第8号を関連する議案として、一括提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第7号 池田町特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

本条例は、先ほどの特別職給与条例の消防団箇所の改正理由と同様に、消防団員の処遇改善と団員確保のため、出勤時の費用弁償額を改正するものであります。

次に、議案第8号 池田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、適用条令の整備をするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

議案第9号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程10、議案第9号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第9号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例の制定について、説明いたします。

本条例は、住民と行政の協働の下、地域の実情や時代に対応した集落の維持及び活性化対策等を推進するため設置する集落支援員を、別表第1に追加するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

議案第10号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程11、議案第10号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第10号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機に必要な事項を入力することで、印鑑登録証明書の交付を申請し受け取ることができるよう、新たな規定を加えるものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和5年4月1日であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

議案第11号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程12、議案第11号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第11号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に増額するため、所要の改正を行うもので、規則で定める産科医療保障制度の加算対象となる出産については、支給総額が50万円となるものでございます。

なお、この条例の施行日は令和5年4月1日であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

議案第12号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程13、議案第12号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第12号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、当町で運行しております池坂線について、事業移管の協議が調い、令和5年4月1日から生坂村営バスとして生坂村が運行することとなるため、条例に規定しております同路線の廃止等所要の改正をするものであります。

なお、この条例の施行日は令和5年4月1日であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

議案第13号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程14、議案第13号 池田町工場誘致等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第13号 池田町工場誘致等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、町に工場を新設または増設等をする事業者が一定の基準を満たした場合に、助成金を交付できることを定めたものですが、町の財政状況を考慮し、助成金を分割できる交付期間を変更するものであります。

具体的には、新設または移設事業の場合、最長3年間の最長5年間に、増設事業の場合、最長2年間の最長5年間に助成金を分割できるよう改正する内容となっております。

以上、議案第13号の提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

議案第14号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程15、議案第14号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第14号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律を基に策定された北アルプス地域基本計画の計画期間延長に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正点として、現在、令和5年3月末までとなっている北アルプス地域基本計画の計画期間を、令和5年度末まで延長するため、これに影響を受ける本条例の課税免除措置対象期間の変更を行うものであります。

以上、議案第14号の提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） 提案説明を終了します。

議案第15号より議案第18号まで、一括上程、説明

議長（矢口新平君） 日程16、議案第15号 池田町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 池田町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 池田町簡易水道設置条例を廃止する条例の制定について、議案第18号 池田町簡易水道特別会計条例を廃止する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 議案第15号から第18号を関連する議案として、一括提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第15号 池田町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和5年度から広津・陸郷地区の水道事業を、上水道事業に統合するに当たり、上水道事業の変更認可との整合を図るため、所要の改正を行うものであります。

具体的には、水道事業の給水区域に大字広津を加えるとともに、給水人口及び1日最大給水量を現状の数値に改める内容となっています。

続きまして、議案第16号 池田町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和5年度から広津・陸郷地区の水道事業を上水道事業に統合するに当たり、上水道事業の変更認可との整合を図るため、所要の改正を行うものであります。

具体的には、第2条の簡易給水施設のうち、上水道事業へ統合となる法道簡易給水施設を削除するものでございます。

続きまして、議案第17号 池田町簡易水道設置条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和5年度から広津地区の簡易水道事業を上水道事業に統合するに当たり、簡易水道設置条例を、令和5年4月1日付で廃止するための制定を行うものであります。

最後に、議案第18号 池田町簡易水道特別会計条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和5年度から簡易水道事業を水道事業に統合するに当たり、簡易水道特別会計条例を、令和5年4月1日付で廃止するための制定を行うものです。

以上、議案第15号から18号まで、一括提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） 提案説明を終了します。

議案第19号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程17、議案第19号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第19号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、民法及び児童福祉法における懲戒権が削除されることに伴う該

当部分の削除と児童施設の設備及び運営に関する基準における児童の安全の確保に関する基準の追加に伴う同様の条文の追加、さらに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る規定追加に伴う同様の条文追加の3点です。

なお、施行日は令和5年4月1日といたします。

以上、提案説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

議案第20号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程18、議案第20号 池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第20号 池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準における市町村長が認めた場合の連携施設の確保義務の緩和に伴う同様の改正と、子ども・子育て支援法における地域型保育事業を行う者に対する確認についての簡略化に伴う同様の改正、さらに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準における電磁的方法による対応も可能とする旨の包括的な規定の追加に伴う同様の改正の3点であります。

なお、施行日は令和5年4月1日といたします。

提案説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） 提案説明を終了します。

議案第21号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程19、議案第21号 池田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第21号 池田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、放課後健全育成事業における安全計画の策定と必要な措置の義務づけに伴う同様の改正、また、自動車を利用した場合の利用児童の所在確認の義務づけに伴う同様の改正、さらに、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定と必要な措置の義務づけに伴う同様の改正の3点です。

なお、施行日は令和5年4月1日とし、令和6年3月31日までの経過措置として、放課後健全育成事業安全計画における必要な措置及び職員の研修、訓練並びに保護者への計画周知については、努力義務とするものです。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） 提案説明を終了します。

議案第22号より議案第24号まで、一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程20、議案第22号 池田町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 二丁目地区高齢者地域支えあい拠点施設の指定管理者の指定について、議案第24号 堀之内地区高齢者地域支えあい拠点施設の指定

管理者の指定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第22号から第24号を関連する議案として、一括提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第22号 池田町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、今年度整備した二丁目及び堀之内地区の高齢者地域支えあい拠点施設について、新たに公の施設として定めるもので、条例第3条別表に二丁目地区、堀之内地区それぞれの高齢者支えあい拠点施設を加えるものであります。

続きまして、議案第23号 二丁目地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について、議案第24号 堀之内地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

池田町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の第5条に基づき、令和5年度から5年間、二丁目地区、堀之内地区の拠点施設の指定管理者を、それぞれの自治会長に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第22号、議案第23号及び議案第24号について、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

議案第22号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第22号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第23号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第23号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第24号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第24号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程21、議案第25号 財産の処分についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 議案第25号 財産の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、町有財産である建物の実勢価格より低い価格で処分するため、地方自治法第96条の第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容は、いけだデイサービスセンターさくらの家を令和6年4月から、放課後デイサービス事業を実施予定の者に、同施設を86万502円で売却するものであります。相手方は、池田町大字池田2005番地1、社会福祉法人池田町社会福祉協議会、会長、中嶋一光氏であります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第25号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程22、議案第26号 町道の路線の認定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 議案第26号 町道の路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線の認定を提案するもので、今回新たに認定を提案する路線は、林中地区における民間の開発による道路で、池田町町道認定基準に関する要綱に基づき、道路の敷地が町に寄附されたことから、町道745号線として路線の認定を行うものであります。

以上、議案第26号について、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） 提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第26号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第27号の上程、説明

議長（矢口新平君） 日程23、議案第27号 権利の放棄についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

麩町長。

〔町長 麩 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） 議案第27号 権利の放棄について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、簡易水道事業の廃止に伴い、回収が困難な滞納繰越し分の料金に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

放棄する債権は、合計158件、27万7,750円で、いずれも債務者が死亡または所在不明であり、回収が著しく困難なものであります。

以上、議案第27号について、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

議長（矢口新平君） 提案説明を終了します。

議案第28号、議案第29号の一括上程、説明

議長（矢口新平君） 日程24、議案第28号 令和4年度池田町一般会計補正予算（第8号）について、議案第29号 令和4年度池田町水道事業会計補正予算（第3号）についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 議案第28号及び議案第29号について、一括提案理由の説明を申し上げます。

初めに、令和4年度池田町一般会計補正予算（第8号）から説明いたします。

歳入歳出それぞれ4,833万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ55億8,607万7,000円とするものであります。

第2表の債務負担行為補正であります。公共土木施設災害復旧事業の限度額を3,700万円から4,400万円に引き上げるものであります。また、第3表の地方債補正であります。補正予算債を2件追加するとともに、公共事業等債など3件の限度額をそれぞれ減額変更いたしました。

まず、歳入の主なものですが、款12分担金及び負担金では、会染西部地区圃場整備事業完了見込みにより、地元負担金を1,308万1,000円の減額、款14国庫支出金では、事業確定見込みによる児童手当負担金の減、新型コロナウイルスワクチン接種過年度負担金及び出産・子育て応援交付金の増など合わせて760万5,000円を増額、款15県支出金では、各種事業の確定見込みを主な理由として、923万6,000円を減額いたしました。款16財産収入では、日本アルプス国際学院への宿舍売買代金を主なものとして、1,714万3,000円を増額、款17繰入金では、「てるてる坊主」作詞者、浅原六朗基金からの繰入れを170万7,000円減額、款20諸収入では、北アルプス広域過年度精算金等の増、高齢者支えあい拠点施設の自治会協力金を分納にすることにしたなどの理由による減額等合わせて483万3,000円を増額いたしました。款21町債では、既存の町債を補正予算債に組み替えるなどの理由により、50万円を増額しました。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出関係の主なものについて、御説明申し上げます。

款1 議会費は、不用額を見込み65万円減額いたしました。款2 総務費は、早期退職する職員の退職手当特別負担金をはじめ、情報系システム強靱化対策事業更新委託料及びそれに伴う機器の購入費を主なものとして、3,711万7,000円を増額としました。款3 民生費は、やすらぎの郷の電気料と自動ドア等の修繕、出産・子育て応援支援金等を増額し、事業費の確定見込みによる減額等を差し引きし、378万7,000円の減額としました。款4 衛生費では、あづみ病院への原油価格高騰対策補助と新型コロナウイルスワクチン接種事業、墓地公園駐車場車止め設置工事を主なものとして、1,163万7,000円を増額、款6 農林水産業費では、事業完了見込みによる減額のほか、まかないハーブガーデン処分のための重機借上げ料等の増額で、差引き1,041万5,000円を減額しました。款7 商工費の商工業振興対策事業補助金は、34万4,000円を増額としましたが、これは電気料高騰による街路灯維持管理費の増によるものであります。款8 土木費は、林中ふれあい公園堆積物除去のための重機借上げ料等で、15万2,000円を増額しました。款9 消防費では、消火栓の修繕費等として105万円を増額しました。款10 教育費では、電気代・灯油代高騰や教職員用パソコン更新等をはじめ、会染小学校の体育館修繕、美術館の防排煙設備、創造館外トイレの洋式化等の修繕料、その他事業費の確定見込みも合わせて、総額1,288万6,000円を増額としました。

続きまして、議案第29号 池田町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の第2条により、資本的支出の予定額を補正するもので、第1項の建設改良費について、配水管布設替え工事に伴う消火栓修繕費用3基分の57万円を増額しました。

以上、議案第28号及び議案第29号の提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

なお、議案第28号については、補足説明を担当課長にいたさせます。

議長（矢口新平君） 各課ごとに補足の説明を求めます。

議案第28号中、歳入関係と総務課関係の歳出について、宮澤総務課長。

総務課長（宮澤 達君） それでは、議案第28号 令和4年度池田町一般会計補正予算（第8号）のうち、歳入全般と歳出のうち総務課関係の補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ4,833万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ55億8,607万7,000円とするものであります。

5ページの第2表の債務負担行為補正であります。5月及び6月の豪雨災害によります町道の災害復旧事業の限度額を3,700万円から4,400万円に引き上げるものであります。

また、6ページの第3表の地方債補正であります。補正予算債を2件追加し、公共事業等債を組み替えるなどし、限度額をそれぞれ減額変更いたしました。

それでは、まず歳入ですが、9ページを御覧ください。

款10地方交付税は、4,214万5,000円増額を見込んでおります。款12分担金及び負担金では、会染西部地区ほ場整備事業完了見込みにより、地元分担金を1,308万1,000円減額。款14国庫支出金では、事業確定見込みによる児童手当負担金等の減、新型コロナウイルスワクチン接種過年度負担金、出産・子育て応援交付金、また特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業補助金の増など合わせまして、760万5,000円を増額しております。款15県支出金では、出産・子育て応援交付金の県費負担分や多面的機能支払交付金、産地パワーアップ事業補助金等の各種事業の確定見込みを主なものとしまして、923万6,000円を減額いたしました。

続きまして、12ページの款16財産収入では、日本アルプス国際学院への宿舍売買代金の残額と、先ほど議決いただきました現在池田町社会福祉協議会で利用していますさくらの家の売買代金等を合わせて、1,714万3,000円を増額しました。款18繰入金では、浅原六朗文学記念館の修繕事業費の確定によりまして、基金からの繰入れを170万7,000円減額。款20諸収入では、北アルプス広域負担金及び介護保険事業負担金の過年度精算金の増、また、今年度建設しました高齢者支えあい拠点施設の2自治会分の協力金を分納したことによります減、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害給付費負担金、機構集積協力金の交付を受けた農地の転用によります返還金など合わせて、483万3,000円を増額いたしました。

続いて13ページの款21町債では、国の補正予算によります補助金内示があり、既存の町債を交付税措置が有利な補正予算債への組替え、また起債対象額の変更等の理由によりまして、50万円を増額いたしました。

歳入は、以上であります。

続きまして、歳出関係について御説明をいたします。

14ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、早期退職する職員の退職手当特別負担金の増と、退職しました会計年度任用職員の社会保険料等の減で、差し引き10万円の減額となります。その他のところにも、人件費の増減がありますけれども、勤務時間の延長により

ます増額ですとか、会計年度任用職員の退職等によります減額などによります事業費の確定見込みによるものでございます。それから目6の企画費の関係ですけれども、主に情報系システム等のセキュリティー強靱化対策事業システムの更新委託料、また、それに伴います機器の購入費の増額と、事業費確定によります減額を合わせて3,711万7,000円を増額をいたしました。

続いて、15ページの目7自治振興費ですけれども、事業費の確定によりまして69万9,000円減額をしております。

少し飛びますけれども、23ページにいていただきまして、款9消防費でありますけれども、2か所処分の消火栓の修繕費及び撤去費用といたしまして105万円を増額いたしました。

歳入及び総務課関係の歳出の補足説明は、以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第28号中、議会事務局関係の歳出について、山岸議会事務局長。山岸局長。

議会事務局長（山岸 寛君） それでは、14ページをお願いいたします。

款1項1目1議会費ですが、65万円の減額としました。議員報酬については、昨年11月に議員1名が欠員となったため60万円を減額し、負担金について池坂やまびこ会が年度末を迎え開催見込みがないため、5万円を減額するものです。

議会事務局は、以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第28号中、住民課関係の歳出について、蜜澤住民課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、住民課関係の補足説明を申し上げます。

15ページを御覧ください。

2款総務費、1項8目交通安全防犯対策費は、交通安全指導員1名分を減額するものでございます。9目バス等運行事業費は、一般修繕料で松川線車両のマフラー交換を行うための費用30万円、委託料では、バス停新設等に伴い、時刻表等更新業務委託料21万1,000円をそれぞれ追加補正するものでございます。

16ページをお願いいたします。

2項2目賦課徴収費は、備品購入費44万6,000円の追加補正で、地方税共同機構が運営するエルタックスシステム用の端末2台の更新費用でございます。3款民生費1項2目高齢者福祉費は、後期高齢者医療療養給付費負担金の確定により37万2,000円の減額補正でございます。

18ページをお願いいたします。

2 項 3 目児童福祉費は、児童手当の確定により467万円の減額補正でございます。

19ページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項 3 目環境衛生費は、不法投棄監視連絡員の破傷風予防接種料の不用額8,000円の減額補正でございます。5 目墓地公園事業費の工事請負費は、墓地公園駐車場北側に車止めを設置する費用として92万4,000円を計上しております。

20ページをお願いいたします。

2 項 1 目清掃費は、一般廃棄物処理手数料の証紙売りさばき等手数料10万円の追加補正でございます。

住民課関係は、以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第28号中、健康福祉課関係の歳出について、宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。

16ページを御覧ください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、主なものは、説明欄 2 つ目の、医療介護総合確保基金事業です。これは、堀之内、二丁目の高齢者地域支えあい事業確定による90万1,000円の減額です。目 3 障害者福祉費 1 万円の減額は、大北地区障害者運動会、コロナによる中止によるものです。

17ページを御覧ください。

目 4 介護保険費 3 万9,000円の増額は、施設建設費資材高騰による補正となります。目 5 地域包括支援センター運営費24万円の減額は、コロナによる事業中止によるものです。目 8 総合福祉センター管理費546万3,000円の増額です。主なものは、電気料高騰によるものです。目 11 多世代支援事業509万8,000円の増額補正は、出産・子育て応援支援金実施によるものです。

19ページを御覧ください。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費274万7,000円の増額は、北アルプス医療センターあづみ病院原油価格高騰対策補助によるものです。目 2 予防費787万4,000円の増額です。主なものは、新型コロナワクチン接種追加接種実施及び過年度返還によるものです。

健康福祉課は、以上であります。

議長（矢口新平君） 議案第28号中、振興課関係の歳出について、大澤振興課長。

振興課長（大澤 孔君） それでは、振興課関係について申し上げます。

予算書20ページをお願いいたします。

款6 農業水産業費、項1目2 農業総務費の説明欄、農業総務一般経費は、29万9,000円の減額でございます。今年度公用車を購入いたしました、その不用額でございます。次に、目3 農業振興費ですが、150万7,000円の減額です。主な内容は、農業振興事業のうち、北アルプス地域の産地パワーアップ計画の不採択による本年度申請取下げで、208万円の減額をはじめ、農地転用に伴う機構集積協力金返還金10万円増額、また、花とハーブの里づくり事業では、ツルヤ南隣の旧まかないシェアハーブガーデンの片づけ費用として、重機借上げ料44万円の増額。

21ページ、目7 土地改良費は、説明欄、農業農村整備総務費で、多面的機能支払交付金の事業費確定に伴う912万4,000円の減額でございます。

続きまして、22ページ、款7 商工費、項1目1 商工振興費は、商工業振興対策事業補助金34万4,000円の増額でございます。町内の街路灯の電気料高騰分を商工会に補助するものでございます。

下段の款8 土木費、項2目1 道路橋梁維持費は、町道花見線の舗装修繕工事に係る財源のうち、町債の財源振替えを行っております。

振興課関係の補足説明は、以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第28号中、学校保育課関係の歳出について、寺嶋学校保育課長。学校保育課長（寺嶋秀徳君） 続きまして、学校保育課関係の補足説明を申し上げます。

予算書23ページ下段をお願いいたします。

款10項1目2 事務局費が、84万2,000円の増額補正でございます。1人1台端末のクロームブック修繕代が不足しているため一般修繕料44万6,000円を、また教育会館に大型電子黒板を購入するため、庁用機械器具購入費39万6,000円をそれぞれ増額する内容でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

項2目1 池田小学校管理費が、200万円の増額補正でございます。今年度灯油使用量が増えている状況により、光熱水費、灯油、重油、ガス代101万円の増額、また、北校舎廊下に網戸設置のため、一般修繕料30万6,000円の増額。教員用パソコン3台、液晶視力計の購入のため、器械器具購入費68万4,000円を予算計上するものでございます。

次に目2 池田小学校教育振興費が9万6,000円の増額でございます。こちらは、来年度教師用の指導書一式の購入費用としまして、消耗品費9万6,000円を計上する内容でございます。

次に、目3 会染小学校管理費が307万7,000円の増額補正でございますが、まず光熱水費電

気料66万8,000円につきましては、電気使用料高騰による予算不足のため、また、一般修繕料111万5,000円につきましては、網戸設置等の関係でございます。また、職員用パソコンの購入と児童用机、椅子の購入に、学校用・機械器具購入費129万4,000円を予算計上する内容でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

項3 中学校費、目1 学校管理費が111万3,000円の増額補正でございます。老朽化に伴い、校舎の2か所の修繕費用として10万2,000円、教育用パソコン購入、大型テレビ購入のため学校用機械器具購入費101万1,000円を予算計上する内容でございます。

次に、項4 者会教育費、目5 記念館費207万7,000円の減額でございますが、事業見直し、また事業完了に伴いまして、一般修繕料、施設修繕料、地域資源再発見発信事業委託料それぞれ不用額を減額し、大型テレビ購入のための庁用器具購入費27万9,000円の予算計上を行うものです。

最後に、26ページをお願いいたします。

項5 保健体育費ですが、目1 保健体育総務費198万1,000円の増額をお願いいたします。給食センターの電気料増額に伴いまして、予算不足が生じるため、池田町と松川村で負担額を案分し、池田松川施設組合負担金として198万1,000円を予算計上する内容でございます。

学校保育課関係説明は、以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第28号中、生涯学習課関係の歳出について、下條生涯学習課長。生涯学習課長（下條浩久君） それでは、生涯学習課関係歳出の補足の説明を申し上げます。23ページを御覧いただきたいと思っております。

款8 項4 目2 公園事業費 6万1,000円の増額です。公園管理等一般経費重機等借上げ料 6万6,000円の増額。これは、ツルヤ南側に位置します林中ふれあい公園の枯れ枝等堆積物の除去を行うものです。クラフトパーク管理経費5,000円の減額は、事業確定に伴うものです。飛びまして、25ページをお願いいたします。

款10 項4 目2 公民館費、施設修繕料15万3,000円の増額です。交流センターのホールで使用しておりますリモート制御ケーブルの劣化による更新、また、交流センター駐車場の身障者優先駐車スペースの表示板の修繕を行うものであります。備品購入費55万9,000円は、交流センター及び駐車場周辺に防犯カメラを設置と、施設の利用者用の充電式クリーナー1台を購入するものであります。

同じく25ページ最下段、目6 美術館費は、460万9,000円の増額です。これは、消防施設立

入検査で指摘された屋内誘導灯非常電源並びに防排煙設備不良による修繕、同じく建物の東側の身障者・高齢者用駐車場に新たにタクシー乗降場も備えた駐車区画線のペイント、並びにクラフトパーク南北からの進入路に車両誘導看板を設置するものであります。

26ページ、目7創造館費は、一般修繕料76万円の増額です。これは、創造館外トイレ男女1基ずつを和式トイレから温水洗浄便座つき様式トイレに切り替えるものであります。

一つ飛びまして、最下段、目2総合体育館費22万7,000円の減額です。こちらは、それぞれ事業確定に伴う減額となっております。

生涯学習課からは以上です。

議長（矢口新平君） これをもって提案説明を終了します。

令和5年度町長施政方針

議長（矢口新平君） 日程25、令和5年度町長施政方針を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 令和5年3月池田町議会定例会の開会に当たり、町政運営について、所信の一端を申し述べるとともに、新年度当初予算案の施策の概要を申し上げます。

令和5年度は、町民の皆様から温かい御支援と御信任をいただき、町政運営を担ってまいりました。2期目の最終年を迎えます。これまで、人口減少、少子化の課題を最大のテーマと掲げ、美しい町づくりをコンセプトとして、住みよい町、住みたくなるような魅力ある町づくりに力強く取り組んできました。

しかし、今任期は、新型コロナウイルス感染症対策に追われ、外出自粛や飲食店への営業時間短縮要請、3密を避ける行動習慣など、行動制限があった中で、医療、生活、地域経済を守る視点から、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、様々な対策に尽力してまいりました。

昨年も、新型コロナウイルス感染症は拡大、縮小を繰り返していましたが、徐々に経済活動などの制限が緩和され、今般、政府方針として、感染症法上の5類感染症への移行が決定されました。しかしながら、状況に応じ、ワクチン接種をはじめ様々な対応を図る必要があると考えています。

一方、喫緊の課題であります財政状況の改善につきましては、行財政改革推進委員会の答申を受け止め、さらなる経費の削減等により、経常収支比率の抑制に取り組んでまいります。

さて、国政に目を向けると、日本経済はコロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食糧価格の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退など、厳しさが増えています。

そのような状況の中、国は足元の物価高を克服しつつ、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンへと転換し、日本経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくため、計画的に構造的な賃上げやDXなどの成長分野への大胆な投資などを官民連携の下、推進することとしております。

また、経済財政運営に当たっては、経済の再生が最優先課題であり、経済あつての財政の考えの下、必要な政策対応に取り組み、経済を立て直し、財政健全化に向けて取り組む政策の長期方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組んでいくことが示されています。

地方公共団体の財政に大きな影響を及ぼす国の予算は、令和5年度においても社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民ニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など、様々な行政課題に対応、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方が安定的な財政運営を行うために必要な一般財源総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとされています。

当町の財政運営は依然厳しい状況であり、令和3年度決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の4指標全てが、早期健全化基準をクリアした反面、実質公債費率は前年度比0.5ポイント上昇した12.6%でありました。財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は81.7%と、前年度比7.7ポイント改善していますが、主な要因としては、普通交付税の追加交付があったため、硬直的な財政状況が続いています。

また、基金に関しては、令和4年度末残高見込額は19億1,400万円で、そのうち財政調整基金残高は5億2,700万円程度になる見込みであります。今後とも財政シミュレーションに基づき、財調基金の取崩しはせず、常時5億円程度保持するよう努めてまいります。

また、町債の令和4年度末現在高見込額は、一般会計が44億2,308万7,000円となり、これは元金であります。一般会計以外、下水道事業ほか公営企業では35億5,711万8,000円で、

合計79億8,020万5,000円の借金総額となっています。

町政担当以来、課題が山積しておりますが、引き続き人口減少、少子化の課題を最大限のテーマに掲げ、美しい町づくりをコンセプトに、CO₂削減、災害に強い町づくり、移住定住施策、健康長寿対策、子育て支援や教育の充実、産業の振興等々、重点施策を展開してまいります。

厳しい財政状況下ではありますが、選択と集中により、最少の経費で最大の効果を挙げる効率的な行財政運営で、計画行政の推進と健全財政を目指してまいります。

予算編成の基本方針であります。令和5年度当初の予算編成方針でも示したとおり、少子化対策、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組、健康長寿の町づくり、持続可能な農業体制の構築等を主要なテーマと掲げるとともに、一昨年度実施の予算削減プロジェクトを踏襲した予算編成としました。

少子化対策として、不妊治療・不育症治療補助や小・中学校給食費公費負担の拡充等、ゼロカーボンの取組として、太陽光発電システム設置補助金、エコ住宅リフォーム補助金等を継続し、各施策の充実を図ってまいります。

また、財政上の課題となっている経常収支比率の抑制に向け、行財政改革推進委員会の答申を尊重しながらも、町としての対応は十分検討し、経費の見直しを図り抑制に努めてまいります。財政シミュレーションに従い、公共施設等整備基金や減債基金へ優先的に積み立て、大型事業実施に当たっては、シミュレーションをしっかりと立てた上で予算編成し、後年の財政運営に備えてまいります。

なお、令和5年度は、会染保育園の方向性を決め、会染西部ほ場整備創設非農用地の活用を具体化します。

一方、歳入面では、自主財源確保の柱の一つであるふるさと応援寄附金のさらなる寄附額増に向け、積極的に取り組み、そのほか、遊休財産については処分を含め有効活用を検討してまいります。

基本方針に基づき予算を編成した結果、令和5年度予算規模は、一般会計で前年度予算比7.5%減の47億600万円となり、昨年度に続き、今年度も財政調整基金の繰入れに頼らずにスタートを切ることができました。また、国民健康保険特別会計など、特別会計予算を含めた総額は、6.8%減の59億6,434万7,000円、水道事業会計の収益的収支は7.1%増の2億1,941万9,000円、下水道事業会計の収益的支出は0.1%増の3億9,053万9,000円、全会計を合わせた予算総額は、6.0%減の65億7,430万5,000円となりました。

会計別に概要を申し上げます。

一般会計の歳入では、独自財源である町税は全体構成の19.7%を占め、特に町民税においては、企業の業績が徐々に改善に向かっているという国・県の見立てから、個人分は前年度予算比1.9%増、法人分も15.0%増をそれぞれ見込み、町税全体で同3.2%増の計上としました。

歳入の約4割を占める地方交付税は、国の地方財政計画で示された前年度水準の確保や臨時財政対策債の減少を踏まえ、前年度予算比3.0%増を計上しました。

国庫支出金については、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の減により、32.8%減を見込み、寄附金では、好調のふるさと応援寄附金を中心に27.7%増を見込み、繰入金は、ふるさと応援基金を給食費公費負担等の財源としましたが、68.5%の減となりました。

また、町債では、臨時財政対策債など5本の町債のほか、借換債2本を計上しましたが、前年度予算比56.0%減となりました。

歳出の主な事業について申し上げます。

総務費では、役場庁舎屋上防水工事をはじめ、庁舎管理経費、防災対策事業、選挙費用等を計上したほか、情報システム運営費、ふるさと応援寄附金の返礼品と必要経費、町営バス運行事業等を計上しました。また、移住定住施策については、新築や中古住宅購入、空き家バンク改修における移住定住補助金を計上するとともに、移住コーディネーターを引き続き雇用し、推進を図ってまいります。

民生費関係では、保健、医療、福祉の連携により、子供から高齢者まで、地域で安心して暮らすことのできる健康長寿の町づくりを推進し、各種予防接種やがん検診等、各種検診の受診率のさらなる向上を目指します。高齢者、障害者福祉、介護保険等、継続的な支援事業として、在宅介護者への支援策の在宅介護者給付金をはじめ、88歳と100歳の節目をお祝いする長寿祝い金を計上しました。また、少子化対策及び子育て支援策として、従来から行ってきた出産祝い金、高校卒業までの医療費無料化等による福祉医療給付事業の計上に加え、小・中学校入学時に支給する入学祝い金等々を計上、さらに医療介護総合確保基金事業として、1自治会の集会所のリフォームを行う等、引き続き福祉環境の向上を図ってまいります。

衛生費では、保健衛生において、乳幼児健診、予防接種、がん検診など、保健事業を引き続き推進するとともに、新型コロナウイルス感染症における感染予防対策やワクチン接種等、迅速に対応してまいります。環境衛生においては、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組と

して、可燃ごみ1人当たりの年間排出量を第6次総合計画の令和5年度目標値である135キログラムとするほか、太陽光発電システム設置補助金の継続実施等を中心に、美しい町づくりを推進してまいります。

農林水産業費では、農業者の高齢化、後継者不足などにより、担い手確保が大きな課題となっておりますので、地域おこし協力隊員や集落支援員を雇用し、持続可能な農業体制の構築を目指します。また、花とハーブの里では、ハーブステーションの充実やブランド力の強化、情報発信に努めます。さらに、花の里づくり推進補助金等により、町内全域を花で彩る修景事業に引き続き取り組んでまいります。このほか、継続事業として、会染西部地区圃場整備や、森林整備、森林（もり）の里親事業等の事業費を計上し、有害鳥獣対策では、解体場設置資材費に補助を行います。

商工費では、引き続きシェアベースにぎわいを中心とした町なか活性化事業を支援してまいります。また、経済対策及びゼロカーボンの推進効果が期待されるエコ住宅リフォーム促進事業補助金のほか、創業支援事業補助金や商工会への補助金も計上しております。

観光費については、昨年4月から一般社団法人化された町観光協会の運営補助金を計上するなど、池田町らしさを生かした観光振興を引き続き推進してまいります。

土木費では、主に道路や水路、橋梁等の維持補修管理に努めてまいります。また、継続してクラフトパーク管理経費、急傾斜地崩壊対策経費を計上、住宅関係では、老朽化が進む町営住宅の長寿命化策定計画の経費を計上しました。

消防費では、北アルプス広域消防による常備消防費、各地域の消防団に係る非消防団非常備消防経費及び災害時に備えた備蓄品購入経費を計上しました。また、消防団員の待遇改善等のため、団員報酬及び費用弁償の額の見直しをしました。

教育費では、引き続き「信州池田学びの郷保小中15年プラン」を推進してまいります。給食費公費負担の増額、中間教室の立ち上げ、小・中学校GIGAスクール運営の支援、新たな学習用ソフトの導入など、子育て・教育環境の充実向上を図ってまいります。

公債費では、町債の償還のほか、町債の借換えにより金利負担を見直し、公債費負担を軽減します。

災害復旧費では、町道548号線及び町道658号線の災害復旧費を計上しました。

以上、一般会計の概要であります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計では、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の所得減少

に配慮し、国保税の税込不足を基金繰入れにより賄い、税率を据え置いてまいります。また、1人当たりの医療給付費が近年上昇傾向にありますので、保健事業費において特定検診の受診率向上に努め、引き続き医療費削減に注力してまいります。

予算総額は10億8,534万2,000円で、前年度予算比4.5%減であります。

後期高齢者医療特別会計では、75歳以上の高齢者などを対象とした医療制度として、必要な保険料を徴収し、広域連合へ納付します。予算総額は1億6,692万円で、前年度予算比4.9%増であります。

水道事業会計では、長期的に安定した飲料水供給のため、配水管の布設替えやポンプ更新等の施設整備を引き続き行ってまいります。なお、令和4年度をもって、簡易水道事業特別会計を廃止し、令和5年度に簡易水道事業を上水道事業に統合いたします。

下水道事業会計では、ストックマネジメント計画に基づく処理場改修経費をはじめ、下水道事業維持管理経費、長期債元金利子経費を計上しました。

以上、令和5年度の各会計の概要を申し上げます。予算執行に当たりましては、行財政改革を推進し、財政状況の改善と住民福祉の向上に努めてまいります。

議員並びに町民の皆様へ、なお一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。令和5年度施政方針といたします。

議長（矢口新平君） 町長の施政方針を終了します。

議案第30号より議案第35号まで、一括上程、説明

議長（矢口新平君） 日程26、議案第30号 令和5年度池田町一般会計予算について、議案第31号 令和5年度池田町工場誘致等特別会計予算について、議案第32号 令和5年度池田町国民健康保険特別会計予算について、議案第33号 令和5年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第34号 令和5年度池田町水道事業会計予算について、議案第35号 令和5年度池田町下水道事業会計予算についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、議案第30号から議案第35号までの令和5年度池田町一般会

計予算及び各特別会計の当初予算について、一括提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度の当初予算に対する考え方は、施政方針で申し上げましたので、編成内容につきまして、順を追って説明申し上げます。

初めに、議案第30号 令和5年度池田町一般会計予算について、説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億600万円とし、前年度当初予算比では7.5%減となります。また、一時借入金につきましては、第3条で借入れの最高額を3億円と定めております。地方債は借換債2件を含む計7件の起債を予定し、限度額の総額は2億420万円に設定しております。

まず、歳入について、主な点について御説明申し上げます。

款1町税では、町民税について企業の業績が昨年に引き続き徐々に回復に向かいつつあるという見立てから、個人、法人分とも増収を見込み、前年度より1,326万2,000円増の4億4,245万9,000円といたしました。

固定資産税は、新築家屋の増加等を見込み、償却資産を合わせ前年度より526万8,000円増の3億8,902万8,000円、軽自動車税は前年度より78万5,000円増の4,044万9,000円、たばこ税は5,620万円といたしました。

町税全体では、前年度比3.2%増の9億2,813万6,000円としました。

款2地方譲与税は、前年度より216万4,000円減の6,182万6,000円とし、そのうち項3森林環境譲与税は382万6,000円を見込んでおります。

款6法人事業税交付金は1,040万円を、款7地方消費税交付金は2,430万円増の2億4,900万円をそれぞれ見込みました。

款8環境性能割交付金は、前年比110万円減の440万円を、また、款9地方特例交付金は、120万円増の670万円をそれぞれ見込んでいます。

款10地方交付税は、国の地方財政計画で示された前年度水準の確保や臨時財政対策債の減少を踏まえ、前年度より6,400万円増額を見込み、21億6,700万円としました。

款12分担金及び負担金は、県営圃場整備事業会染西部地区の受益者分担金を主なものとし6,748万2,000円を、款13使用料及び手数料は、402万4,000円増の6,208万2,000円としました。

款14国庫支出金は、地方創生臨時交付金の減を主な理由として、1億4,901万1,000円減の3億551万8,000円を計上し、款15県支出金は、2,021万5,000円減の3億2,099万3,000円と見込んでいます。

款17寄附金は、ふるさと応援寄附金の増を主な理由として、前年度比2,389万1,000円増の

1億1,000万1,000円を計上しました。

款18繰入金ですが、有害鳥獣解体場設置資材費等の補助と給食費公費負担の財源となるふるさと応援寄附金、また、役場庁舎及び池田小学校の屋根防水改修工事の財源となる公共施設等整備基金からの繰入れを主なものとして、3,980万8,000円計上しました。なお、昨年引き続き今年度も財政調整基金の繰入れを行わない当初予算編成としております。

款21町債では、臨時財政対策債など5本の町債のほか、借換債2本を計上し、前年度比2億6,040万円減の2億420万円を計上しました。

続きまして、歳出関係について御説明申し上げます。

まず、款1議会費では、議会運営のため必要な経費及び議員報酬等5,737万8,000円計上しました。

款2総務費では、主なものとして、一般管理費は役場庁舎西側屋上防水改修工事をはじめ、社会保障等に関する経費、役場庁舎の管理、文書広報費は郵便料等の経常経費、企画費では、ふるさと納税に関する経費、情報システム運営経費、北アルプス広域連合の経常経費負担、移住定住補助金、バス等運行事業費では、町営バス車内案内表示の設置や運行経費、戸籍住民基本台帳費では、新規に住民票写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付に係る経費、選挙費では、三つの選挙経費等、計6億7,822万円を計上しました。

款3民生費では、半在家自治会の集会所のリフォーム等を行う医療介護総合確保基金事業をはじめ、養護老人ホーム運営負担金及び入所措置費、町社会福祉協議会への補助金、障害者福祉費及び福祉医療費に関する給付費、出産・子育て応援支援金、介護に関する保健、支援、予防などの各種負担金や委託料、総合福祉センター及び福祉企業センターの管理費等を社会福祉費として10億4,438万6,000円計上しています。

また、保育園及び児童センターの運営経費、児童手当、子育て支援に関する費用を児童福祉費として3億5,772万1,000円計上しました。

款4衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種経費、不妊治療・不育症治療補助金や、新規に実施する新生児聴覚検査のほか、太陽光発電システム設置補助金や、あづみ病院増改築工事補助金、予防接種、各種検診に関する予防費用、リサイクル推進委員会開催経費等、保健衛生費に1億9,915万4,000円を、清掃費ではごみ収集処理に係る経費や穂高広域施設組合負担金など、計9,413万9,000円をそれぞれ計上しました。

款5労働費では、新入社員歓迎会の経費や勤労者生活資金等預託金など568万9,000円を計上しました。

款6農林水産業費では、農業費として、地域が目指すべき10年後の農地の利用の姿や担い手を明確化するための人・農地将来ビジョン確立・支援事業をはじめ、中山間地域直接支払補助金、花とハーブの里づくり事業では、ハーブセンター指定管理料やハーブガーデン管理経費、また、農業の担い手確保のための地域おこし協力隊やその育成支援のための集落支援員の設置を予定しています。土地改良費では、多面的機能支払交付金や各施設改修に係る負担金、会染西部地区圃場整備事業負担金など、合計で2億8,090万5,000円を計上しました。林業費では、松くい虫被害対策事業、有害鳥獣解体場設置資材費等の補助などを主なものとして、2,680万6,000円を計上しました。

款7商工費は、商工振興費では、エコ住宅リフォーム促進事業補助金をはじめ、商工振興に関する各種補助金、制度資金借入金に対する利子補給、創業支援及びものづくり産業に関する補助金、観光費では、昨年4月より一般社団法人化した町観光協会への運営補助金、各種イベントへの補助金、大峰高原白樺の森管理経費等、総額で9,976万6,000円を計上しております。

款8土木費では、道路、橋梁等の点検費用や点検において生じた工事費用、舗装修繕の工事費用、クラフトパークの管理経費、下水道事業会計負担金、住宅・建築物安全ストック形成事業など、総額で3億9,591万4,000円を計上しました。

款9消防費では、常備消防費として北アルプス広域連合常備消防費負担金、非常備消防費として消防団員報酬や分団交付金などの消防団活動のための経費、なお、先ほどの条例改正で提案しましたとおり、令和5年度から消防団員の処遇改善等のため、報酬、費用弁償額の見直しをしています。そのほかに消防施設費及び災害対策費として、消火栓の取換えや災害備蓄品の購入費用など、総額で1億8,747万2,000円を計上しました。

款10教育費では、教育総務費として、各種委員会員の報酬、小・中学校入学祝い金、GIGAスクール運営支援、こどもの学び支援塾事業、学びの郷保小中15年プラン事業、スクールバス運行事業、新規に不登校児童・生徒の居場所として池田児童センターに設置する中間教室運営事業など8,669万6,000円を、小学校費では、管理経費及び教育振興費として7,455万7,000円を、中学校費として4,586万3,000円をそれぞれ計上しました。

社会教育費では、交流センターの管理経費、公民館事業の活動経費、図書館、記念館、文化財資料館、多目的研修センター等の管理経費や令和5年度から新たに一体的な指定管理となる美術館、創造館の指定管理委託料、保健体育費では、給食費公費負担を増額する池田松川施設組合負担金のほか、総合体育館、テニスコート、農村広場等の各施設の管理経費や体

育振興に関する経費として、合わせて2億4,551万9,000円を計上しました。

款11公債費では、長期債元金及び利子の償還のほか、町債の借換えなど、総額8億1,036万円を計上しました。

款12災害復旧費では、町道548号線花岡地区及び町道658号線桃ノ木地区における工事費を主なものとして、1,045万円を計上しました。

款13予備費は、500万円を計上しました。

次に、議案第31号 令和5年度池田町工場誘致等特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ608万5,000円するもので、令和4年度繰越し予定額608万5,000円を歳入とし、歳出では工場誘致等の事業が発生した場合のために科目及び予算を設け、残りは予備費に計上しました。

次に、議案第32号 令和5年度池田町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ10億8,534万2,000円といたしました。昨年度と比較し、保険給付費や国民健康保険事業費納付金が減少していることで、5,105万9,000円の減額となっております。

歳入では、国民健康保険税は、被保険者の減少により、前年度比で1,252万6,000円を減額し、保険給付費についても減少を見込み、県支出金を3,766万2,000円減額しております。一般会計繰入金については、保険基盤安定繰入金等の減額を見込み、前年度比482万4,000円を減額することとしております。また、基金繰入金では、コロナ禍における被保険者の所得減少に配慮し、国保税不足分を基金の繰入れにより賄い、税率を据え置くこととし、前年度比400万円増の3,200万円を繰り入れることとしています。

歳出では、款2 保険給付費を前年度より3,646万2,000円減の8億1,280万1,000円計上いたしました。款3 国民健康保険事業費納付金は、前年度から1,470万7,000円減の2億4,115万2,000円といたしました。款4 保健事業費では、人間ドック等受診者を対象とした尿中食塩摂取量検査の継続実施、特定健診及び人間ドックの受診率向上推進などで2,455万1,000円を計上しました。

次に、議案第33号 令和5年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億6,692万円といたしました。

歳入では、保険料として1億2,410万円、事務費分及び保険料軽減分に対する財政安定のための繰入金4,270万4,000円を主なものとして、それぞれ計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の1億6,616万7,000円が主なものであります。

次に、議案第34号 令和5年度池田町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度の業務予定量は、給水戸数4,040戸、年間総給水量99万立方メートル、1日平均給水量は2,712立方メートル、主な建設改良事業は、配水管改良事業として3,500万円を予定しています。

収益的収入は2億4,891万8,000円、支出は2億1,941万9,000円を計上しております。また、資本的収入は264万円、支出は1億3,486万9,000円とし、資本的収入が資本的支出に対して不足する1億3,222万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとしたしました。

なお、令和5年度に広津・陸郷地区の水道事業を上水道事業に統合し、公営事業化を図ってまいります。

最後に、議案第35号 令和5年度池田町下水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度の業務予定量は、排水戸数3,500戸、年間総処理水量97万立方メートル、1日の平均処理水量は2,657立方メートル、主な建設改良事業は、高瀬浄水園改築事業として1億2,230万円を予定しております。

収益的収入は5億4,019万1,000円、支出は3億9,053万9,000円を計上しております。また、資本的収入は3億9,523万4,000円、支出は6億8,344万5,000円とし、資本的収入が資本的支出に対して不足する2億8,821万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとしたしました。

以上、議案第30号から議案第35号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

なお、議案第31号以外は、補足説明を担当課長にいたさせます。

議長（矢口新平君） 途中ですが、ここで暫時休憩とします。

引き続き、午後より補足説明を各課ごとにやりたいと思います。

これで暫時休憩します。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

議長（矢口新平君） 休憩を閉じ再開いたします。

午前中に引き続き、議案第30号の補足の説明を求めます。

議案第30号中、歳入関係と総務課関係の歳出について、宮澤総務課長。

総務課長（宮澤 達君） それではお願いします。

議案第30号 令和5年度池田町一般会計予算のうち、歳入全般と総務課関係の歳出の補足説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を47億600万円とし、対前年度比では7.5%減となりました。

8ページを御覧ください。

第2表地方債では、借換債を含む7件の起債を予定しており、総額で2億420万円となっております。

それでは、歳入の主な点について御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

款1町税、項1町民税では、企業業績等の緩やかな改善が見られるという見立てから、前年度比1,326万2,000円増の4億4,245万9,000円としました。固定資産税は新築家屋による増加分を見込みまして、償却資産を合わせて前年度より1.4%増の3億8,902万8,000円としました。

その他の町税につきましては、実績を考慮し増減ありますが、町税全体では前年度比3.2%増の9億2,813万6,000円を計上し、予算の構成比では19.7%となっております。

続いて、14ページをお願いします。

款7地方消費税交付金は2,430万円増の2億4,900万円を見込んでおります。

続いて、15ページの款9地方特例交付金は、住民税の住宅借入金等を特別税額控除による原資補填のため特例交付金670万円を計上しております。

款10地方交付税は、前年度の交付水準の確保や臨時体制対策債の削減等の国の方針を踏まえ、前年度比6,400万円増を見込み21億6,700万円とし、歳入構成比で46%となりました。

款12分担金及び負担金は、項1負担金では、老人福祉施設入所者負担金や保育料負担金を計上しております。

16ページに移っていただきまして、項2分担金では、県営ほ場整備事業会染西部地区受益者負担金を主なものとしまして6,748万2,000円を計上しております。

17ページの款13使用料及び手数料は、コロナ禍からの回復ですとか総合福祉センターを利用しております事業者の使用料が電気料の分につきましては、その電気料が高騰していることにより、増額となるといったものを主な理由としまして402万4,000円増の6,208万2,000円を計上しております。

項1使用料は町営バスの使用料、総合福祉センターに係る使用料、道路・住宅及び体育施設使用料を計上しまして、19ページの項2手数料では証明・閲覧手数料ですとか、可燃物処理手数料が主なものとなっております。

続いて20ページを御覧ください。

款14国庫支出金は、項1国庫負担金では障害者総合支援給付費及び児童手当負担金、新型コロナウイルスワクチン接種負担金がありますけれども、21ページの項2国庫補助金で地方創生臨時交付金の減を主な理由としまして1億4,901万1,000円減の3億551万8,000円を計上しております。

続いて、23ページを御覧ください。

款15県支出金は、3億2,099万3,000円を計上しています。項1負担金では、国保及び後期高齢に対する基盤安定負担金のほか障害者支援に関する負担金、児童手当負担金であります。

24ページ以降の項2県補助金では、福祉医療給付事業費補助金、医療介護総合確保基金事業補助金、多面的機能支払交付金が主なものでございます。

28ページへいっていただきまして、款16財産収入では、土地建物の貸付収入を主なものとしまして653万4,000円計上しております。

29ページ、款17寄附金はふるさと応援寄附金の増額等で、前年度予算比2,389万1,000円増の1億1,000万1,000円を計上しました。

款18繰入金ですけれども、給食費の公費負担、有害鳥獣解体場設置資材補助等の財源でありますふるさと応援基金2,440万円を主なものとしまして、前年度比8,659万6,000円減の3,980万8,000円としてあります。

続いて30ページをお願いします。

款19繰越金は前年度並みの500万円、款20諸収入は、合計で1億4,782万円を計上してあります。

続きまして、34ページの款21町債ですが、平成25年度に借入れをしました償還の町債が10

年目を迎えますので、借換えを行いまして利率を見直します。借換債2本の総額は1億5,210万円であります。

そのほか総務債、農林水産業債、土木債、災害復旧事業債、臨時財政対策債の5本の町債も含めまして、前年度比2億6,040万円減の2億420万円を計上いたしました。予算の構成比としては4.3%となります。

続きまして、総務課の歳出関係の主なものを御説明申し上げます。

予算書の37ページの下段以降になります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費ですが、前年度比3,143万9,000円増の2億3,619万4,000円となっております。

38ページ以降の説明欄ですけれども、一般管理費1,183万円につきましては、公用車の維持管理経費ですとか、職員厚生費、他団体負担金等の計上経費であります。

続きまして、39ページの庁舎管理経費2,423万1,000円につきましては、庁舎の屋根防水工事ですとか、光熱水費、庁舎の宿日直委託料の計上等の経費が主なものでございます。

次に、42ページをお願いします。

目2の文書広報費ですけれども、前年度比422万7,000円減の1,446万1,000円でございます。内容としましては、印刷機のインクですとかコピー用紙、参考図書の見録代、郵便料等が主なものでございます。

また、目3 財産管理費では、新地方公会計に関わる財務書類の作成委託料を主なものとしまして102万3,000円計上をしてあります。

続いて、43ページの目5 財産管理費では、公共施設の火災保険料322万9,000円など507万2,000円を計上してあります。

次に、目6 企画費でありますけれども、前年度より687万1,000円増の2億1,942万7,000円を計上してあります。

説明欄ですけれども、まず、ふるさと応援寄附金経費ですが、先ほどの歳入でも御説明しましたとおり、ふるさと納税によります寄付金収入を1億1,000万円見込みまして、歳出にほぼ同額の金額を計上をしてあります。内訳の主なものは、返礼品等に関わる業務委託料としまして5,049万2,000円、ふるさと応援基金の積立金4,975万1,000円を主なものとしております。

次に、企画一般経費は1,821万8,000円を計上しておりますが、北アルプス広域連合経常費の負担金、地域おこし協力隊の退任時の起業支援補助金などを計上してあります。

44ページに移っていただきまして、中ほどの情報処理費3,663万8,000円ですが、北アルプス広域連合で共同利用しておりますサーバー利用負担金、電算委託料等が主なものでございます。

続いて、45ページの説明欄、ブロードバンド設備管理事業274万2,000円ですけれども、これにつきましては、広津・陸郷地区光ファイバーシステムの設備の管理経費が主なものです。

続いて、説明欄、広報広聴経費でありますけれども、広報いけだの印刷代とホームページの保守管理料に359万8,000円を計上しております。

続いて、46ページの交流事業ですけれども、横浜の少年少女交流事業の委託料などに52万円を計上しております。また、地域おこし協力隊活動事業では、ITリテラシー向上及び移住定住推進に係る隊員それぞれ1名分の旅費や研修費、住居借上料などの活動経費をそれぞれ計上しております。

また、47ページの移住定住推進事業費に732万4,000円を計上してありますけれども、北アルプス連携自立圏で取り組む事業の負担金ですとか、移住定住補助金というものが主なものでございます。

さらに、空き家対策事業では、解体補助金を主なものとしまして計125万6,000円を計上しております。また、日常業務では、特に空き家相談などで専門知識が必要となることから、令和4年度に引き続きまして、会計年度任用職員としまして移住コーディネーターを1名雇用する予定でございます。雇用に係る経費は、特別交付税措置がございます。

続きまして、48ページをお願いをします。

目7自治振興経費では1,825万2,000円を計上しております。自治会長への謝礼や自治会活動のための交付金、コミュニティ助成事業への助成が主なものでございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

50ページの下の方、目11の防災対策費ですけれども、前年度比563万1,000円増の1,109万7,000円であります。防災行政無線の保守点検委託料ですとか、気象観測システムの使用料、Jアラートの自動起動装置の更新工事等が主なものとなっております。

続いて、54ページをお願いいたします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費68万円ですけれども、選挙管理委員の報酬が主なものでございます。

続いて、55ページの選挙啓発費10万5,000円ですが、明るい選挙推進協議会委員の報償費が主なものでございます。また、令和5年度につきましては選挙が3つ予定されておりました。

て、選挙の執行経費を目3 県議会選挙費で479万6,000円、56ページに移っていただきまして、目4 としまして町長選挙費で844万円、目5 の町議会議員選挙費で1,450万6,000円、それぞれ計上しております。

次に、57ページの項5 統計調査費、目1 統計調査総務費で2万円を計上しまして、58ページの目2 指定統計費につきましては、住宅土地統計調査経費等で29万4,000円計上をしてあります。

続いて、少し飛んでいただきまして112ページ下段からお願いします。

款9 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費ですが、前年度比151万3,000円増の1億4,809万6,000円であります。こちらは北アルプス広域連合常備消防負担金であります。

次に、目2 非常備消防費ですが、前年度比817万8,000円増の3,376万6,000円であります。内容は、消防団員の退職報償金ですとか出動に関します費用弁償、分団交付金、分団詰所等の維持管理に係る経常経費であります。

また、令和5年度から消防団員の確保と処遇改善のために報酬額と費用弁償額を見直し増額をしております。

次に、114ページの目3 消防施設費411万円ですが、こちらにつきましては、消火栓の設置工事に係る水道事業管理者への負担金で、令和5年度は10か所を予定をしておりますけれども、その負担金であります。

目4 災害対策費150万円ですが、こちらは非常食等の備蓄品の購入の経費であります。

また少し飛んでいただきまして、141ページをお願いします。

141ページから142ページにかけてですけれども、款11公債費、項1 公債費に長期債元金及び利子の償還のほか、町債の借換えによります償還としまして、総額7億9,645万1,000円を計上をしております。

それから、最後に人件費の関係ですが、各款ごとに計上させていただいておりますけれども、給与費明細につきましては、144ページに添付をさせていただきます。一般職総括表には一般職職員88名分と会計年度任用職員183名分の合計について表示をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

歳入及び総務課関係の歳出の補足説明は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第30号中、議会事務局関係の歳出について、山岸議会事務局長。

議会事務局長（山岸 寛君） それでは、議会事務局関係につきまして説明を申し上げます。

36ページを御覧ください。

款 1 項 1 目 1 議会費では、前年度51万8,000円増の5,737万8,000円を計上いたしました。

説明欄 議会運営経費では、議員報酬手当、共済会負担金のほか、議員改正に伴い議員研修旅費や事務消耗品などを主に4,649万8,000円を計上いたしました。

37ページに移りまして、議会事務関係経費は104万4,000円の計上で、議会会議録作成委託料が主な内容となっております。

続きまして、議会報発行経費では89万4,000円の計上で、議会だより年4回の発行経費となっております。

予算書58ページまで飛んでいただきたいと思います。

款 2 項 6 目 1 監査委員費でございます。83万8,000円を計上いたしました。監査委員報酬、旅費などが主な経費でございます。

議会事務局関係は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第30号中、会計課関係の歳出について、丸山課長。

会計管理者兼会計課長（丸山光一君） それでは、会計課関係について御説明申し上げます。

歳出42ページ下段を御覧ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 4 会計管理費は、前年比7万2,000円増の167万9,000円を計上してございます。内容につきましては、説明欄記載の窓口収納手数料、OCR機器保守委託料などの経常的経費を計上しています。

なお、財源内訳の負担金は、OCR機器保守委託料の額を水道事業会計と案分し計上しております。

会計課関係は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第30号中、住民課関係の歳出について、蜜澤住民課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、住民課関係の補足説明を申し上げます。

48ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項 8 目交通安全防犯対策費は579万1,000円を計上し、前年度に比べ30万3,000円の増となっております。主なものでは、49ページ説明欄4 目交通災害共済掛金に184万6,000円を計上しております。

次に、9 目バス等運行事業費は4,582万9,000円を計上し、前年比174万1,000円の減となっております。主なものは、次の50ページ5 目のバス運転業務委託料の4,028万7,000円で、池坂線の移管に伴い減額となっております。また、車内でのバス停案内を行う改修費用2 台分を一般修繕料に計上しております。

10目消費者行政費は76万5,000円を計上し、連携自立圏大町市消費生活センターの運営負担金でございます。

51ページ、2項徴税费、1目税務総務費は4,001万6,000円で、委員報酬人件費でございます。

52ページ、2目賦課徴收費は、前年比349万7,000円減の2,592万1,000円です。各種税金の電算システムe L T A Xシステム等の委託料、長野県地方税滞納整理機構負担金などが主なものでございます。

次に、53ページを御覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費は2,193万8,000円を計上し、前年比786万7,000円の減でございます。主なものは電算委託料、戸籍情報システム構築負担金等のシステム経費でございます。

また、新たにコンビニエンスストアで証明書を交付するための費用を計上しております。

54ページ、2目マイナンバーカード交付費は107万6,000円で、交付に係る事務経費のほか、令和5年度中郵便局でマイナンバーカードの交付申請支援を行うための経費でございます。

次に、60ページを御覧ください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費のうち、説明欄下の戦没者追悼事業、出産祝い金経費、人権擁護委員経費、次の61ページにまいりまして、国民健康保険特別会計繰出金が住民課の関係でございます。

出産祝い金経費は40名を見込み、80万円を計上しております。国民健康保険特別会計繰出金経費は6,292万4,000円の計上で、主に保険税軽減分、保険者支援分に係る法定繰り出しでございます。

2目高齢者福祉費のうち、62ページ説明欄、後期高齢者医療事業は1億8,774万4,000円を計上し、内訳は後期高齢者医療広域連合へ療養給付に係る負担金と、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次に、68ページを御覧ください。

7目医療給付事業費は7,310万2,000円を計上し、前年比403万円の増となっております。主なものは福祉医療給付費の5,650万円で、増額については人件費分でございます。

次に、69ページ下の9目国民年金事務費は787万3,000円を計上し、前年比16万6,000円の増となっております。

次に、78ページを御覧ください。

2項3目児童福祉費は1億596万円を計上し、前年比581万5,000円の減となっておりますが、児童数の減によるものでございます。

次に、86ページを御覧ください。

1番下の4款衛生費、1項3目環境衛生費のうち、説明欄環境衛生一般経費は961万8,000円の計上で、主なものは、87ページ中ほどの池田松川施設組合負担金葬祭センター分の816万8,000円でございます。

説明欄下段、地球温暖化対策事業は、太陽光発電システム設置補助金として15軒分120万円を計上しております。公衆トイレ管理経費は、公衆トイレ3か所分の経費として50万8,000円を計上しております。

88ページを御覧ください。

4目公害対策費は、河川等の水質検査料として22万8,000円、5目墓地公園事業費は相道寺墓地公園の管理経費として62万1,000円、6目飼い犬対策費は狂犬病予防事業費として20万4,000円を計上しております。

次に、89ページを御覧ください。

2項1目清掃費は9,413万9,000円を計上し、前年比380万1,000円の増となっております。ゴミ処理に係る委託料や穂高広域への負担金等が主なものでございます。

90ページをお願いいたします。

説明欄3つ目、一般廃棄物収集委託料は1,396万3,000円を計上し、そのうち資源物をリサイクルするための中間処理費用として、その下の一般廃棄物処理管理委託料903万3,000円を計上しております。

中ほどにあります穂高広域施設組合負担金は4,366万4,000円となっております。

住民課関係は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第30号中、健康福祉課関係の歳出について、宮本健康福祉課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。

59ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち説明欄 社会福祉一般経費に3,119万5,000円を計上いたしました。これにつきましては、主なものとしまして、福祉事務所設置町村にある相談事業委託料、養護老人ホーム運営負担金、60ページ、町社会福祉協議会補助金、医療介護総合確保基金事業、高齢者拠点支え合い事業1か所1,320万円。

2つ目、福祉委員関係事業として639万8,000円が主なものでございます。

次に、61ページをお開きください。

目2 高齢者福祉費のうち、説明欄 高齢者福祉事業としまして1,793万3,000円を計上いたしました。ここで主なものとしまして、北アルプス広域シルバー人材センター補助金、62ページ、養護老人ホーム等入所措置費を計上いたしました。

目3 障がい者福祉費でございますが、2億7,707万5,000円を計上いたしました。総合支援法に基づく各扶助費の支払いが主なものでございます。

次に、64ページをお開きください。

目4 介護保険費としまして1億7,857万2,000円を計上いたしました。ここで主なものとしまして介護保険広域連合負担金です。

目5 の地域包括支援センター運営費として6,288万3,000円を計上しました。主なものとしまして、従来から行っております介護保険事業に対応した予算と、65ページ 高齢者在宅支援事業369万6,000円となっております。

次に、67ページをお開きください。

目6 介護予防日常生活支援総合事業費として1,017万9,000円を計上いたしました。これにつきましては、北アルプス広域連合から介護予防事業を受託して事業実施する経費でございます。

次に、69ページをお開きください。

目8 総合福祉センター管理費として3,939万3,000円を計上いたしました。総合福祉センター管理経費でございます。

次に、70ページをお開きください。

目10福祉企業センター費として2,681万5,000円を計上いたしました。ここでは説明欄福祉企業センター総務経費及び71ページにあります福祉企業センター授産事業経費を計上いたしました。

次に、72ページをお開きください。

目11多世代支援事業費2,247万円を計上いたしました。多世代支援事業を実施をする経費でございます。

次に、81ページをお開きください。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費として9,249万7,000円を計上いたしました。主なものとしまして、安曇総合病院増改築工事補助金、各種医療関係事業の負担金が主なものでございます。

82ページをお開きください。

目2 予防費として8,789万7,000円を計上いたしました。主なものとしまして、説明欄 予防接種事業2,049万円から 保険事業2,065万8,000円。

84ページ、母子保健事業705万3,000円の事業となります。

そのほかでは85ページ、新型コロナワクチン予防接種体制確保事業1,104万円。

86ページ、新型コロナワクチン接種事業2,524万5,000円が主なものでございます。

健康福祉課関係は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（矢口新平君） 議案第30号中、振興課関係の歳出について、大澤振興課長。

振興課長（大澤 孔君） それでは、農業委員会振興課関係の補足説明を申し上げます。

89ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1目7 給水施設費は638万1,000円で、対前年比258万6,000円の減でございます。

法道及び三郷の飲料水供給事業を令和5年度より上水道事業に統合するため、大幅な減額となっております。説明欄、飲料水供給事業は、坂森地区に係る経費でございます。また、高瀬広域水道企業団経費には負担金115万2,000円を、水道事業会計負担金は、令和5年度から上水道事業に統合する簡易水道事業分の負担金520万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、91ページをお願いいたします。

款5 労働費、項1目1 労働諸費は568万9,000円で、対前年5万円の増となっております。新入社員歓迎会経費及び関係機関への補助金、長野県労働金庫に対する預託金が主な内容でございます。

続いて、下段の款6 農林水産業費、項1目1 農業委員会費ですが1,264万6,000円で、対前年19万3,000円増でございます。主な内容は、農業委員12名及び農地最適化推進委員4名の報酬をはじめ、92ページの北アルプス地区農業委員会協議会負担金、職員1名分の人件費が主なものでございます。

続きまして、目2 農業総務費ですが4,196万9,000円で、対前年344万6,000円の増となっております。主な内容については、職員人件費、公用車1台の管理経費でございます。

93ページ、目3 農業振興費ですが9,613万8,000円で、対前年2,366万9,000円の増でございます。説明欄農業振興事業は4,474万4,000円で、主なものとしましては人・農地プランの見直しに係る12011人・農地将来ビジョン確立支援業務委託料501万6,000円のほか、県営園場整備会染西部地区の園芸団地耕作用資材に係る18002産地パワーアップ事業補助金451万

7,000円、94ページ、18046中山間地域直接支払補助金1,502万4,000円と関係機関等への各種補助金、交付金による助成が主な内容となっております。

続きまして、95ページの説明欄、花とハーブの里づくり事業は1,850万円で、主にハーブセンター等の施設修繕費、ハーブガーデン等管理委託料等となっております。特に行財政改革推進委員会のほうから指摘がございましたハーブセンター周辺の借用農地については、地権者に御協力いただきまして改善を図っております。

次に、96ページの説明欄、農業集落支援事業ですが、地域課題の解決のために国の制度である集落支援員制度を新たに導入し、主に農業の担い手育成等に取り組んでまいります。1名分の活動費101万1,000円及び人件費を計上いたしました。

続きまして、土地利用型農業活性化対策事業では、農業再生協議会への補助金300万円を計上しております。

97ページ、地域おこし協力隊活動事業は、農業の担い手確保に向けた人材育成として協力隊5名分の活動費及び人件費を計上しております。

98ページ、目4土地改良費は1億3,015万2,000円で、対前年5,034万8,000円の減でございます。説明欄、農業農村整備総務費については1億1,643万8,000円で、主なものは公用車更新として、機械器具購入費180万円、そして、99ページ、県営ほ場整備会染西部地区に係る農業農村整備事業負担金4,500万円、そして、多面的機能支払交付金6,452万5,000円で、その他関係団体等への補助金、負担金となっております。

続きまして説明欄、農業農村整備管理費については877万6,000円で、土地改良施設維持管理適正化事業の負担金482万5,000円、県単独事業農業農村整備事業負担金、285万1,000円が主なものでございます。

100ページをお願いいたします。

項2目1林業振興費ですが2,570万4,000円で、対前年1,061万5,000円の増でございます。説明欄、林業振興事業については、森林整備委託料200万円、その他関係団体等への補助金、負担金が主なものでございます。

続いて、101ページ説明欄、松くい虫被害対策事業472万8,000円で、主要町道沿線の危険木伐採委託料及び個人や自治会での薬剤防除等に対する補助金でございます。

続いて説明欄、有害鳥獣対策事業は1,591万9,000円で、有害鳥獣駆除実施隊員の駆除に係る費用弁償153万円、鳥獣駆除実施隊及び猟友会への有害鳥獣駆除補助金1,419万1,000円が主なものでございます。

特に補助金については、猟友会の解体場設置に係る補助金1,200万円を含んでいるため予算増となっており、財源にふるさと応援基金を充ててまいります。

続いて説明欄、町単林道整備事業は106万5,000円で、林道の維持補修費用となっております。

続いて下段、目2森林（もり）の里親事業費は110万2,000円で、前年同額です。森林整備委託料が主なものとなっております。

続きまして、102ページ、款7商工費、項1目1商工振興費は6,917万6,000円で、対前年9,781万1,000円の減でございます。説明欄、商工振興事業は4,854万円で、主なものは経営改善普及事業補助金880万円で、商工会の補助金については行財政改革推進委員会から指摘があり、精査の結果、前年比40万円の減となっております。

そのほか、103ページ、エコ住宅リフォーム促進事業補助金500万円及び小企業振興資金預託金3,000万円がございます。

続いて、地域おこし協力隊活動事業142万4,000円ですが、任期延長に伴い、引き続き特産品開発・まちなか活性化に取り組む隊員1名分の住居借上げ料が主なものでございます。

次に、説明欄、創業支援事業185万円ですが、創業者への準備費用や家賃補助及び既存事業者の店舗改修等への助成を行うものでございます。

続いて、説明欄、ものづくり産業クラスター形成事業195万7,000円は、町内企業の展示会出展料やものづくり体験教室開催経費等の産業力再興事業補助金として125万円、池工デュアルシステム事業補助金65万円が主なものでございます。

104ページでございますが、説明欄、新型コロナウイルス対策事業31万4,000円でございます。これは、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により、町の利子補給制度の対象となる融資を受けた事業者に対する利子補給でございます。

続きまして、105ページ、目2観光費でございますが2,611万7,000円で、対前年比129万円の増です。説明欄、観光一般経費の主なものは、池田ふるさと祭り補助金130万円はじめ、カワナ購入等助成のための花見ホタルの里景観形成補助金50万円、法人化して2年目を迎える池田町観光協会補助金2,307万9,000円などイベント及び関係機関への補助金・負担金でございます。

続いて、106ページ、目3大峰高原白樺の森管理事業は447万3,000円で、対前年10万8,000円の増です。大峰高原白樺の森管理経費のほか、用地借上げ料350万円が主なものでございます。

続きまして、款 8 土木費、項 1 目 1 土木総務費は1,719万7,000円で、対前年55万7,000円の増でございます。説明欄、土木費、総務一般経費は294万2,000円で、道路台帳の整備委託料をはじめ、土木管理費用と各種団体への負担金が主なものでございます。

108ページ、項 2 目 1 道路橋梁維持費は5,256万6,000円で、対前年658万8,000円の増でございます。説明欄、道路維持経費は2,116万円、自治会要望等に対応するための道路維持補修費をはじめ、除雪経費など、道路の維持修繕に係る経費を計上したものでございます。

なお、除雪委託料につきましては、当初550万円でスタートし、今年の冬の積雪予報等を参考にして、改めて予算計上してまいりたいと考えております。また、機械器具購入費70万円につきましては、手押し除雪機 1 台の更新費用でございます。

続いて、説明欄、道路橋の定期点検修繕事業1,558万1,000円は、橋梁長寿命化修繕計画の見直しとして定期点検業務委託料520万円のほか、橋梁 2 橋分の工事費として工事請負費1,010万円を計上いたしました。

次に、舗装個別施設修繕事業1,582万5,000円は、舗装修繕計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業による町道花見線の舗装修繕工事費用を計上したものでございます。

続いて、109ページ、目 2 道路舗装費300万円は自治会要望により計画実施する舗装工事費用を計上、目 3 交通安全施設整備事業費336万8,000円は、街路灯電気料のほか、自治会要望により道路の安全施設を計画実施もので、電気料高騰により対前年57万6,000円の増の計上でございます。

続いて、項 3 目 1 砂防費551万9,000円は、対前年99万6,000円増の計上で、急傾斜地崩壊対策事業に伴う負担金400万円のほか、砂防、河川関係の各種団体への負担金でございます。

目 2 排水路費102万7,000円は、自治会要望により計画実施するもので、前年度ほぼ同額の計上でございます。

続きまして、111ページ下段、目 2 公共下水道事業費は、下水道事業会計の負担金として前年同額の 2 億9,000万円を計上いたしました。

続いて、112ページ、項 5 目 1 住宅管理費は215万4,000円で、対前年66万4,000円の減でございます。説明欄、住宅等管理一般経費122万4,000円は、町営住宅 4 団地の管理修繕費用が主なものでございます。住宅・建築物安全ストック形成事業63万円は、住宅耐震診断の委託料及び耐震補強工事に対する補助金となっております。また、ブロック塀等除却事業30万円は、通学路等に面した危険なブロック塀の撤去に対する補助金を計上してございます。

ページ飛びまして、142ページをお願いいたします。

款12災害復旧費、項1目1道路橋梁災害復旧費は1,045万円で、対前年6,196万8,000円の減でございます。説明欄の過年発生公共土木施設災害復旧事業は、豪雨災害による町道548号線花岡地区及び町道658号線広津桃の木地区の災害復旧を債務負担により令和4年度から令和5年度の2か年をかけて実施するもので、工事請負費のほか、工事設計に関わる広域連合負担金を計上いたしました。

農業委員会・振興課の関係の補足説明は以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第30号中、学校保育課関係の歳出について、寺嶋学校保育課長。学校保育課長（寺嶋秀徳君） それでは、学校保育課関係の補足説明を申し上げます。

ページ、74ページを御覧ください。

款3項2目1児童福祉総務費2億2,745万8,000円の予算計上で、対前年比で7.3%の増でございます。

増額の主な要因は、人件費の関係によるものでございます。保育園2園に関わります人件費、電気料、保守管理など必要経費を計上してございます。

次に、77ページ下段から78ページを御覧ください。

目2特別保育費623万9,000円の予算計上で、対前年比で18.5%の増でございます。

人件費と北アルプス連携自立圏の枠組みで行っております病児保育運営事業の町負担金といたしまして56万6,000円を計上しております。

次に、目4児童センター費1,806万4,000円の予算計上でございます。対前年比では0.9%の増でございます。

こちらは、池田児童クラブ及び会染児童クラブ・センターの管理経費と放課後子供教室の管理経費が主な内容でございます。

ページ飛びまして、114ページ下段から115ページを御覧ください。

款10項1目1教育委員会費172万2,000円の予算計上で、教育委員の報酬、市長村教育連絡協議会負担金が主な内容でございます。

次に、目2事務局費8,485万6,000円の予算計上で、対前年比で21.6%の減でございます。前年比との比較では、人件費、コロナ交付金による教室消毒支援事業の削減が予算減額の要因でございます。

主な内容といたしまして、116ページ上段、損害保険料168万1,000円を新しく予算計上いたしました。1人1台端末クロームブックの故障対応の損害保険料でございます。

また、117ページ上段、就学援助費624万7,000円は約80人分を見込み、予算計上をしてお

ります。

次に、117ページの下段、下から2つ目の 中間教室経費23万5,000円につきましては、新規事業となりますが、新年度校外の中間教室を立ち上げるため、消耗品費、庁用器具・機械器具購入費等の予算計上でございます。中間教室の場所及び開館時間につきましては、池田児童クラブの午前中の時間帯を予定しております。

次に、119ページを御覧ください。

目3教職員住宅管理費11万8,000円の予算計上で、内容につきましては教員住宅管理費用でございます。前年度と比較して修繕費を増額しております。

次に、項2小学校費、目1池田小学校管理経費2,208万8,000円を予算計上いたしました。対前年比で84%の増でございます。内容につきましては、光熱水費や委託料に関わる管理経費でございますが、中校舎・北校舎屋根防水改修工事のため、工事請負費758万8,000円を予算計上しているため、大幅な予算増となっております。

次に、121ページを御覧ください。

目2池田小学校教育振興費2,006万4,000円の予算計上で、対前年比で3.2%の減でございます。パソコンリース料188万2,000円、消耗品費115万1,000円などの教育振興経費と町費支援員4名分、学校司書1名分の人件費でございます。

次に、122ページから124ページにかけて御覧いただきたいと思います。

目3会染小学校管理経費1,401万7,000円を予算計上いたしました。対前年比で18.1%の増でございます。池田小学校と同様に光熱水費や委託料等に関わる管理経費が主な内容でございます。

次に、124ページから125ページにかけまして、目4会染小学校教育振興費1,838万8,000円の予算計上をいたしました。対前年比で11.5%の減でございます。池田小学校と同様で、パソコンリース料188万2,000円、消耗品費114万4,000円などの教育振興経費と町費支援員4名分、学校司書1名分の人件費が主な内容でございます。

次に、125ページから127ページにかけて御覧いただきたいと思います。

項3中学校費、目1高瀬中学校管理経費1,710万9,000円を予算計上いたしました。対前年比で20.5%の増でございます。小学校2校と同様に学校の管理に関わる経費が主な内容でございます。

次に、127ページから128ページになりますが、目2高瀬中学校教育振興費2,875万4,000円の予算計上をいたしました。対前年比で20.5%の増でございます。小学校2校と同様に、大

型電子黒板を主としたパソコンリース料415万8,000円、英語指導助手委託料360万円などの教育振興経費と町費講師、町費の講師3名分、学校司書1名分の人件費が主な内容であります。

次に、132ページを御覧ください。

項4 社会教育費、目3 文化財活用推進費552万9,000円の予算計上でございます。教育会館の管理経費を含めた文化財保護活用推進経費102万3,000円が主なものでございます。

133ページをお願いいたします。

目5 記念館費120万4,000円の予算計上であります。記念館一般経費に関する内容でございます。

最後に、135ページをお願いいたします。

項5 保健体育経費、目1 保健体育総務費1億306万3,000円の予算計上でございますが、対前年比で1,212万5,000円の増額でございます。小中学校の健康診断等に関わる経費や学校給食に関わる池田・松川学校給食センターへの負担金が主なものでございます。

なお、来年度給食費に対する町からの1人当たりの補助金を今年度に引き続いて1万円を増額しております。

学校保育課関係の説明以上でございます。

議長（矢口新平君） 議案第30号中、生涯学習課関係の歳出について、下條生涯学習課長。生涯学習課長（下條浩久君） それでは、生涯学習課関係について御説明申し上げます。

110ページ、111ページを御覧いただきたいと思っております。。

款8 項4 目2 公園事業費は、昨年度まで建設水道課で担当しておりました事業もありましたが、令和4年度より生涯学習課担当になっておりますので、この部分は全てこちらでやっております。

電気料高騰等によりまして、昨年比345万8,000円増の2,108万3,000円を計上してございます。

公園管理等一般経費89万2,000円は、主なものでは東山夢の郷公園、高瀬橋東、それから林中ふれあい公園などの管理となっております。

クラフトパーク管理経費2,019万1,000円です。主なものとしましては、美術館、創造館を含めたクラフトパーク全体の電気料及びクラフトパークの管理委託料、公園の部分の管理でありますが、このようなものとなっております。

次に飛びまして、128ページ下段から129ページを御覧いただきたいと思っております。

款10項4目1社会教育総務費は、昨年比185万円減の4,479万3,000円を計上いたしました。社会教育振興経費は54万円です。

次に、129ページ下段から130ページの目2公民館費は前年比30万5,000円増の1,699万6,000円を計上いたしました。交流センター管理経費1,373万は、交流センターの光熱水費電気料が主なものとなっております、130ページに入りまして、夜間休日の管理業務委託料、それから、施設保守管理委託料などが主なものとなっております。

続きまして、公民館事業活動経費として120万5,000円でありまして、新池田学問所の経費21万5,000円、人権教育振興経費5万7,000円、131ページに入りまして、青少年育成費88万6,000円、男女共同参画推進経費20万6,000円、若者交流事業として10万などとなっております。

次に、132ページ下段の目4図書館費は、前年比211万1,000円増の、1,750万8,000円を計上いたしました。主なものとしましては、図書館の管理システムのリース料286万5,000円でありまして、近年再々リース等による方法で延命をしてきておりましたが、来年度からは、サーバーを持たないクラウド方式に切り替えて、経費を抑えて対応していきたいというものとなっております。

そのほか主なものとしましては、図書購入費として例年並みの308万円となっております。

次に、134ページ中段を御覧いただきたいと思います。

目6美術館費は2,959万4,000円を計上いたしました。昨年比664万8,000円増となっておりますが、これは、令和5年度より美術館・創造館を指定管理に出し一体化管理する上で、合計の指定管理料として2,864万円とさせていただきます。

次に、目7創造館費は、前年比339万4,000円減の48万8,000円を計上いたしました。夜間休日の施設管理委託料等の支出が来年度からはなくなるということでございます。

次に、135ページを御覧いただきたいと思います。

こちら令和4年度より生涯学習課が担当となりました多目的研修集会施設の関係でございます。施設費は569万8,000円でございます。

次に、136ページ下段を御覧いただきたいと思います。

項5保健体育費、目2総合体育館費は、前年比52万円増の1,636万4,000円を計上いたしました。総合体育館管理経費550万8,000円のうち、電気料、総合体育館管理・用務委託料が主なものとなっております。

137ページ、最下段からの体育振興経費では、次になりますが、139ページにございますが、

各団体等への補助金・負担金で総合型地域スポーツクラブ「大かえで倶楽部」への補助金270万円などが主なものでございます。

次に、松本山雅FCのホームタウン事業は33万円となっております。

目3 体育施設費は、前年比22万円増の428万2,000円を計上いたしました。ここでは、テニスコート・弓道場の施設管理経費126万5,000円であります。現在、一般開放の休止中の町民プールのろ過点検料につきましては、中学校管理費に移管するということでありますので、プールという表記は今回から削除となっております。

続いて、140ページ、農村広場183万8,000円、ローラースケート場18万9,000円、最後に141ページ、河川敷の運動広場99万円などの一般管理経費を計上いたしました。

生涯学習課関係は以上です。

議長（矢口新平君） 議案第30号の説明が終わりました。

続きまして、議案第32号、第33号について、蜜澤住民課長。

住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、議案第32号 令和5年度池田町国民健康保険特別会計予算の補足説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は10億8,534万2,000円で、前年度に比べ5,105万9,000円の減となっております。

7ページの歳入を御覧ください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は1億6,100万円を計上しております。被保険者数の減少により1,252万6,000円の減額となっております。

2款は督促手数料で6万円、次の8ページ、3款1項国庫補助金は、1目災害臨時特例補助金、2目出産育児一時金補助金合わせて1万6,000円の計上でございます。

4款1項県補助金、1目保険給付費等交付金は8億2,780万1,000円を計上し、前年比3,766万2,000円の減となっております。

次に、9ページの6款繰入金の1項1目一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定、財政安定化支援事業、出産育児一時金など、法定繰入分として6,292万3,000円を計上しております。

2項基金繰入金は前年度より400万円増の3,200万円を計上しております。県への納付金の財源不足を補うため、本年度も基金を繰り入れるものでございます。

次に、10ページからの8款諸収入は、検診実費手数料など計99万1,000円を計上しております。

次に、12ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は226万1,000円で、主に電算共同処理に係る委託料等の事務経費、2目連合会負担金は50万7,000円で、国保連合会負担金等に係る経費でございます。

13ページにかけまして、2項徴税费、1目賦課徴収費は202万7,000円で、保険税徴収に係る経費、3項1目運営協議会費は7万8,000円でございます。

下段の2款保険給付費でございますが、1項療養諸費では、1目療養給付費7億円、14ページにまいりまして、2目療養費700万円、3目審査支払手数料270万円で、計7億970万円を計上し、前年比3,123万円の減となっております。

次に、15ページにかけたの2項高額療養費は、1目高額療養費1億円、2目高額介護合算療養費10万円で、計1億10万円を計上し、前年比505万1,000円の減額となっております。

いずれも被保険者数の減によるものでございます。

次に、16ページを御覧ください。

4項1目出産育児一時金は、実績により3件を見込んで150万円を計上しております。

5項1目葬祭費については100万円の計上、6項傷病手当金は、新型コロナウイルス感染等により就労できず、給料等の支払を受けられない場合に支給するもので50万円を計上しております。

17ページ、3款国民健康保険事業費納付金でございますが、1項医療給付費分は1億5,545万7,000円を計上し、18ページにまいりまして、2項後期高齢者支援金等分は6,346万7,000円、3項介護納付金分は2,222万8000円でそれぞれ計上しております。

次に、下段からの4款保健事業費であります。1項1目保険衛生普及費は146万5,000円、19ページの2項1目の特定健康診査等事業費は2,308万6,000円で、特定健診委託料、人間ドック補助金が主な経費でございます。

21ページの6款1項1目の一般被保険者保険税還付金は、所得の修正申告当による保険税変更に伴う還付の経費となっております。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

続きまして、議案第33号 令和5年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について補足の説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は1億6,692万円で、前年度に比べ779万円の増となっております。

それでは、6ページを御覧ください。

歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は、1目特別徴収保険料8,800万円、2目普通徴収保険料3,610万円、合わせて1億2,410万円を計上し、前年比500万円の増となっております。

下段の3款1項一般会計繰入金は1目事務費繰入金636万5,000円、2目保険基盤安定繰入金3,633万9,000円を計上しております。

次に、8ページの歳出を御覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費は、主に保険証の郵送料等で17万6,000円の計上、2項1目徴収費は保険料の徴収に関する経費として、電算システムや納付書の郵送料など、47万7,000円の計上でございます。

下段、2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億6,616万7,000円を計上しております。これは保険料、県広域連合事務費、保険基盤安定負担金を長野県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

以上、議案第32号及び第33号の補足の説明とさせていただきます。

議長（矢口新平君） 続きまして、議案第34号、第35号について大澤振興課長。

振興課長（大澤 孔君） それでは、議案第34号 令和5年度池田町水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

19ページの実施計画明細書をお願いいたします。

主立ったところの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、款1水道事業収益、項1目1給水収益の2億740万1,000円は水道使用料で、簡水及び飲水の増額分を見込み、前年比232万5,000円を増といたしました。

目2、受託工事収益の363万円は、消火栓修繕による工事収益でございます。

次に、項2目2の長期前受金戻入は、補助金等により取得した固定資産の減価償却の見合い分を収益化したもので、3,186万4,000円を計上、目4他会計負担金520万1,000円は簡易水事業統合により、旧簡易水道事業の元利償還分を一般会計から受け入れるものでございます。

続きまして、20ページの支出についてでございます。

款1水道事業費、項1目1原水及び浄水費は職員1名分の人件費、水質検査等の委託料や施設の修繕費用など1,384万8,000円の計上でございます。

目2の配水及び給水費は、水道メーター交換委託料とこれに係る材料費のほか、配水施設

の修繕費、電気料など3,584万2,000円の計上でございます。前年比1,276万6,000円の増となりますが、特に簡水、飲水の統合による施設修繕費の増や電気料高騰分が増額の主な要因でございます。

21ページ、目3 受託工事費は、町から委託を受けて行う消火栓修繕に係る経費に353万8,000円の計上でございます。

目4 総係費は、職員3名分の人件費やメーター検診、会計システムの委託料など4,026万8,000円で、前年比1,323万6,000円の減でございます。減額の主なものは、4年度に実施した水道事業認可変更業務委託料1,500万円の減でございます。

22ページ、目5 減価償却費は、建物・構築物などの有形固定資産減価償却費として1億300万9,000円、目6 資産減耗費には、構築物の除却費などに410万円を計上してございます。

次に、項2目3 消費税は、簡水分を含めた水道事業会計の支払い消費税に1,600万円を計上しております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

ここでは、資本的収入及び支出に関わるものでございます。

まず、収入につきましては、款1 資本的収入、項1目1 工事負担金は、加入分担金264万円で、前年度と同額を見込んでございます。

次に、支出につきましては、款1 資本的支出、項1目1 給配水設備費は、配水管布設替や中区第2ポンプ更新等に6,600万円を計上、前年比2,180万円の増といたしました。

項2目1 企業債償還金は886万円9,000円で、これは簡水分も含めた計上となっております。

項3目1 他会計貸付金は6,000万円を計上しましたが、高瀬浄水園のストックマネジメント計画に係る改築事業費を下水道事業に貸し付けるものでございます。

ページを戻っていただき、6ページをお願いいたします。

6ページ以降でございますけれども、キャッシュフロー計算書、そして、次のページから給与費明細書、そして、損益計算書、貸借対照表等を記載しておりますので御覧いただければと思います。

議案第34号の補足説明については以上でございます。

続きまして、議案第35号 令和5年度池田町下水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

2ページ、第5条は、一時借入金の限度額を5億円と定めたものでございます。そして、

第6条には、企業債に関わるもので、下水道事業債1,015万円、資本費平準化債で1億7,200万円としてございます。

それでは、13ページの実施計画明細書をお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、款1下水道事業収益、項1目1下水道使用料は1億7,900万6,000円で、前年同額の見込みでございます。

次に、項2目1国庫補助金は、社会資本整備総合交付金6,726万5,000円で、前年比4,176万5,000円の増でございます。これは、ストックマネジメント事業に係る高瀬浄水園の改築工事に対する交付金でございます。

目2の長期前受金戻入は1億5,280万2,000円で、前年比730万7,000円の減額でございます。

目4他会計負担金は、一般会計からの負担金1億4,091万6,000円で、前年度比705万円の減額でございます。

続きまして、14ページの支出についてお願いいたします。

款1下水道事業費、項1目1管渠費84万円は、マンホール修繕費用等に、目2のポンプ場費238万8,000円は、マンホールポンプ施設の通信電話料や電気料でございます。

目3の処理場費7,004万円は、水質検査、汚泥処理、包括的長期民間委託などの維持管理費で前年比801万9,000円増でございますが、処理場の電気料高騰分が増額の主な要因でございます。

目4総係費215万1,000円は、企業会計システム経費等で、前年比63万7,000円減でございます。

15ページ、目5減価償却費は、建物や構築物などの有形固定資産減価償却費で、2億6,511万6,000円の計上でございます。

次に、項2目1の支払利息は、企業債利息3,370万4,000円、目2消費税では、下水道事業の支払い消費税に1,400万円を計上しました。

項3、目1過年度損益修正損は、支払い消費税の予算が不足した場合に備え、200万円を計上しております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

ここでは、資本的収入及び支出に関わるものでございます。

まず、収入につきましては、款1資本的収入、項1目1工事負担金は受益者負担金400万円で、前年と同額を見込みました。

目2 他会計負担金は、一般会計からの負担金1億4,908万4,000円を計上、項2目1の企業債は1億8,215万円で、下水道事業債及び資本費平準化債による借入れで、前年比2,025万円減でございます。

項3目1 他会計借入金は、高瀬浄水園改築工事の事業費として、水道事業会計から6,000万円を借り入れるものです。

次に、支出につきましては、款1 資本的支出、項1目1 公共下水道事業費は1億4,370万円の計上ですが、内容は高瀬浄水園改築工事に係る下水道事業団への委託料、半在家地区の県道改良工事に伴う本管移転工事費等で、前年比9,270万円増でございます。

項2目1 企業債償還金は、償還元金5億3,974万5,000円を計上してございます。

ページを戻っていただいて、6ページをお願いします。

6ページ以降でございますが、6ページにはキャッシュフロー計算書、そして、7ページには損益計算書、そして貸借対照表等をそれぞれ記載してございますので、御覧をいただければと思います。

補足説明は以上でございます。

議長（矢口新平君） 終わりました。

続きまして、財政計画資料について、総務課寺島財政係長。

総務課財政係長（寺島靖城君） それでは、令和5年度財政計画について説明いたします。

お手元の財政計画資料を御覧ください。

この資料の説明につきましては、提案説明等と重複する内容があると思いますが御了承願います。

それでは、1ページを御覧ください。

池田町会計別予算額の状況であります。各会計の令和5年度当初予算額を前年度と比較したものです。一般会計と工場誘致等特別会計を合わせた普通会計の予算額は47億1,208万5,000円です。

その下の国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計予算を合わせますと12億5,226万2,000円です。普通会計・特別会計を合わせた令和5年度予算総額は、59億6,434万7,000円で、前年度に比べマイナス4億3,341万8,000円、率にして6.8%の減となっております。

下の表は、水道事業会計及び下水道事業会計の予算状況となっております。

次に、2ページを御覧ください。

上段は町勢、中段には令和3年度会計別実質収支の状況、下段には公債の状況を載せてご

ざいます。

町勢の住民登録人口は、令和4年3月31日現在9,489人で、前年に比べ134人の減少となっております。産業構成比は、令和2年国勢調査数値となります。

令和3年度会計別実質収支の状況は、昨年9月の決算議会で報告済みの歳入歳出決算の状況でありますので説明は省略いたします。

公債の状況ですが、各公債費それぞれの令和4年度末残高、令和5年度の元利償還額、起債発行見込額により令和5年度末残高を見込んだものであります。なお、簡易水道事業特別会計は、令和5年4月1日に水道事業会計へ統合されるため、簡易水道事業債の令和5年度分は水道事業債に加えてございます。

全会計の令和5年度末残高は、70億2,149万1,000円の見込みであり、住民1人当たりに換算しますと約74万円となります。

次に、3ページの一般会計歳入歳出予算目的別一覧表を御覧ください。

内容は、提案説明等のおりとなりますので説明は省略いたします。

次に、4ページは消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、社会保障施策に充当される経費を明確化したものであります。

次に、5ページの一般会計歳出予算性質別状況を御覧ください。

前年度予算額と比較額の大きい主なものについて説明いたします。

一番目の人件費は、会計年度任用職員の勤務時間増や地域おこし協力隊員、集落支援員の新規採用などにより、前年比4,472万円の増です。なお、ここで言う人件費とは、特別職、一般職、会計年度任用職員をはじめ、議員報酬や各種審議会等の報酬も含んでおります。

2番目の物件費は、電気料や燃油代高騰による光熱費の増や、ふるさと応援寄附金の増加に伴う業務委託料の増、美術館・創造館の一体的な管理による指定管理料の増などにより4,253万7,000円の増となっております。

5番目の補助費等は、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策分が減ったことにより6,805万8,000円の減、6番目の公債費は、金利負担見直しのための町債の借換え額減少等により2億6,778万3,000円の減となります。

11番目の投資的経費のうち、普通建設事業費は1億7,920万8,000円で、前年度比4,677万円の減となっております。減った要因としては、会染西部地区ほ場整備の事業費減に伴う地元負担金の減などが挙げられます。

投資的経費の内訳につきましては、6ページの一般会計建設事業の実施計画書を御覧くだ

さい。

次に、7ページを御覧ください。

これまで御説明しました内容をグラフ構成により表しております。上段が歳入、下段が歳出です。歳入の左側のグラフで、網掛けのところが自主財源で29%の割合、白抜きのところが依存財源で71%の割合となっております。自主財源で大きなウエートを占める町税の内訳は右側のグラフのとおりで、新型コロナからの回復などを見込み、前年度に比べて3.2%の増を見込んでおります。

次に、下段の歳出のグラフの左側の目的別では、歳出総額に占める割合で最も大きいのは民生費で、以下、公債費、総務費の順となっております。右側の性質別では、濃い網かけのところが義務的経費が49%、白抜きのところが投資的経費が4%、薄い網かけのところがその他の経費で47%を占めております。

次に、8ページを御覧ください。実質公債費比率の推移を示したものであります。

これは、実質的な地方債の償還額が財政に及ぼす負担を表すことによって、財政が硬直化しないよう、新たな地方債の制限等を行う目安となる指標です。

表の下に実質公債費比率の計算式を載せてございますが、この計算式で算出した数値が表の の単年度における実質公債費比率となります。国・県へ報告し公表される数値は、 の過去3か年平均の実質公債費比率の数値であります。

この実質公債費比率が18%を上回ると、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられ、地方債の借入に県の許可が必要となります。

下のグラフは、実質公債比率の推移を表したものです。

ここでは、数値が確定している平成30年度から令和3年度までの過去4年間と、推計値となる令和4年度以降の4年間の計8年間を示しております。

次に、9ページを御覧ください。

令和3年度の普通会計における決算、財政指標等を近隣自治体と比較した表を掲載しております。表の中ほどにある地方債現在高（B欄）は、令和3年度末時点ですが、当町は49億7,900万円となっております。その下の積立金現在高（C欄）は、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金の令和3年度末の現在高で17億9,800万円となっております。

次に、10ページを御覧ください。

普通会計から水道会計までの全てにおける地方債の元利償還金の推移と未償還元金の推移をグラフにしたものです。町の実施計画に基づき、3か年の実施計画書に計上されている事

業の地方債を見込み、それ以降の継続が見込まれる事業についても地方債を考慮しております。下段の未償還元金の推移につきましては、現時点で計画されている起債事業を予測しております。

次に、11ページから17ページにかけまして、普通会計の町債の全ての明細を載せてございます。

18ページは、新たに令和5年度に償還が発生する予定の普通会計の町債及び令和5年度発行を予定している普通会計の町債の状況であります。説明は省略いたしますが、御参考にいただければと思います。

令和5年度財政計画についての説明は以上でございます。

議長（矢口新平君） 説明が終わりました。

散会の宣告

議長（矢口新平君） 本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時29分

令和 5 年 3 月 定例 町 議 会

(第 2 号)

令和5年3月池田町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年3月1日(水曜日)午前10時開議

日程第 1 議案第4号より議案第21号まで、議案第27号より議案第35号まで質疑
各委員会に付託

日程第 2 請願・陳情書について
上程、朗読、各常任委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山真君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	大出美晴君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	和澤忠志君	11番	倉科栄司君
12番	矢口新平君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	麩聖章君	教育長	山崎晃君
総務課長	宮澤達君	住民課長	蜜澤佳洋君
健康福祉課長	宮本瑞枝君	振興課長	大澤孔君
会計管理者兼 会計課長	丸山光一君	学校保育課長	寺嶋秀徳君
生涯学習課長	下條浩久君	総務課長補佐 兼総務係長	井口博貴君

事務局職員出席者

事務局長 山 岸 寛 君 事務局書記 矢 口 富 代 君

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（矢口新平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お諮りします。

本日予定しておりました日程 1 が昨日終了しましたので、本日の日程 2 を日程 1 とするよう日程を順次繰り上げ、変更したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

よって、変更することに決定しました。

議案第 4 号より議案第 2 1 号まで、議案第 2 7 号より議案第 3 5 号まで、質疑、各委員会に付託

議長（矢口新平君） 日程 1、各議案ごとに質疑を行います。

議案第 4 号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番、薄井孝彦議員。

7 番（薄井孝彦君） この議案については、私、賛成ですけれども、名称が建設水道課というのでいいかどうか。これを見ますと、やっぱり課の名称というのは、そのやっている事業がよく分かる名称のほうが私はいいいんじゃないかと思います。そういうこと言うならば、林業地産に関することということが入っていますので、建設水道森林課、そういう名称のほうがよく内容が分かると思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤総務課長。

総務課長（宮澤 達君） 全協でもそのような意見が出まして、こちらも検討させていただきました。その辺につきましては、従来の係の耕地林務係という名称をそのまま残すことに

よりまして、課の名称を変えなくてもスムーズにいくといたしますか、町民の方に関しては分かりやすいのではないかという判断で、今の課の名称をそのまま使いたいという結論に達しております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第5号 池田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第6号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例及び池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第7号 池田町特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第8号 池田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第9号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第10号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第11号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第12号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第13号 池田町工場誘致等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第14号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第15号 池田町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第16号 池田町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第17号 池田町簡易水道設置条例を廃止する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第18号 池田町簡易水道特別会計条例を廃止する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第19号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、薄井孝彦議員。

7番（薄井孝彦君） この条例なんですけれども、国の基準が変わったということで、安全面の措置を取るとということで前進面があるということで、私はその面では評価したいと思うんですけれども、ただ、町の考え方をお聞きしたいというのは、要するにこの家庭的保育事業所というのは、もともとはやはり都会における保育園に入れな待機児童、それを何とかしなければならないということで出てきた措置だと私は思っています。

ですけれども、今の池田町ではそういう待機児童とかそういうものは私はないと思いますので、言ってみれば、町の公的な保育園なんかと比べてこの家庭的保育施設というのは条件が悪いと思うんです。ですので、町として、例えば未満児について、町の公的保育所、現在の保育所をやめてこちらの家庭的保育事業のほうに移管していくと、そういう考え方があるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

家庭的保育事業等の民間の業者の可能性、現在のところ、池田町の場合は該当する施設がございませんけれども、この条例改正につきましても国の法改正、基準が基になっておりますので、池田町においても今後、そういった家庭的保育事業所の存在がないとも限りませんので、そのためにも条例改正は国の基準に沿った形で行っておりますので、今後もそういった可能性は捨て切れないものですから、必要に応じて条例改正のほうは行ってまいります。

議長（矢口新平君） 養町長。

町長（養 聖章君） 補足いたしますけれども、現在の保育所体制を変えて、この家庭的保育事業に移行するという考えはありません。

以上です。

議長（矢口新平君） 他に質疑はありませんか。

5 番、矢口稔議員。

5 番（矢口 稔君） 薄井議員の関連でもありますけれども、薄井議員のほうで待機児童といえますか子供たちはいないという話でしたけれども、やはり未満児を中心に保育を断られてしまっている方も私はお聞きすることもあります。

現状はどのような形、一時保育も含めてどのような感じの、実際、そういったところが多くなってどうしても待機の方が多くなってくれば、こういった民間の方の力も借りざるを得ないような状況も出てくると思うんですけれども、そういったところで、未満児を中心とした待機児童の現状についてお聞かせいただければと思います。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 現在のところ、待機児童の把握ですけれども、まず考え方といたしまして、年度当初に待機児童がいるかないかで待機児童の公表という形になりますので、年度途中で入園希望があった場合は、当然、ちょっと配置の関係が整わない部分もありまして、待っていただくことが結構ある状況です。

ですけれども、年度初めにはそれなりの体制づくりを、今まではそういった形で待機児童が出たということとはございませんけれども、ただ、年度途中で捉えればやっぱり確実にすぐに入れる環境ではないということはいえると思います。

議長（矢口新平君） 矢口稔議員。

5 番（矢口 稔君） 大体、そういう年度途中で何名くらい、要するにこういうあぶれちゃっているといえますか、希望をかなえられない方がいるのか分かれば教えてください。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 私の把握する限りですけれども、やっぱり数名ですね。そんなに、10人とかそういったレベルの話ではないので、数人ということでもよろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） なければ終了します。

議案第20号 池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、服部久子議員。

8番（服部久子君） お願いします。

ちょっと説明していただければと思うんですが、特定教育保育施設というのは、今、認定こども園のことだと思うんですけれども、それをお聞きします。それから、特定地域型保育事業、これはどういうものなんでしょうか、説明をお願いします。

議長（矢口新平君） 特定施設と保育型事業の説明を寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 特定教育保育施設は、認定こども園の池田保育園、会染保育園です。また、特定地域型保育事業というのは認可外の、そういった施設を含めたものになりますけれども。

議長（矢口新平君） 服部議員。

8番（服部久子君） 今、町がやっているこども園を含めた名称が特定地域型保育事業と言うんですか、そうではないんですか。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 池田町の認定こども園は特定教育保育施設です。後半のほうにある特定地域型保育事業というのは、認可外の保育事業所等が含まれる事業所の総称ということになります。

議長（矢口新平君） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） なければ終了します。

議案第21号 池田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第27号 権利の放棄について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第28号 令和4年度池田町一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、薄井孝彦議員。

7番（薄井孝彦君） 20ページの産地パワーアップ事業が208万円落ちていますが、採用にならなかった理由をお聞きしたいと思います。

それから、次のページの多面的機能支払交付金、これが912万円、やっぱりできなかったという理由について説明をお願いいたします。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） それでは、まず産地パワーアップの計画の採択ということでございますけれども、大北地域での全体での産地パワーアップ事業について国のほうに申請したわけでございますけれども、要は、もともとの産地の範囲というのが一定のまとまりを持って農業生産が行われる農地ということでございますけれども、大北の中でそれが認められなかったという、要は地区ごとの産地だったというような形で、一定のまとまりが認められなかったということが大きな理由でございます。

ですので、大北地域の産地パワーアップ計画については承認が得られなかったということでございますけれども、会染西部の地区についてはこの対象ではございませんので、これについては引き続き計画ということで進めていけるということでございます。

それと、多面的機能支払交付金の関係でございますけれども、これにつきましては、共同活動と維持については満額が交付されたわけでございますけれども、長寿命化につきまして若干減らされてきたということでございますので、確定に伴う減ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 他にありませんか。

8番、服部久子議員。

8番（服部久子君） 19ページ、あづみ病院の原油高騰補助なんですけど、これ、議会全員協議会で少し問題になったんですが、その後、各市町村とかそれから厚生連なんかにお話はされたんでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） まだこの件については協議は開始しておりません。議会後ということにしておりますので。

以上です。

議長（矢口新平君） 他にありませんか。

矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 2点ありますけれども、まず、あづみ病院への支援なんですけれども、私もお世話になっている医療機関等にお聞きをしたら、やはりどこも電気代が高騰している。ということになると、そういったところも含めて今後支援をしていくのか。要するに、あづみ病院に特化した理由、この支援を行うことによって何か池田町に、ふだんからお世話になっているわけですが、そういったところのこういう特徴的なところは何か、町長、あるんでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） あづみ病院の増築の場合にもそうでしたけれども、関係自治体が全部ある程度の負担をしていこうということで、割合が決められて負担をしているところです。池田町では現在も3,000万円負担をしているということで。そういうことでは地域にとりまして大変公共性が高いと。

一般の医院もありますけれども、それ以上に高いということと、このあづみ病院からはしっかりとした要望が上がってきたと。一般から上がってきた場合にどうするかという件もありますけれども、取りあえず、あづみ病院からそういう要望が上がってきておりますので、これに対処すべく関係自治体と共有していくということでもあります。

以上です。

議長（矢口新平君） 5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） また今後いろんなところから、個人医院、また福祉施設、様々なところから、このようなことがあれば多分、ぜひ私たちも厳しいのでという声が上がってくる可

能性もありますので、そういったところもしっかり幅広く聞いていただいております。お願いしたいと思っております。

また、あづみ病院には町長を筆頭にした協議会がありますので、その協議会でまたぜひ議論をしていただいております。本当にこういう自治体がこの支援の在り方も含めて考えていく時期に来ているのかなと思っておりますので、ぜひ近隣市町村としっかりと連携して取り組んでいただきたいと思います。

続いての質問が14ページの関係です。

情報処理費の関係ですけれども、この補正に結構大きな金額で4,100万円余りの、電算委託料3,000万円、また、庁用・機械器具の購入費が1,000万円弱上がってきております。どのタイミングで、来年度予算ではなくてこのタイミングにした理由は何か、補助裏等はあるのか、こういった理由なのかお聞かせください。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） 残念ながら補助裏はないんですけれども、やはり1年、システムの補修、終了期限を延ばしているということもございまして、早く着手をしたいということと、機材等もまた年度コストが上がってくることが想定されるということで今回の計上とさせていただきます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） なければ終了します。

議案第29号 令和4年度池田町水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第30号 令和5年度池田町一般会計予算について質疑を行います。

最初に歳入全般11ページから35ページについて質疑を受けたいと思っております。

質疑はありませんか。

7番、薄井孝彦議員。

7番（薄井孝彦君） 全般になるかもしれないんですけれども、この予算でやった場合、経常収支比率ですね、これはどの程度になるんでしょうか、教えていただきたいと思います。

議長（矢口新平君） 宮澤総務課長。

総務課長（宮澤 達君） 経常収支比率ですけれども、それは決算等を基にして出しているものですが、予算の段階ではなかなか計算が難しいということですので、予算決算特別委員会等でもまたちょっと話をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） では、委員会をお願いします。

薄井議員。

7番（薄井孝彦君） 分かりました。

今回の予算の特徴として投資的経費が4%ということで、これは過去四、五年の中では恐らく一番最低だと思うんです。今後いろんな施設を改修しなければならないという時期に入ってきている中で、今回は4%しか取れなかったんですけれども、今後もこういう形が続くのかどうか、その辺のところはどんなふうにお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） ここ数年、当面はやはり投資的な経費は少なくなってしまうというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

7番（薄井孝彦君） 町長にもお聞きしたいと思いますけれども、行革の委員会の指摘でも、やっぱり今の一番の町財政の問題点としては経常収支比率が非常に高いと。要するに、そういう投資的経費に回らないという財政構造になっていると。それをどのように改善していくかというのが今の最大の課題であるというふうに述べているわけです。そういう点で、今回の予算、どのように工夫されてその辺を改善するように取り組んだのかお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 投資的経費につきましては、基本的には必要に応じて予算査定を行っていくわけで、今回4%と少なくなっておりますけれども、ほかが多くて圧縮されたということでは私は考えておりません。たまたま投資的経費と言われる部分が少なかったということになるのかなと思います。

経常収支比率を見ますと、分子に当たる物件費、公債費が一番高いというのが池田町の経常収支比率を低めている要因でありますけれども、この公債費につきましては、再三お話し

いたしておりますように、計画的に公債費を上げているということでありまして、また物件費あるいは人件費等は上昇みでありますので、今後も、非常に厳しい財政運営は避けられないというふうに考えております。

また、財務省からのいろいろなデータを見ますと、平均的に県内、同規模の類似団体というんですけれども、そういう団体と比較して経常収支比率が池田町は高いというデータは出ておりません。たまたま令和7年に高くなるんですけれども、それ以外は全部下回っているという数字で、今後は、ピークを超えますとずっと、この経常収支比率、類似団体の中では平均からすると下がっていくということでありまして。

また、投資的経費と経常経費とのバランスということでありまして、先ほどお話ししましたように、経常経費が抑えられないというのが今の時代でありますので、これは非常に難しい問題がこれから出てくるかなと。その中では事業の集中と選択というのも出てくると思いますが、やりくりをしながらという、平易な言葉でありますけれども、そういうことの中で町民の皆さんの要望にできるだけ応えられるような、そんな予算組みはしていきたい。

今回もそういう意味では決して町民の皆さんに負担をかけるというようなところはないと思いますし、また、要望をかなり削っているというところもないと思います。そんなことで御理解いただけたらと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

7番（薄井孝彦君） 経常収支比率が池田町の場合そんなに高くないという、今、町長のお話があったと思うんですけれども、それはやっぱりもう少し精査したほうが私はいいのではないかと思います。私は、行革の委員会の資料を見ていただいても分かると思いますけれども、高いというふうに行革の委員会でも指摘しておりますし、松川村の辺りも見てみたんですけれども、やっぱり池田町のほうが高いですね。松川の場合は7割から8割くらいだと思いますけれども、池田町の場合は8割から9割の間です。その辺はもう少し正確に見ていただいて町政運営をやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（矢口新平君） 意見でよろしいですね。それでは、委員会でしっかり練っていただきたいと思います。

他に質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 予算全体に関わってたまたま総務費の中に出てくるんですけれども、

行財政改革推進委員会の皆さんが非常に丁寧に審議をされていて答申も出されております。その中で来年度予算に向けてももちろん答申が出されているわけで、特に40ページの庁舎の駐車場の関係の借上料ですね、これを何とか職員の皆さんに負担していただけないかということも議会からも再三お願いしているわけであります。

今回は特にそういったことが歳入のほうでなかなか見えてこないというところもありますけれども、予算全体を通して、今回の予算で行財政改革推進委員会の皆さんが答申した内容がどのくらい踏襲されているのか。町長にお聞きしますけれども、どのくらい、今、答申に基づいて予算を反映させてきているのか、その点についてお聞かせください。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ちょっと細かな明細資料がありませんのでお答えできませんが、一つ一つ今、精査をして、何回もお答えしておりますけれども、すぐ対応できる問題と時間をかけて、いわゆる他者のいる項目については十分他者とも協議してその可能性を探っていくということになるかと思います。でありますので、まだ答申が全部出そろっておりませんので、1項目1項目、できるところからは手をつけているということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 分かりました。町長の言っていることは分かりますけれども、こうやって予算書が上がってくると、議会の中で1項目1項目というわけにはいかないと思うんです。こうやって出てきているので今年はこれでいきますということなんですけれども、時間的なタイミングも、答申を受けてというと、当初予算が通ってから答申が来るような形になるとまたそれで補正をかけていくのか、そんなところも含めてお聞かせください。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） これから出てくる答申については、どんな対応をとというのはここではちょっとお答えできませんけれども、駐車場のことについて先ほどお話がありましたが、これは予算計上させていただきましたが、行革の委員会のほうでも御説明いたしましたけれども、職員とのこれは対話が必要であろうと。公平性とかの問題がありますので、職員の皆さんが納得できるような、そういう形で進めていくべきだろうということで、今年はこれを予算計上しました。1年かけて協議をしていくということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（矢口新平君） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） なければ質疑を終了します。

次に、歳出関係について各款ごとに質疑を受けます。

第1款議会費36ページから第2款総務費59ページまで質疑はありませんか。

4番、横澤はま議員。

4番（横澤はま君） 41ページであります。

特別職の人件費になるんですが、これはお伺いしたいんですけども、今、副町長が不在であります。町長自身、今、それに対しての対応ですね、ここに計上されておりますので町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今のところ、新しい議員構成になりましてから検討しようかなど。当初では上げさせていただいておりますけれども、新しい議員構成になってから提案するかどうか、また検討していきたいというように考えています。一応、だから予算としては上げておくということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費59ページから第4款衛生費90ページまで質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第5款労働費91ページから第7款商工費106ページまで質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 1点、98ページの関係でございます。

右下に庁用器具・機械器具購入費ということで180万円ということで、たしか車両の更新があったかと思えます。昨今、町長も脱炭素の地球温暖化防止といいますが、気候非常事態宣言も当町は出されているわけでありまして、しかしながら、役場の車両を見てもなかなかこういう脱炭素に向けた車両の更新がされていないといったところがございます。

この車両更新においては、来年の町財政計画でも、国から電動車の購入については交付税措置30%、充当率90%のそういった補助裏もある事業もございます。この車両がそれに適しているかどうかはちょっと分かりませんが、今後、車両更新に当たっては、これは令和8年、もうちょっと先までやっていくようでございますので、こういう国の補助事業うまく利用した中で、町内でこういう巡回をいつもしているものについては電動化とかハイブリッド化、そういったものを含めた更新の時代にもうなっていると思いますが、町長はどのように考えていますでしょうか。

議長（矢口新平君） 養町長。

町長（養 聖章君） 今回はちょっと対応する機種がありませんでしたので。しかしながら、これから公用車の更新時期には、大いにそういうCO削減に対応できる車両等について研究し、導入を図っていききたいと、一つ一つまた検討していききたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 他に質疑はありませんか。

6番、大出議員。

6番（大出美晴君） 101ページなんですけれども、まず、松くい虫被害対策事業ということで472万8,000円盛り込んであるんですけれども、松くい虫の対策ですね、池田町でどのぐらいの割合を今期といいますか令和5年度でやっていこうというふうに考えているのか、その考え方と、それから、ちょっと言葉の解釈を教えてくださいなんですけれども、放獣作業委託料7万7,000円あるんですけれども、どんなことをしようとしているのか、どんなことを委託しようとしているのか、ちょっと教えてください。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） それでは、まず松くい虫の関係でございますけれども、御存じのとおり、今まで伐採して薫蒸処理をしていた時期から、今は更新伐というか樹種転換と、そのような形で変わってきております。ここの経費につきましては、主に例えば道路脇とか電線にかかって支障が出るような、そういったライフラインに影響するような伐採、松くい虫が入ったような枯損木についての伐採を主に行っていくということでございます。ちょっと私、規模については今、資料を持っていないんですけれども、一応そんな考え方で今後、更新伐を進めていくということでございます。

また、有害鳥獣の関係でございますけれども、この7万7,000円でございますけれども、ツキノワグマを、誤ってわなにかかってしまったものについては学習させて放獣するという

ことの経費7万円プラス消費税ということで、半分は県から補助金があるということでございますので、令和4年度には実績がなかったわけでございますけれども、令和5年度については取りあえず予算は確保しておくというようなことで考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第8款土木費106ページから第9款消防費114ページまで質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

次に、第10款教育費114ページから第13款予備費143ページまで質疑はありませんか。

4番、横澤はま議員。

4番（横澤はま君） お願いします。

136ページであります。2点お聞きしたいと思います。

池田町松川村施設組合の負担金です。これが計上されておりますが、この中身をちょっとお聞きしたいと。いつまでというかその予定もお聞きしたい。

それからもう一点、その下に給食費の補助、これがあります。既に無料化の陳情も出されておりますけれども、これが1万円補助をプラスということを知っておりますが、これの出どころがふるさと納税というようなこともお聞きしておりますが、その辺の詳しいことを一つお聞きしたい。そして、近々、全額補助というような考えも聞いておりますが、その点のところを確認させていただきたいと思っております。

もう一つ、加えて施設組合のほうなんです、実は先日、委員会がありました。そのときに既に給食センターの施設が10年を経過していると。非常に機械設備が老朽化してきているということで、億というお金がかかるという話を聞いております。そういう中で、池田町はどういう対応をされていくのかなということも、もしお答えできたらお願いしたいと思います。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 予算書136ページの中段になりますけれども、池田松川施設組合負担金ということで3本立てになっておりますけれども、給食センター運営費分が5,752万9,000円、これは池田町、松川村の案分で給食センターの運営に関わる分を負担金として

払う予算です。

2つ目の給食費補助分2,740万8,000円につきましては、これは池田町、松川村も同様ですが、保護者の給食費軽減負担のための公費負担分です。

3番目の起債償還分1,451万1,000円につきましては、これは新しく松川村の中学校に隣接した給食センターが建設された際の起債償還分がまだ完済されてなく、池田町の場合はこれをまた借換えした経過がございます、10年間延長ということで聞いております。

あと、負担金の関係につきましては、もともと最初に補助金一人当たり2万円がありまして、その後、食料費の値上げ等があった関係で、実費の金額を上げずに公費負担で5,000円をまた追加して補助していました。その後、令和4年度に1万円、さらに令和5年度に1万円、金額にしますと4万5,000円を公費負担、一人当たりしている形になっております。すみません、細かい金額、もしかしたら間違っている部分があるかもしれませんが、一応そういった金額を公費負担として計上しております。

あと、今後の無料化の関係につきましてはちょっと私のほうからは申し上げられないんですけれども。

答弁は以上とさせていただきますと思います。

議長（矢口新平君） 養町長。

町長（養 聖章君） それでは補足をさせていただきますが、給食費の公費負担につきましては、新年度、1万円をさらに加えるということにしておりますが、その後どうするかについては、いずれにしても松川村と足並みをそろえるというのが原点でありますので、時期的なもの、また考え方についてどのようにするか、今、協議をしているところであります。方向性は共有しておりますので、時期がいつになるか分かりませんが、無料化の方向という部分では考え方は一致しているということで御理解いただきたいと思います。

また、老朽化に対しましては、これから、先日、話題になりましたので計画を立てて、どのような改修をいつやるのか。これは、公共施設等総合管理計画というのがありますので、そこら辺に併せてこの改修計画を組んでいく、そこで初めて負担がどうなるのかというのが発生してくるかなと思います。そのときにはまた皆さん方と協議をしていきたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 他にありませんか。

服部議員。

8番（服部久子君） 117ページなんですけど、下のほうです。中間教室経費なんですけど、不

登校の子供たちの対応だと思うんですが、これは午前中だけというふうに聞いているんですが、午後はどのようにするのでしょうか。

それからもう一つ、ここに看板設置とあるんですが、看板をどのような文言にするのでしょうか。2点お聞きします。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 中間教室、午後につきましては開ける予定はありませんので、午前中の時間帯のみです。午後2時半くらいになれば池田小学校のほうから児童クラブの利用児童が来ますので、午後については中間教室は一切ない予定です。ですので、午前中の12時までに限って、予定としては9時から12時の3時間を中間教室の時間帯として予定しております。

また、看板につきましては、ちょっと中間教室の名称がまだ決まっていけないので、決まり次第、その名前を看板として出したいという考えであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

8番（服部久子君） 午前中12時までだと、特に低学年の子供さんは、親御さんが共働きのうちにはいないと非常に心配だと思うんですけれども、その点を考えてもう少し、池田児童クラブではなくて、場所を変えて午前中から預けられるところ、対応できる場所を探したほうが、やっぱり不登校の子供さんを見る上では大事ではないかと思うんです。午前中だけだとちょっと不完全といいますか、ちょっと中途半端だと思うんですが、教育長さん、どうでしょう。

議長（矢口新平君） 山崎教育長。

教育長（山崎 晃君） おっしゃられることは十分理解できるんですけれども、中間教室、池田町としては初めて開設をするということでもあります。したがって、どのように運営していくことになるのかを含めて、やりながら考えていくということが現実的かなということを考えています。もしかしたら、議員さんが言われるように、午後についても考えていく必要があるということになるのかもしれませんが、取りあえずスタートをさせていただきたいということでもあります。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

8番（服部久子君） ほかの自治体ではもう既に不登校の子供さんに対応しているところが

ありますので、やはりそのやり方をしっかり見られて、あまり時間を置かずに早く午後も対応していただきたいと思います。お願いします。

議長（矢口新平君） 5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 中間教室の関係であります。私は、やっぱり当事者ということもありまして、中間教室、まずは立ち上げていただいて本当にありがたいなと思います。そんな中で、やはり単なる中間教室に限らず、今回は訪問も先生方で各家庭に、要するに家から出られなかった方も丁寧に見ていただけるという話も以前お聞きしましたので、そういったところに期待をしているところです。

教育長にお尋ねしますけれども、この中間教室が目指すもの、どのような形にしていきたいのか。服部議員のようにずっと見てもらいたいというのも事実なところもあるかと思えますけれども、まず目指すものは、どんなところに中間教室というのは学校教育の中で位置づけていくのか、そういったところも含めて教育長の思いをお聞かせください。

議長（矢口新平君） 山崎教育長。

教育長（山崎 晃君） 現在、学校のほうでは、教室に入れない、原級に入れない子供たちに対して対応するというので、原級ではない場所に子供たちの居場所を確保するというようなことで、各学校は今、取り組んでおります。何度もお話しさせていただいたように思いますが、しかし、学校自体に行けない子供たちがいるということも事実であると。そういう子供たちの居場所として中間教室を開設したいということでもあります。

したがって、学校を持っている町としては、でき得れば中間教室から、教室には入れないけれども学校内にあるその教室へ、それから、できればその後、原級へというような道筋を描いてはいますけれども、しかし、多様な子供たちがいる現状もありますので、中間教室から、もしかしたら中学校を卒業して高校等へ旅立っていくというようなこともあり得るのではないかなと。広い受皿として機能させていきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（矢口新平君） 他にありませんか。

寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 横澤議員の先ほどの池田松川学校給食センターの負担金の関係で、すみません、正確な数字を申し上げますが、小学生につきましては、現在、令和5年度まで、引上げ分を入れまして4万5,800円が公費負担、中学生につきましては4万6,600円が公費負担という金額でございます。

議長（矢口新平君） 4番、横澤はま議員。

4番（横澤はま君） お願いします。134ページであります。

美術館の問題でありますけれども、今回、静岡ビル保全さんに指定管理というようなことで決定されたんですが、そもそもこの美術館と創造館というこの抱き合わせでありますけれども、この環境ですね。創造館、御存じでしょうけれども、静岡ビル保全さんからの説明をいただくんですが、町としてどういう、この美術、文化を含めて、創造館も含めてどう方向に持っていくのかという、そういうものがあればお聞きしたいと思います。

あそこは非常に文化の集結しているところでありますので、例えば平和等ですとか、様々な環境、文化が入っております。指定管理になりますと、今までの蓄えた力というものがどういうふうになにか生かされていくのか、その辺のところを心配するわけですが、町としてどういうふうな、全体でどうこれを盛り立てていくのかお考えをお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 再三お話ししておりますけれども、文化・芸術の発信の基地、拠点というような意味合いを持っております。今度、美術館と創造館と一体ということになりますけれども、静岡ビル保全さんは非常に幅広いノウハウを持たれていますので、これからの協議ということになりますけれども、クラフトパーク全体の中での美術館、創造館の位置づけと、また、芸術・文化の拠点としてのそういう町の意向をしっかりと伝えながら、それに沿った運営をしてもらいたいということでは契約書の中にもうたう予定でありますので、皆さんからの御要望があれば、その辺も含めて要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

再度、議案第30号全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 全般において、財政計画の資料についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

これは全般に入ってはいるんですけれども、一般会計が主に入っていますのでお尋ねしますけれども、毎年同じような計画資料が出ているんですけれども、実質公債費比率の推移も

令和7年度までしかないんですね。やはり先日の全員協議会でもありましたとおり、令和8年度、令和9年度、令和10年度あたりに大型事業が控えている中でこの資料を出しても、右肩下がりになりますよと言われても、なかなかそれが私たちには理解できない。これがまた右肩上がりになっていってしまうのではないかとということ。

また、次のページに元利償還金の推移のグラフもありますけれども、これは右肩下がりですけれども、またここにも実際は大型事業で記載をしないといけない事業があるかと思えます。やはりそういったところをしっかりと把握した財政計画資料を提出してもらって見ていかないと、何もしなければこうなんですけれども、何もしないということは明らかにないので、そういった資料をやっぱり正確に出していただくことが大事なと思うんですけれども、総務課長、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤総務課長。

総務課長（宮澤 達君） 先日の全協でもそういう御指摘がありまして、財政シミュレーションとかは令和13年とかもうちょっと長い期間まで作成しましたので、また予算決算特別委員会とかそういったところでも提出させていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） では委員会で提出をお願いします。

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） なければ終了したいと思います。各委員会で細かい説明はこれから受けていただきたいと思います。

議案第31号 令和5年度池田町工場誘致等特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第32号 令和5年度池田町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第33号 令和5年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第34号 令和5年度池田町水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

5番（矢口 稔君） 1点お願いします。

数字に関係しないところですけども、簡易水道と上水道というか、水道事業会計が来年度から一緒になるということでありましてけれども、影響はどのくらい、こういう水道事業会計全体に見て、簡易水道を入れることによってメリット、デメリットがあるかと思っておりますけれども、町はどのような考え方でいく感じなんでしょうか。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） 国の方向性は、上下水道の会計については公営企業化を図るといような方向でございます。ですので、唯一残っていた広津簡易水道、そして三郷、法道、この給水施設について統合して水道事業の中で公営企業化を図っていくといような、その方向性に今回、合わせて統合するものでございます。ですので、特に何かこれで変わるということはないと思っております。

ですので、上水道に統合して何か広津、陸郷の水道施設を使用されている方に不都合があるとか、そういうことはございませんので、これについて公営企業化するといような方向で今回、様々な議案を出させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（矢口新平君） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

議案第35号 令和5年度池田町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、和澤忠志議員。

9番（和澤忠志君） ちょっとお聞きしたいんですけども、下水道の浄水園改修に当たり、6,000万円ばかり上水道の会計から借用と書いてあるんですが、この辺の関係ですね、いつ返すのか。誰の決裁でできるのか、こういうやり取りは議会の議決は要らないのか、今後もしこういうことがあり得るのかどうか、そういうことをちょっとお聞きしたいと思っております。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） 今回、全協のほうでも説明させていただいて、浄水園の滅菌装置の入替えということで約1億2,000万円ほど工事費がかかるということでございます。その半分は国のほうから交付金が来ますので、残り半分程度の6,000万円を下水道事業会計で起債をして借金すればいいわけでございますけれども、金利負担等もございますので、水道事業の余剰金のほうから一時的にお借りするというような形で今回考えております。

これにつきましては、要綱を定めていく必要があるということもございまして、私どもが今考えているのが、5年程度据え置いて、その後、均等に返済するというような形で、そのあたりはしっかり最初に返済計画を立てて、計画に基づいて執行していくというようなこともやってまいらなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 議会の議決は要るか、要らないかと。

振興課長（大澤 孔君） 不要でございます。

議長（矢口新平君） 以上で議案第4号より議案第21号、議案第27号より議案第35号までの質疑を終了します。

議案第4号より議案第21号、議案第27号より議案第35号までを各担当委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表を朗読させます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（矢口新平君） ただいまの付託表により各担当委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号より議案第21号、議案第27号より議案第35号までを各担当委員会に付託することに決定しました。

請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

議長（矢口新平君） 日程2、請願・陳情書についてを議題とします。

職員をして請願・陳情書を朗読させます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（矢口新平君） これについては担当常任委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表を朗読させます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（矢口新平君） ただいまの付託表により振興文教委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

散会の宣告

議長（矢口新平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

散会 午前 11 時 06 分

令和 5 年 3 月 定例 町 議 会

(第 3 号)

令和5年3月池田町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年3月2日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山真君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	大出美晴君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	和澤忠志君	11番	倉科栄司君
12番	矢口新平君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	麩聖章君	教育長	山崎晃君
総務課長	宮澤達君	住民課長	蜜澤佳洋君
健康福祉課長	宮本瑞枝君	振興課長	大澤孔君
会計管理者兼 会計課長	丸山光一君	学校保育課長	寺嶋秀徳君
生涯学習課長	下條浩久君	総務課長補佐 兼総務係長	井口博貴君

事務局職員出席者

事務局長	山岸寛君	事務局書記	矢口富代君
------	------	-------	-------

3月定例議会一般質問一覧表

番号	質 問 者	質 問 要 旨
1	4番 横澤はま議員	1. 財政健全化に向けた町づくりの取り組みについて 2. 行財政改革推進委員会が答申した行政の具体的取り組みについて
2	9番 和澤忠志議員	1. 令和5年度の農業振興について 2. 令和5年度の社口原耕作の取り組み予定について
3	2番 大厩美秋議員	1. 児童生徒の通学路における安全対策について 2. 自治会の課題について 3. ハーブガーデンの休憩場所について
4	5番 矢口 稔議員	1. 八十二銀行の町外移転に伴う町への影響は 2. 人口を増やす取り組みを町全体で推進を 3. 消防団員が加入・活動しやすい環境の整備について 4. 防災行政無線の内容を町ホームページに掲載を
5	1番 松野亮子議員	1. 化学物質過敏症への対応について
6	3番 中山 眞議員	1. 地方交付税に依存する財政構造上硬直的な財政状況が続く中での財政健全化の道筋と将来に向けた投資の展望 2. 令和5年度の町長基本方針について
7	6番 大出美晴議員	1. 農業問題について 2. 町中の総合的なビジョンについて 3. 町の財政について
8	8番 服部久子議員	1. 就学前児童の医療費窓口完全無料化を 2. 高校生通学費助成の実施を 3. 3歳未満児の保育料の軽減を 4. 病児保育の将来の方針は

9	7番 薄井孝彦議員	<ul style="list-style-type: none"> 1. 社口原や町農業の振興をどのように進めようとしているのか 2. 会染西部地区ほ場非農用地の整備をどのように進めるか 3. 自治会の未加入者・脱会者対策へ町の支援を
10	11番 倉科栄司議員	<ul style="list-style-type: none"> 1. コロナ後の社会活動再構築への行政支援について 2. 職員の人事構成のロードマップについて 3. 任期最終年を迎える舊町政について
11	12番 矢口新平議員	<ul style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度予算について

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（矢口新平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問

議長（矢口新平君） 日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順とします。

職員をして一般質問一覧表を朗読させます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

議長（矢口新平君） これより一般質問を行います。

横 澤 は ま 君

議長（矢口新平君） 1番に、4番の横澤はま議員。

横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） おはようございます。

令和5年3月議会定例会、一般質問、4番の横澤はまでございます。

今期最後の議員一般質問となりました。

厳しい財政の中、様々な課題に向き合い、すくい上げた住民の意見の代弁者として、行政にどう反映できるのか、全力を傾けて質問に臨みたいと思います。納得できる誠意ある答弁に期待いたします。

まず、2点あります。その1点であります、財政健全化に向けた町づくりの取組についてであります。

まず、町長が掲げた町づくりの終結は、令和4年度一般質問で、池田町の財政問題を主に行政に問いてきました。しかし、納得する答弁を得られませんでした。

町行財政改革推進委員会では、財政健全化に向けた議論が大詰めを迎え、最終となる第6次答申を行うとして、本気で取り組む町の姿勢や覚悟が求められております。

甕町政2期目、令和2年4月からスタートの公約では、町づくり「人が輝き、自然を守る美しい町づくりを推進する」と掲げ、町の活性化に強いリーダーシップで意欲を示されておりました。しかし、今、活性化とは裏腹に、町の根源を揺るがす財政改善の諸問題や取組が山積です。

残された任期もあと1年。厳しい財政運営を強いられることが予想される中で、どう立ち向かい、町長が掲げた町づくりへの道筋をどのような形で町民に示され、集結しようとするのかお伺いいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

一般質問、御苦労さまでございます。

それでは、横澤はま議員のただいまの御質問にお答えをしてみたいと思います。

財政健全化についての御質問であります、一時急激に逼迫した財政であります、私は取組によって改善の方向に向かっているのか、あるいは停滞または悪化の方向に向かっているのか、その方向性が重要なポイントであると考えております。

町の現状を見ますと、財政シミュレーションにお示ししたとおり、厳しい状況にはありますが、一時的な数値の上昇は見られるものの、確実に改善の方向に向かっていることが示されております。

前にもお話ししたとおり、どの時点をもって健全化したと言えるものではありません。時間をかけて改善していく指標もありますし、シミュレーションに示されました基金のように急激に回復している指標もあります。しかしながら、多くの課題を抱えているのも現実でありますので、この1年、一つ一つの課題にしっかりと向き合い、町民の皆様と対話を重ね、財政面においても十分考慮しながら、方向づけの結論を出してまいり所存であります。

この3年間は激変する社会状況の中で思うような施策は展開できておりませんが、この1年はそれぞれの課題を方向づけることによって、公約の実現に向けて大きく進むものと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 4番、横澤はま議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 町長の決意ということをお話を伺いました。

3年前を振り返りますと、幾つか町長は町づくりのために投げかけております。

まず一番大きな問題は人口減少、少子化、そしてその減少の幅を小さくする取組、そういうことを発信されております。もう一つ、災害に強い町、防災マップの作成とか、そういったことも示されております。それから、高瀬川の河川、堤防の整備強化。また、後でお話する排出ゼロの取組、そして農業について、会染西部圃場の整備、高収益作物への転換とか、AI、IoTの導入、そういった中での取組をされていくと。そして、産業の活性化、花とハーブ、ハーブセンターの一体の改革。福祉では一人も取り残さない等々を掲げておりますが、今町長があと1年でこういう課題を本当に解決してくれるのかなということの中で、一方で財政的なかなり逼迫した状況であります。既にその当時、町長は自身が逼迫している状況を認識されているということをお話は記憶にございます。また、職員の意識改革、そういった難局を乗り越えますと力強く提言されております。しかし、その発信が、今、皆さん本当に町長の発信されたことが現実的にどうなのかなというところを、財政の問題から、皆さん非常に不安がっております。

そういうことが、町長の歩んでこられた今までの3年、あるいはもしくはその前の1期目、そういった流れから考えますと、皆さんの印象といたしますか、もう少し町長、きちっと私たちの町のことを考えて、先のことを、未来の先のことを考えてほしいなという、それがやはり町民の一番の願いだと思います。

これ、あと1年間で、町長、本当にこういった公約の下、取組に対して、もう一度町長のお話をお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今期公約に掲げました内容につきましては、議員御指摘のとおりであります。もう既に防災関係につきましてはかなり進められておりますし、ゼロカーボンの取組についても私は進めているつもりでございます。

また、農業振興についても、今スタートしてきておりますが、1年たちまして、いよいよ具体化していくという時期に入ってまいりました。これは今年1年で方向づけをしてまいりたいというふうに考えております。

また、花とハーブの里づくりにつきましては、非常にハーブ自体が町の発信力がついてきましたし、町外からも非常に注目されているという段階で、少しずつではありますが、進歩してきているということでもあります。

また、健康づくりにつきましては、一つの指標ではありますが、特定健診の受診率が70%になろうとしております。これもさらに進めてまいり、これが一つの健康の目安になるということも考えておりますので、大いに健康推進、また減塩運動も県の中でも評価されておりますし、実績としても上がってきているところであります。そういう点では、健康づくりの町づくりは大いに今進められているというふうにも考えております。

また、産業の活性化でありますけれども、特にワインの里、ワインバレー、北アルプスワインバレーの構想につきましては、ワインがここ池田町で取れたブドウによるワインが金賞、銀賞を受賞するという、かつてない初めての賞をいただきまして、大変ブドウの栽培について高く評価されているところであります。さらに、これはワインを含め、今度は生食のブドウまで進めていきたいというふうに考えております。その一歩が今年は踏み出せるんじゃないかなというふうに考えて、一つはブドウの町づくりということも視野に入れながら、今年度進めてまいりたいというふうに考えております。

総合的に私の掲げた公約は、一つずつ前進しているものと私は考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ただいま町長のほうからのお話しいただきました。これが確実に進めるように、この1年ですが、全力で臨んでいただきたい。ぜひ町民の声も真摯に受け止めながら、未来の池田町に向かって頑張っていただければというふうに思います。

次にいきます。

新年度予算編成の町長方針をお聞きいたします。

町長方針の具体的な方針の中で、主なテーマを4つ掲げております。具体的施策をお聞きします。

まず一つ、少子化対策についてであります。

かえで広場に児童遊具及びあずまやが、総合計画に3,000万円が計上されております。厳しい財政事情の中、少子化対策の一つとは考えにくいものであります。引締め政策の継続を進めていくと述べている町長の考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

かえで広場への遊具の設置についての御質問でありますけれども、何回かお答えしておりますが、各自治会に設置されておりました遊具が老朽化と規格外の判定等により、ほとんど撤去されてしまいました。代わりに何か所かに集約をして、新たに設置をするということとしております。

かえで広場は当初から遊具の設置を計画しておりましたが、予算の関係もあり、後年の実施ということで延ばしているところであります。その間、各所、団体から強い要望があり、新年度実施に向けて検討しているところであります。

以前から、町中に遊具の施設がないので隣村に行っているという話もあり、地域の強い要望でもあると考えております。このたび設置を考えております遊具は、幼児から児童、誰でも使えるインクルーシブなもの、高齢者対応の健康遊具を備えた、広く対応できる設備を考えております。

子供たちがのびのびと遊べ、町民の憩いの場であり、健康を維持する運動ができる公園にできればと考えているところであります。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 今、インクルーシブという町長のほうからの言葉をいただきました。私はちょっとこの視点を変えて、今現状に、池田町で何が一番問題かなと。この人口減少の中で、少子化対策について、今社会に求められている子育て政策を進めることは非常に重要で、子育て世代の負担軽減措置を進めるべきだということがまず一点私は思っております。

その中で、昨年国内の出生数が80万人割れたという報道を聞きました。少子化は将来の働き手の減少をもたらし、そして経済の減少につながります。社会保障制度の維持も難しくなるかと思えます。年金や医療、そして介護などの社会保障給付費約130兆円の財源のうち、現役が多くを拠出する保険料が全体の半分以上を占めるという、こう言われております。

また、人口も加速しておりますし、第1次ベビーブームの頃に生まれた団塊の世代、これは私もそうであります。その団塊世代が影響して、死亡数の増加が何と2040年頃まで続くと予想されますと、今の山梨県、80万人だそうですが、その同じ程度の人口が1年で喪失してしまうという、これも先日報道がありました。

そうした中に、加速する少子化をどう食い止められるのかが喫緊でありますし、小手先で取り繕う時期はもう過ぎてしまったのかなと、そんなふうに思うわけであります。

むしろ家族の形や、そして生き方をめぐる意識から社会の仕組みまで、大きく転換が迫られているこのようなとき、財政危機対応期間の状況でありながら、少子化対策といって、かえでの遊具の設置は、私はいかなるものでしょうか。これは決して否定はしません。しかし、今の社会情勢、池田町の状況を考えると、そういうところへは行かないのではないかと。

今年4月に政府の子供政策を一元に担うこども家庭庁が発足します。子供・子育てをめぐる政策の良否が注目されるものと思っております。子供の公的支援は未来への投資であります。もっと広い視野に立った議論を掘り下げ、子供や家庭に対する支援の優先順位を考えるべきではないでしょうか。

そういった面で、健康面の改善、あるいは貧困の連鎖、それに起きる問題、そして具体的に言えば、保育士の人材確保等々、そういうことがやはり今の子供たちが幸せに生きる一番の大事な根幹だというふうに思っております。

そういった面で、ぜひ町長、これをもう一度議論していただいて、検討していただけないでしょうか。お考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） この遊具の件につきましては、いろいろな子育て環境、あるいは少子化についての御指摘は、議員の今おっしゃったとおりかなと思います。しかし、当面の課題でありますこのかえで広場への遊具の設置につきましては、いろいろな角度で調査をいたしまして、私は町民の声というふうに受け止めております。

財政状況はありますけれども、私はこういう外でのびのびと子供が遊ぶ、あるいは健康づくりの遊具といいますが、その器具を使って健康づくりに取り組む高齢者の姿、そういうものを戸外で行うということは非常に大事なことだと、健康づくりにおいても必要であるというふうに考えております。

そういう視点で、さっきからもお話ししましたように、これはもう皆さんの御要望というふうに受け止めておりますので、私は設置をしていくという方向で考えていきたいというふ

うに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 全て要望です。やはり町長、今の状態で、先ほど言いました私は否定する立場ではありません。しかし、今のこの状況を考えますと、それが全て町民や子供たちももちろんいろいろな面で影響していくのかなという、そういう危惧の中で、まず何を優先するかという、その辺のやはり町長の腹一つかなと私は思っております。町民代表として、もう一度お考えいただきたいということで、次にまいりたいと思います。

ゼロカーボンの実現に向けた取組について。

町は2050年まで二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするゼロカーボン社会の実現に向けた町民への啓発や可燃ごみ削減目標、そして1人当たり年間排出量を135キロ、これは5年の目標の実現を目指しております。

このような取組推進は、人々の暮らし方に直結するため、幅広い町民の理解と参加が欠かせません。

脱炭素化を進めてどんな町を目指すのか。中長期のビジョンを示し、説明する必要があると考えますが、お聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

ゼロカーボン社会の取組、これはもう世界的な課題でありますし、国も県も挙げて、これに今取り組んでいるところであります。

国の方針といたしましては、2050年までに脱炭素社会の実現を目標に対策が進められているところであります。

県も歩調を合わせて、施策の具体化が検討されているところでありますが、町といたしましても、町としてできることの取組を進めているところでありますが、行政としてできることはある程度限られてくると考えております。

現在、施策として、公共施設の屋根貸し、太陽光発電設備に対する補助、エコ住宅改修事業に対する補助金制度等を展開しておりますし、可燃ごみ削減につきましては、リサイクル委員会を立ち上げ、このたび答申を受けたところであります。また、このたびはペットボトル水平リサイクルに協定を松川村と共にサントリー株式会社と取り交わしたところであり

ます。

リサイクル委員会からは、燃えるごみの組成結果として、生ごみ、紙類、プラスチック類が約80%を占め、さらなる分別の徹底を図る必要があるとの答申をいただいておりますし、ペットボトルの協定では、現在回収率80%は超えておりますが、さらに回収率を高め、100%を目指すよう、住民の皆様には周知をお願いしたいとの要望をいただいております。

町といたしましては、総合計画の目標値であります可燃ごみ1人当たりの年間排出量135キログラムを目標に削減に取り組むこととしております。

いずれにいたしましても、住民の皆様のご協力なくしてはできないことであり、コロナ対策も緩和されてきましたので、広報での意識啓発の継続をはじめ、町民説明会や自治会へ出向いての説明会等、大いに啓蒙、協力をお願い等を進めてまいります。

目指す姿はとの御質問ですが、最終的にはゼロカーボンシティの実現を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） ただいまの町長の方針、そして最終的にはゼロカーボンシティを目指す、こういうことの意味をいただきました。この前に池田広報の3月号では、地球温暖化防止ということで、軽減、削減のため燃えるごみ50%削減を目指すという発信がありました。非常に常に発信することは、各自の意識改革、そういった面で町民に流せるということは非常に大事なことかなというふうに思っております。

それがいわゆる美しいまちづくりというふうに直結をするわけですが、実は穂高クリーンセンターのごみ処理施設の報告の中には、相変わらず池田町1人当たりの搬入実績が146.06という、こういう数字が出てまいりました。穂高広域の中では、安曇野市に続いて2番目に池田町が多いと、6市町村の中で、そういう結果が出ております。これは令和3年からほとんど減っていない状況であります。

減らない理由は一体何かと追及することも大事かなというところで、ゼロカーボン社会の実現に向かって、どう町民一体が取り組むかという、今ごみがちっとも減らないと、そういった中で、現実、何だろうかということをお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） これはもう何年も取り組んでいるところでありますけれども、回収さ

れた可燃ごみの袋の組成分析をいたしますと、紙ごみが40%、プラごみが十数%、合わせて50%近くが再生可能、資源ごみとして可燃ごみの中に入っているということが実際にデータとして上がってまいりました。

これは北アルプス広域、大町市、白馬、小谷のつくっているごみ処理施設での当初のデータでも紙ごみが40%というのは上げられてきておりますので、これは多分間違いない数字だろうと思います。

私はもう紙ごみを徹底的に省くと、燃えるごみから省いていく、これが一つの大きなポイントであるというふうに考えて、ユーチューブ等でも発信しているところでありますけれども、資源になるべき紙が可燃ごみとして入ってきていると、これは現実ではないかと思えます。

プラごみも、汚れているものは可燃ごみとして入ってきますけれども、そうじゃないものも大分入っているということも確認されておりますので、目標、可燃ごみを半減するということは不可能じゃないと私は考えております。

また、生ごみにつきましても、野菜くず等は十分肥料化できる、いわゆる土に返せる、そういうごみでありますので、野菜ごみと動物性のごみと、これも分別をしていくと、これも重要なことでもありますし、野菜ごみについては水分が大半でありますので、これが重量になって可燃ごみの重量を、1人当たりの可燃ごみの排出量を押し上げているということでもあります。

でありますので、私はこれからこの1年で、どうしても紙ごみとプラごみと生ごみ、特に野菜ごみを徹底的に分離をして生かせる、資源として生かしていくということを訴えていきたいというふうに考えておりますし、町民の皆さんの御理解と本当に御協力、町民の皆さん一人一人にやっていただかなければならないことでもありますので、御理解と御協力をお願いして回るということで取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 確かに、町民一人一人の課題でもあります。今、町長言われた分析から、そして町民に発信する、これも非常に大事でありますし、町民の認識もこれもそれぞれ持っていただくと。そういった中で、各部落によってはそれぞれ違うかと思えます。そんな点もぜひ踏まえながら、行政の発信を町民に極力送っていただいて、そして私たちもこのゼ

ロカーボンに向けた意識を変えていくような、そんな町になればというふうに思いますので、その点をまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にまいりたいと思ひます。

健康長寿対策についてです。早寝早起き朝御飯運動の発信であります。

健康づくりの意識啓発や推進、介護予防事業、食育事業の実践、減塩運動、軽スポーツの奨励等が対象として挙げられています。

食育事業では、あづみ野池田いきいき食育条例の目指す一つとして、食を通じて子供から大人まで健康長寿の町づくりを掲げ、中でも家族そろった生活習慣、いわゆる早寝早起き朝御飯の推進を図るとしてあります。早寝早起き朝御飯国民運動がスタートして17年目を迎え、この運動によって子供の頃の規則正しい生活習慣の実践や様々な体験活動等が大人になったときの自尊感情や、へこたれない力等の資質、能力によい影響を与えることが立証されてきてあります。

食育は、地域の子供は地域で育てるという意識や、共にみんなが主役、みんなで実践の考えに立った健康長寿の町づくりが大切であります。

そこで、意識改革の一案として、使用施設あるいは店舗等に早寝早起き朝御飯運動の表示を設置することを提案したいが、町長の考えをお聞ひいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

早寝早起き朝御飯の発信についてということではありますが、文科省で健康を維持するための生活習慣として推奨してあります標語ではありますが、私としても大いに共感できる内容であります。

以前、秋田県の小・中学生が学力日本一と評価を受けたことがありましたが、なぜ学力が向上したのか調査した記事がありました。秋田県では県を挙げてこの運動を取り入れ、県民に浸透させているようであります。学校の先生方のインタビューでは、しっかり朝御飯を食べている生徒さんは、午前中、情緒の安定を感じ、落ち着いて勉強できている感じがする。早寝早起きをすることにより、朝御飯をしっかり食べられ、脳の働きも活発になるのではないかとのことでありました。

私も大いに推奨してまいりたいと考えていますが、それぞれ個人の多様化の時代となり、生活様式も画一的に考えることは難しいのではないかとお思ひしております。子ども子育て会議、教育委員会の会議などがありますので、皆さんと意識を共有し、検討する必要があるの

ではないかと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 当たり前なのが、今、私たちの生活の中に、そして子供たちの生活の中に、非常に低下しているというか、欠落している部分がございます。そして、私たち大人も高齢になって、認知まで行かないんですが、フレイルに入りつつある。そういう私たちの世代でもあります。

その中に、やはりこの当たり前であるけれども、今町長がそれぞれのということをおっしゃっておりますけれども、この池田町の目指すものも、やはり生活、そして食生活、健康でいこうという、そういう中での画一的に、多様の時代だとはおっしゃっておりますけれども、やはりそういった当たりの社会、早寝早起き朝御飯。私も学校にありましたときに、非常にそういう子供たちを見てきた中では、御飯をしっかり食べ、早く起きて、そういう子供たちは生き生きとした学校生活が送れているなということを実感しております。

そういう中で、教育長にちょっとお話をお聞きしたいんですが、こういった早寝早起き朝御飯に対しての教育長の考え、お聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 山崎教育長。

教育長（山崎 晃君） 早寝早起き朝御飯については、先ほど町長が述べたとおりでありますけれども、例えば全国学テの結果を見ても、相関関係があるというようなことは発表されております。したがって、今現在各学校でも、早寝早起き朝御飯という言葉を使っているかどうかは別として、生活リズムの確立というようなことは先生方の大きな指導の柱の一つになっているというふうに認識していますし、これからもその指導はきちんと続けていきたいなと思っているところであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） そういう今、教育長のほうからの学校現場のお話をお聞きしました。

何かをやはり求めていかなければいけない、池田町の健康づくり、そういった面で多様な委員会、健康長寿食育推進協議会もございまして、ぜひその中で話題にさせていただいて、そういうことで行こうということであれば、またその方策を考えていただきたいなと、そんな

ふうに、ぜひ池田町はそれで行こうというものがあれば、それに向かって、みんなが心がけていくということも私は大事かと思えます。そんな面で、今後ぜひそういう方向に行くように考えていただきたいなど、そんなふうに思っております。

次にまいりたいと思えます。

持続可能な農業体制の構築についてであります。

人口減少と高齢化、農業の担い手不足が急速に進み、農業所得は低迷しているとのことです。

当町では持続可能な農業を目指し、体制の構築を図り、担い手及び新規就農者の確保と優良農地の保全、継承をすとした新規の予算が盛り込まれております。また、人・農地プランの見直しにより、地域が目指すべき10年後の農地利用の姿や担い手を明確にすると聞きますが、農業体制の構築をどのように据え、逼迫する池田町の行政の中、将来にどうつなぐのかが、町長の考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

当町では、農事組合法人の構成員の平均年齢が72歳となり、農業の再構築は喫緊の課題と考えております。地球環境や社会情勢の急激な変化により、世界的に食料の保全、安全保障の問題が取り沙汰されております。外交関係も不安視されておりますので、今こそ食料自給率を上げることが重要な要件であると考えているところであります。

私は町の持続可能な農業を考えると、全農業者の皆さんをはじめ、町民の皆様にも実情を認識していただき、全庁を挙げて取り組むべき課題と考えておりますし、今後は全町一農場との理念の下、全員が知恵を出し合える体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 4番、横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 全町一農場という理念、大変この農業問題は深く、難しい、これからしかし大事な、池田町にとっても大事な問題であると。今回深めることは、私はございませんけれども、この後、和澤議員のほうに託したいなど、そんなふうに思っております。

次、まいりたいと思えます。

大きな2であります。行財政改革推進委員会が答申した行政の具体的取組について。

先月新聞掲載に、財政健全化へ議論大詰め、池田町行革委員会最終答申へ町の姿勢はという記事を目にした町民はどのように受け止めたでしょうか。

今月38回の第6次答申を最終とし、委員会は閉会しますが、これまでの町側の対応は積極的と言いきれない部分もあり、リーダーシップに欠けている、答申を実行して財政を健全にするという道筋が示されていないと厳しく指摘されたことに、住民の不安を招いていると感じております。

そこでお聞きいたします。

まず、ロードマップにおける指針、財政指標の明確化、財政健全化への道筋についてであります。

12月に示されたロードマップの内容を見ますと、行革委員会では答申項目、数値目標、達成期限が示されているのは職員数削減ほどであり、調査、適宜検討という内容が非常に多く、基本的な指針と目標とする財政指標や個別の数値目標と期限が十分示されるべきものと批判の声が聞かれます。これでは望ましいロードマップとは言い難いものであります。

また、理事者のリーダーシップ、マネジメントが見受けられないとの厳しい指摘もされております。基本的な指針と目標とする財政指標、個別の数値目標と期限を示すべきであります。

前回の一般質問では、何をもちて健全と言えるのか、一時点での指標をもちて健全であるとの判断もできにくいと考えていると町長は答弁されておりますが、答申を実行してこそ、財政健全化に導くものではありませんか。改めて指針、財政指標の明確化、個別の数値目標、財政健全化への道筋を示していただきたいと思っております。町長にお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、お答えをいたします。

過日、財政健全化へのロードマップをお示しいたしましたが、答申に対しては一項目一項目、精査、検討して盛り込ませていただきました。中にはすぐに対応できるもの、できないもの、他者のあるものには現状を十分確認したり、内容を分析したり、時間をかけて結論を出す必要がある項目があり、その旨マップには記載させていただきました。

将来へ向かっての財政見通しにつきましては、財政シミュレーションをもちて考察していただきたいと思います。どの時点をもちて健全と言えるのかは、申し上げられないと考えております。

地方財政を取り巻く状況は、人件費の上昇に加え、物件費や補助費、扶助費の上昇を考え

ますと極めて厳しく、当町におきましても常に危機感を持って財政運営に当たっていかねばならないと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 大変厳しいということのそれぞれ自覚を私たちも持っております。その中に、このほど町が令和5年度一般会計予算を総額47億600万円というふうな減額で提出されました。予算案の計上された経費の審議に当たっては、中長期的な構想に照らさなければ財政健全化への道筋とは言えないと私は思っております。

財政シミュレーション、今日も出されてきましたけれども、会染西部非農用地の活用、あるいは会染小学校大規模改修、会染保育園施設、社口原の農地問題など、大変大型事業が予想されるゆえに、理事者からの指針や、そして財政指標、期限をやはり早く示すべきではないでしょうか。方向性が定まりませんと、健全財政は成り立たないというふうに私は思います。

そういう意味で、もう一度このことについては早急に検討していただきたい、そんなふう

に思います。

次にまいりたいと思います。

財政危機緊急対応期間の答申に対する取組と今後の方針です。

行財政改革推進委員会は、健全財政の道筋、検討が始まり、予定より大幅に超えた36回の会議を重ねられ、委員の皆様方の全力を傾けられた労苦に感謝申し上げたい。

第1次答申から第5次答申における問題が示されております。一つとしては、職員数・人件費の削減額、そして組織体制9課へと。また、保育園の方向性、小学校の再編、ハーブガーデンの改革、庁舎建て替えの基金の造成、駐車場料金等、そして商業エリア、会染西部圃場整備創設非農用地の方向性、補助金の明確化、事務事業、行政サービスの質の向上等々、大きな財源を必要とする事業が予測される中で、将来ビジョンが見えない、場当たりのと言わざるを得ません、そういう声も出ております。

改善、見直し、改革、決断力、推進力が求められておると思います。実ある取組の再検討をしていただきたいと思います。

さらに、財政を安定させるためには、新たな借金を原則として行わないとも指摘されております。今後の取組についての考えを再度お聞きしたいと思います。

また、検証する委員会が必要であります。改めて町長の考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

将来ビジョンが見えないとの御指摘ですが、財政につきましてはシミュレーションをもってお示しをいたしました。

その他の課題につきましては、以前から表明しておりますように、新年度中には方向づけをすることとしております。

借金についての考え方がありますが、事業内容によって、国が認めた有利な起債があります。事業を行う場合、総合的に考えて、手持ち資金で対応したほうがよいのか、有利な起債で対応したほうがよいのか。精査して対応してまいりたいと考えております。

検証する委員会につきましては、総合計画審議会が毎年行われておりますので、そのような場で検証を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） その町長の言う痛みを伴うという大胆な切り込み、答申、これに対して町長は厳しい内容、しかし必要とそれを受け止め取り組みたいとおっしゃっております。しかし、委員会のそういった答申に対して、何かこう軽視しているのではないかなという、そういう声もあり、そして町長に失礼ですが、のれんに腕押しというようなことまで言われていた現状をお聞きして、一つ一つの答申に対して、実施に向けての行政の考え方、具体的な取組、本当に一歩入ると裏づけとなる財源や実現の道筋が一向に見えてこないんですが、これ、行政サイドの中でこういったことをきちっと議論をし、そして政策の優先順位もはっきりしたんでしょうか。

そういったことを考えますと、やはりもっと財政問題については議論がされていくべきであるかなというふうに、外からはそういう感じを受けます。

やはり調査、適宜検討と示されているのでは、リーダーシップを本当に十分に出し切っていらっしゃるのかなという、そういう町民の中には考えを持っていらっしゃっておりますし、私自身も非常に不安であります。財政健全化に向けた答申、実行していくことこそ、本当の道筋がやはり示されていくものではありませんか。

痛みを伴う大胆な切り込み、これは非常に大事であります。ぜひそういった中で、この難

局を明確に示していただきたい。

前回も、町民に向けて、今こういうことですよと、はっきりと、危機感を持った中での情報を提供していただきたい。町民の皆さん、分からないんですよ。どういうふうになっているのかな、広報だけでも分かりません。そういった何も繕うことはないじゃありませんか。やはり今こういう岐路に立っておりますと、行政はこういうことを進めますよと。そのためには、皆さんぜひ御理解いただきながらみんなでやりましょうという、そういう明確な発信が私は必要だと思います。

もう一つは、先ほどの今後の検討委員会をとということを前回も申し上げました。検討するというお話であります。こういう今の総合計画の審議会が毎年行われていると、その中で検証を図ってまいりたいというこの程度なんでしょうか。この程度とは失礼なんです。総合計画の審議会は、こういうことの答申に対して、本当に向き合って議論する場というか、そういう内容の会議なんでしょうか。

私はやはりこれだけ2年かけて、皆さんが真剣に取り組んで、町のために痛みを分け合っていて、そして池田町を何とか未来のある町にしていこうという、そういう委員の皆さんの気持ち、これが総合審議会でやるという、こういう軽い、何て言うんですか、考え方。町長、やはりここはきちっとそのための、名前は別にしましても、きちんとした検証、場、それを設けていただきたい。もう一度、町長、お聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 総合計画につきましては、町の最高計画であります。これが基本になって、全ての行政運営が決まってまいるわけでありますので、決して軽い会議ではございません。これは財政だけではなくて、行財政全て含めて、将来に向かっての計画を策定していくという場でありまして、またそのための検証を行っていくという場でありますので、ここでもってしっかりと議論すれば、それでもって今の行財政の在り方等については、方向性は示していけるんじゃないかというふうに考えております。

そんな観点から、改めての検証委員会を設置するということは考えておりません。

以上です。

議長（矢口新平君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 今、町長、やらないと、別な委員会を設けないという、それはそれで町長の考えかと思います。私はやはり専門といいますか、これに関わる息のある方々も含め

て、広く別な審議会なり検討会、委員会を設置していただきたいと、そういう希望を持って私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（矢口新平君） 以上で、4番、横澤はま議員の質問は終了しました。

和 澤 忠 志 君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

2番に、9番の和澤忠志議員。

和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） それでは、令和5年度3月議会、一般質問をさせていただきます。

9番の和澤忠志でございます。今回は、農業振興について質問させていただきます。

それでは、令和5年度の大きな取組は、何といたっても農業振興の取組にあると思います。池田町農業振興協議会からの答申を受け、どのように実行していくかが皆が注目を集めるところです。町の農業の存続を図る大事なスタートの一步となる全力投球をしていかなければならないと思います。町長の決意をお伺いいたしたいと思います。

それでは、1番目、人・農地将来ビジョン確立、実現支援事業についてお伺いいたします。

人・農地プランの見直しにより、地域が目指すべき10年後の農地利用の姿や担い手を明確化について、具体的な取組はするようになっておりますが、例えば想定して、花見、相道寺、半在家、これ中山間地の非常に小さなところが集積しているところなんです、そういうところを想定した場合は、どんなような想定になるんでしょうかと。

それから、やはり米、稲作だけでは赤字経営となるので、複合経営をしていくというふうにならなければならないんですが、これについてもいろいろたわれておりますのでこれは省略しますけれども、いずれにしても経営が黒字にならなければ担い手はやっていけないので、それに対してのいろんな指導をしていくようにうたわれております。それから、担い手にはどのような支援体制を構築するのか。これは町がやっていくということになっておりますが、本当に町でできるのでしょうか、その点について御回答をお願いしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（麩 聖章君） それでは、ただいまの和澤議員の御質問にお答えをしたいと思います。

令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が改正されまして、今まで作成、実行してきた人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を令和7年3月までに定めることとなりました。担当は、振興課農政係で農業委員会などと連携して取り組みます。

地域計画作成に向けては、まずは農地の地権者や各経営体への意向をアンケートで確認し、目標地図の素案を作成します。目標地図の素案を基に、町内をおおむね15程度のブロック別に分け、今年の秋から冬にかけて地域での話し合いを予定しております。

話し合いの中で実態を踏まえ、可能な経営体では面積拡大など、経営規模拡大や園芸果樹など、高収益品目への転換のほか、経営体が点在する農地利用を解消し、より効率的な農地利用となるよう働きかけ、各経営体が納得した計画とし、各工程を経て作成した計画は、各経営体に十分な所得があり、多くの農地が効率よく耕作されている10年後の農地利用の姿になればと考えております。

地域計画作成後は、地域計画に沿った農地利用となるよう、引き続き町が中心となり、関係各所と連携を図りながら農地利用集積、集約化を進めてまいります。また、10年後までの間に、当然現在の多くの経営体が入タイアすることが想定されますので、この事業とは別に、各経営体の経営強化支援など、担い手の確保に向けた取組を強化したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 今回の答弁は文章的に書いてあるだけで、当然のことをやるというような内容でございまして、そうは言ってもこの問題は、農地利用の10年後の未来設計図を描くと。本当にこれできるんでしょうか。政府が農業を守るんじゃなくて、農業を潰そうと思っているときに、どうやって設計図を書くんでしょうか。農水省もこういうものをつくって行くということ自体が、もう政策が不一致だというふうに思っております。

ですから、この10年後の未来図ということは、もうすごいよね。本当に何が起こるか分からない時代ですから、現状を考えてみたときに農業を取り巻く環境は、これ皆さん御承知だと思いますが、もう餌代が2倍、肥料が2倍、2倍はいいが肥料が今度はなくなると。来年あたり、再来年はもう肥料がなくなっちゃうということですね。それから、ガソリン代が上

がる、30%ぐらいかガソリン、資材が全て上がるということで、農家の98%は試算でいくと赤字です。だから、もう倒産しよう。今年の企業の倒産件数で一番多いワーストワンは農家というふうに、コンピュータがはじき出しているということでございます。

こんなような厳しい状況の中で、米価はもう既に60キロ、生産原価は1万5,000円かかります。でも今売価は1万2,000円です。既に3,000円の赤字なんですよ、米は。本当にこれで今言ったように、10年後の明るい未来設計図を今の時点で描けるのでしょうか。これについて、町長にお伺いしたいです。本当に10年後の明るい未来設計図が今の状況の中で描けるんでしょうかと。どういうふうに思っているんでしょうか。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 今描けるかどうかというよりも取り組むことが大事じゃないですか。今からできないということで結論づけたら、何もしないということになります。そうすれば、議員御指摘のように、どんどん農家がなくなってしまうということにつながってしまう。

それをどうするかということで、これそういう意味合いで計画を組んでいくということありますし、一番重要なのは、農業者の皆さんと大いに意見交換をし、そして農業者の皆さんがどう考えているのか。今、現実的に池田で一番問題なのは、担い手がないということであります。じゃ、担い手どうするのかということも大きな課題になってきておりますし、担い手をつくるためには、稲作で持っていけるのかどうか、そんなようなところの課題も大きな課題を抱えております。

そういう点で、この計画をつくるということの一つテーマとして、農業者の皆さんと大いに意見交換をし、懇談をし、そしてどのように考えていくのかでありますので、私も先ほどお話ししましたように、全農業者の皆さんがやっぱり心を一つにして、この状況を何とか打破していくというところを、お互いに話し合っただけで計画を組んでいくと。これトップダウンの話ではありません。町がこうなさいということでは成功しませんので、農業者の皆さんと大いに懇談を図って、意見交換をしながら計画を組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 言葉だけは、取り組む意欲はすばらしいと。でも現状をあまりにも知らな過ぎる。夢を持って語っている。現状というのを本当に直視しているのかと。今の農家

の皆さんに相談して、いい知恵が、本当に町として黒字になるような提案をさせていけるのかと。これはみんなに相談していかなければいけない。それは確かにそうです。これからやるので、私はそれについては反対していませんが、ただ町長の言葉は、全農家、全町一農場でやると、こういう言葉が躍っているんですが、これを必ず町長自ら、真剣になってやっていただきたいと私は思うんですよ。そうじゃなければ、これは簡単にはいかないよと。本当に町長が思ったように、みんなと話してやっていけばどうにかなるんだというような状況じゃないんだよと、私は思っております。

だから、町として本当に力を入れて、要は力を入れて支援するということは、金も投入にしなければいけないんですよ、これ。本当に投資する気持ちがあるんでしょうか、農業に。そのくらいの気迫でやらないと、農業振興はできないんですよ、今の状況じゃ。本当ですよ。だからここで町長が怒るほど、本当に本気になってもらいたいと私は思います。

それで次に、また将来の担い手の確保に向けた経営支援、高収益品目導入の支援とありますが、町長、この高収益品目はどんなものでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） これも皆さんといろいろ協議をしていかなくちゃならない。この土地に合ったものというのが、どこでも高収益作物ができるというわけではありません。また、皆さん方の希望もあるでしょうし、これは大いに話し合っ、そして少しずつでも転換を図っていくということが大事ななというふうに思います。

稲作だけでは恐らく需要も落ち込む、さっき議員御指摘のように、肥料、農薬等の値上がり、また物資の不足等があっ、恐らく稲作だけで生計を立てるところにはいかなかなと思います。そういうことを考えますと、どうしても何らかの形で高収益作物に転換をしていくということが必要かなと思っておりますので、これは大いに皆さん方と知恵を出し合っ、どんな作物が合うのか、どんなことに取り組んでいけるのか検討していきたいなというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 当然話し合っ、いかなければいけないんですが、その前に、今、池田町でもやはり農業が生き残るといことは、ネギを作れとか、ブドウを作れとか、アスパラを作れとか、そんなことじゃ乗り切れないですよ、これ。これみんなが作れば、また競争

が激しくなって値段が崩れちゃうと。大北中で、池田中でどんどん作るということになりますから、やはり池田町の農業が生き残るためには、どうしても強力なブランド化が必要なんですよ、ブランド化。

私も二、三年前からほたる米とかブランド化してくれとか、いろいろ言ってきたんですが、なかなか農業に対する町の姿勢が一向に向かなんだということもありますが、いずれにしてもここへ来れば差別化、やはりこの高収益作物がただ大北でネギを作れ、リンゴを作れというだけじゃ生き残っていけないと、みんなが作るんですから。だから池田だけにしかないもの、例えば私もよく分かりませんが、レンコンが1本5,000円で売れるという話も聞いております。

ですから、池田町を考えてみますと、そういうブランドがあるんですよ。今言ったように、蛸の町としていくならほたる米をブランド化するとか。それとも、桜仙峡小豆、これ1キ口3,000円です。本当にこれも拡大しようと思えば、これはブランドですから。それからかんぴょう、池田町のかんぴょう、自動化できなくて困っています。桜仙峡小豆もそうです。選別を人がやるので、これ以上拡大できないということなので、これは自動化すればいいと思いますし、それから今考えているのは、ハックルベリージャムです。これ体、健康にいい。こういうものをありますし、それから、町長が思っている自然農法。これも池田の中で取り入れていくということも必要だと思いますし、それからハーブ、ハーブの薬草、ハーブから薬草を作ってそれを飲んで健康にしていくということもできると思いますし、それからテンペ味噌というものもありまして、これも池田町がブランド化しようと思っているんですが、なかなかできないと。

こういう池田町もすばらしい、要はブランドにする素材がありますよ。だからこういうのにやはり個人であれば限界がある、資金が足りないとかいろいろあるので、こういうものを育ててブランド化して、高く売れるんだよというような形でいかないと、一般のあれでは生き残れないというふうに思いますので、ぜひブランド化、これを真剣に考えていただきたいと思います。町長、どうでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 議員御指摘のとおり、私も考えております。いろんな意味でブランド化すること。ブランド化とは、いわゆる非常に一般社会から、魅力のある商品として映っていくということをかと思いますが、そういう方向で、それには一点一点市場性があるのか、あるいは作るためにどの程度の費用等かかるのか。労力も含めまして、いろいろ研究してい

かないと、これだということで幾らブランド化を目指していても、ついてくる耕作者がいなければ、これは絵に描いた餅ということになりますので、大いに研究を深めていきたいというふうには考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 実際に作っている人がもういますから、これから作るんじゃないで、そういうものを基に、ブランド化とかできるものは率先して、要は後押ししてやると。何が困っているんだ、やっぱり資金面なんですよ、資金面。これ拡大して、生産して、ブランド化を強化してもっと販売できるなら、資金面について大胆な投資を町でしていただきたいというふうに思っております。

これについては、地域計画の中で10年後の未来を集約していく中で、やはりそういうブランド化、これが一番のキーだと思います、これから生き残るには。そういうことでございます。それでは、また後でまた質問します。

それでは、次に2番目、稲作に向かない湿地田とか小さな田んぼとか、10アール未満とか、形が三角形とかいうものが中間地帯、中島から東山一帯というのはそういう土地が多いわけです。こういうのを集約して担い手をつくっていくということなんですが、こういう要は担い手が不利になるような土地を、どのように担い手に集約していくのか。そこら辺についてお伺いしたいと思います。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それでは、お答えいたします。

将来に向けて人口の減少が予想され、中核的農業従事者数も全国的な減少が予想されております。また、各経営体の耕作可能な面積は、省力化などで効率化したとしても限界があり、収益性の悪い圃場は耕作されなくなることが予想されております。

地権者が貸し付ける意向のある耕作条件不利農地は、農業委員を中心として、粘り強く耕作者を見つけていきますが、見つかるまでの間は、地権者が適切に管理することとなります。その農地がある程度まとまっており、地権者、耕作者の負担などの調整が図れば、補助事業を活用し、耕作の維持につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） ただいまの回答だと、そういう不利なところは、直ちにこういうことをやるとか、ああいうことをやるじゃなくて、順次そういう土地がある程度まとまれば何かをやっていくということなら、当然その10年後の未来の中では、そういうところが不透明なところが残っていくということで、それを地権者が管理するということは、地権者も管理できない、草刈りとかできなくなってお頼み申しますということになるので、そういうのを担い手が受けてやらないと、やっぱり耕作放棄地が増えちゃって、いろいろ害虫が出たりするわけですので、そこら辺については、要はそういうふうなところを何を作るか決定するまでの間は、きちっと担い手がやっても利益が上がるような仕組み、これをつくっていかねばいけないというふうに思います。

それで、私もよく分かりませんが、今言ったような農地を国のほうの支援金でいきますと、農山漁村活性化法に基づくと、こういう法律がありまして、それを適用するといろんな補助金が出るというような形の中で、水田とか麦に適さないところは放牧とか、景観作物とか、ビオトープとか、鳥獣害の緩衝地帯とか、そんなような形でやれば補助金が出るというような話がありますけれども、そうは言っても、これ今まで減反すれば補助金が出ていたんですが、作物を作れば、大豆とか麦を。あるいは、高収益を作ると3万円近くの補助金が出たんですが、これがもう水を、水田を張らないと5年間すると、もう水田と認めないと。補助金をカットするというような国の施策もありますし、こういうものを考えながら、農地をなかなか利用できないところを担い手に管理してもらおうということですから、そこら辺について、どんなような管理を担い手にお願いすれば、要は、やって赤字になっちゃ誰もやりませんから、そこら辺について町としては、これから考えるというのはいいいんですが、今そういうことについて、町としてどのように支援、対応していくかという考えがあればお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 先ほどもお答えいたしましたように、耕作条件不利地域、農地があれば、まずは農業委員会を中心といたしまして、耕作者を見つけるということになります。なかなかこれが見つからないという状況も、今後発生する可能性がありますけれども、これはその土地による状況、条件、これもいろいろ違いますので、それを十分調査し、また地権者の御意見も伺いながらどのような耕作に向くのか。また、違う品目でもって耕作できるのか、あるいは耕作者が誰なのか、その辺は十分協議、検討して、基本的には荒廃地を出さない

というのが基本姿勢でありますので、町を挙げてそういうところもフォローしていくということと考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 町長、町を挙げての協力ということですから、逆にいえば、もう誰も、例えば担い手もやりたくない、何もやりたくない、決まるまで荒放題になるということになれば、当然町でそういう地域協力隊とかいろいろいますから、そういう人を使って管理していくんだと。全て町でできるかどうかは知りませんが、町で本当は公社でもつくってそこで管理していけばいいんですが、公社の予定はないので。

いずれにしても、町でも相当担い手が決まって、荒らした農地が継続するようなら、町が積極的にいろんな補助金を出してやってもらうとか、そういう施策を町でもやっていかないと、ただ耕作地が多くなっちゃうということになりますから、そういうことになったら町の支援を強化して、管理をしていくように町長にお願いしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

農業集落支援事業について、担い手の育成について、人材を雇うという国の金で雇うということになっていますが、この人材支援員というのは、相当な能力が必要なわけですね。実績にも長けている、農家経営の技術もある、経営ノウハウもあると。農家にとってスーパーマンみたいな人だと思いたいますが、これをどこから、今どんな状況で雇うつもりなのか。資格はあるのか、ただやりたい人がいればいいのか。もしそういう資格がなければどんな形にするのか、町長、答弁をお願いしたい。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、お答えをいたします。

農業集落支援事業は、町内全域で中核的農業従事者が減少傾向にある農業集落の課題解決のため、農業の担い手育成支援や各経営体の経営強化等に取り組むものでございます。

具体的には、地域おこし協力隊の農業研修支援をはじめ、既存経営体や新規就農者への高収益品目導入や規模拡大への支援、経営体間の連携支援などを予定しております。そのため、支援員1名の採用を予定していますが、現在地域をよく知り、農業技術等に精通する人材に打診しているところでございます。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 一応打診しているということは、そういう能力のある人が町にいるということで、決まるかどうか分かりませんが、いるということだと思います。

いずれにしてもこの人はキーになる人なので、誰でもいいというわけにはいかないと思うし、やはりそういうことは、町とか県の技術委員とか国とか、そういう経験を積んで、もう農業のノウハウを持っている人をやっぱり支援に向かえないといけないと思うので、これ本当に支援員 1 人じゃいけないと思うんです。15ブロックやって未来図を書くと。その後も支援していくということになれば、1人じゃとてもやっていけないというふうに思います。だから、これ3人ぐらいは必要じゃないかでしょうかね、町長。

いずれにしても支援員というものは、私も市町村のほかで雇っているところ、どこか知りませんが、本当にこれめどがあるんでしょうか。それともあったとしても1人じゃ足りないと思うんですが、3人ぐらい継続して採用していかなければ、これはもう農業の支援はならないと思うんですが、どうなんでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 議員の御心配のとおり、現在当たってはおりますがこれが決まったということではありませんし、非常に地域を知り、農業を知り、本当に重要な農業振興の核となる人というふうに感じております。1人じゃ足りないというお話でありますけれども、1人見出すのも今本当に苦慮しているところでありますので、複数というところは、今現在ではとても届きません。

議員の皆さんから、この人はという御提案があればすぐにでも当たってまいりますけれども、非常にこの人材確保については、難しい問題だというふうには認識しております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 町長が農業にかけるこの思い、これをやっぱり代理してくれるのがこの支援員だと思います。ですから、平凡に声をかけるんじゃなくて、町長自ら県議でも国会議員でも、あらゆる人にそういう人材をぜひ、池田町に差し向けてくれないかというトップセールスですね。これこそが決め手だと思いますので、そこら辺を、ただやっていて決まらない、難しいじゃなくて、これはもうやっぱり町長が責任を持って、自分のトップセールス

で探していくんだと、こういう気迫を持っていかないといけないと思います。どうですか、そこら辺、町長。決意は。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） この支援につきましては、地域をまずよく知っている人ということで、いよいよいなくなればそういう手もあるかも分かりませんが、地域の皆さんとよくやっぱり通じることができる、事情をよく理解している、そういう人が適任というふうに考えておりますので、外から持ってきて通用するかということについては、大変私としては疑問を感じております。何とか地域の中で探していきたいという方向性は、今持っているところであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 町長の実行力に期待します。あとはそれしかないですね。

それでは、次に移らせていただきます。

猟友会解体場設置資材費補助というものが今度予算で計上されました。土地であります、この土地は誰が買ったのか。建物も町で金を出すんですが、管理費が当然かかりますけれども、こういうものは誰が負担するのかというふうに思っております。

猟友会といっても商売をやっているわけじゃないんですから、これどこから金が出る、補助金でもらうよりしょうがないと私は思っているんですが、これみんな猟友会が持つと、回答を見ちゃったらいけないんですが、なっているけれども、本当に町でこれ補助金を出すんじゃないでしょうか、そこについてお聞きしたいです。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 猟友会の解体施設についての御質問ですけれども、令和5年度の新規事業として、池田町猟友会が設置する解体場、残渣の焼却施設設置の事業費への補助金を計上しました。設置目的は、個体数調整などで捕獲した有害鳥獣の処理の省力化であります。

施設の所有者は、設置者である池田町猟友会、設置場所としては法道公民館跡地をお借りする予定であります。施設の維持管理は設置者が行い、費用も設置者が負担をいたします。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9番（和澤忠志君） 改めて質問します。

獺友会といっても商売やって何か売っているわけでもなくて、補助金で団体をつくっているので、こういう経費というのは、どうやって獺友会で国から、県から、町からもらった補助金の中で行っていくということでしょうか。これによって町の補助金が増えるということはないでしょうか。その点についてお伺いします。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） 獺友会の関係でございますけれども、獺友会につきましては、毎年町から獺友会の補助金も支出しております。基本的には、獺友会の運営費の中で、この関係の経費は賄うということで話が進んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） ただ、ちょっと時間もないので、心配なのは獺友会も高齢化していると思うんです。何人いるか知らないですが、これ維持、若者、要は後継者がいるかどうか。そこら辺についても、せっかく施設を造っても、あとで、いや今質問します。東山一帯は鹿とかあれが出て、もう作物が作れない状況なんです。だから中島辺りに行くと、もう山の辺り行くと畑のところに鹿が出ていて、道を通るのも危ないというような状況で困った。私も花見で畑作っていますけれども、鹿で全部やられて何も作れないと、こういう今実態ですよ。

だから、獺友会を充実していかないと、これ建ったはいいが継続者がいなければ、また同じになっちゃうと。ここら辺について、町としてはどういうふうに考えるんでしょうか。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） この解体処理場については、もう喫緊の課題です。今これをやらなければ、じゃ、捕獲した動物の処理はどうするんだということでもありますので、後継者の問題はまたこの後の問題になってきますけれども、これは確かに課題でありますので、これから後継者の育成等々も考えていかなくちやなりませんけれども、いずれにしても、この有害鳥獣が増えてきているという現状を見ますと、これを捕獲して処理をする場がなければ、これはどうにもならないということでもありますので、今回この処理場を設置して、少なくとも獺友会の負担を減らしていくということでは考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） それはいいんですが、私も質問にないことをやっているんですが、本当にせっかく建物が建ったけれども、これ 5 年後に誰もやる人がいなくなっちゃうということにならないように、ぜひ町で後継者づくり、いなければ協力隊でも募集して若手をつぎ込んでいくというような考え方を持っていかないと、これは守れないというふうに思います。

それでは、次に移りたいと思います。

では、社口原の取組について、今年取組計画についてお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それでは、お答えいたします。

昨年の町農業振興協議会の中間答申を踏まえまして、社口原農地に関する町の主な取組方針は次の 2 点でございます。

1 点目は、将来の町の農業振興を支える中心経営体となる法人の設立であります。設立する法人は、社口原を含めた農地を耕作し、高収益品目を経営の主力とし、スマート農業等を導入して効率を高くし、他の経営体の経営面積縮小に伴い、面積を拡大していく持続可能な会社法人を想定しております。

町の動きとしましては、まずは法人の経営者や業務の執行に携わる人材の確保のため、農家の子息など、若い農業者や新規就農者などに呼びかけてまいります。設立する法人への町職員派遣や資本金の出資は、設立する法人からの要請により判断することとし、適切となれば、議会の皆様に相談したいと考えております。法人設立は、令和 5 年度中を目標に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

2 点目は、社口原農地を果樹主体の栽培地に向けて、耕作を継続することです。社口原は土壌成分や耕地の特徴から、ブドウ、桃などの果樹が適している可能性の高い農地です。北側の住宅地への農薬の影響を考慮し、緩衝帯を確保し、令和 6 年春に果樹の苗の定植を目指しているところであります。

また、農振協から提案されている菜の花、ヒマワリの栽培については先進地視察などにより、まずは実情を把握したいと考えております。

なお、新たな耕作者が決まるまでの間は、地域おこし協力隊の研修の一環で、池田町ファームに指導の協力を仰ぎながら、実習の場として保全し、速やかに耕作開始できる状態を維持したいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 今、町長の回答を見ますと、この法人についてはここで私はあまり、これから法人の意向があるということだから、これから決めることなので何も質問しませんが、ただ法人ですから、これはやっぱり町がこれだけ力を入れて、全庁一丸となってやるということならば、やはり町でも幾らか投資しなければ、私はいけないんじゃないかなと。それでやっぱり町もやるぞと、町民も一緒にやろうじゃないかと、農業振興を。こういう気持ちになると思うので、これは私の個人的な意見で、これは新法人が要らないという、それでなおいということですのでけれども、それはそれでいいんです。

あとは、社口原の実際の動きです。これについてこの間の説明でいきますと、今年やることが、本当は今年中に苗を植えるとか何とかいろいろあったんですが、これを見ると、令和6年の春先に植えるというような形になっておりますが、これに対して、何ヘクタール植えるとかというのは出ていないわけですよ。ですから、そこら辺の植付け面積がどのような形でなっていくかと。令和6年度は2ヘクタールのうち2反とか、そんなような計画があるのかどうか。そこら辺をお聞きしたいのと、いずれにしても、それをやる前に土壌改良しなければいけないですよ。これ今年やらなければいけないと思うんですよ、今年。土壌改良。それから有害鳥獣対策、これは今年中にやらなければいけないということで、この予算、それからまた今年中にやらなきゃいけないのは、貯水池です。これ予算が上がっていませんが、どうなんでしょうか。いつこの予算が上がってくるんでしょうか。計画が立って予算ができなければできないじゃないか。これについて町長にお伺いしたい。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 農振協からの答申をいただきまして、盛んに検討をしたところでありますけれども、ブドウの植栽につきましては今年度を計画いたしました。令和6年の春に定植しても収穫時期は同じということが分かりましたので、急いでやるというよりも、令和6年の春のほうがいいだろうという結論に達しましたので、これは農振協の方と調整を取って了解をいただいているところであります。

また、これに対する予算の計上がないということではありますが、これどんな形で進めるか。さっきもお答えいたしましたように、地域おこし協力隊が、言わば形としては中心になって、この社口原に取りかかるというような状況でありますので、どんな形で取りかかっているのか

か、十分な計画を立てた上で予算が必要とあれば、また議会の皆さんに御提示をして、御理解をいただいて、補正等を組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 町長の今の回答だと、植えるということは分かったんだけど、計画によると、例えばブドウなら 2 町歩とか、桃なら 2 町歩とか、具体的な数字が載っているわけです。ですから、本当に来年の春に 2 町歩植え付けるのか。噂によるとそこまでいかないという話もありますし、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 法人が決まれば、ある程度法人の計画ということになりますので、十分町とも協議をしながら、作付面積については検討したいというふうに考えておりますが、まだ法人のめどが立っておりませんので、そういう点では一気に何町歩というわけには、とてもいかなさうなと思います。どのぐらいの範囲、面積に定植するかについてはこれから検討して、これは地域おこし協力隊ほか協力者を募っていきますので、どのぐらいの人が協力してくれるのか、そういうところもめどにしながら、耕作面積は決めていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 明確な工程表を出していただきたいと私は思っているんですが、今の話だと何しろ新法人ができない限り、明確な工程表ができないというふうなお話であると受け止めております。ですから、令和 5 年度中に必ず法人を設立するんだと。そういうことですよね、町長。強い意志があると思うので、それをやらないと 2 年も 3 年も遅れていっちゃうということになりますし、計画と大分ずれちゃうということになります。地域協力隊も来ていますし、これ急いで新法人を設立して、それで全力で進んでいくと言わないと、農業者の後継者が育たないというようなことになりかねないというふうに思いますので、いずれにしても、そこら辺について、新法人については町長が責任を持ってやるんだというふうに私は思っていますが、そこら辺はどうですか。町長の決意、町長がもう責任を持ってつくといい切ってもらいたいです。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 農振協でもお話ししましたけれども、基本は新しい法人をつかって、社口原を含めた農業全体の取り巻く環境を整備していくということでありますので、一つは法人というのがまず大前提になるというふうには考えております。そういう強い決意で取り組んでまいりたいというふうには考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 町長の力強い決意をお聞かせいただきまして、嬉しく思います。

それでは、次に移りたいと思います。

次は、計画とのずれがあるという質問なんですが、具体的な工程表を出していただきたいというふうに思っているんですが、今さっき後半の回答も出たような気がしますので、こちら辺は省略して、次の地域おこし協力隊を 5 人募集しているんですが、その状況。それでどういう人が集まっているのか。本当に期待できるのかということと、この間、大出議員が言ったけれども、現状は、町長は集めてみてやってみなきゃ駄目だ、それは確かにそうです。でも定着というのが一番問題なんです。だから入口はいいんだけど、最終的にやっぱり来たら定着してもらおうという政策を町で真剣に考えないと、おいでおいで、定着しないというのは、来た人の人格とか考えでできないんだということじゃなくて、町も定着してもらいたいなら、それなりの施策をやはり協力隊に示さなければいけないと。

例えば、住宅の問題です。住宅、ですから若者住宅を建てて、安くそういう人を迎え入れるとか。そのためには北保育園とかそういうところを壊して、若者住宅を民間でやって、そういう協力隊を優先的に入れるとか。それから、広津に若者住宅を建てるとか。何しろ住宅があって、収入は県議が言うように、公務員並みの 400 万円払うんだと言っていますから。収入があって、あと住宅だけあればこれは定着するんじゃないかなというふうに思うので、そこら辺の施策について、今考えていなければ考えていないでいいんですが、ただ来てやって、やはり定着するには住宅が必要だと。奥さんを持って住宅があれば、低金利で、優遇措置の住宅があれば定着しやすいというふうに思うんですが、そこら辺についてお考えをお聞きしたい。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 地域おこし協力隊についての御質問ですが、現在 5 人募集しております。

す。現在、昨日までで4人採用が決まりましたが、相手のあることですので、向こうから断られるというケースもありますけれども、今のところ、こちらとしては4人合格ということで採用が決まっております。

面接した範囲では、大変就農意欲が感じられますし、また特に皆さん池田町が気に入っているということを挙げられております。1組の御夫婦は、もう既に池田町で家を購入して、そこに住むんだということでもありますので、これから整地して家を建てて、それでもって入ってもらおうというのは何年先になるか分からない話ですので、皆さん方ここに住みたいという前提を持って、もう調べてきているというのが分かりました。

そういうことで、大変農業に意欲があることと、住宅についてはこちらでお世話する人もいますけれども、自分たちでそれは確保しているということも、聞いている方もいらっしゃいます。また、退任後につきましては、十分農業を継続してここをついの住みかとして、そして農業に取り組んでいくんだという人も、結構いらっしゃるということを感じております。

私といたしましては、令和5年度に5人、また翌年度にも募集をかけてまいりたいというふうには考えております。これで全員5人が決まりますと、単純に計算しまして、人口としては8人増えるということになります。御夫婦が何組もおりますので、そういう点でも非常に効果的かなというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 県外から来た定住者、移住者さんなんかは私も会ってみたところ、二、三の人は広い昔の民家、土蔵のある広い屋敷の敷地の中で、それを買って暮らしているということで、私もうらやましく思います。私もあんな土蔵のあるいいところに住みたいなと思っているんですが。

ですから、町にはそういう定住者が求めるというような環境、要は広い農家で、広々とした庭があって、昔の土蔵みたいのがある、今は邪魔かもしれないが。そういう魅力ある住宅があるんですよ、空いているのが。だから、町がそういうのを優先的に紹介したり、いろんな交渉をして、ここに入ったらどうかというようなことをやる必要があるかなというふうに思います。

あと募集については、飯山市なんかは地域協力隊、60人募集しているというんです。飯山市もこうやって、私もよく知りませんが過疎地ですよ。こうやって見ると、雪深い。本当

に若者がいなくて、町をやっぱり維持していくにはそのくらいの人を呼ばないと、あのまちも、もうやっていけないんじゃないかというふうなことだと思います。

ですから、町もあと5人ぐらい募集するというんですが、もう継続して20人ぐらい募集していかないと、本当に若い人が農業をやって食っていけるというような、活力がある法人ができないんじゃないか。法人を中心にして、各部落の集落営農へ困ったら応援したり、あるいはそこへ行って経営者になったりということですから、本当にここが中心なんですから、20人ぐらい本当に続けて募集して、常に募集していかないと、やはり新しい法人が町の中心になって、町全体の農業を支えていくということはできないんじゃないかというふうに思います。ですから、町長もあと5人というそんなことじゃなくて、20人ぐらい、ぜひ続けてやってもらいたいと思います。そこら辺どうですか、町長。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 飯山市のお話出ましたけれども、ちょっと名前忘れましたが、ある市では120人募集しているという話を聞きました。地方にとりまして、人口減少の中でこの対策の一環としても、地域おこし協力隊に来ていただくということは、大きな力になっていく。また、数字の上でも貢献していただけるということを感じておりますので、私といたしましては、毎年地域おこし協力隊を少しでもいいから積み重ねていくと。一遍に取ると管理ができませんので、5人ぐらいがせいぜいいいところだろうというふうに私は考えております。

いずれにいたしましてもこれから毎年募集をかけ、農業に限らず、地域おこし協力隊を呼び込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔9番 和澤忠志君 登壇〕

9番（和澤忠志君） 広津でこういう答申がありましたけれども、こんにゃくを作りたいというような話があったんですが、このこんにゃくを作る経過、なぜこんにゃくを作るのか、町としてそのようなことをどのように確認しているのか。町もそれを応援するという事だと思うんですが、こんにゃく栽培についてのメリット、デメリット、広津で栽培がどうして適しているのか、そこら辺についてお伺いしたいと。

議長（矢口新平君） 大澤課長、どうでしょうか。

振興課長（大澤 孔君） 私その話はまだ伺っていないので、また課に戻って確認できればと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） 時間があるので、教育長にもお聞きしたいと思ったんですが。

いずれにしても地産地消ですよ、地産地消。これを進めて学校給食はもう100%、今五十何%ですが、1%増やすんじゃなくて、もう80%ぐらいは地元の野菜で、もう学校給食していくんだということで、その今の農業の生き残るための野菜づくりですから、もうそこで野菜が1本、大根100円だけれども、学校給食で150円を買っても、差額を町で持っても安全なものを学校給食に投入していくというようなことで、今世界はコオロギ食が一般になっておりまして、来年になるとコオロギをみんな食べるというようなブームになっております。それから、表示も遺伝子組み換えもなくなる。あるいは、添加物の表示もなくなると。だから、店に行っても選べない状況になるものだから、そうすると安心して作るのは、地元の生産と消費者がつながると、そういうネットワークを使わなきゃいけないと思うので、地産地消も農業の振興の中にぜひ入れて、学校給食も完全に地元のもので食べるんだと。そのためには、金も投資していくんだというようなことをお願いして、一応質問を終わります。

議長（矢口新平君） 教育長は答弁よろしいでしょうか。

9 番（和澤忠志君） できれば、教育長が学校給食について、今何を考えているのかお聞きしたいと思います。安全安心について。今コオロギを食べるという学校給食でやっているところがあるんですよ、これ。そういう問題についてどういうふうに捉えているのかお聞きしたい……

議長（矢口新平君） 和澤議員、あと1分しかありませんので。

山崎教育長。

教育長（山崎 晃君） お答えができるかどうか不安ですが。コオロギを学校給食でというのは考えていないので、申し訳ありません。

地産地消については、以前の議会でもお話をさせていただいたことがあると思うんですが、基本的に地産地消を進めたいというふうに私自身も思っています。ただ、栄養のバランスとか、どの程度までこの地域で賄えるのかということもあって、その辺は栄養士の方々がかなり精力的に取り組んで、情報を得ながら進めて、着実にパーセントを伸ばしていただいているというふうに理解をしておりますので、これからもその取組を続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢口新平君） 和澤議員。

〔 9 番 和澤忠志君 登壇 〕

9 番（和澤忠志君） どれだけできるんじゃないかと、作ればいいんですよ。土地余っているんだから、カボチャならカボチャ作ってくれと。そういうふう積極的に出ないと、自給率は高まらなないと。だから作る人だけ探していくんじゃないかということだと思っるので、また教育長、あとでお願いします。

では、私の質問は終わります。

議長（矢口新平君） 以上で、9 番、和澤忠志議員の質問は終了しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（矢口新平君） 休憩を閉じ再開いたします。

大 厩 美 秋 君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

3 番に、2 番の大厩美秋議員。

大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） それでは、2 番、大厩美秋、令和 5 年 3 月池田町議会定例会一般質問を始めさせていただきます。

今回の一般質問は、以前に質問した中から、進捗の状況と提案に対する確認を 3 項目について質問してまいります。

それでは、1 つ目、児童・生徒の通学路における安全対策について。

主に、登下校時において児童を守るために小学校の通学路にある一般住宅、コンビニ、商

店等へ協力をお願いして運用されているこどもを守る安心の家は、子供に緊急事態が発生した際の保護と警察への通報、不審者や不審車両を見かけた場合の警察への連絡等をお願いしてある場所です。池田町も関係者の協力により約25年にわたり運用されております。

以前に安心の家について質問いたしましたが、その後の進捗と確認したい内容について質問していきます。

それでは、質問に移りますが、安心の家の分布状況は通学路全体を均等にバランスよく分布されているとのことでしたけれども、何を基に判断されているのかお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

〔学校保育課長 寺嶋秀徳君 登壇〕

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

昨年度、大厩議員から安心の家についての一般質問がございました。

その際にお答えしましたとおり、小学校2校の通学路は学校区内の広範囲にわたりますけれども、安心の家の登録状況は一部の地区、自治会が偏ることなく全体的にバランスが取れた登録状況であるため、バランスが取れているということを申し上げました。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 今回答をいただきましたけれども、こちらを前回私のほうで質問させてもらった中で、今の回答と全く同じ回答をいただいております。

現在、これは去年質問したんですけれども、池田地区で46か所、会染地区で54か所で、ちょうど100か所ありまして、あと企業とボランティアの方々に15か所あるといった回答をいただいていると思うんですけれども、これは私の質問が伝わりづらかったのかもしれないんですけれども、これが通学路上にバランスよく分布されているのかというのは何を基にというのは、私の勝手に期待している回答では、地図に落とし込んで通学路に沿った形の中で均等にバランスが取れていますという、分かりやすい、見える回答をお願いしたかったんですけれども、もう一度その辺のところの、判断を何によって、どういうふうな形にして判断されているのかといったところをもう一度説明をお願いします。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 先ほど申し上げたことももちろんそうなんですけれども、地図等で目で確認できるということも確かに見える部分でございますので、そういう balan

スが取れた登録ということで申し上げます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 今の回答、ちゃんと地図を見て、上から見た感じでのバランスを取れた判断がされているということでよろしいですね。

もう一回質問します。

議長（矢口新平君） 課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 最新の登録につきましては手持ちはないんですけども、過去の地図で落とし込んだ資料とかを見る限りでは、バランスよく登録がされている状況でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） そういった、しっかり地図に落とし込みをされて見ていただくと、また安心の家の協力される方が入れ替わったりしたときにはすぐ対応できて、またそれを地図上でしっかりバランスがよいかというところがすぐ見れていきますので、そういった対応がされているようでしたらしっかり継続をしていただきたいと思います。

あとは、安心の家の分布は関係者だけでなく、もっと多くの方々に周知されてもよいと考えております。そうすることにより、安心の家に対する理解と新たな参加協力につながることも考えております。

関連するので次の質問に移っていきますが、保護者や家族の方々が子供と一緒に安心の家の場所を再確認したり、登下校時に限らず区内での行動においても所在を知っておくことも有効と考えまして、質問に移ります。

町のホームページの防犯ページでもいいんですけども、分かるところへ安心の家の所在掲載を提案いたします。

町の対応をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 寺嶋学校保育課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

ホームページの掲載につきましては、関係機関等とも協議しまして検討してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） こちらにつきましても前回同じ質問をさせていただきました。

そのとき学校保育課長のほうからは、警察と協議をして検討をしていきますといった回答で現在に至っているわけですが、まずそういったところ、依頼をする基である警察との協議はされて現在に至っているのかというところの再確認をお願いします。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 申し訳ありません。まだ警察等とは協議のほうはされておりませんので、今後させていただければと思います。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） そういったところも、また今回も関係機関とも協議をしていくということですので、ホームページに載せる載せないというのが、これだけ広い範囲で協議をした中で判断をしていくものなのかというところは疑問には思うんですけれども、これは前向きに当然考えていただいていると思うんですが、これは掲載をしていただくということで解釈してよろしいでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 近隣のほかの市町村の安心の家の関係を確認しましたところ、白馬村のホームページは掲載がありましたので、実際それを警察のほうで了解を得られているというふうに思いますので、前向きに掲載のほうはできるのではないかと考えておりますが、一応警察のほうとは確認をさせていただいた上で行いたいとは思いますが、

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） 少しタイムロスしてしまった部分がありますけれども、こちらのほうは迅速に行動を起こしていただいて、ホームページに掲載をしていただくということで動いていただくようお願いをいたします。

それでは、次の質問のほうに移らせていただきますが、安心の家は行政と警察、防犯組合、学校、PTA、自治会等、多くの関係者が協力、連携することで運用されていますけれども、不明な点など、どこに聞いたらよいか分からない状態であると思います。また、関係者以外でも分からないことや関心を持つ町民の方々は、なおさらどこに聞いたらよいか分から

ないと感じております。

質問ですけれども、安心の家に関する問合せの窓口はどこになるのかお聞きします。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 安心の家の窓口は学校保育課学校保育係であります。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） 明確な回答をいただきましたけれども、こちらのほうは当然のことながら関係するところ、連携する部門については窓口は学校保育課ですよということは周知をされているのかということと、あとは関係しない住民の方等にも、どこに学校保育課が窓口ですよという周知はどのようにされているか。それが不十分だったらどうしたいと思うか、その辺のところの回答をお願いします。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） こどもを守る安心の家の関係につきましては、学校保育課学校保育係のほうから自治会協議で変更のお願いを自治会長さんに毎年ですけれどもお願いを出してまして、それで住民の方には窓口が教育委員会学校保育課であるということはお知らせはされているはずなんですけれども、それで安心の家の窓口がどこかまだ不十分だということであれば、また広報等でお知らせする必要もあろうかと思えますけれども、定期的にそういったお知らせのほうは毎年 1 回確実にさせていただいているので、その関係についてはかなり浸透はされているのではないかとと思います。

コロナ禍になりまして、今年度、自治会協議会 1 回目の開催が書面になったことがございましたので、直接お会いしてお願いするというか、説明する機会はなかったですけれども、毎年そういった機会を通じて自治会のほうには変更等があれば安心の家の変更等についてのお願い、説明をさせていただいております。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） 確実な、明確な周知がされていないように私のほうは受け止めました。

方法としまして、広報で年に 1 回、年度初めに 1 回、こどもを守る安心の家がこういう内容でありますよというところの掲載を 1 回していただくのもいいかなとも思いますし、この一つ前の質問でしました安心の家の協力されている方の場所の掲載といったところをホームページに掲載されれば、そこへ窓口、問合せは学校保育課になりますよということも示し

ていただければより周知につながるかと思えますけれども、そういった工夫も提案しますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 広報いけだ等で、またホームページ等で周知するということ
は有効であると思えますので、できるだけ積極的に対応してまいりたいと思えます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） 前向きな回答として受け止めさせていただきます。

それでは、最後の質問に移っていきますけれども、コミュニティ・スクールが本格的に運用
されれば今後より地域との連携が強くなり、安全面や防犯面における見守りについて地
域全般にわたる取組になってくると思えます。

安心の家は独自の活動ではありますが、共通する内容が多くあるため、コミュニティ・ス
クールと連携できれば活動状況や運用が把握しやすくなると思えます。

質問に入りますが、教育長にお聞きいたします。コミュニティ・スクールと安心の家の連
携について、考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 山崎教育長。

教育長（山崎 晃君） お答え申し上げます。

大厩議員さんのおっしゃられるとおり、安心の家の活動とコミュニティ・スクールとが連
携できれば、活動状況が把握しやすくなり、より一層確かな子供の見守りにつながるかなと
思っております。

現在計画されている地域学校園協働活動では、池田地区、会染地区ともに安全・安心に関
わる支援ボランティアを組織したいと考えておるところであります。その中で、安心の家と
の連携も視野に入れて活動していくことができないか検討してまいりたいと思っています。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） 今本当に本格的に取り組まれておりますコミュニティ・スクール、こ
ういった中で、池田、会染で分かれる部分があるわけですがけれども、この地域学校園協働活
動の中でぜひうまく溶け込ませながら連携していただくことを特に前向きに考えていただき
たいと思えます。

こちらのほうもすぐ回答できることではないと思います。協議会等で意見を出し合っているなかで、引き続き練習を上げていくことかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

安心の家の取組が、あと関係者だけでなく町全体に周知、理解されることは、今後新たに加入、協力にもつながると思っております。また、安心の家は小学生が対象となっているわけですが、コミュニティ・スクールと連携することにより、中学生まで見守りの対象となってくることはメリットと考えます。前向きな対応をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして2つ目、自治会の課題についてお聞きしていきます。

町は重点施策の一つに町民と協働による地域づくりを掲げており、今後独立した町づくりに取り組む過程で、町民の皆さんと共に手を取り合って協働の町づくりを推進する一つの方法として自治会との協働を強く打ち出しております。今後ますます自治会の存在意義が大きくなっていくと思われま。

しかし、昨今、高齢化や町民の価値観、ライフスタイルの変化などにより様々な課題が増加していると思っております。その中で今回は、自治会加入世帯数の増加に向けた施策と自治会要請の改善に向けた進捗についてお聞きしていきます。

自治会加入世帯は平成24年度から10年間で15%減少し、令和4年度は約73%となっており、今後も自治会離れが進むものと思われま。自治会との協働を強いものにしていくためには、自治会への加入率を上げることが必要と考えま。

自治会単位の取組は重要ではありますが、町としてもより改善に向けた取組が必要と考えま。

質問に移りま。

町として自治会加入世帯を増やすための施策を町長にお聞きいたしま。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたしま。

転入者に対しまして自治会に入ってもらうため、転入届の際は自治会加入のお願いをして該当自治会の連絡先を渡してありま。また、土地利用制度の中で新築や分譲地開発の申請の際に入居者に自治会に入るよう依頼してありま。

しかしながら、勧誘だけでは問題解決にならないと思っております。自治会の中には自治会費を下げたり役職を減らしたりして、会員の負担を下げる取組を行っているところがありま。

そういった皆さんの取組を他の自治会の皆さんにも知っていただくため、今年度はアンケ

ートを行い、その結果を自治会長の皆さんにお知らせし、自治会協議会で情報交換の時間を取りました。

自治会員の負担源として、行政から依頼される内容が多いと伺っています。現在、自治会の負担を減らすため全戸配布文書については、一まとめに組んでからお送りするようにしております。そのほか、町から依頼することに関して、随時負担が少なくなるよう検討しているところであります。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 今、町長の回答、答弁の中で、前半のほうでは自治会に入ってもらうために、転入届、転入者、あとは入居者への自治会加入のお願いをされているということですが、こちらのほうの取組は引き続き少しでも早い段階で対応できるようなことを考えていただきたいと思います。

あと、こちらのほうは受ける側というか、受け入れる側の自治会長へのこういった転入者に関する情報提供といいますか、そういったものがどういうタイミングで行われているかといったところの御説明をお願いします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 転入時にお勧めをいたしますけれども、その後については行政として把握ができないという状況です。ですから、その後自治会に加入したのかどうかというところまでは追うことができません。

そういうことから、先ほどお話ししましたように、アンケートを取ったり自治会の皆さんと協議をして、どのような形で把握をしていくのか、どのような形でお勧めをするのか等について協議を進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 今の答弁で、私が言いたいのは、池田町に転入届を出される方に対しては自治会の案内を渡すということ、あと新築や分譲地開発の申請等による入居者に自治会加入のお願いをするということで、こういった方々は、その段階でどこの地区に転入されるのか、入居されるのかということは分かっていると思うんですが、その対象となる自治会

長に早いタイミングでそういった転入者、入居者が来ますよという情報の提供のお願いがどうなっているかということをお聞きしたんですけれども、そこについてはいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） この辺は個人情報でもありますので、安易にその情報について伝えていくということはちょっとちゅうちょされるところでもありますし、ややもすると本人から情報を漏らしたというような指摘も受けかねないということを感じておりますので、なかなか行政としては踏み込めない部分かなというふうには考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） そういった中、個人情報、今大分うるさい中でのことで対応は大変かと思えますけれども、できる範囲、セーフな範囲の中でそういった情報を担当となる自治会長の方へは報告をまたしていただくよう、ここはお願いとしてとどめておきます。

あと、勧誘等のアンケートも取っていただいて、これも各自治会の取組を把握していく上でも本当にいいアンケートだったなと思います。

あと、答弁の後半のほうでも、これは主に当事者である自治会長をはじめ、自治会役員の方々の負担を少しでも軽減していくといった前向きな取組をされているというところは本当に感謝するところでありますけれども、これは引き続き少しでも負担がなくなるような工夫を続けていっていただきたいと思います。

あと、今後も自治会加入率が低下していくことは懸念されます。加入促進や脱退者を出さないためにも、自治会役員、行政担当係、自治会パートナーの方々の対応が負担となってくると思われます。町長にもより関心を持っていただき、改善に参加していただくことをお願いいたします。

それでは、次の質問に行きます。

自治会加入率の減少は池田町に限らず全国的に問題となっており、深刻に捉える自治体も多くなり、加入促進に向けた具体的な取組として自治会加入促進マニュアルの作成が増えてきています。当町としても本格的にマニュアル作成をする時期と考え、再度質問いたします。

作成は自治会と連携して行うことではありますが、共通する内容については、まず町での作成をお願いし、自治会ごとの異なる行事や活動等、またメリットになる内容等については自治会パートナーと協働で加入促進マニュアル作成に当たっていただくことを提案しますが、

町の考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） お答えいたします。

自治会への加入促進には、勧誘を強化するとともに、自治会自体が加入したい、脱会したくないというような組織になることが必要ではないかと考えております。

自治会によっては様々な取組をされているところがありますし、そのような取組ですとか、町外各地の情報、また既に作成済みのマニュアル等を参考にしまして作成のほうをしたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） これも私の質問としましては2回目の質問になりますけれども、今回前向きな回答をいただきました。

今の答弁につきましては、すみませんけれども、もう一度作成していただけるということによろしいでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） 先ほどの答弁の後段でお答えしましたとおり、作成したいということで、するということで考えています。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 感謝いたします。

作成に当たっては、本当に行政だけに丸投げをするというものでは全くないわけですが、まず本当に共通する部分、こちら1枚参考資料として後ろにつけてありますけれども、これは全地区というか、全ての自治会に対応できる共通なところとして多く見られる資料で掲載させていただきました。

これを基に、まず行政のほうで共通する部分を作成していただき、あとは各自治会、本当に自治会ごとの行事も違えば活動も違いますし、また自治会費用等も、そういったお金に関するところも様々であります。そういったところ、自治会ごとに対応していただくために、また自治会パートナーの方の協力も得ながら政策のほうに進んでいっていただきたいと思

ます。

あと、自治会の任期は、アンケートでも見ましたけれども、27の自治会が1年といった任期であります。毎年役員が代わっても、こういったマニュアルを作成することによって加入促進活動がスムーズに行えることと思います。また、脱退者が出ない自治会ごとの工夫や取組にもつながると思いますので、こちらのほう、よろしくをお願いします。

それでは、自治会、最後の質問に移ります。

自治会要請の件数については、令和3年度は187件で、うち新規は83件であります。令和4年度は174件で、うち新規73件となっております。総件数では13件減少し、進捗に効果が見られます。町長と関係者による現地視察も重要度や優先順位の決定に効果があると考えます。

しかし、現在174件の未実施については引き続き減少に努めていきたいと考えております。

質問ですけれども、令和5年度予算に自治会要請の件数減少に向けた反映がされているのか、町長にお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

主な要請の対象は道路改良や交通安全施設の改修等ではありますが、道路については正確に自治会要請対応分という見積り方はしていませんが、昨年度実績を考慮すると1,340万円ほど自治会要請分に割り当てられるようになるかと思えます。

該当する予算としては、総額1,880万円のうち71%相当となります。また、足りない分については予算の許す範囲で補正にて対応する予定であります。

交通安全施設については、令和4年度の要請に対しては本年度の予算にて対応しました。令和5年度分については、要請の状況を見て、対応できるものに関しては補正予算にて対応していきたいと思えますので、令和5年度当初予算としては盛り込んでおりません。

なお、件数について県の実施事業や理由があり対応できないものも含まれますので、一概に町の対応のみで件数を減少することができるということではないと御理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） こちらの自治会要請の改善に向けた取組の中で予算的のところ、これ

は予算書を見ても、具体的にどの部分が自治会要請対応のものかというものは明確には分かりづらい部分があるわけですが、これは前回に引き続き町長のほうからも必要に応じて緊急性があるものについては許す限りで補正を組んでも予算立てをするということは伺っておりますので、今回もそういった回答をいただきました。

これにつきましては、引き続きまたしっかり見ていただいて、必要なものには早い対応でお願いしたいと思います。

今の後半のところ、本当に池田町だけで対応できるものばかりではないというところ、確かに分かります。こちらのほうも自治会要請等も見させていただきましたけれども、町外外部機関に依頼して、お願いして改善をしていくというところが割とあるということにも気がつきました。

そこで質問ですけれども、こちらは本当に自治会要請の担当課を見たときに振興課が多いですね。飛び抜けて多いところがありました。その中で、振興課長のほうに担当課代表としてお聞きをしたいと思いますけれども、町だけでは対応し切れない部分で、大町の建設事務所へ要望として出すものが今回でも20件あるわけですね。

これを見ますと、もう何年にもわたって要請をし続けているという、そういった本当に大変な部分があるかと思えます。こういったところ、これは本当に忘れずに小まめに申請をお願いしていくという行動しかないと思うんですけれども、何年も、中には長いものでは8年とかそういったものも、お願いし続けているものもあるわけですが、実際問題、こういった外部に池田町だけではどうしようもないことについての要請のお願いというものはどのようにされているか、振興課長にお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） 県にお願いしていくものといましては、主に県道の改良とか、あと砂防の改修とか、あと交通安全施設も県の公安委員会にお願いしていったりということで、私どもの管理じゃないところはそのような形で様々な機関にお願いしております。

特に、県道の改良は、年1で建設部長に地元の県会議員さんを通じてお願いしていく活動も行っておりますし、また交通安全施設につきましては、特に今年度は県議会の総務企画警察委員の方々が視察に来られたので、そこに具体的な写真、位置図を示して陳情しているようなケースもございます。ですので、事あるごとに県のほうに直接出向いてお願いするとか、そういうようなこともやりながら粘り強く陳情しております。

また、県等の機関も予算等もございますので、なかなか100%満額回答はないわけござ

いますけれども、やはり粘り強くいかないといけないとできるものもできないということでございますので、引き続き私どももそのような形で努めてまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） 突然答弁を振ってしまったわけですが、本当に根気よく行政のほうをいただいているという、そういった気持ちが、行動が伝わってきました。

まだこれからも何年もまた同じことを繰り返していかなければいけないところもあるかと思いますが、引き続き粘り強く申請のほうは要望として出させていただくようお願いいたします。

あと、新年度になり新たに自治会要請が出されてきます。行政だけでは気づけないところを町民が気づいてくれているところでもありますので、引き続き早めに視察をしていただき、重要な要望は補正でも予算づけをして対応をお願いしたいと思います。

それでは、3項目めの質問に移ります。

ハーブガーデンの休憩場所についてお聞きしていきます。

昨年的一般質問において、ハーブガーデンにある休止中の足湯を来訪者の休憩場所として開放を提案いたしました。その際、他用途への転用については慎重に考えるべきと町長の答弁がされました。

現在も進展が見られませんが、これから陽気も暖かくなりオンシーズンとなります。また、新型コロナウイルス対策の緩和により来訪者の増加が期待されてきます。

これで質問に移りますが、再度ハーブガーデンの休止中足湯を休憩場所として開放を提案します。町長の考えをお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

昨年9月の定例会の一般質問でも同様の御質問をいただきました。私の答弁として、活用について検討したいと申し上げたところであります。

その後、担当で現地を確認するなどし、足湯施設につきましては他用途への活用が可能と判断しましたので、新年度の早い段階から休憩施設として開放できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） こちらにつきましては、開放に向けるまでの過程のところではあえていろいろ言いませんけれども、町長のほうの今の答弁で新年度早々には開放していただけるということで、これは今回素直に感謝をしたいと思います。

それで、これは担当で現地を確認していただいていますけれども、実際町長も一緒に現地を確認されたのでしょうか。そこだけお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 私も何度も行っ、ここであれば休憩施設として使用可能であるというふうに判断しています。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） 町長も自ら足を運んでいただいたということで、実際に見ていただいて、数年ずっと使われずにあったわけですがけれども、実際のところを見ていただいて、本当に手をかけずに開放できる状態なのか、そういった状態は町長としてどう判断しているかをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） どのようにすれば使い勝手がいいのかということは、これからの検討ということになります。

当初予算には計上しておりませんが、具体化をいたしましたら、議会とも相談をして進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

2 番（大厩美秋君） 私のほうも、休憩所らしくいろいろ手をかけろと言っているわけではなくて、休止が長い間あったものですから、そういった中で、当然清掃はしますけれども、安全面を考えた上で足湯が休憩所として使える分には問題なく、ほとんど手をかけずにできるのかなといった質問をさせていただいたつもりですがけれども、もう一度その辺につきましてはどうでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 当然費用をできるだけ抑えてということで考えております。

どんなふうに工夫できるか、これから検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） それでは、早々にも実行していただけるということですので、本当にこれはゴールデンウィークまでには少なくとも開放をしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

今回は、予算づけする部分につきましては、自治会要請で必要に応じたところ、緊急性があるところには予算づけをしていただくという、そういったところの回答もいただきながらでの今回の質問だったんですけれども、今回はそういった予算、お金のかかるところ以外で、極力かからない部分での質問に心がけたわけなんですけれども、その分、関係するところでは労力を伴う提案にもなってしまったと思います。それでもこちらのことを実行していただければ、一步前進できるかなと思って質問もさせていただきました。

そういったところを理解いただきまして、対応のほうをお願いしていきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにします。

議長（矢口新平君） 以上で、2番、大厩美秋議員の質問は終了しました。

矢 口 稔 君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

4番に、5番の矢口稔議員。

矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） お疲れさまでございます。5番の矢口稔です。

令和5年3月の池田町議会の定例会において、任期最後の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問をひもといってみますと、12年間で数えましたらほとんど行っておりますけれども、大小ありますけれども、33項目以上の事業、また様々な項目にわたって町の皆さん、

また議会の皆さんともども提案したものが実現できたということが分かりました。ひもとい
ていくといろんな事業があったなと思ったわけでございます。

そんなところで、今回もしっかりと、最後の任期ですけれども、質問をさせていただきます。

今回、4点についてお尋ねをいたします。

順に行きたいと思えますけれども、まず1点目は八十二銀行の町外移転に伴う町への影響
についてであります。

行政側も、議会側も、また町民の皆さんも非常にびっくりした、ショッキングな内容のニ
ュースであります。八十二銀行があづみ松川支店のほうに機能を移転するということが分か
りました。

これまでの銀行側との移転計画の経過についてお尋ねをしたいと思います。

町は、銀行側から昨年9月下旬頃に移転計画の知らせを受けたと聞いております。しかし、
本格的な交渉は、12月5日に本店に要望書を提出して、1月18日に銀行側の役員が来庁され、
2月7日に再び来庁されて最終結果の報告があったと、先日の全員協議会で議会に報告があ
りました。

町にとって歴史的な金融機関の町外移転であります。大きなマイナスイメージとなります。

9月下旬から12月までの間に町長はどのような行動を具体的に取ったのか、対策について
お聞かせください。

議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの矢口稔議員の御質問にお答えいたします。

八十二銀行におきましては、9月27日、突然ではありましたが、池田支店があづみ松川支
店に移転するとの申出がありました。

庁内及び商工会と意見交換をし、どのような意向及び内容なのかをまず確認するとともに、
存続についての要望を出そうということで、町内三者と銀行側との日程調整を行ったところ、
銀行側から12月5日ではという回答がありました。

12月5日にお伺いし、町長名、議会議長名、商工会長連名で、存続についての要望書を提
出したところであります。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） その空白の2か月ちょっと、何をやっていたのかなということだと思うんですね。

今の答弁では、町内三者と銀行側と調整を図っていたということなんですけれども、町長だったらそれなりのパイプがあるわけですから、銀行側の窓口で直接1人で行って交渉することも十分できると思うんですね、調整を図る前に。そうでないと、調整を図っていて、ただ時間が過ぎて、そうすれば銀行側のほうも納得してくれたのかなと思っているのかもしれないし、やはり最初に、いや、ちょっと待ってくれということだけは町長側としていち早く伝える必要があったんだと思いますが、それはいかがですか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 当然、事務局レベルを通してそういう意向は伝えたところでありますけれども、いずれにいたしましても、三者の日程調整ということに手間取りましたし、相手のあることでありますし、これは臆測でありますけれども、八十二銀行といたしましては長野銀行との統合という大きな問題を抱えておりますので、なかなか日程的な調整がつかなかったというのもこちらは理解できるところかなと思います。

そんなことで時間的には、結果的には時間がたってしまったということではありますが、この時間がたつことによって結果に影響を及ぼしたということは、私としては考えておりません。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 町長、事務局に任せるレベルの話じゃないですよ、これ。町の金融機関の一つが移転するんですから、一つ、二つの中小企業の、工場の移転とは全然違います。

町民の皆さん、本当に困ったということも私にも届いておりますし、えっ、本当なのと、町は何をしたのということもやっぱり厳しく言われてきます。

なので、これは事務局レベルで町長の意向を伝えるとかというわけじゃなくて、やはりトップとトップが腹を割って話し合っ、それをいち早く9月下旬に聞いたら、10月初旬くらいには結果は、もう相談することもないじゃないですか、ある意味。町長としてやっぱり行動を起こすべきだったのではないかなと思いますが、いかがですか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（麿 聖章君） 銀行は一企業であります。必死の思いで今事業を進めているところではあると考えておりますし、8月には既に頭取会で最終結論を出したという話を聞いております。そういう点からいきますと、これを覆すという動きはこちらはできますけれども、結果についてどうこうできるかということ、これは非常に難しい問題だなと。

しかし、議員御指摘のように、動きが鈍かったと言われれば、それはそれで受け止めるしかないというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） これもふだんから町長もそれなりにパイプがあるはずなんですよ、政財界に。やはりそういったところを使いながら、アンテナを高くして動きを察知するなりしていかなかったら、今後また第2、第3の金融機関の移転というものも大きな流れの中ではゼロではないと思うんですよ。

やはりそんな中で、他金融機関も含めて、もう一度町長が金融機関に、頭取なり、理事長なりに出向いて、組合長も含めて出向いて、しっかりところいった池田町に大事な金融機関であるということを、他金融機関がありますので、そういった絆づくりもふだんからしておくことが必要ではないかなと思います、町長いかがですか。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 八十二銀行の件については再三要望いたしましたし、責任者との話もいたしました。そこで、町としてはこれはもうやむを得ない事態であるということで次の段階に進んで、ATM等の設置を求めるところに進んだところであります。

また、他機関につきましては、そういう傾向、後の質問でもありますけれども、これから銀行経営というのが、店舗を持つての経営というのは非常に難しくなっているという点から考えますと、いつそういう動きがあるか分からないというのも議員御指摘のとおりでありますので、これからは十分その辺も注意をしながら、状況を把握しながら、事前にできることがあればやっていくということで取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） これは八十二銀行の問題に限ったことではないと思うんですね。様々

な企業が合理化の波に遭って、金融機関をはじめ企業も人口減少に伴って池田町から出ていってしまう。そういった懸念もありますので、いかにそういったところをつなぎとめておくかということは、人と人との関係、また日頃からの信頼関係が非常に大事ですので、ぜひ町長のほうではそういったもののところも注視していただいて、日頃からそういった絆づくりをお願いしたいと思います。

続いて、町指定金融機関の取扱いについてお尋ねいたします。

現在、町指定金融機関は八十二銀行であります。今後どのようになるのでしょうか。

将来を見据えた場合、町内の金融機関にお願いすると取扱いはどのようにするのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（矢口新平君） 丸山会計課長。

会計管理者兼会計課長（丸山光一君） ただいまの御質問にお答えします。

八十二銀行から池田支店の移転についてお知らせいただいた時点から池田支店の営業存続のお願いをしまいましたが、それがかなわない場合も想定しなければならず、町民、事業主への影響と併せ、指定金融機関の件について考えなければならなくなりました。

唐突のことでありましたので、まずは今回のような移転となった場合、八十二銀行が指定金融機関として法的に受けられるのかということも確認をしましたが、法的には問題なく、また拠点が変わっても今までの業務を同様に継続していくという意味確認も銀行から取れていますので、移転後も継続していく予定であります。

ただし、町内に営業店舗がありませんので、町からの振込等で突発的なことが起きた場合は、必要に応じて可能な限り庁舎まで来て対応いただくことへの協力のお願いもしております。

今後継続していく中で事務的に大変不都合なことが慢性的に続いたり、町の施策等において指定金融機関の変更を考える必要がある場合は、指定金融機関及び町内に店舗のある金融機関の意思などを確認しつつ、議会、議員の皆様と協議をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 町の指定金融機関の取扱いについては変更は取りあえず考えていないということではありますけれども、議会の議員にも今回資料が配られたとおり、基金の調べ

を見ても、メインの銀行に基金を中心に八十二銀行に預金をしている、また基金を置いているといった状況があります。

松川に移転してしまった場合、やはり基金等についても、町内に支店がある銀行、指定金融機関とは別に考えて、基金等は町内にある金融機関を大切にしなければいけない、そういったことも大事だと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 指定金融機関にする場合には受け手もあるわけです。両者、あと農協と、また松本信用組合とあるわけでありましてけれども、両者ともあまり積極的に指定金融機関になるというような意思是示してきてはおりません。

今、指定金融機関になったからといって、どれだけメリットがあるかというのが銀行サイドの判断でもあります。そういう点から考えまして、受け手があれば、それは替えるという選択肢もありますけれども、今ここでこれを替えるということになりますと、一つまた混乱の要因にもなるかなと思いますので、場所が替わったということで、そういう捉え方をしますと、松川までの距離がどのぐらいかといいますと、それほど遠い距離ではないというふうに判断しますと、あえて替えるということが町としてメリットがあるかどうか……

〔「質問が違います」と呼ぶ者あり〕

5番（矢口 稔君） 町長、私の質問が全然違います。

指定金融機関は八十二銀行さんが受けていただけということなのでそのままなんですけれども、私が質問したのは、八十二銀行さんをメインに今基金を積んでいるわけです、多額の基金を。それを町内の金融機関にある程度移すべきではないかと、そういった質問を今行っておりますので、指定金融機関の話はもう結構ですので、基金について指定金融機関ではない町内の金融機関に基金を移動させるつもりがあるのか、お聞かせください。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） どれだけ基金を動かすことによってメリットがあるのかということにはかりかねますが、今現在、町としては移すという意思は持っておりません。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ですから、私が言っているのは、今後も要するに金融機関の撤退、またATMの撤去とか可能性があるので、池田町にある金融機関を今度ある程度優遇してい

ないと、優遇のメリットが池田町は何もないんですよ、だからそうなってくると。

なので、せめてもの池田町ができることとして、基金については町内の金融機関を優先させていただきますということが大事なんではないかなと思いますが、もう一度お聞きします。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 再三の御質問でありますので、これは会計上の問題として再度検討するということはやぶさかではないかなと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） お金の関係でありますので、検討は比較的スムーズに済むと思いますので、ぜひそういったところも考えて、町内にある金融機関を今度は守っていかなければいけない、そういう時代に入っていると思いますので、ぜひそういったところは早急に会計課中心にまた検討していただいて、議会にも報告を求めたいと思います。

続いて、町が対応すべき課題と新しい銀行誘致等振興策はということで、町民の生活にも影響が本当に大きくあることが予想されております。まだ御存じない方も多くいらっしゃいます。

先日、年金支給日には銀行側さんでそういったチラシを配布されたとお聞きしておりますけれども、それ以外の方、ふだん銀行に行かれない方はそういったところもなかなか目に触れていなくて、まだ知らない方も多くいらっしゃいます。

そして、特に年金受給者、今の話ですけれども、先日約800人の対象者がいるとのお話がありました。現金自動預け払い機、いわゆるATMに不慣れな方も多くいらっしゃいます。

先日の全協では銀行側と連携していくとのことですが、具体的に町が対応すべき課題と解決策はあるのでしょうか。また、新しい金融機関の誘致を含めた町なかの振興策を早急に考える必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） それでは、お答えいたしますが、今回の移転の原因といたしまして建物の老朽化が挙げられておりますが、他の要因として窓口の来店者数が激減しているということも挙げられます。

銀行ということ、またさらに銀行という業種が不人気業種となり、人材が集まらなくなったことなどが挙げられております。

これからの時代はネットバンクがどんどん活発になり、店舗を構えての銀行経営は極めて厳しい環境に置かれるものと考えております。

新たな議金融機関の誘致については考えておりませんが、町として何ができるのかということになりますと、これからは利便性を高めるためのＡＴＭの設置というところが一つ課題かなというふうには考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口稔議員。

〔５番 矢口 稔君 登壇〕

５番（矢口 稔君） やはり町なかの金融機関がなくなりますと、町なかの求心力といいいますか、にぎわいは本当に失われていくと思います。

いわゆる銀行から出ればお金を持っていますので、地域の中小の商店さんにも寄って買物をして帰るといった環境にもありましたけれども、なかなかそれがなくなると、駐車場がすぐ隣に歩いて行ける距離にもない中の町なかのお店もございませぬ。銀行に寄ってからのということは今度は少なくなってしまいますので、そういったところでは町なかのにぎわいになかなかつながらぬ今回のことでもあります。

そこで、ＡＴＭというお話もありましたけれども、ＡＴＭの講習会を開くとか、そういうことも大事だと思っておりますが、先日も話したとおり、八十二銀行さんが、あの店舗でＡＴＭを置くのは１年限りという話もございました。１年限りだったら、今度ＡＴＭが近くにあるとすれば、コンビニか、今度は信金さんかという、またあづみ病院の中のＡＴＭかということで、町なかの中心部には一切今後１年を過ぎるとなくなってしまうということが予想されてきますけれども、それに対してはどのように町長は考えていますでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） その件に関しても八十二銀行と協議をしておるところであります。

町なかの利用は非常に多いとも聞いておりますので、何らかの形で町なかにＡＴＭの設置というところは今後の協議の対象ということになっております。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口稔議員。

〔５番 矢口 稔君 登壇〕

５番（矢口 稔君） ですので、今までの手法じゃ通じないということなんですよ。今までの三者で行ってお願いをしても通じないので、やはり違った角度からそういったものをお願い

いしていかなければいけないというのは明らかであります。

政財界を通じて働きをかけていく。町長のリーダーシップでいろんなところ、県や国の国会議員も含めたり、長野県全体の政財界の方に知恵をいただくとかそうしていかないと、また同じように池田町さんからはそのままATMを引き上げますということになってしまいますので、これはこれで、既に始まっていますけれども、プロジェクトチームをつくって、町内の有力な企業さんも、八十二銀行さんのお世話になっている有力な企業さんも多くいらっしゃいますので、そうした皆さんとタッグを組んで、ぜひ池田町に八十二銀行の出先機関を残してほしいといった動きも必要ではないかなと思いますが、これは早くやったほうが一番いいと思いますが、町長、ぜひつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） ATMの町なかへの設置につきましては、八十二銀行とはもう了解済みであります。どの場所につくるのか、どんな形にするのかの協議をこれから行っていくということでありまして、そのプロジェクトチームをつくって設置の要望というのは今の段階では済んでいるというふうには解釈していただいて結構かなと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 私が言いたいのは、最初議会に説明あったときに1年限りという話もお聞きしております。要するに、それはもうなくなって、ずっとATMを置いていただけということが話し合いでほぼ決まったということでしょうか。

議長（矢口新平君） 丸山課長。

会計管理者兼会計課長（丸山光一君） それでは、ただいまの御質問について補足説明というような形でお願いしたいと思います。

整理しますと、八十二銀行の今の店舗のATMは1年以内、来年の3月までということで、そのような話になっているわけですが、状況によってはその前に、例えば銀行の建物ですので、当然不良債権になってはいけませんので、売却等で早く他社引渡しとかということになるとそれが早まる可能性もございますので、この話は当然早めに進めていかなければならないんですが、場所としましては、一応町内、今の場所とか、あるいは町営の駐車場とか、役場の敷地内、庁舎内、いろんな選択肢があるんですが、いずれにしろ町有地といえますが、町の持っている土地の部分でないと速やかにいかないかなと思うところがあります。

最低限、A T Mが今の現行店舗のところとツルヤ、それとハーブセンターのところにあるわけですが、銀行側としてはできるだけお金をかけたくないという思いもありますので、今3か所あるんですが、これが例えば、こちらのほうにつくるために1か所減らすとか、そういう選択肢はなくしてもらおうと。あくまでも3か所あって、今度引き揚げる1か所についてはこの町内のどこかに設置したいと、そのような考えで今銀行と協議しておりますので、できるだけ町民の利便性を損なわないように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 具体的に今お話が聞けました。

交渉事ですので本当に早く、またいろんな方の知恵を借りていかないと、相手もあることですので、ぜひ真剣に、早めに対応していただきたいと思っております。

その中で、町のまた負担もなるべく避けていただいて、あくまでも銀行のA T Mですので、所有地を貸し出すというのは全然やぶさかではなくて、どんどんとそういったところを利用しながら、ランニングコストについては町が負担するのはなかなか厳しいと思っておりますので、そういった交渉をぜひ早めに、町一丸となって、そういったところをプロジェクトチームで、ぜひこの池田町のところから金融機関が、人的な金融機関は失われることになりましたけれども、やはりそれを補完するものをぜひお願ひしたいと思っております。

続いての質問であります。

人口を増やす取組を町全体で推進をということであります。

現在は総務課移住定住係が主に担当している人口を増やす取組でございますけれども、移住定住係だけに任せるのではなく、全ての課において自分事として取り組まなければなりません。

既に先日の人口の統計を見ても、松川村から300人池田町のほうが少なくなっている。急激に人口減少のスピードが加速しているということが明らかになりましたので、そういったところで町の組織図を見ても今現状は単なる一つの係にしか見えません。

人口減少が進む中、横断的な仕組みをつくるなど、目に見える形で取組方法を具現化すべきだと思いますが、対応をお聞かせください。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、人口減少につきましては当町にとりまして最大の課題の一つと考えております。

全庁的な取組を推進するために、新年度プロジェクトチームの立ち上げ等、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 私も質問が今期一番最後なものですから、検討してまいりたいという言葉は、続いてあればいいんですけども、分かりませんので、検討ではなく実施に向けて取り組むといった姿勢の答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 取り組んでまいります。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） これはプラスになると思いますので、ぜひ私も含め、議会も応援していくべきだと思いますので、そういった中でこういった人口を増やす取組を全庁を挙げてお願いしたいと思います。

続いて、町民の皆さんからの移住定住希望等の情報の取扱いについてお聞かせください。

私も含めて、町民の方から移住定住希望や情報が届くことがあります。もちろん不動産業の方からの貴重な情報もあります。

現在はそのような情報を受け止めてくれる、届ける部署が不明確であります。役場職員の自治会パートナー制度も含め、幅広く情報が集まる仕組みづくりや、広報いけだ、SNSでの情報提供体制の構築など前向きな取組を求めますが、町の対応をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 宮澤総務課長。

総務課長（宮澤 達君） 現在、移住希望者の相談、空き家の利活用を要する相談等は総務課移住定住係が窓口となりまして業務を行っております。

町民の方への周知が不十分であれば、全職員が情報を受けた場合、速やかに移住定住係につなげる体制を職員にも周知させ、ワンストップ化となるよう徹底させたいと考えておりますし、議員の皆様も町民の方からお声をいただくことがあれば、積極的に移住定住係を御案

内いただきますようお願いいたします。

町民の皆様が移住定住係に関して認識が低いと感じられるようであれば、広報いけだにも移住定住係のPRも含め掲載を進めていきたいと考えております。

また、情報発信についてですが、移住イベントや空き家バンク等の情報を町のホームページや、ほかにもメール配信、県が運営する移住ポータルサイトなどを通じて行っております。大北管内でも移住に特化したポータルサイトを立ち上げたところもありますし、町も必要性を感じておりますので、システム構築について、これは予算が伴うこともありますので検討と言わせていただきますけれども、検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ワンストップでできるということで、ぜひそれを統一していただいて、どこに行けばいいのかというのが、なかなか窓口がいっぱいありますので、でも移住定住係という移住定住しかいけないのかなとか、行ったら移住を勧められてえらいことになるのか、そういう人もいますので、何とかソフトな窓口をお願いしたいと思います。

一つには広報いけだなんですけれども、今行政の皆さんは町内の人向けに広報いけだが発行されて、全戸配布されていると思いがちなんですけれども、意外にホームページで広報いけだを町外の人を読んでいるんですよ。そうすると、町の勢いとか町の考え方が載っているの、あれが一番移住定住のツールには一つの指針としてなっております。

なので、紙媒体ではなくても、移住定住の欄を設けて、移住定住希望者の方はこちらというQRコードだけ載せておけば今スマートフォンで見られますので、要するに広報いけだを電子媒体化でうまく使いながら、QRコードとか、様々な移住定住の、町外から来なくなる人にも記事を割いていただいて、移住定住してみたというページがありますよね。あれは結構響く内容になっていて、心を動かされる人も多いと思います。だから、ああいうところに移住定住をしてみたい方はこちらという一こまだけあればいいと思いますので、ぜひそういったところも工夫をしていただいて、つなげていただきたいと思いますが、総務課長、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） 今議員御指摘のようなところも工夫させていただいて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ぜひよろしくをお願いします。

私も先日、移住ツアーに参加された方が中古物件を購入されたということをお聞きしました。決して安い価格ではないんですね。地価に比べたり建物の価値から比べたら、本当に今状況が変わってきております。

やはりこの景色を求めて私は買いましたという方がいるんですよ。だから、ハードではなくて、景色に、またこの環境に価値があるということなんですよ。そういったポテンシャル、潜在的なこういう魅力がある池田町ですので、ぜひそこを移住定住につなげていていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、先ほど大厩議員も質問しましたけれども、自治会加入者案内の作成指導についてであります。これは各自治会ごとに作成をお願いするものでしたらどうかなということになります。

移住されてきた方の対応として住民課での自治会加入案内をされていると思いますが、その後のフォローについてお聞きいたします。

移住された方や自治会の対応は個々に異なっていると思います。自治会長さんも日々の活動を縫って、移住された方に一日でも早く地元慣れていただくようと努力をされております。

そこで、先進的な自治会を参考に、自治会ごとの組織、活動内容、費用等をまとめた自治会の加入案内の作成指導を提案をいたします。

それぞれの自治会でも組織が違うなどの点で同じ案内が作成し切れません。スムーズに、そして自治会の負担を軽くするために、作成指導を出前講座等で開催できないでしょうか。

答弁をお願いいたします。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） 自治会加入促進マニュアルにつきましては、マニュアルを自治会長の皆さんと協力して作っていきたいというふうに考えております。

各自治会の自治会加入案内につきましては、自治会の皆さんの意向をより反映させる必要があると思いますので、出前講座とは限りませんが、相談をして慎重に進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 手法は色々だと思います。ワークショップもありますし、そういったところは工夫していただきたいと思いますが、出前講座というのは、どちらかというところと行くとなりに感じてもらえるということなんですよ。私たちもそうですけれども、現場に出向くことが大事で、その肌感覚を直接感じられる。

なので、自治会パートナーさんと移住定住係なのか、担当課とうまく自治体、住民課なのかもしれませんけれども、そういった要するにコラボレーションをすることによって、より具体的に取組が見えてくるのかなと思います。

先ほども、町長、大庭議員の話でもありましたとおり、様々な取組があって、自治会のほうでも、景観形成の協定を結んでいる地区でもありますけれども、ある地区では土地を売買したら、その土地の売買した売主は自治会に次の人が入るということを約束しないとこの土地は売れませんよという、そういうルールを設けているところもあります。そうすると、ちゃんと自治会にスムーズには入れるんですね。

なので、そういったところも自治会で決めていただく、町で決めるといろいろ問題があると思いますけれども、地元の皆さんがこんな人で、こういうところに入るにはルールといただきますか、条件がありますよといったことでうまく入れることもありますので、逆にどっちでもいいやとなってくると、面倒くさそうだからやめようというふうにならざるを得ないので、やはりそういったところも参考にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

自治会の本当に問題は情報をいかには察知してということなんですけれども、やはりタイミング的には、新築なり何なりすると多くの方は御近所にタオルを配って挨拶回りをする。そのタイミングをうまくキャッチして自治会長さんにつなげるかどうかが一番だと思います。

なので、自治会の中でもうまくそういった情報を、こういう人が入りそうだ、入ったみたいだよというところは近所の人しか絶対分からないので、ぜひそういったところもうまく音頭を取って取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続いて、最後の、もう一つありましたね。消防団員の関係ですね。消防団員が加入・活動しやすい環境の整備についてであります。

消防団員への待遇改善が来年度から始まることになりました。活動手当の引上げは国からの方針もあり、実施されることになりました。

活動している団員に感謝するとともに、さらに加入・活動がしやすい環境整備について、

お聞きをいたします。

一つ目に、団活動のメリットの見える化と団員への直接アンケートの実施についてであります。

消防団員になっても具体的なメリットが見えにくくなっています。

日頃は、会社等への勤務の傍ら活動をしていただいています。

昨日から始まった春の防火週間も、夜8時には警鐘を鳴らしてパトロールしていただくということで、本当に頭が下がる思いであります。

団員としてのメリットの見える化として直接アンケートを取っていただいて、消防団はどうしても階級がありますから、階級を超えた実情を把握することが一つは重要ではないかなと思います。

実施について町はどのように考えているのか、お聞かせください。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

現在、消防団に加入することのメリットについては、消防団幹部を通じて団員へ、一般の方には町ホームページを通じてお知らせをしております。

また、団員からの意見は随時受け付けておりますが、消防団幹部を経由しづらいケースもあろうかと思っておりますので、直接アンケートについては検討したいと思っております。検討というよりも行ってまいります。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 行ってまいりたいという答弁がございました。

今だったら消防団員はみんなスマートフォンを持っていますので、アンケートもグーグルのアンケートとかを利用すれば、小・中学校も当たり前のように今アンケートがグーグルで回収できておりますので、すぐできると思っておりますので、費用もかけず、負担もかけずに、改修も直接来ますので、ぜひそういったところも加味しながら実施に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

続いての質問であります。

団員の勧誘体制の再構築はということでございます。

今後、活動世代の人口減により団員数の減少が見込まれています。

以前は各分団で勧誘を行って人数の確保ができていたのですが、現在ではなかなか見つからないとのことであります。それに伴い、年齢を重ねても辞められない団員も出てきています。

このような現状を打破するために、勧誘体制を分団任せにしないことも重要です。勧誘体制の再構築に向けて、町の対応をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） それでは、お答えいたします。

これまで地元分団の皆様にご尽力いただき加入促進していただいておりますが、若い方が慢性的に不足していることから加入が難しくなっていることが懸念されております。

町といたしましては、ホームページや広報紙を通じて加入促進を図るとともに、転入者に消防団の存在や活動内容を知っていただき、加入していただくために住民課で手続をされる際に加入依頼文書を配付したいと考えております。そのため、地域の現状に詳しい地元の方にも御協力いただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 地元の方というのもありましたけれども、理解をされるのに一番企業の会社勤めでしたら上司の方とか、社長さんとか、その理解はもちろんのこと、そこへは消防団の加入を何名以上すると便宜が図られるんですね。今システムになっていますけれども、やはり家族の人が断ってきたりとか、該当する人の両親が断ってきたりと、様々な今断り方といいですか、どうしてもということで厳しい状況であります。それを何とか打破していかないと消防団の維持が、継続ができないということがあります。

そこを何とか知恵を絞って、どこかで好事例があったらそれを共有するとか、そういうことをして町全体で考えていく時代になっているのかなと思います。

特に先日、町長が観閲をされましたけれども、3年ぶりですかね、出初め式が行われました。私たちが参加をさせていただきましたけれども、特に人数が少ないのかなと。コロナの影響もあったと思いますけれども、やはり女性隊の人数がすごく今減少しているのかなと思います。

やはりそういったところも、今女性隊は部長さんを終わると辞められるということになっているみたいですが、そうすると下から上がってこない、上だけがどんどん辞めて

いってしまうと人数が確保できないということで、女性活躍の視点からも、そういったところも含めて女性団員の確保というものも大切かと思いますが、総務課長にお尋ねしますけれども、女性団員の今体制について、果たしか4名くらいしか多分活動がされていないと思います。何かあったときにはどうしても女性の皆さんの力も必要です。

そういった女性団員の確保については、どのように取り組むのかお聞かせください。

議長（矢口新平君） 総務課長。

総務課長（宮澤 達君） 女性団員の確保につきましては非常に担当の課としても問題と捉えていまして、先日消防主任と女性消防団員のほうと話し合いを行いまして、まだ結果はどうなったか聞いていないんですけれども、またその話の中で取り組んでいきたいなと思ってございます。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ぜひ取組をしていただいて、いい方向、やはり女性も男性も活躍できる消防団になっていただきたいと思いますので、単なる役場職員ではなくて、一般からも女性の消防団員、もちろん入れた、また入っていることもありますので、ぜひそういったところでしっかりとした団員確保を男性、女性含めてお願いしたいと思います。できれば私も含めて協力できるところは協力していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、コロナ禍後を見据えた消防団の活動内容の見直しはということであります。

コロナ禍になって約3年が過ぎました。消防団活動にも大きな影響があったと思います。特に毎年6月に実施されていた町ポンプ操法大会は中止が余儀なくされました。その大会に代わり、ポンプの操作方法などを訓練する事業の実施など、工夫を重ねてきたかと思います。

今後のコロナ禍後の消防団活動はどのように計画され、活動等を見直しはあるのか、お聞かせください。

議長（矢口新平君） 養町長。

町長（養 聖章君） お答えいたします。

コロナ禍はもちろんのこと、消防団員の勤務地の遠方化や勤務時間の多様化等が、消防団活動に大きく変化をもたらしたと思います。

このような状況を踏まえ、団員の皆さんや近隣の消防団とも情報交換をしながら、参加しやすい消防団活動となるよう見直すところは見直し、最低限身につけるスキルは習得を目指

すなど、工夫したいと考えております。

操法大会についても、勝利至上主義ではなく、まずは消防機器類の操作方法、実際の火災での消火活動に対応できる内容を抑えることが大切だと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 3月13日でマスクの規制が緩和されますので、ここからぐっと多分行動の制限といたしますか、今までと変わったところが出てくると思います。

消防団の皆さん、本当に日々、今夜もそうですけれども、巡回をしていただいているということですので、そういったところはまだ負担が比較的軽いんですけれども、ポンプ操法については一時期すごく厳しいところとそうではないところとあったり、隣の安曇野市ではローテーションを組んで、要するに何年に一遍はそういう大会に出るとか、そういったところもしているところもあります。

それは団活動ですので幹部会議等でまた検討していただくとは思いますが、やはり本当に活動しやすい環境を考えていかないと、団員の減少、またそして操法等がなくなるとスキル等がおろそかになってしまうといったところもありますので、バランスが重要だとは思いますが、やはりこういうときは思い切って変えるべきところは変えるといったところも大事だと思いますので、ぜひそういった対応をお願いしたいと思いますが、担当の総務課長、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） コロナ禍におきまして、大会はどうするかとか、そういったところは消防団のほうでも話し合っていました。

私も幹部会には出ないんですけれども、主任ですとか正副団長とはたまに話すことがありますけれども、今議員の言ったようなところは、簡略化するところは簡略化したり、負担があまり多くないようなところの取組をした中で、団の活動していきたいようなことの話合いは行ってございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） ぜひそういったところも含めてお願いしたいと思います。

最後の4番目の質問に移りたいと思います。

防災行政無線の内容を町ホームページに掲載をということであります。

これは、聞き逃した場合の対応、また仕事や事情で町外にいる方への情報伝達、またSNSでのプッシュ型情報発信の積極的活用をという内容でございます。

防災行政無線の戸別受信機から毎日3回定時に放送が実施されています。しかし、どうしてもその時間に、その場所でしか聞くことができません。特に会社勤めの方など、必要な情報を全然知らなかったという声も聞いています。

防災行政無線は、緊急時には録音機能が機能して再生が可能ですが、操作方法が分かりづらく、設置場所も高い場所では操作が難しいのが現状であります。

他の自治体ではテレホンサービス等で聞き逃しに対応しているところもありますが、当町ではホームページに内容を転載するなどして経費を抑えて情報を伝えることも十分可能ではないかなと思います。

また、SNS等の発信についてもプッシュ型、これは必要な情報がユーザーの能動的な操作をしなくても自動的に配信されるタイプの技術やサービスのことを言いますけれども情報の発信としての機能を有効活用して積極的な活用を望みますが、町の考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

防災行政無線の内容を聞き逃した場合についてであります。防災無線の原稿は各課から申込みがあり、その際にホームページ掲載の有無の欄もあり、掲載ありの場合のみホームページに掲載していますので、防災無線全てが掲載されているわけではありません。あくまでも各課の判断で掲載していますが、必要な情報の掲載に漏れがないよう努めたいと思います。

また、SNS等の関係ですが、ホームページに記事が掲載されるとツイッターの一般情報アカウントへ自動で配信が行われます。また、すぐメールでの定期配信等も行っております。

いずれにいたしましても、様々な方法を考えながら情報発信をしていくか工夫していきたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 現在も行っているというようなことなんですけれども、ホームページ

がデザインがもう古くなっておりまして、以前から指摘はさせていただいているんですけども、新着情報のところしか出てこないんですよ。そうすると、新着情報が10個ぐらいしか出てこないの、多分同報無線がそのまま掲載されると10個ぐらいすぐ新着情報で埋まってしまうということがありますので、私が言いたいのは、今日のとか、防災無線の内容というのを右側のところに一つ欄を作ってください、そこをクリックすると、一般のところの情報も大事ですけども、聞き逃した人がチェックできればいいわけなので、お昼にこんなことを言っていたよといったときに、どこでもチェックできないです。お昼に流れたかどうか分からないんですよ。いろんなところでも聞くのは、昨日の夜流れていたよといったけれども、昨日の夜流れていたのがどの情報なのか分からないという問題なんですよ。

なので、防災無線の内容、お悔やみ欄とかは多分必要ないと思いますので、そういったところは別にして、一般的な情報は、そういったところを一つ防災無線の放送内容といって、そこをクリックすると、何月何日、朝はこれ、昼はこれ、夜はこれと、同じものを載せていてもそれは日時で分かりますので、そういった工夫をすれば、データをコピーすればいいだけの話なので、一つのこういう流れの中で十分対応可能だと思います。

それをうまくツイッターなり、必要なものに関しては発信していけばいいとは思いますが、そういったところも含めて、ちょっと一つ増やしていただくと、あのデザインでも十分まだまだ対応できるものだと思いますが、総務課長、その点はいかがでしょう。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） やることは可能かと思いますが、また課のほうで考えたいと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） これは町民の皆さんからも、ちょっと外にいる方とか、ふだん町外にいる方が防災行政無線の内容が、最近は本当に必要な情報も小まめに流していただいているので、それを聞き逃して、熊が出ているという情報もあって、自宅の近くに熊がいますよというのも防災無線では流しても、それを聞き逃すと帰ってきたら熊がいるということも考えられることもありますので、ぜひそういったところも含めて、小まめにそういったところを上げていくことによって日頃から防災無線に意識も行くでしょうし、聞き逃しても安心だなど。

これはNHKが特に聞き逃し放送を中心に力を入れております。やはり放送というのはそこでしか聞こえないんじゃないかと、1週間は聞こえるという、そのくらいのタイムラグ。なので、ずっと昔の情報が残っている必要はないんですよ。多分1週間とか10日とか、その程度の防災行政無線のものだけ残っていれば、それで機能はすると思いますので、ぜひ研究をしていただいて。

他市町村を検索するとテレホンサービスが多いんですよ。でも、テレホンサービスは絶対費用もかかっておりますし、テレホンサービスはずっと聞いていなければいけないので電話代もかかるし、そうではなくて、やはり今だったらホームページなりSNSなりでチェックができれば非常に助かる時代にはなっておりますので、ぜひ検討といいますか、前向きな検討をしていただきたいと思います、最後にお聞きしたいと思います。

総務課長、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） それでは、前向きに研究させていただくということによろしいでしょうか。お願いします。

議長（矢口新平君） 矢口議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） それでは、前向きにということで答弁がありましたので、おおむね私の答弁に真摯に答えていただきまして、今期の私の一般質問をこれにて閉じさせていただきます。

以上で終わります。

議長（矢口新平君） 以上で、5番、矢口稔議員の質問は終了しました。

松 野 亮 子 君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

5番に、1番の松野亮子議員。

松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 1番、松野亮子です。

3月定例会の一般質問をいたします。

今回は、化学物質過敏症への対応についてということで質問させていただきます。

3年前の3月定例会で柔軟仕上げ剤などに使用されている香料により引き起こされる体の不調で新しい公害とも言われている香りの害、香害について取り上げました。

私の一般質問の後で健康福祉課が香料等についてのお願いという掲示物を作成してくださいました。せっかく作っていただいたのに、この3年間で状況が改善されたようには思えず、また日本全体で被害者が増加しているため、池田町での状況を確認するためにも再度この問題を取り上げたいと思います。

香害は化学物質過敏症の害の一つです。化学物質過敏症とはどういうものかということを中心に説明いたしますが、化学物質への曝露がある一定の量を超えると様々な体調の不調が引き起こされます。どのような不調があるかといいますと、吐き気、頭痛や目まい、頭がぼーっとする、しつこいせき、目や喉がひりひりする、喉や顎がむくむ、皮膚のかゆみ、耳鳴り、湿疹や蕁麻疹、肩こりや体の痛み、いらいらする、集中力がなくなる、急な眠気に襲われる、不眠、息切れや息苦しさ、動悸、胸が絞めつけられる感じ、食欲不振、下痢などの胃腸障害などが挙げられます。

例えて言うなら、水でいっぱいになったバケツがあふれるように、化学物質への曝露が許容量を超えると発症する、そういうものです。代謝の能力に個人差があることもありまして、どのくらいの化学物質への曝露があると発症するかは人によって大きく異なります。

原因となる化学物質は多種多様です。化学物質過敏症を引き起こす製品には次のようなものがあります。柔軟仕上げ剤、合成洗剤、香水、除菌・消臭剤、制汗剤、アロマ、殺虫剤

これには家庭用のスプレー式のものや衣類の防虫剤、白アリ防除剤、蚊取り線香なども含まれます。除草剤、建物の建材、塗料、接着剤、たばこなどです。

最初はある特定の化学物質、例えば香料に反応していたのが、化学物質過敏症になってしまうと、それ以外の微量な化学物質にも反応するようになってしまい、重症な場合は日常生活を送ることがとても困難になります。

被害の例を幾つか挙げると、隣人が使用する香料の強い柔軟仕上げ剤のために具合が悪くなってしまい寝込んでしまうために窓が開けられない。同僚が使う合成洗剤や柔軟仕上げ剤に反応して具合が悪くなってしまい、正社員の仕事を辞めざるを得なくなり収入が激減した。乗り物の中でほかの人が使う化学物質により体調が悪くなり、通勤ができなくなって仕事を辞めた。子供が学校から持ち帰る給食の白衣に付着していた香料が原因で化学物質過敏症を

発症した。

以上の例は他人が使っていた化学物質が原因のケースですが、中には芳香剤などの香り製品を愛用していた御本人が突然化学物質過敏症を発症して、自分が好きだった製品が使えなくなった、そのような方も個人的に何人か知っています。

化学物質過敏症で苦しんでいる人は年々増加傾向にあります。大人だけではなくて、学校や保育園に通う子供たちも同様です。

シックスクールが大きな問題になったことが過去にありましたが、学校の施設だけではなくて、同級生の衣類を洗うのに使われている合成洗剤や柔軟仕上げ剤で具合が悪くなって学校に行けなくなった子供も増えています。

保育園児については、香料が辛いという意思表示ができない年齢のお子さんもいますので、大人が注意してあげないといけないのではないかと思います。

北海道の東川町という町では、2022年に小・中学校に通う子供たちの保護者を対象にアンケート調査が行われました。香り成分により子供が体調不良を起こしたことがあるかとの問いに対しては、小学生で9%がある、ないは79%、中学生ではあると答えた人が12%で、ないが80%でした。

また、上越教育大学で平成30年度上越教育大学研究プロジェクトで上越市の小・中学生を対象に調査を行ったところ、12.1%の生徒・児童に化学物質過敏症の症状があるとの結果が出ました。

全国的に化学物質過敏症で苦しむ人の数が増えています。他の自治体で増えているのに、池田町には化学物質過敏症の人がいないということは考えにくいです。

池田町で化学物質過敏症で悩んでいる人はどれぐらいいるのか、またその調査をしたことがあるのかお聞かせください。

議長（矢口新平君） 宮本健康福祉課長。

〔健康福祉課長 宮本瑞枝君 登壇〕

健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、松野議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員御質問の化学物質過敏症で悩んでいる人の調査についてですが、現在のところ実施したことはありませんので、御報告させていただきます。

議長（矢口新平君） 1番、松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 調査は行ったことがないとのことでしたが、実態を把握するのはとて

も重要だと思えます。

化学物質過敏症が原因で仕事を辞めなければいけない人が出てきた場合に、町が何らかのサポートをする必要が出てくる可能性もあると思えますので、ぜひ実態調査を行っていただきたいと思えますが、それについてはいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 現段階では調査というところは考えておりませんが、後ほど質問のところにあります住民への周知というところに重きを置きたいと思えます。

内容、そして効果的な周知方法というところについて検討していくということで、お願いします。

以上です。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 次に、子供についてなんですけれども、池田町に化学物質過敏症でつらい思いをしているお子さんがいないのかということがとても気になっています。

仮に、現在化学物質過敏症で学校に行けないお子さんがいないとしても、今後そのようなことが出てくることは十分に考えられます。

保育園児や小・中学校の児童・生徒の保護者に対して、子供たちの化学物質過敏症に関する調査を実施できないでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

化学物質過敏症についての単独の調査は今のところ難しいと考えておりますが、児童・生徒のアレルギーについての調査ということであれば、他の調査と併せて考えられると思えますので、検討してまいりたいと思えます。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 他の調査と一緒に結構ですので、ぜひやっていただきたいと思えますが、年に1回とか、そういうのは定期的にやっていたらいいんですか。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 保育園、小学校、中学校でいえば毎年定期的にということではないですけれども、必要に応じて検討してまいりたいということでお願いしたいと思えます。

す。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 例えば、来年度中に実施するというのを御検討いただくことはいかがでしょうか。

さっきの稔議員の質問じゃないですけども、グーグルフォームを使うとか、先ほど引用した東川町でも、保護者との連絡をするために何かアプリがあるそうで、そういったものを使って割と簡単にできたという話も聞いていますので、ぜひ来年度中にはやっていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 来年度中に行うということは断言はできないんですが、しかし保育園とか小学校、中学校の方との協議が必要かと思しますので、前向きに検討させていただきたいと思います。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 化学物質過敏症を発症してしまうと、本当に後々ずっとそれで苦しむことになってしまいますので、本当に予防が大切なので、ぜひ関係者の方たちと協議の上、取りあえず実態調査は進めていただきたいと思います。

次の質問ですけども、今申し上げましたように化学物質過敏症は一度発症してしまうと、それ以前の健康状態を取り戻すのが非常に難しく、日常生活を営む上で大きな支障が生じてしまいます。

町民一人一人が自分の健康を守り被害者にならないためにも、また化学物質に敏感な方に対する加害者にならないためにも、町民に対する周知はとても重要です。

町民に対して、この問題について周知するための具体的なアクションを取っていただけないかということをお尋ねいたします。

議長（矢口新平君） 宮本課長。

健康福祉課長（宮本瑞枝君） 先ほど御回答させていただきましたように、周知の内容、それから効果的な周知方法と、この間の香害のときになかなか浸透しなかったという御意見もありましたので、効果的な周知方法についても職員と検討して取り組んでいきたいと思しますので、お願いいたします。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 添付資料のほうに札幌市の教育委員会が作成した小・中学校の保護者向けの資料があります。

化学物質過敏症の予防と香りのエチケットというものですが、こういったものを作成していただいて小・中学校で配布していただくとか、あと一般の町民の方々に配布していただくというのも手ではないかなと思います。

次の質問ですが、町の職員の方たちの中で化学物質過敏症の原因となるような化学物質を使っている方がいる場合、化学物質過敏症を発症している町民が役場に来庁した際に具合が悪くなる可能性は十分にあり得ると思います。

そのような事態を防ぐために、職員を対象にした化学物質過敏症に対する学習会や研修を行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） 先ほどの関係する課の町民の方に対する対応状況を見てまた考えたいと思っていますけれども、研修につきましては、ほかに実施をしたい内容がございますので、当面行うという予定はありません。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 時間の制約等いろいろあると思いますので、障壁は多少あるかとは思いますが、ただ化学物質過敏症について学んだり対策を取るということを考えるのは、ここで働く職員の皆さんだけでなく御家族の健康を守ることにもつながりますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

ここで伊那の中川村であったことについてお話ししたいんですけども、中川村では化学物質過敏症を発症したために学校に行けなくなった中学生の女子生徒さんが現れました。

彼女のクラスで、その生徒さんがまた学校に行けるようになるにはどうしたらいいかということをお話し合っ、化学物質過敏症が原因なのであれば、みんなで柔軟仕上げ剤などの使用をやめればいいんじゃないかというふうな話になりまして、同級生が皆さん協力して化学物質過敏症の原因となるような物質の使用をやめたという事例があったそうです。

その後、中川村でエコライフ中川という市民団体が主催で化学物質過敏症や身の周りの有

害化学物質について学ぶための勉強会というのが開催されて、村民だけではなくて、副村長さん、保健福祉課や教育委員会、産業振興課の職員の方、環境水道室の代表の方や保育園長、中学校長、あと村議会の議員さんなどが参加して、身の周りの化学物質について学んだということがあったそうです。

ぜひ池田町でも同じような取組をしていただけないかと思うんですけども、本当に御自分の健康だけではなく御家族の健康のためにもそのようなことを御検討いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 町長、いかがですか。

町長。

町長（甕 聖章君） 議員御指摘の点、よく分かります。

各機関とも協議して、必要であれば行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

1番（松野亮子君） 何かやっていただけるのかどうなのかよく分からない答弁だったと私は受け取りましたが、今私たちの日常生活は化学物質で本当に囲まれて生活しています。

私が議員になった理由の一つというのは、そういったものから町民の皆さん一人一人が身を守れるようにということをすごく伝えたくて、それで議員になったわけですが、本当に化学物質との付き合い方というのは皆さん一人一人が考えていかないと、自分の生活の質とかそういったものに非常に大きな影響がありますので、ぜひ町が主体で皆さんの意識を変えるというか、考え直すきっかけみたいなものをつくっていただければと本当に思います。

私の一般質問は、これで終わりにいたします。

議長（矢口新平君） 以上で、松野亮子議員の質問は終了しました。

散会の宣告

議長（矢口新平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時57分

令和 5 年 3 月 定例 町 議 会

(第 4 号)

令和5年3月池田町議会定例会

議事日程(第4号)

令和5年3月3日(金曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	松野亮子君	2番	大厩美秋君
3番	中山真君	4番	横澤はま君
5番	矢口稔君	6番	大出美晴君
7番	薄井孝彦君	8番	服部久子君
9番	和澤忠志君	11番	倉科栄司君
12番	矢口新平君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	麿聖章君	教育長	山崎晃君
総務課長	宮澤達君	住民課長	蜜澤佳洋君
健康福祉課長	宮本瑞枝君	振興課長	大澤孔君
会計管理者兼 会計課長	丸山光一君	学校保育課長	寺嶋秀徳君
生涯学習課長	下條浩久君	総務課長補佐 兼総務係長	井口博貴君

事務局職員出席者

事務局長	山岸寛君	事務局書記	矢口富代君
------	------	-------	-------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（矢口新平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問

議長（矢口新平君） 日程1、昨日に引き続き一般質問を行います。

中山 眞 君

議長（矢口新平君） 6番に、3番の中山眞議員。

中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 3番、中山眞です。

この4年、行政の皆さんには大変お世話になりました。行政のことを何も知らない私にいろいろ教えていただいた4年間です。そういう意味でも町長との一般質問もこれが最後です。私なりの町長に対する思いや提言、それを交えながら述べていきたいと思えます。

今回のテーマは、新年度予算基本方針における財政健全化への展望ということです。

財政健全化の道筋というのは、健全化に向けて町長の目指すところは何なのかということです。その目標を達成するために町長は何をするのかということ、その道筋を立てるのが町長の役目だと思います。

今、全体がもやがかかっています。議員や住民がもやもやしています。行政の職員の皆さんももやもやしています。それは何かというと、町長からの明確な数字や指示やあるいは町長自身が何をやろうとしているのかが伝わってこないからなんですよ。

町長は言っているつもりだと言うかもしれないですけども、相手に伝わらなければ言ったことにならないんです。そこら辺のはっきりしない、何となくどよーんとした池田町の空気というのが少しでも晴れるように、今回、一般質問をさせていただきます。

最初に、新年度予算の経費抑制と重点施策推進の財源確保についてです。

令和3年度経常収支比率は81.7%で若干改善しているが、主に普通交付税の追加措置によるもので財政硬直化が相変わらず進んでいます。また、借入金返済額の割合を示す実質公債費比率は12.6%、5%ほど上昇しています。この経常収支比率を適正水準に戻し、また、投資的経費の割合を元に戻すということ、この弾力性のある財政を目指していかなければいけないと思います。

そのためには、経費の見直し、借入金の抑制、健全財政化を目指しながらも、池田町が停滞することがないように将来に向けた投資もしていかなければならないんです。少子化対策、農業振興、健康福祉向上、インフラ老朽化対策など、これらはもう待ったなしで取り組んでいかなければいけない施策です。

その財源確保をどうするのかということです。その財源確保にはまず基本的に無駄をなくすこと、それからこの予算基本方針でもうたっています前例踏襲の行政運営を見直していく必要があると。

そこで質問します。新年度予算編成方針で、経費抑制と重点施策推進の財源配分をうたっていますけれども、まず最初に、その具体的な経費抑制策というのはどういったものか、お聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） おはようございます。

2日目、一般質問、お答えしてまいりたいと思います。

それでは、ただいまの中山眞議員の御質問にお答えしたいと思いますが、経費の節減についての御質問でありますけれども、各課、各業務において節減を図っているところでありますが、目に見える大きな節減といたしましては、創造館の指定管理と池坂線の移管等が挙げられます。

創造館は直営から指定管理とし、美術館と一体的に管理してもらうことで経費削減を図れるほか、相乗効果も期待できます。また、町営バス池坂線は、運行を生坂村へ移管することで、当町は協力金の負担のみで済むため、運行経費の圧縮につながっております。どちらも

住民サービスを低下させることなく、実施可能な施策というふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 3番、中山眞議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） これはこれでよく分かります。でも、私が聞きたかったのは根本的な経費削減策を聞きたかったんです。毎年発生する固定費の中でどこを削るのか、どこを抑制しているのか、これを解決していかなければ問題解決にならないんです。

新年度の予算で、今回は今、町長が言われた2点が挙げられていますけれども、もっと基本的に取り組んでいくことがあるんじゃないかと思います。それはあとの経常収支比率の質問の中でまたお話ししていきたいと思います。

今まで健全化の道筋を町長に問う質問で、以前、前回、私が町長の中で健全化といえる次点はどこなのかと聞きました。昨日の質問でもそれがありませんでした。町長の考える健全化とは何かと。行革審の中でも同じ質問が出ました。

3回とも、町長のお答えは、どの時点をもって健全化していくといえるものではない、そうおっしゃっています。それは、町長自身にはっきりした健全化の目標がないからじゃないかと。例えば、この1年は固定費の中の物件費と人件費、ここを抑えていきたい。そのためにこういう数字でこういう目標に向かって削減を目指したいと。その次の1年は、今度は義務的経費に充てる財源の確保に向けての増収策を図りますとか、そういう少しでも具体的なことがあれば、この数字が達成した時点で私の中での健全化ができたと言えると思いますということぐらいのことを町長はおっしゃってもいいんじゃないですか。

要は町長の頭の中で、どの時点で健全化になるのかというのがはっきりしていないから、こういう答えになるんじゃないかと思うんです。これでは聞いている町民の方も、我々もそうですけれども、いつまでこの状態が続くのか、いつまで池田町は財政危機になっているのか、ここがはっきりしないんですよね。そこが一番の問題だと思います。

これも先ほど言った住民がもやもやしている大きな原因です。いつ池田町は開花宣言するんだろうか、ここを皆さん期待しているんです。そのためには今言いましたように、町長の自分の中ではっきりした目標数字を立てるということです。それを町民に言い切れればいいんですと私は思います。

次に移ります。

もう一つの質問の中で、重点施策推進の財源配分とうたっています。その財源配分という

のは、具体的には何なのかお聞きします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それではお答えいたしますが、新年度予算方針では、主要な手間を5つ掲げた上で、8つの項目ごとに具体的な方針を示しました。重点施策にのっとった財源配分に努めるというのは、具体的な方針として示したものを優先的に予算化するという意味合いですが、実際には限られた財源の中で緊急度等を考慮した結果、予算化に至らなかったものもあります。

なお、経常収支比率についての件がありましたけれども、この推移については表で表されておりますが、令和1年、91.5%と高いのは広報でも解説いたしました。下水道事業への繰出金の増や地方債の返済額の増、北アルプス広域常備消防費の増などが集中したためであり、令和2年度89.4%については、度々御説明しておりますが、この年から今まで臨時的経費として算入されておりました臨時職員が制度の変更により、会計年度任用職員となり、その報酬が経常経費の人件費として算入されることによる上昇であります。

町の総合計画では、85%以下に抑えるとの目標になっておりますので、今後はその数値を目標として進めてまいります。私は数字的な目標としては、85%以下ということを目指してまいります。私は数字的な目標としては、85%以下ということを目指してまいります。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 私が聞いたかったのは、今年度、麩町政が重点施策として挙げている項目について、どういう目標でどういう具体的な施策を取っているのか、それを聞いたかったです。これでは経常収支比率の説明にしか聞こえてこないんですけれども。これを聞いている、今、見ている町民の方たちは分かったんでしょうかね。

何回も言います。要は具体的な目標数値が分からないんですよ。課長でもいいんですけれども、今年度、これは具体的にやります、財源配分でここに力を入れます。その数字は幾らです、そう答えられますか、課長。無理。少しでもいいので教えてください。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） 従前より問題となっておりました事業を幾つか実現をしましたけれども、さきの全協で、新規事業等でお示しをしました有害鳥獣の解体のところにふるさと応援基金を繰り入れまして、実現に向けて予算化をしたということですか、あと少子化

対策の一つとしまして給食費の公費負担ですが、そういったところに配分をしていったというところでございます。

全体的に重点目標はあったんですけども、なかなか前年度より上げないというところが本当に強く予算査定では行ったところでありまして、財源的に十分な配分はなかなか行えないところもあったんだと思っております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 要は、今年の甕町政の重点施策が何か、これをはっきり町民に知らしめるいい機会なんですよ、この一般質問は。これを聞いて、町民はああそうだというのが分かるんです。その重点施策が何かというのが何にも出てこないじゃないですか。課長を責めているんじゃないです。

町長は自分がやりたいと思う、新年度、一番力を入れてやりたいということを1つでもいいんで、ここで回答で載せてもらって、こういう数字で目標へ向かってやります、そうするだけでもこれを聞いている方は分かると思うんですけどもね。だから今の受け答えで、何をやろうとしているのか議員しか分かりませんよ。ということなんです。その議員でさえもやもやしているんです。数字が分からないからです。

ここに予算基本方針、令和5年度、それから令和4年度があります。そっくり同じです。重点ポイントが2つ増えただけです。言い回しから含めて、これを見た人は何も変わっていないじゃないかと。要はこれが池田町の新年度の基本方針なんです。じゃこれを見る限り何が変わったのか。何にも分からないんですよ。議員が分からないから住民にも説明できない。全体が何だかよく分からない新年度の予算方針だと、こういう形式になってしまいます。

多分、この予算方針とか一般質問の回答も一部課長たちが答えるあるいは課長たちが作成した内容が多分に含まれていると思うんですけども、課長たちが作る質問に対する回答というのは、検討しますとかこういったことに力を入れていきます、もうそこまでしか言えないんですよ。それ以上のことは課長たちは権限がないんですから。言えるのは町長なんです。

課長たちが作ったこういう回答書に、町長の考えがどう入っているのかということです。そこに自分なりの数字なり目標を入れて回答していただければ、聞いている我々もよく分かるんですけども、何となくですよ、私の考えですけども、予算基本方針も一般質問に対する回答書も課長たちが作っているんじゃないですか。

それはそれでいいんです。今も言ったように、そこに町長の考えというのをはっきり示してもらわないと、全然道筋、さっき財政健全化の道筋と言いましたけれども、新年度の1年間の道筋というのが何も見えていないんですよ。この予算案では、そういったことを指摘しているわけです。

これをもって住民説明会に行って、新年度は、甕町長はこういう考えでこういう方針でやりますと説明したいんですけども、説明のしようがないんですよ。分かります。行政だけじゃないです。町民に知らしめるのは議員の役割です。議員の説明責任があるんです。その議員がもやもやしている。一般質問で質問してもなかなか腑に落ちる回答というのがないんです。じゃそれをどうやって住民に知らしめていくかということなんですよ。そこが今の池田町のもやもやしている一番の根本的な原因じゃないかというふうに私は思います。

次に、質問を変えます。

先ほど少し出しましたけれども、新年度予算案の中で経常収支比率の改善をどういう形で盛り込んでいるのか、それをお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 経常収支比率の改善をとということではありますが、経常収支比率は毎年経常的に支出される経費のため、町税や普通交付税などの経常一般財源と呼ばれる経常的な収入がどれだけ充てられるかを示す比率であります。

計算式の分母となる町税や普通交付税などの経常一般財源は、社会情勢等に左右されやすく、自助努力で増やすのは難しさがあります。予算段階でできることは、分子となる毎年経常的に支出される経費を抑えることでもあります。予算査定では要求項目の細部にわたって厳しくチェックし、経常的な経費を少しでも抑えるよう努力してきました。

ただ、昨今の電気料や燃料代高騰、物価高等による値上げには対応せざるを得なく、結果的に物件費は上昇しています。また、人件費に関しては、正規職員人件費は職員数減等により、令和4年度と比べて1,330万円ほど減りましたが、会計年度任用職員は現状の状況等を考慮する中で勤務時間を従来どおりに戻したことなどにより、前年度と比べて2,900万円ほど増えたため、全体では人件費も増加となっております。

なお、地域おこし協力隊や移住コーディネーター、集落支援員は臨時的な費用となるため、経常収支比率には影響しておりません。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番(中山 眞君) 回答の中で、経常的経費は分子となるとあるんですけども、これは分母じゃないですか。収入割る経常的経費掛ける100が収支比率だと思うんで。

〔「経費は分子です」と呼ぶ者あり〕

3番(中山 眞君) 分子になるんですか。経費割る収入、本当にそうですか。いいです。そこはそんなにこだわることはないんですけども、私、先ほども言ったように行政には疎いんですけども、それなりに勉強したつもりですけども、今後のこともあるのでここははっきりさせないと、私も間違っただけを言っただけではいけないので、地方交付金などの収入割るは違うんですか。逆ですか。分かりました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

3番(中山 眞君) 私が間違っていました。ここでまたひとつ勉強になりました。ありがとうございます。

要は地方交付金、これ次第で経常収支はどう転ぶか分からないというのは、そこが問題なんです。だから行政側もはっきりした見通しが立てない。収入が政府によってどう変わるか分からないから、そこが一番の原因だと思うんです。

だとしたら、経常的経費の固定費になる部分、先ほども言いましたように、ここをどう節約するかなんです。だから、多少、交付金が変わろうが、びくともしないような分子になる経常的経費、これをつくっていかなければいけない。

そのために何をするかというと、先ほども言いましたように、これはコツコツとやるしかないんです。無駄な事業費を見直して、無駄な事務費を見直して、あるいは人件費も含めてそういった分子を固める、そういうことが経常収支比率をよくするための一番の施策だと思うんです。

だから先ほど、財政危機は何かとの質問と同じように、何か行政の中でもそこら辺はしっかり見えていないんじゃないかと思うんです。だから言うたびに、今年は交付金がこうなりましたので、財政貯金が5億円たまりましたとか何か上からの、外からの中で池田町の財政というのは右往左往している、そんなようなイメージがあるんです。

だから何回も言いますが、以前、アンプロがありましたように庁内の中で徹底的に事務費を見直す、これも立派な固定費の削減ですよ。DX化が進んで、じゃどれだけ紙の使用量が減ったんでしょうか。印刷機にカウントがあります。こうやって徹底的にやったんで、去年何万枚も使ったのが今年は1万枚になりました、これは立派な政策ですよ。

昨日、町長が紙の分別、ここをしっかりと再生可能な紙にしていると言ったけれども、もともとそういう紙を出さなければ一番いいことなんじゃないですか。再生可能にするといったらエネルギーは必要ですよ。熱源が必要になってくる。そういったことも踏まえれば、もっと下にある基本的なことをしっかりとやっていかなければ、この池田町というのは右へ行ったり左に行ったりしてしまうということ。そういう中で、住民が何かよく分からないという、こういう状態、これを何とかしなければいけない。

そういう思いで経常収支比率の質問もしたわけですがけれども、いずれにしても経常収支比率というのは相手があつての数字ですから、比率についてはあまり細かく言わないんですけども、私が言いたいのはいわゆる固定費と呼ばれている部分、ここをいかに一定水準以下に抑えていくか。そのための目標数字があると思うんですよ。じゃその目標に向かって、こういう施策で解決していきます。この道筋は何も見えないということなんですよ。

ここはしっかり町長の中でも、課長たちの課長会議の中でも、しっかり自分たちの目標数字をつくっていただきたい。それを我々議員に示してもらいたい。我々議員は、町はこういうことをやっていますよと住民に大きな声で言えるじゃないですか。ぜひそういう形で進めていってほしいと思います。

次に、公債費です。公債費は既に毎年5億円ほどに膨らんでいます。新規起債は極力抑えていかなければならない今の現状です。新たな地方債を発行すれば、さらに財政危機が増してくると。ここを何とか抑えていかなければいけない。

歳出抑制とともに、今度は財源確保に向けた収入増の政策も同時に進めていかなければいけません。町民の所得向上のための働く場所の提供とか事業誘致とか希望移住者の確保策とか、ふるさと納税頼みでない収入策というのを施策を立てていかなければいけない。そうでないと歳入増というのは見込めません。

町長の基本方針で、財源状況改善のため、補助金削減や収入増に取り組むとうたっています。町長の考える具体的な収入増施策というのは何なのか。その内容と目標としている数字は何なのかお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 収入増についての御質問でありますけれども、予算編成の基本方針で掲げた財政状況改善に向けて実施した補助金の削減や収入増の取組という箇所の収入増の取組についてであります。行政として自助努力で収入増を図れるのは、何か収益事業を行っていれば別ですが、使用料の値上げとかふるさと納税ぐらいかと思われま。

議員御指摘の住民が増えれば、その分は増につながりますけれども、それも含めまして、収入増を図っていかなければならないというふうには考えておりますが、ふるさと納税に頼らない増収をとということでもありますけれども、ただいまお話しいたしましたように、多くの自治体がふるさと納税の寄附金の増額を図って、懸命に取り組んでいるところであります。

当町におきましては、財政難を契機に職員一同、できることとして危機感を持って給付金の増額に取り組んだ結果、当初、3,000万円を超えることができなかった寄附額を1億円を超えて集めることができました。

その取組にはポータルサイトの窓口を実際には7か所増やしておりますし、現在、267種類を超えての返礼品を工夫しております。職員の並々ならぬ努力を私は高く評価しているところでありますが、その他僅かではありますけれども、やすらぎの郷のお風呂の入浴料値上げなどが挙げられております。ふるさと納税についてはさらなる寄附金増額に向け、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） もう一つの質問です。

新年度予算で、町債を財源とする予定事業は何でしょうか。お聞きします。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） 令和5年度に町債を財源とします予定事業は、防災対策事業、これはJアラートの自動起動装置に充当するものです。それから農業競争力強化基盤整備事業、これは会染西部圃場整備のものでございます。そのほかに道路橋点検修繕事業と舗装の関係の事業、それから過年度の公共土木災害復旧事業の5事業で、これらのものは3,390万円を予定しております。

そのほかの町債としまして、臨時財政対策債1,820万円と借換債2件の1億5,210万円で、それらを含めると、令和5年度の町債の合計は2億420万円ということになります。借入れに際しましては、できるだけ交付税措置率の高いものを活用するように努めております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） これははっきり分かりました。これを持って議員も十分説明できるか

と思います。できるだけ町債を発行するような、そういった事案がこれ以上増えないこと、そういったことを願っています。

次に、大きな2番として、今までと関連した内容になりますけれども、予算編成方針の今度は町長の基本方針、これについて関連したことをお聞きしていきます。

この町長の基本方針の中で、少子化対策、ゼロカーボン推進、健康長寿のまちづくり、農業体制の構築、オーガニックビレッジ、この5つを柱としています。先ほど言いましたように、去年と変わっているのはここに2つ、去年は3つだったんです。ここが5つになっています。変わっているのはそこだけなんですけれどもね。

ここでいう少子化対策、ゼロカーボン推進、健康長寿、これはもう取り組んできてもう数年たっています。新たな事業ではないんです。問題は、また同じように少子化対策をします。じゃ去年まで何をやって、どこまで進んでいるのか。だから今年度は少子化対策はこういう施策をやりたいと、そういう明確な内容になっていないんです。相変わらず毎年、少子化対策をやります、やりますじゃ、見ているほうは何をやっているのか分からない。ここが一番の問題だと思うんですよね。

ちょっと脱線しましたけれども、重点テーマに挙げる以上は、この1年の甕町長の政策の目玉となるべきなんです。これを町長自身が自分の中でどう捉えているかということなんです。今も言いましたように、なぜこのテーマに取り組むのか、そういう目的と、1年後、その政策を行った過程の中でどういう目標に置いているのか、それをはっきりさせることが大事だと思うんです。

それに対して、議員が住民の意見を、その政策に対しての意見を聞き取った上で行政に反映していく、これが二元代表制だと思いますけれども、行政だけじゃないです。行政と議会がこの町長の挙げる重点項目5つ、一緒になって取り組んでいかなければならないのが重点施策だと私は思います。

質問します。基本方針の目指す成果と先ほども言いました。それから今後取り組む具体策、これをお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 基本方針の成果と今後取り組む具体的施策はという御質問でありますけれども、毎年同じようだというふうに使われますが、政策というのは1年で完結できるものと継続して進めるものといういろいろあると思います。特に少子化対策についてはもうこれは永遠の課題というふうに私は考えておりますので、毎年、これは掲げていくということで考

えております。

また、ゼロカーボンの推進につきましては、これは国・県挙げて取り組んでいるところでありますので、これを政策として上げておりますし、その他も継続して行っていくと。ただ、農業体制の構築というのは、ここに来て池田町の農業、高齢化が進んできておりますので、どうしてもここで農業問題に切り込んでいかなければならんということで上げておりますし、オーガニックについてはこの前からもそういうことで上げているところであります。

この5つの柱として新年度進めていくこととしておりますけれども、具体的にこれに予算をどうつけているかといわれると、全然つけていないものもありますし、若干上乘せしてつけているものもあります。

必ずしも予算が伴うものが方針であるというふうには私は考えておりません。予算がなくてもあるいは今後発生することについて、特に農業振興については多分、皆さん方と協議をしながら、補正等で対応せざるを得ない、そういう予算について発生する可能性がありますので、そのときにはまたお諮りをしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今、掲げた5つの柱をもって新年度進めていくということであわせていただきました。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 予算数字も大事なんですけども、私は重点施策であるから、だから何回も言いますけれども、今まで、去年もおとしもこういう問題に取り組んできました。その成果がここまでありました。じゃ次の目標に向かってまた同じテーマでという、そこをはっきり明確にしたほうが分かりやすいんじゃないかと、そういう提言をしているんですよ。だから予算に入ろうが何だろうが、その施策は今、どの段階に来ているのかということなんです。

もう一つは、例えば少子化対策1つ取っても、何で少子化が問題なのかということ。この原点に立ち上って、そこから何回も見直しをしていく。でないと、ただ、少子化対策といっても、その言葉だけが動いちゃって、どこに向かっているのかが分からなくなるんですよ。

今までも、行革審の町長の発言をまた引用して申し訳ないんですけども、会染保育園の園児数の問題とかで、池田町の人口減少は想定していないという発言がありました。今、一生懸命、少子化対策に取り組んでいるので、今の時点で将来の池田町の人口減少は考えてい

ません、想定していませんという発言がありました。その本意がどこなのかよく分からないんですけれども、今、国も県も、ついこの間、大町市も想定外の人口減少が進んでいると大騒ぎになっているんですよ。池田町は大丈夫なんでしょうか。

これは具体的にいうと、町長のお孫さんの顔を思い浮かべてください。その子が大人になった20年後、どうなっているんですか。池田町の人口は今、9,500人、それが20年後には7,000人ともう既にうたわれているんですよ。人口が7,000人に減るということは、先ほど言った人口頭割りの地方交付金は3割減っちゃうんですよ。そういう中で、収入が極端に減る中で20年後に30億円、40億円といわれる役場庁舎の問題が出る。これは20年後にどうなるんですか。

町長や私の孫のために、これはもう絶対、先に負の遺産を残すわけにいかないんですよ。だから今やるべきことをしっかりやる。我々の世代で抑えるところはしっかり抑えていく、それが少子化問題だと思うんですよ。間違いなく人口は減ります。収入も減ります。その中でどうやっていくのかということですね。今、一番大事な時期にかかっているんで、そういうふうに思います。

何回も言いますがけれども、将来に負の遺産を残しちゃいけないんです。今、頑張らなければいけないんですよ。自分のお孫さんのために今、町長が頑張らなければいけないんですよ。そういう思いで、この少子化対策に取り組んでいってもらいたい、そういうふうに思います。

少しまた脱線しましたがけれども、次に、非農用地をどう捉えるかあるいは社口原を含めた農業振興、オーガニック、ゼロカーボン推進、これが第6次総合計画とどう結びついていくのか、その一貫性が見えにくいんです。

町長の中でははっきりしていると思うんですけれども、町民から見ると、今言ったそれらがどういうふうな施策で、総合計画の中でどういう位置にいるのか、これがちょっと見えにくい。そこをはっきりさせればいいだけのことなんですけれども、今のこのままでいくと、それぞれが単体的な事業として捉えられる。そうすると、余計な支出がかかってしまいます。実効性も乏しくなってしまいます。町長や行政のやろうとしていることの一貫性が町民に分かりにくい。これが今の舊町政の一番の、さっきも一番と言いましたけれども、次の問題だと思います。

何回も言います。町長自身のはっきり目的意識を持って、その目的のためにはこういう目標を立てました。それに向かってこういう施策で今、取り組んでいます。それを数字で示すことなの。すっきりするじゃないですか。一貫性が見えます。そういうやり方を住民は行政

に求めているんですよ。

質問します。町長の掲げる重点施策をどう町民に知らしめていくのか。どのように町民の意見を反映させていくのか、町長自身の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） まず、一貫性についての御質問が先にありましたが、大きくいえば国・県も同様であります。刻々と変化する社会情勢に伴い、次々と課題が浮上しているのが現状であります。

町といたしましては、基本的な方針を示しておりますが、多岐にわたる課題に対して緊急に対応しなければならない事案、時間をかけて対応する事案とそれぞれの内容が異なっております。一つ一つの案件に対してその解決に向け、真正面から取り組んでいるというところでございます。

掲げた政策の一貫性がないというところについては御指摘のとおり部分もありますけれども、これは総合計画に全部うたわれていることについて、それに沿って施策を展開しているところでありますし、また、1年、1年、この総合計画は見直しがされておりますので、そこで修正を加えていくということにもなるかと思えます。

次に、重点施策ということでの御質問でありますけれども、町民の意見をどう反映するかということではありますが、今までコロナ感染により集会等がかなり規制されておりましたが、ようやく落ち着く方向となり、規制も緩和されるとのことです。その間、アンケート等で意見の収集に当たってまいりましたが、今後は町民の皆様と対面での意見交換を大に行い、直接御意見を伺う中で、行政に生かせる御意見は積極的に取り入れてまいるといふ所存でございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

3番（中山 眞君） 先ほども言いましたように、議員は自分の周りの住民の意見を聞いて、それを町長に具申する。町長は自分一人ではなかなか住民の情報、何を思っているのかなんかつかみきれないです。それは議員の役割なんです。11人の議員が周りの住民の声を聞いて町長に届ける。それで政策を実行していくと、これが大事なんです。そういう意味で、町長も私も含めて、これからは町民にもっと目を向けたあるいは町民から試される行政、議会のこの1年であるかと思えます。

冒頭で述べましたように、池田町は霧の中です。暗中模索状態です。町長が池田町をどうしたいのか。先ほどの少子化対策もそうですけれども、未来に残すために池田町は今、何をしなければいけないのか。十分、重点施策等を含めて町長の言い分はあるかと思うんですけれども、それが議員にもよく分からないんですよ、町長の考えていることが。だから議員から説明を聞く住民はなおさら分からない。

課長たちも恐らく町長のはっきりした明確な数字とか指示がないんじゃないですか。だから課長たち職員ももやもやしていると、こういう状態、これが今の池田町にとって一番よくないことだというふうに私は思います。

一方的にしゃべっていますので町長の言い分もあるかと思えますけれども、住民は実際にそういう目で行政を見ているということ、これはしっかり把握していただきたい。何回も言いますが、相手に伝わらなければ言ったことにならないんですよ。総合計画にのっていますじゃ駄目なんです。それを相手に分からせなければいけない。そこが肝腎なところなんです。

少し一方的に町長を責めるような言い方をしているんですけども、あくまで私からの提言として聞いていただきたい。この池田町の霧をぜひ晴らしていただきたい。それをできるのは町長だけなんです。

質問を終わります。

議長（矢口新平君） 以上で、3番、中山眞議員の質問は終了しました。

大 出 美 晴 君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

7番に、6番の大出美晴議員。

大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） おはようございます。

6番、大出美晴です。

2023年3月議会一般質問を行います。先ほど同僚議員、私から見ていて空回りの一般質問だったかもしれません。私もどうもそうなりつつあるような気がします。そんな中で、今期

最後の一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

それでは始めさせていただきます。

まず、農業問題について、会染西部地区圃場整備の北への整備計画は考えているのかということをお願いいたします。

会染西部地区圃場整備は大詰めを迎えようとしています。内鎌、十日市地区の整備が終わっても一段落ではありません。水は北から流れています。林中地区を含め、現在の圃場整備より北側の整備を進めないと会染西部地区圃場整備は終結しないと私は考えています。

西部圃場を含め、細野線以北の圃場は昭和の開拓地です。長いところは70年がたとうとしています。水路も年数がたち、水が圃場に入らない状態になっています。国の方針で5年以内に水田あるいは水張りをしないと補助金の対象にならないと聞きます。

水路の老朽化により機能をうまく果たせない状態では、将来、南側の整備された圃場への影響が心配されます。時代は令和です。時間は止まりません。小手先の整備では抜本的な解決にはならないと考えますが、町長の見解をお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、大出議員の御質問にお答えしたいと思います。

御質問いただきました高瀬川沿いの圃場につきましては、昭和29年から昭和32年にかけて整備された圃場であります。そのうち内鎌地区から十日市場地区にかけては、会染西部地区圃場整備事業により再整備され、残りの約40ヘクタールが未整備地域となっている状況であります。未整備地域内の農業用水路の老朽化、また、転作の固定化による圃場条件の悪化については認識しているところであります。

圃場の整備、また区域内の農業用水路の改修といった事業内容、規模からしますと、県営圃場整備事業による整備となることが想定され、現時点での会染西部地域の事業費を参考とすれば、約10億円程度の事業費となることを見込まれます。

事業の採択に当たっては、担い手への農地の集積、高収益作物の導入による費用対効果の確保などが求められ、また、多くの農地、幹線用排水路が松川村地籍であることから、松川村との費用負担についての協議や受益者負担金の負担方法の検討なども必要となってまいります。現在、会染西部地区の事業完了に向け、実施をしておりますので、完了後の状況を見ながら課題として研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） 会染地区といいますか、村でいったら林中のところ、内鎌、林中、十日市場というようなところの西側、河川敷に近いところ、それから開拓、昔でいったら林中の場合には開拓者というような形で、あそこに入って整備をしたわけです。それが昭和29年から昭和32年ということだと思います。私が生まれた前後ということになります。

私も記憶にありますけれども、河原ですので、石の山が開拓された農地の間に至るところにありました。それが昭和40年代頃にはほとんど整備されて、また、今の西部圃場とって内鎌と十日市場が整備されているところなんですけれども、そういうところが沼地、松林だったところが整備されて、今、非常にいいような形になっています。

あそこにある水路、1つは昭和堰、1つは開拓水路といわれていて、今、私、質問した中にある水路の中で開拓水路、そのところで今、水が入らないと。5年以内に水田あるいは水張り、減反をしてくれという国からの政策が出始めていると聞いているわけで、それについて問題だと言っているわけで、それを私が代表して町に問いを投げかけているところなんです。ですので、そのところも含めての一般質問になっています。

まず、その一般質問の中にもありますけれども、今、元気づくりで、みんなであそこを取りあえず水が入るようにしましょうよというようなことをやり始めていますけれども、それが私からいえば小手先だと言っているんです。そのところ、まずそういったところも含めての整備をお願いしたいということ言っている。

確かに金がかかることですので、なかなか予算づけができないということですが、そこら辺、早めに県とか国に要望するという、これをしないと近々、あそこは田んぼあるいは畑として機能しなくなると私は思っています。その点はどうお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 議員から御指摘がありましたので、実態を調査し、また、地権者あるいは耕作者の皆さんとも懇談をしながら、あそこをどのようにしていけばいいのか、これは緊急性があるとすれば緊急的に対応していきたいというふうには考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） 振興課のほうからお伝えしたいことがございますので、よろしく申し上げます。

今、大出議員の林中開拓水路の関係、確かに水路が老朽化しております。それで今、元気づくりと言われたんですけれども、多面的機能支払交付金の事業だと思います。こちらのほうで林中の保全会の皆さんから一部を改修していただいております。

ただ、結構、延長があるもので、町のほうでもこの多面的の予算を使いまして、下流まで改修するというような形で現在取り組んでおりますけれども、令和4年から令和8年までに水張りをしなければならないというようなりミットもございますので、なかなか全て抜本的な修繕は、恐らく予算的にはできないと思いますけれども、取りあえず令和8年までの水張りは喫緊に迫っておりますので、何とかこのあたりを多面的の交付金の予算を使って改修していく取組を現在始めておりますので、参考までにお伝えさせていただきます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） 元気づくりでなくて、多面的ということですので、訂正をしたいと思います。担当課長に聞きますけれども、この前、議会に非農用地の使い方の中で、あそこを災害時にため池とするような案が提案されたと思いますけれども、そうしたときに、本当に先ほどから言っていますけれども、改修、改修ということで、どの程度の改修でいくのかと。それがもしその場主義みたいな形でいったならば、災害時にそこが破損して、要はため池まで来る水がどこか途中で崩れて止まっちゃったとか、そういうようなことでため池が機能しなくなるというようなことも考えられると思うんですけれども、どこまで改修を考えているのかお聞きします。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） この昭和堰や林中の開拓水路につきましては、受益者がかなりいらっしゃると思いますので、受益者負担というのも考えなければならぬわけでございますし、なかなかすぐには解決できない問題だと思います。ただ、水路が老朽化しているということも事実でございますので、それらを非農用地の調整池もある程度、活用しながら、災害を防いでいくと、そういった取組も同時に進めていきたいということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） また空回りですね。私の言っているどれだけの規模でどれだけの効果

を出すのかというようなところは、結局答えられないということだと思います。

これは仕方がないというふうに私も自分で解釈しちゃいますけれども、でも、現場を見れば、本当に今の工法、コンクリとかそういうのでやっている工法とは全然違いますから、当時のものですから、コンクリ自体も水が流れることによって、中からセメンが溶けちゃうといいですか、溶けるといいう言い方をすると表現がおかしいですけども、一緒に混ぜてある砂利とかそういうものがどんどん出てきているわけです。それと同時に、上のほうから土砂もどんどん入ってきているというような状況になっています。その現状を見ながらやっていかないと、どこまでやっても小手先ではないかなというふうに私は思います。

それは水かけ論みたいなものになりますので、この辺にしておきますけれども、いずれにしましても、あそこは私が生まれた頃からもう開拓が始まっています。ということは、ここにも書いてありますけれども、半世紀を超えちゃっているわけです。半世紀超えるということは、非常にいろんな形、今も言いましたけれども、砂利といいですか、工法も変わってきていますし、今からすればちょっと軟弱な形になっているので、早くやってほしいということをお私から要望して終わりとします。

続いて、将来の農業と圃場整備はどう考えるのか。水田からの脱却がこれからの課題になっていると私は考えます。高収益を見込める農産品への転換が必要になってくることは事実です。いかに池田町が先取りするかがトップとしての決断であり、判断です。そのことをもって圃場整備に取り組むべきです。

作物によっての土づくりがより収益を上げることにつながると私は考えます。園芸品目の中で、キャベツ、白菜、ネギ等は収穫が1回なので広い農地が必要になりますが、ナス、キュウリ、トマト等はそれほどではないはず。作物を収穫し、収益を上げるのは農家の責任だと思いますが、農地をいかに確保するかは行政の責任でもあるはず。担い手がないと嘆く前に、町として何とかしたいという思いが町長にはありますか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、圃場整備についてであります。圃場事業を導入し、農地整備を行うことに当たり、新規地区の採択方針として地域の営農計画に基づき、水田における高収益作物栽培を可能とするため、暗渠排水等を整備する汎用化の取組や可能な限りの区画拡大による効率化、水路のパイプライン化やICTを活用した自動給水栓の導入等により、省力化により地域による水稲以外の高収益作物による費用対効果の発現が求められております。

農地の整備は、そこで誰が何をどのように栽培するかによって整備の方向性が決まっています。今後、町、農業者、県、JA等と地域農業の将来像、課題等について協議をしながら、解決に向けて必要となる取組を考えてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） 全てこれから、これからみたいな形なんですけれども、私からすれば、もう喫緊の問題だというふうに思っています。今、どういうふうにするんだということが全然答弁から聞き取れません。

確かに、農業ばかりじゃなくて、工業、商業、いろんなものをやっていかなければいけないということも考えられますけれども、しかしながら一番面積が多いのは農地のはずです。池田町は町長が言うように美しい町というようなことを挙げている。その中には農地の景観があるはずです。

確かに東山から見たときに北アルプスとそれからその麓にある、これから本当に水張りをすれば、水鏡で北アルプスが上と下できれいに見えるというようなことで観光にもいいというような感じに見えます。ただ、それは結果であって、今、農地をどういうふうにするかということを今、始めないと、それが放棄地になってしまったら今言ったような景観は保てないわけです。

これから考えるというような答弁ですけれども、今から考えていただきたい。そのことについて町長にももう一度答弁をお願いいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 農業振興については先日来、重点施策として挙げております。もう既にスタートしておりますし、計画も今、組みつつあるところであります。

現実的には地域おこし協力隊の採用というところにも踏み込んでおりますし、また、それぞれ耕作不利地域といわれるようなところもチェックをして、そこにじゃどうするのかというところの検討も始まっているところであります。

決してこれから考えるという段階ではありません。もう既にいろんな角度から検討に入っているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

6 番（大出美晴君） 私からすれば、結局、もう今は何もできないというふうにしかなれません。私も農業者の端くれです。今、ここにも書いてある ICT という言葉で片づけられるというわけではありませんけれども、それを活用してというようなことを言っていますけれども、じゃどういうふうにするの。

今、コマーシャルでおじいさんが、コマーシャルをやっている主体が分かりませんが、そこがやっている中でドローンを孫と一緒にやっている。そこからの映像が今度は農業のドローン化というようなことがもうおじいさんでもできるんだよというようなコマーシャルをしています。もうこれからは農業が高齢化、高齢化といいますがけれども、こういう科学技術を使ったことにより省力化もありますけれども、年代が若い人からお年寄りまでできる時代になりつつあると私は考えています。

そうした中で、北海道ではありませんけれども、トラクターの自動化、これにはやっぱり農地が広くなくてはできませんし、それから田んぼでなくてもいいわけです。いろんな作物を作るに当たって、機械でやるのが今、どんどん進んできています。これから本当に農業をやるにも工業の手を借りなければいけないという時代に入ってきています。このところをやっぱり池田も先取りして、やっていただきたいなと私は思うんですけども、町長、その辺はどうですか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先ほどお話ししましたように、もう既に進んでおりますけれども、これから検討するという部分もあります。特に ICT 等につきましては費用等の発生もありますので、どのようにしていくのか、また、ドローン等のお話がありましたけれども、これについてもどのようにしていくのか、これをこれから検討するという部類に入ってきます。

今は計画とか人材等の確保の段階でありますので、逐次、そういうところにも踏み込んで、検討して、農業振興に当ててまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

6 番（大出美晴君） それでは、あと 2 つ聞きますけれども、今、検討していることというのはいつまでにやるんですか。いつまで検討して、いつから計画を立てて実行に移していくのか。構想でそれがないともう先送り、先送りです。

それともう一つは、じゃそういうことを県とか国に町としてまず要請をしていかなければいけない。それはできるかできないか分からないけれども、とにかくそういうことを池田町でやりたいんだと、ぜひ池田町に、モデル地区という形でもいいので、もし、そういう計画があるならばひうちでやらせてくれというような思いは町長にありますか、どうですか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 先ほど来、お話ししておりますように、まだスタートを切ったところでありまして、計画の段階でどんなものがどのように必要なのか、どういう能力を持っていくのか、これはこれからの検討ということになります。

国・県に上げるには計画がしっかりとしていないと、それはとても受け止めてもらえるものではありません。その計画を組むに当たってどうするのか。これは新年度中にはある程度の方向を示していきたいというふうに考えております。そのための今、スタートを切ったところということで御理解いただければと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

6 番（大出美晴君） 確かに計画を立てて、県・国に上げていくのは大事なこともかもしれませんが、そういうものがあるのかどうかというのはやっぱり町長自ら、県とか国に向いて、そういうことをまず町長の人脈の中で聞き取るということも大事だと私は考えています。いずれにしても、今やらなければ、もう池田町の農業が本当に衰退していってしまうというような危機感を私は持っています。農業問題についてはこれで終わりとして。

続いて、町なかの総合的なビジョンについて、まず、1として道路問題について。

今、池田町の道路は狭いと感じています。そして曲がった道、東西の道は特に行き止まりが多い。この話は前にも一般質問で出しましたけれども、旧道は集落ごとに道路幅が狭くなっています。そして、黒田精工の工場へのアクセス道路は大型車が曲がるのにやっとです。

町なかの県道は駐車スペースがないため、路駐されると擦れ違いがままならない。これから薬局やホームセンターができてくると、どの道でも交通量が増えてきます。そんなに遠くない将来に向け、道路インフラを考えるべきと私は思います。高規格道路もできたときのことを考えると、今から計画を立てる必要があると考えます。町長の考えをお聞きします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 道路改良についての御質問でありますけれども、幹線道路につきまし

ては、ほとんどが県管轄の県道でありますので、県との調整が出てまいります。現在、三丁目交差点から生坂に向かう線の改良工事が活発に行われておりますが、民家の多い町なかになりますと、ますます民家が密集し、計画自体も立てられないのが実情であります。

今後、交通障害等発生する状況が生まれるとすれば、県とも協議してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔 6 番 大出美晴君 登壇 〕

6 番（大出美晴君） 県が、県がと言いますけれども、今、生活している道路は池田町にあるわけです。私も細かいことは分かりませんし、県との協議の中で県の見解とかそういうのも分かりません。

ですから、県が、県がと言われれば、それ以上のことは言うつもりもありませんけれども、ただ、県道といっても、それからまた町道といっても、みんな池田町にあるわけです。池田町の中に道路があって、池田町の住民が生活し、行動しているわけです。その行動をするための道具として道路があるはずだと私は考えます。

となると、やっぱり池田町の住民たちが住みよい、行動しやすいあるいは環境のいい形になるということで、いろんなことを考えていかなければならないと私は考えています。そうすると、やはり県道ならば県がやるのを待つとか、それから県の動向を待ってからというようなことでなくて、先ほど来、農業の問題もそうですけれども、町長自ら、道路問題、これだけ今、池田町は苦しんでいる、工場ももし、これは分かりませんが、黒田精工とか、それからほかにも同レベルの工場が誘致できるというようなことになってくると、やはりそこには新しい道路あるいは広い道路が必要になってくると私は考えます。

取りあえずは黒田の工場への道路を広くすることをメインに考え、あるいは前も言いましたというのは、災害時に、南北の道路というのは先ほど言いましたけれども、集落のところでは狭くなっていますけれども、何とか南北の道路は 2 本、池田町を抜けるような形になっていますが、東西の道というのは常に行き止まっては南北の道につながって、また東西の道になるというようなところもあります。

やっぱりそういう道でなくて、災害時のことも考えたら、広さはどれだけのものを確保すればいいか分かりませんが、そういった真っすぐな道、河原というか、高瀬川のほうから東山のほうへ真っすぐに抜ける道、そういったものがこれから必要になってくると私は

思いますし、町民の中からもそういう声も上がっています。

ぜひそういうところを考えてやっていただきたいと思いますけれども、町長の考えは。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今、インフラ整備をするにはそれぞれ規格というのがありまして、身近でいいますと、歩道を造るには2.5メートルの幅がないと歩道ができないというような規格になっております。

そういうことから考えますと、昔の狭い道を今の規格に合わせて新しい道にするには、相当、幅を拡幅のための土地の確保あるいは民家があればその移転ということで、非常に大きな問題があります。

これにつきましては、将来的に向かって都市計画ということは必要かとは思いますが、現状では、これは構想図でも県から示されておりますが、大変なことだと。民家が相当移転しないと道路の拡幅はできないということが示されております。

そんな中で、議員御指摘のように道路インフラにつきましては不都合なところはありますけれども、少しずつの改良を図りながら、幾らかでも利便性を高めていくというのが今できる精いっぱいのところかなと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） いろんな法律の中で制約されている部分も確かにいろいろとあるかと思いますが、そこはやはり思いがなければ、町長もよく言うじゃないですか。この前も地域おこし協力隊の人たちの思いがあって、初めて事が動き始めるみたいなことを言っていたような気がしますけれども、やはりいろんなことをやるにはまず思いがなければできないと私は思いますので、まず、その思いをどこに伝えるのか。それから実行に移していくのかということが私は大事だと思いますので、そこら辺も頭に入れておいていただければありがたいかなというふうに思います。

続いて、次の質問にします。

2として、庁舎を含む公共施設について。現在の庁舎は建てられてから半世紀がたとうとしています。また、小・中学校の未来は、そして何度も繰り返しますが、放置されている施設はもう考えていかなければならないはず。あづみ病院の駐車場も手狭な感じがします。町なかも歯抜け状態になりつつあります。それぞれがばらばらな問題を抱えているようですが、

実はそうでないかもしれません。

将来、役場庁舎、学校が移転することで病院や神社の周りに駐車場や商店スペースが生まれ、活性化と経済効果につながるかもしれません。そしてまた、農地を利用し、庁舎等との移転先にする。そこで集約的な機能を構築するという考えはどうでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 公共施設についての御質問でありますけれども、各施設とも老朽化が進んでいることは御指摘のとおりであります。町では公共施設個別計画を立て、耐用年数、改修年度等、計画的に進めているところであります。

具体的には総合計画、実施計画に盛り込まれ、必要な時期に予算計上して事業実施する流れとなっております。これから第6次後期総合計画、次には第7次総合計画となりますので、その中で議論してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） 先ほど来、私の言っていることに真っ向から答弁があるというのが全然見えてこないような気がします。特にこのことについて、私が提案をしていたこと、これはできませんとか、できないならできないで次の質問を私も持っているわけですが、こうしたような1つのビジョンといいますか、やはりそういう構想があって初めているんなことがこれから始まり始めると私は思っているんですけれども、こういったような全く新しいこと、新しいところに何かをつくるあるいはもうそこを、例えばこの庁舎はこのままでいいのだろうかといったときに、やっぱりそうではない、違うところへという声も出始めています。

町長の中で、ここからどこかへ、あるいは学校問題もいろいろと出てきています。同じところで建て直してしまえば、もうそこはそこで終わってしまうというか、またそこから四、五十年が経過してしまうというような形になります。今、考えを持たないと、これから先、こういったことはもう全て御破算になってしまいますけれども、町長、どうですか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 私は私なりの考えがありますけれども、総合計画というのは町の最高の計画機関であります。これに基づいて実施計画が組まれ、将来像が描かれてまいります。そこで私の思いもお話をしながら、それをどのように計画に組み込んでいかれるのか、それ

がいいのか悪いのか、その辺も議論をしていくという大事な総合計画というのは場でありますので、そこで組まれた計画に基づいて、10年、20年先等も検討が加えられて、計画が組み上げられていくということでございます。

だから、私はこうしたいということで今言ったところで、それはもう全然、計画に上げていかなければ、実行されるというものではございません。私も総合計画の中では思いを十分に伝え、お話しし、それで皆さんの賛同をいただけるかどうかというところになるのかなと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） 先ほど同僚委員が言いましたけれども、総合計画とかそういうものの中身がどうなんだよというところもありますが、私は町長の思いが総合計画に反映されてくるような気がします。でないと、池田町の総合計画って何なのというふうに考えます。

首長が替われば、まだそこで今までの踏襲される5年なり、10年なり、計画される総合計画がそこでまた修正が加えられるかもしれないし、そこら辺はいろいろ手法があったりすると思うんですけども、まず前提は、町長の思いがそういった総合計画に反映されるべきだと私は思っています。これを言ってもまた水かけ論になってしまいますので、このことについても以上とします。

続いて、町の財政について、1つしかありませんけれども、財政計画を作成して計画的な財政運営を。

第6次総合計画は令和5年度で前期5年間を終了し、後期が令和6年度より5年間です。令和5年度は見直しが行われます。前期には財政問題が浮上し、行革委員会を発足させ、検討をしてきました。経常経費の増大、投資的経費の課題支出により財政逼迫になりました。

令和5年度総合計画後期見直しに合わせて財政計画を作成し、計画的な財政運営を行い、財政の健全性を保つため、町の今後の収支を明らかにした計画が必要です。安曇野市のように財政計画書を作成することが大事と考えますが、町長のお考えをお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

安曇野市の財政計画は、過去の財政状況や現在の財政制度、実施計画等を参考に歳入歳出の各項目で推計し、普通会計ベースで策定したもので、経済動向や町の財政計画等により必

要に応じ、見直しを行っています。

当町では、安曇野市の財政計画に近いものとして、令和2年度から随時、財政シミュレーションを作成しております。財政シミュレーションでは歳入歳出の各項目の推計のほか、基金残高や地方債残高、実質公債費比率の推移等も見込んでおります。

今後はある程度、時期を定め、将来推計を行うことで持続可能な財政運営ができるよう努めてまいります。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） 別にこれがいいというわけではありません。安曇野市のものが100%というわけでもありませんし、いろんな市町村、もしかしたら村でもいい財政計画を立てているのかもしれない。ただ、私が知り得る中では、一番いろんな協力者のある中で得られるのが安曇野市の資料ということになりましたので、安曇野市の資料をいろいろ頂いたり借りたりして、ざっと見たりしました。

詳しくは調べないので、池田町との違い、どれだけ違うのかということは、今現在はちょっと勉強不足で言えませんけれども、ただ、財政計画を見たときに、池田町財政シミュレーション、令和3年から令和8年のシミュレーションを出してもらいました。これで、例えば実質公債費比率なんかを見ますと、安曇野市は15%から9%台になだらかな推移で下がってきているというような状況なんですけれども、池田町の場合には急激な上がりを呈しています。これがやはり財政計画を立てる上で非常に大事になってくることかなというふうに私は思っています。

何が言いたいかというと、財政計画ってやっぱりどれだけの収入があって、どれだけの借金あるいはどれだけの経費がかかるんだよということが一般家庭でも企業でもありますけれども、そのときに、もうかるのかあるいはそれで今年の財政はうまく回っていくのかということを見るために、こういうような資料だとかグラフだとか、それがあはずだと私は思っています。

その前に、前提としてどうしてこういう財政計画を立てなければいけないのかという反省というか、過去のことをもう一度見直して、ここは必要じゃない、ここはやっぱり必要だよというようなことが言えなければおかしいと思うんですよ。それが本当の財政計画だと私は思いますけれども、町長、もう一度、お願いいたします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 議員御指摘のとおりだと思いますけれども、計画は先ほどお話ししましたように、総合計画に基づいて実施計画を行っております。池田町が今、こういう状況に置かれている大きな問題は、大型事業が集中したということで大変、いわゆる公債費が伸びたというところがほかの自治体とは違うところです。

比較をするということは、あんまり私は意味がないと思っておりますが、自治体によっての事情が非常にありますし、特に池田町は池田町が発足以来、これほど大型事業が重なった期間はないというふうに考えております。

これが公債費として現在発生しているわけでありましてけれども、これは令和10年まで続きますので非常にハイレベルな公債費があります。この公債費の高さが実質公債費比率あるいは経常収支比率に全部影響してきておりますので、これが下がるのが令和11年からということで、これはシミュレーションでお示したとおりであります。

このシミュレーションに基づいてやっぱり進めていくというのが健全財政の在り方だというふうに考えております。何回もお話ししましたように、財政計画、シミュレーションを見ますと、順次改善の方向に向かっていきますので、これから若干のぶれはあると思いますが、大きく変更しないような形で財政運営を図っていくというのがこれからの進め方じゃないかというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 大出議員。

〔6番 大出美晴君 登壇〕

6番（大出美晴君） 比較は大事だと私は思っています。いろんな学者もいますけれども、比較何とか、私の中では、例えば比較憲法だとかそういうような、そこしか私は思い出せませんが、いろんなものを比較してさらに自分たちのスキルを上げていくというようなことをしているんだと私は思います。

また、やっぱり過去の考察もしていかなければ、今現在がないと私は思っています。過去にこういうことで失敗した、あるいは確かにいろんなもの、構築物だとかいろんなところに投資しなければいけないということであるならば、そこで、じゃほかのところでどこか経費を削減できないのかということも考えなければ、やっぱりそれが過去のことを考察して、そういう反省の下にそういうことをこれからシミュレーションにつなげていくんだと私は考えます。

ですので、そこら辺のところ、町長の考えと私の考えと合わないといいますか、歯車が合わないということであれば仕方がないと思いますけれども、私はそういうふうに考えます。また、このことについては町民の皆さんが判断してくれるんだらうなと私は考えています。

最後に私、安曇野市の、安曇野市にこだわるわけじゃありませんけれども、その財政の中で1つの書類がありました。それは公の施設の使用料の在り方ということで、現状と課題ということであります。

この中で、ちょっと言葉、この中の文章を読むと、3年間の施設の維持管理費用に対する利用者の負担割合を調査したところ、全体で4割程度となっており、特に低い施設についてはその維持管理の費用が公費、間接的には費用を利用しない人への負担となるため、受益者負担の原則に立ち、負担割合を適正にしていく必要性を確認したというふうに、要はそういうところでもいろんなことを変えていきたいというような前提において、過去のことを反省したり考察したりしていると私は考えています。

ですので、やっぱりこういうことを、小さなことですが、そういうことを池田町ももう少し細かく精査していったほうがいいのではないかなということを私は提案しまして、終わりにしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（矢口新平君） 以上で、6番、大出美晴議員の質問は終了しました。

この際、暫時休憩とします。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時00分

議長（矢口新平君） 休憩を閉じ、再開いたします。

服部久子君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

8番に、8番の服部久子議員。

服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 8 番、服部久子です。

一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、今議会最後の質問となります。4 項目全て子育て支援の課題を取り上げました。町は来年度に向け、少子化対策を前へ進めるため、町民の要望に沿った具体的な施策を示して実施していくことが重要と考えます。政府の国際調査では、日本は国民の過半数が日本は子供を産み育てやすい国だとは思っていないとの回答が唯一の国でした。

理由は、教育費が高すぎる、雇用が不安定、子育てに対する社会の理解がないなどとなっております。2020年のユニセフの調査では、日本の子供の積極的幸福度は、先進国38か国中、下から2番目となっております。

子育て世帯が池田町に住んでよかったと思える町を目指して質問いたします。

まず、1番目は、就学前児童の医療費窓口完全無料化を求めます。前回でも求めましたが、また3回目です。よろしくお願いいたします。

県は、医療費助成を就学前児童から小学校3年生まで広げました。それをきっかけに、長野県内の各市町村は医療費無償化の対象年齢を引き上げたり、個人負担金を無料にするなど、子育て世代の負担軽減の措置を取る自治体が増えました。

本来、国が子供の医療費助成をやるべきことですが、国の制度がなく、全て県と市町村が助成しています。前回の質問に引き続き、県の補助の増加分を子育て世代の負担軽減に生かすよう求めてお聞きいたします。

前回、県の子供の医療費追加の助成が、令和3年度実績から試算した160万円を18歳までの医療費の自己負担金500円の軽減を求めましたが、町はする考えはないと回答しました。日本民主医療連合会は、個人負担金の支払いが困難で受診を控え、病状が悪化した例もあったことを明らかにしております。県の補助の増加分を町民の生活に生かすよう、未就学児までを対象にして、自己負担金を無料にすることを求めますが、町の考えをお聞きいたします。議長（矢口新平君） 甕町長。

〔 町長 甕 聖章君 登壇 〕

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの服部久子議員の御質問にお答えをいたします。

12月定例会の御質問でもお答えいたしました。町の財政負担が増加することや、県下で自己負担金500円の市町村が約6割を占めていること、近隣市町村の状況等を勘案して、現

時点で子供の医療費完全無料化は考えておりませんので御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 先ほども述べましたように、今私たちの生活は、非常に厳しい状況にあります。県からせっかく補助が増額されているのに、それを活用しないというのはどうかと思います。せめて、就学前の小さな子供さんの医療費を、支援をやるべきではないでしょうか。

今、町長が述べられた、近隣の市町村の状況を見てというふうによく言われるんですけども、近隣の市町村がやっていないからやるとすごく目立つんです。池田町も子育てに力を入れているんだなというふうに思います。どうですか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 子育て支援の在り方については、それぞれの自治体での取組があると思います。池田町でもほかの形で子育て支援に力を入れているところではありますが、この件につきましては、12月でもお答えしたとおり、現在のところ無料化の考えはございませんので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 私はこれを何度も取り上げるのは、今、こういう経済状態だからしつこく取り上げています。特に子育て世帯は非常に大変です。それで、今、前の議員のお話にもあったように、町は少子化に向けて取り組むというような重要な方針にも町長は発言されております。それに対して、具体的に何をするかということ、やはりしっかりと前へ進めることをしなきゃいけないと思います。せっかく県の補助160万円増額されたんですから、それを何とか生かしてやろうという気持ちというのは大事だと思うんです。ぜひ、町民にその姿勢を示してください。いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 就学前児童ということではありますが、池田町としては出産祝金、また入学祝金等々、また、給食費の補助も他に先駆けて補助をするということで進めております。そういう中で、さらに財政負担等ということもありますが、今のところそういうことで、こ

の件に関しまして、無料化という考えはございませんのでよろしくお願いします。

議長（矢口新平君） 服部議員、3回目で質問変えてください。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 前に、160万円の補助があったら、340万円、自己負担340万円にしたら、町はゼロ円で済むんです。それもやらないと言いましたので、ここでこの質問はやめておきます。

次に、進みます。

高校生通学費の助成の実施をお願いいたします。

昨年、共産党の池田町支部は、来年度予算に向けて町民アンケートを実施しました。要望をお聞きいたしました。

その結果、生活が厳しくなった方が増え、生活費を節約しているがこれ以上節約できない、などの声がありました。その中で、子育て支援の要望が多く寄せられました。秋に提出した来年度予算要望に高校生通学費補助を求めましたが、町は考えていないと回答いたしました。

そこで質問いたします。

高校生の通学費は、子育て世帯にとっては大きな負担となっております。松川村は、現在高校生の通学費補助1万円助成しておりますが、来年度からさらに増額する方針と聞いております。今日の新聞報道では、2万円増額すると報道がありました。

JR篠ノ井線の明科松本間の高校生通学定期代は1か月5,500円、6か月が2万9,720円です。1年間では約6万円にもなります。大糸線の松川松本間では1か月が4,620円、6か月が2万5,030円、1年間約5万円です。高校生になりますとクラブ活動費や参考書代など、出費が増してきます。子育て世帯の負担を軽減して、少子化対策につなげるため、具体的な施策が必要と考えますが、高校生通学費の補助を求めて、町の考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） 高校生通学助成の実施をとということではありますが、1月に共産党から要望書を頂きました。その回答の中でお示しいたしましたとおり、現在のところ、高校生通学助成の実施は考えておりませんので御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 8番、服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 松川村以外でも近隣の市町村では、生坂村は自宅から高等学校・高等

専門学校まで通学する村内のバスの定期券・回数券の半額を補助しております。小谷村では通学に特化ではなく、高校在学の3年間には年額3万円補助しております。白馬村は遠距離通学の小中学生に年額1万9,000円から2万8,000円補助を出しております。

町長は、近隣の市町村の動向を見てとさっきも言われましたけれども、こういうことを考えると、やはり池田町にも近隣の町村の動向を見てやるべきではありませんか。お聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先ほどお答えいたしましたとおり、今現在は考えておりませんので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（矢口新平君） 8番、服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 今日から考えることができますか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今後はあるかも分かりませんが、今は考えておりませんのでよろしくをお願いします。

議長（矢口新平君） 8番、服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 教育長はどのようなお考えがあるのでしょうか。

議長（矢口新平君） 教育長。

教育長（山崎 晃君） 補助金等を出すことによって助かる家庭があるだろうなということは思っております。ただ、町の全施策との兼ね合いとか、ほかの補助金との兼ね合い等を見て考えていくことでもあろうかなということでありまして、町長の答弁に尽きるかなというふうに思っております。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） やはり少子化対策は、本気度を町民に見せることが大事だと思うんです。池田町はもうどんどんと少子化、それから人口が減っております。私の御近所の方の息子さん御夫婦、最近松川村に引っ越したのよというふうに話聞いたんですけども、えと思ったんですが、やはり、池田町も目に見えるような子育て支援、それをやる必要があると思

います。

では、先に進みます。

3歳未満児の保育料の軽減を求めます。

2月の新聞報道で、岩手県が来年度から第2子以降の3歳未満児を対象に、保育料を無償化し、在宅育児世帯にも月1万円補助する報道がありました。子育て世帯にとっては、今の物価高と収入が上がらない中、3歳未満児の保育料の捻出は大変厳しいと考えます。3歳未満児の保育料軽減についてお聞きいたします。

2019年10月から保育の無償化が実施されました。対象年齢は、原則全世帯の3歳から5歳児と住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児です。

しかし、住民税非課税世帯以外の3歳未満児の保育料は、減免がありません。池田町の3歳未満児の保育料は、3階層の月額1万7,000円から8階層の7万3,000円となっております。子育て世帯にとっては大きな負担です。共産党池田支部の来年度の予算要求で、3歳未満児の保育料の無料化を要求しましたが、町は無料化は考えていないと回答がありました。

池田・会染の認定こども園の3歳未満児は、現在令和4年度は39人です。令和3年度は36人、令和2年度は34人でした。年々3歳未満児の保育数が増えております。現在、子育て世帯の多くは共働きをされ、女性が産休・育休の後に仕事に復帰されることが当然と考えるようになっております。社会状況の変化で、3歳未満児保育は特別な保育ではなく、保育料減免から外される対象ではないかと考えます。保育料負担が大きい3歳未満児こそ、補助の対象にされるべきと考えますが、町の考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 御質問にお答えしますが、現在の3歳から5歳までの全ての子供と、ゼロ歳から2歳の住民税非課税世帯の子供に対する保育料の無料化は、国が少子化対策の観点から幼児教育・保育の無償化を消費税の引上げによる財源を活用し、令和元年10月から実施しているものであります。

当町の保育料の考え方といたしましては、この国の政策を基本に据え、町独自の軽減等を行うことは現在考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 町の保育等利用者負担基準額表の3階層・4階層区分の保育標準時間

保育料は、3階層が1万7,000円、4階層が2万4,500円です。この階層の年収を考えると、毎月の保育料の負担は非常に厳しいと考えます。松川村は、3階層の保育料が8,500円、4階層が1万7,500円、池田町と比較すると3階層が50%安く、4階層が7,000円安くなっています。生坂村は3階層が1万3,400円、4階層が1万7,700円で、池田町より3階層が3,600円安く、4階層が6,800円安くなっています。町の3歳未満児保育の多子世帯減免は、第2子の半額軽減が10人、第3子の無料減免が3人となっていますが、減免対象となっていない3歳未満児保育料の3階層・4階層の保育料の軽減を求めますが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 養町長。

町長（養 聖章君） また今の御質問ですが、まず保育料の金額設定は、各市町村で違いがあるため、決して一律である必要はありません。各市町村の考え方により階層ごとの金額設定にも違いがあります。他市町村と比べて高い金額設定であるとの御指摘ですが、保育料の階層全体を見て、今後の検討ということになりますが、現在のところ、保育料の軽減の予定はありませんので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 県が本年度行った子育て家庭の生活実態調査で、経済的理由で子供に習い事や体験をさせられない困窮家庭のうち、年間の世帯所得210万円未満の世帯が、2017年の調査と比較しまして11.4%増えております。そして、44.7%に困窮家庭が増えております。また、困窮家庭の希望する子育て支援は、就学に係る費用の軽減が65.5%とトップになっております。子供を育てる上でどうしてもかかる費用の補助を求める世帯が多いことが明らかになっております。

山形県は年収260万円から330万円の世帯の3歳未満児の保育料を県が半額負担し、市町村が残りの半額を負担して無償にしております。また、年収330万円から470万円未満の世帯を半額補助を出しております。

収入が少ない子育て世帯は、共働きをせざるを得ないという事情があり、ゼロ歳から保育園に預けたい場合、現在の3歳未満児の保育料ではとても負担が大きいと思います。ゼロ歳から2歳の小さいお子さんを保育園に預けて共働きをさせている若い世帯、それをぜひ町も応援していただけないでしょうか。その姿勢を示していただけないでしょうか。全額補助しろとは言っておりません。いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 先ほどお答えしたとおりで、お答えについては変わらないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） ここでちょっとお聞きしたいんですが、3階層の1万7,000円の12か月だと20万4,000円なんですよね。そして、4階層の2万4,500円は1年間で29万4,000円なんです。この3階層と4階層の保護者の年収というのは、大体いくらぐらいをなっているのでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 正確な数字のほうは今は持ち合わせておりませんので、後日、報告をさせていただければと思います。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 多分、年収200万円から300万円前後だと思うんですけども、その子育て世帯の保育料、3歳未満児、年間20万円、非常に、これはもう1割に近いんじゃないかと思います。この負担では、やはり共働きをしても非常にきついと思うんです。保育料を捻出するのに。

今、3歳未満児の保育料の滞納というのはどのようになっているのでしょうか。

議長（矢口新平君） 寺嶋課長。

学校保育課長（寺嶋秀徳君） 現在、3歳未満児の保育料のみ徴収させていただいておりますけれども、徴収率は100%で、ここ数年経緯しております。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） やはり、私たちが取ったアンケートにも、もう家計が厳しくて節約するところがないという方が多くおられました。特に子育て世帯の方は、共働きの方でも、奥さん、奥さんというか女性は、やはり子供さんが小さいのでパートとか非正規雇用で、夕方早めに帰られるという方も多いと思います。そうすると、非常に収入が少ないと思います。

やはりそのところを町は考えていただいて、ぜひ、このところ、未満児のその1割で

も2割でも半額でも補助を出すということをこれからぜひ検討願いたいと思うんですが、いかがでしょう。町長お願いします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） いろいろ御意見をお伺いしましたので、昨日お答えいたしましたように、子育てについてのプロジェクトチームを立ち上げる予定でありますので、その中では議論があるのかなというように考えます。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） ぜひ、子育て支援よろしくをお願いします。

次に進みます。

病児保育の将来の方針をお聞きいたします。

病児保育の充実は、子育て世代の支援の施策ばかりでなく、子供が病気になると母親が仕事を休むことが多く、女性の社会進出にもつながる事業だと考えています。男女共同参画社会推進が叫ばれてもう何年にもなりますが、一向に進んでいきません。日本の女性は家事、育児、介護などを男性よりも長い時間担い、家庭を支えてきました。また、女性は非正規雇用が過半数で、経済的自立を阻んできました。病児保育の充実は、これからの社会では必要不可欠と思います。

共産党の池田支部で出した2023年度予算要望に対する町の回答は、北アルプス連立自立圏事業で実施している病児保育について、北安曇郡南部での病児保育の実施の要望に対しては、町は困難と回答しました。

子育て中の保護者に市立大町病院での病児保育についてお聞きいたしました。松本・穂高方面にお勤めの方は、大町病院では非常に利用しづらい、特に冬場は雪が深いのでとても大変、それから、大町市方面にお勤めの保護者は、病気の子供を車に大町市まで乗せていくことに非常に抵抗がある。近くで預かってもらったほうがよいという声があります。

町は、将来も北安曇郡内で病児保育は市立大町病院の1か所でよいと考えているのかお聞きいたします。

また、北アルプス広域の理事会での将来の自立圏内の病児保育について、どのような検討がされているかお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（麩 聖章君） それでは、お答えいたします。

病児保育についてのご質問ですが、連携自立圏としての事業として3年目を迎えておりますが、徐々に実績が上がってきており、周知が進んでいるのではないかと考えております。

正副連合長会では、しばらく実績を見ましようということで話合いがされました。

1か所でよいのかとの御質問ですが、もう少し要望、実績等、ニーズを見極めていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） 理事会には男性ばかりで、女性おられますか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 御承知のとおり、女性はありません。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔8番 服部久子君 登壇〕

8番（服部久子君） やはり、自立圏のことを理事会だけで、男性ばかりで決めるというのは、やはり現実的な施策はできないと思います。

それで、お尋ねしたいんですが、池田町の利用件数が10件に満たないんです。それで、松川村は確か23件かそこらだと思うんですが、その違いというのはどういうふうに見ておられるのでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 今分析中ではありますが、これは連携自立圏というよりも、先ほど正副連合長会です、連携自立圏の協議の中には女性もおります。

それで、松川村と池田町、松川村は毎年利用者が増えていると。それで池田町は、若干ですけれども、今年度の実績で見ますと5人ということで少しずつ増えてきております。そういう点から、周知がまだまだ行き届いていないんじゃないかというような声もありました。

違いというのは、よくこちらもしっかり分析したわけではありませんが、池田町は病気になってからでも世話をしてくれる家族がいる家庭が多いんじゃないかということ、松川村では、どうしても預けなくちゃならないという事情があるんじゃないかということこの分析されております。

また、池田町でも病後児保育をやりましたけれども、現在、もう数年間利用はゼロでござ

いますので、そういう点から環境、家庭環境の違いがやはりこういう結果になってきているのかなというふうには感じております。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） 今、理事会で少しまた始まったばかりだから様子を見るということだったんですが、もう始まって1年半が過ぎております。やはり、大体もう結果というか方向は出てきていると思うんです。それで、やはり白馬村・小谷村からはちょっと分かりませんが、池田町からの保護者からは、やはり大町だと使い勝手が悪いと。だから、北安曇郡内では白馬村、それから小谷村に1か所、それから、池田町・松川村に1か所、これがやはり理想的じゃないかと思えます。

それで、幾らか予算はかかるんですけども、3分の2が国と県がみますので、後は、5市町村でみればいいので、やはり本当に、せっかくやる病児保育ですから、利用しやすいように改革してってもらいたいと思いますが、そのスピードをぜひ上げてもらいたいと思うんですが、町長さん、理事会で提案をしっかりとしていただきたいんですが、いかがでしょう。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） この件については、再三御質問いただいておりますので、正副連合長会でも話を出してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） それから、もう1点、正副連合長会というふうに言われましたけれども、やはり、これ、議員は住民の生の声を拾って行政に届けるというのが仕事です。そうすると、自立圏のやり方というのは、靴下の上からかゆいところをかくいう、布の上からかゆいところをかくいうゆう感じで、全然、触感がないというか、やりがいがないというか、皆さんの意見をストレートに出せるところが議員はないんです。やはりこれは、ぜひ改革してもらいたいんです。

何年か前か、3年ほど前に、私この広域連合の中で病児保育を一般質問で取り上げたことがあるんです。そのときにはこういう扱いなかったんです。やはり、そういうことをしっか

りとやってもらわないと、生の声が広がらない、自立圏に反映されないと思うんですが、町長さん、その理事会ですか、その中でぜひ、そういう意見があるということで改革をしていただくような話を持っていってもらえませんか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 連携自立圏の御質問ですが、北アルプス連携自立圏事業の具体的な取組については、課題別専門部会及び市町村施策担当課長会議等において検討、協議、検証を行い、結果を正副市町村会議及び監事会、市町村の企画財政担当課長会議等でありますが、に報告し、さらにその会議で事前協議したものを北アルプス広域連合正副連合長会で協議することになっております。

連携自立圏事業は、北アルプス広域連合の事業ではないことから、北アルプス広域連合議会での審議はしないことになりましたが、予算額も大きいこともあり、今後どのような審議をするべきか、北アルプス広域正副連合長会議で引き続き話し合いたいと思います。

現在はということで、担当者会議が主な会議の場になっておりますので、そこで上がった議題について市町村で持ち帰って、十分議会で議論するようにと。

それで、その議会で出た意見等をまた持ち寄りまして、検討するという流れになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） やはり、議員は、生の声をしっかりと行政に生かして、そして一つ一つ物事が解決していく、やはりそれが暮らしやすい町、それから北安曇郡をつくっていくと思うんです。ぜひ、声を拾っていただける、だから、広域でできないんだったら、各市町村でやると。だから、池田町は池田町で病児保育を考える、そういうことにやっていけたらいいと思います。すぐ近くに安曇病院もありますし、松川村と連携で、給食センターのようにやっていけたらいいんじゃないかと思います。

それで、一応4つは終わったんですけども、私いつも思うんですが、少子化対策というふうに言われるんですけども、具体的に、今年はどういうことに取り組んで、来年はどういうことに取り組むと。それで、1年間が終わったら、ここはこういうふうに進みましたとかいう、一つ一つ具体的に施策を進めていかないと、小さなお子さんは5年、10年ですぐ大人になっちゃうんです。本当に待ってられないんです。少子化対策と言いましても、やり

方が遅いんです。やはり池田町は、今人口がどんどんと減っております。それで、少子化も進んでおります。

でもやはり、子供たちが生き生きとしている声があちこちから聞こえるというのは、やはり大人にも非常に大きな影響がありますので、ぜひ、具体的な少子化を基本方針などで進めていっていただきたいと思いますが、町長の決意をもう一度、少子化に対する決意をお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 麿町長。

町長（麿 聖章君） なかなか一遍にできないというのが私の感想であります。池田町といたしましては、先ほど来、お話していますように、給食費の無料化の着実に進めております。これは、将来的には全額公費負担ということでの方向性は松川村とも確認しているところであります。時期についてはこれから検討ということではありますが、一つ一つ私は進めているということでは、自覚を持っているつもりでありますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（矢口新平君） 服部議員。

〔 8 番 服部久子君 登壇 〕

8 番（服部久子君） ぜひ、3歳未満児保育の減免もぜひよろしくをお願いします。

これで終わります。

議長（矢口新平君） 以上で、服部久子議員の質問は終了しました。

薄 井 孝 彦 君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

9 番に、7 番の薄井孝彦議員。

薄井孝彦議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

7 番（薄井孝彦君） 7 番議員、薄井孝彦です。

今回は、3つのテーマについてお伺いします。

まず1点、社口原や町農業の振興をどのように進めようとしているのか、その(1)社口原

の農業振興策についてお聞きします。

池田町の農業振興についての中間答申では、社口原の農業作物としてブドウ、桃などの果樹が最適としています。また、景観に優れた商品作物として菜の花とヒマワリを栽培・搾油し、新法人の冬季労働機会の創出と、草とハーブの里にふさわしい特産品創生を提案しています。

私は、この中間答申には検討を要する点があると考えます。以下の点について、町の考え方をお聞きします。

まず、1点目、ブドウ・桃の果樹栽培についてですが、町はブドウ、クイーンルージュなど、桃の栽培で農薬を使わないと収穫率が30%以下になってしまうという調査結果があるため、農薬の使用が必須としております。長野県や大北農協の令和4年度生食ブドウ病害虫防除歴、桃病害防除暦によりますと、両者とも2種類のネオニコチノイド系農薬、アドマイヤー水和剤、モスピラン顆粒水和剤が使われております。

資料の8ページ、9ページを御覧いただきたいと思います。その中の米印が書いてあるのがネオニコチノイド系の農薬であります。生食ブドウ、桃につきましても両方とも印がついていることが分かるかと思えます。

ネオニコチノイド系農薬は水に溶けて土壌や地下水に広がり、土壌中では数か月から数年間も毒性が持続すると言われております。また、同農薬は人間の脳と神経の発達に悪影響を及ぼすという研究報告もあり、EU・韓国などでは、使用禁止などの規制強化がされております。社口原の直下にある坂下地区の方で、地下水を飲み水として使用されている方があるとお聞きします。社口原を含む東山での降雨が、坂下の地下水を飲み水として利用される時間経過は、安曇野市穂高の湧き水に比べても短いので、ネオニコチノイド系農薬が地下水飲み水に混入するおそれは否定できないと思えます。

ブドウ・桃の栽培を進めるのであれば、坂下で地下水を飲用水として使用している方には、町として水道水の使用を勧めるべきと考えます。その場合、水道施設敷設については、町が応分の負担をすべきと考えます。町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの薄井議員の御質問にお答えをいたします。

国内で使用される全ての農薬は、農薬取締法に基づき、国に登録を許可されたものだけが製造、輸入、販売される仕組みとなっております。登録農薬は、登録の際に人体・環境への

影響を農林水産省、環境省、厚生労働省、食品安全委員会が連携して評価しているもので、定められた使用方法を遵守すれば、安全が確保されるものであります。

さらに、平成30年施行の改正農薬取締法において、全ての農薬について定期的に最新の科学的知見に基づき、安全性等の再評価を行う仕組みが導入されました。

ブドウ・桃の栽培で用いる農薬の一部は、ネオニコチノイド系農薬で、欧州などで使用規制や使用禁止の動きがあることは事実ですが、人体への影響よりも、昆虫など環境への影響が問題視されているとも聞いております。ネオニコチノイド系農薬についても令和4年度中に再評価が開始される見込みですので、再評価の結果、使用できないこととなれば、防除暦も改正され、使用可能な農薬に代わることとなります。

周辺の地下水を活用する水道組合の構成員が水質の基準値の悪化に伴い、水道布設する際の費用を町が負担との御質問ですが、平成23年に地元の水道組合から要望があり、当時のほ場整備以降、当該水道組合の水質検査を毎年3回町が実施し、結果を水道組合にお知らせしています。また、当時の要望に対し、当該項目の数値が悪化し、新たに町の水道企業と契約する必要が生じた場合、その構成員に対し補償金を町が支払う旨を回答しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） まず最初にお聞きしたいんですけども、この組合です、坂下の組合、水道の利用されている、地下水を利用されている、何人いらっしゃるんでしょうか。

そのうち飲み水として、純粹に利用されている方は何人いらっしゃるんでしょうか。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） 坂下簡易水道組合でございます。組合については10戸でございます。そして、そのうち4戸が上水道につなぎこみが済んでいないという状況でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ということは、4人の方は地下水利用しているという形ですね。先ほど町長の中の説明の中にありましたけれども、いずれにしてもニコチノイド系というのは、様々な悪い影響を及ぼすということは、これは事実で、そういうことは否定できないと思いますので、やはり、もしブドウ・桃でいくんであるならば、坂下の組合の方に、やはり町と

してそういう危険性がありますよと、混入するおそれも否定できませんよということをやはり説明して、そして、対応をどうするのかやはり協議するべきだと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 議員御指摘のとおり、使う状況となりましたら、周辺住民の皆様には、十分周知してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 私としては、できれば後で、そういうものは使ってもらいたくないというのが本音ですけれども、もし、そういうことで話し合っ、やはりそれはもう水道を使うということであるならば、先ほどの規定にありましたように、ぜひ、皆さんに水道のほう勧めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、やはりネオニコチノイドの地下水に入っている量というのも検査することもできますので、場合によってはそういうこともまた検討していただければと思います。

次に移ります。

農薬を使わないガーデン・ハックルベリーの検討を。

社口原での栽培品目は、農薬を使わず、獣害にあいにくい品目を検討する必要があると考えます。その候補として、ガーデン・ハックルベリーが挙げられます。ガーデン・ハックルベリーは、成熟まで毒素ソラニンがあるので、獣害に遭いにくく、無農薬で栽培可能と言われております。また、同種は、目の疲労回復に効果があると言われていたアントシアニン・ビタミンAが多く含まれており、ジャムに加工すれば健康食品として需要が期待できます。現在、ガーデン・ハックルベリーを町の特産にしようと、町民有志の方ハックルベリー生産の会瀧澤洋子会長ほか会員25名が栽培を始め、ジャムとして加工委託し、販売しております。来年度、社口原でもガーデン・ハックルベリーを試験栽培し、町の特産化も視野に入れて検討してほしいと考えます。また、栽培に要する経費を来年度より予算化してほしいと考えます。

町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

ガーデン・ハックルベリーにつきましては、町民有志団体が10アールを栽培し、加工を委託し、販売をしていること、県の元気づくり支援金活用を視野に、新たなチャレンジを考えていることとお聞きしております。

社口原農地は、高収益な果樹主体の耕作が適していると言われており、現時点では、町による社口原農地でのガーデン・ハックルベリーの試験栽培や予算措置は考えておりませんが、実際に栽培している有志団体にも様子をお聞きするなどして、耕作意欲のある方がおりましたら取り組んでまいりたいと思っておりますが、このたび地域おこし協力隊の皆さんがお見えになりますので、その耕作面積はそんなに広くはないかと思っておりますが、若干のところでの地質が合うかどうか、試験栽培をするということはやぶさかではございません。取り組んでまいりたいというふうに考えています。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 試験栽培に、ハックルベリー取り組んでいただけると、地域おこし協力隊員の方も一緒にやっていただけるということで、非常に前向きでいいと思います。

ただ、ちょっとこのこと、社口原の問題とはちょっと離れまして、やはりハックルベリーというのは非常に栽培が簡単で、健康食品であるという点は、非常にやはり大きな武器になるんじゃないかと思っておりますので、町としても、昨日、和澤議員がやはりブランド品、特産品を作らなきゃいけないというふうに昨日力説されておりましたので、ぜひ、その辺を町としても今町民の方が一生懸命頑張っておりますので、ぜひ応援をしていただきたいと思うんです。

今年、元気づくり支援金で冷凍庫を購入して、保存しておいて、必要があれば加工に、ジャムに回るといったようなことがやはり進んでいるようですけれども、加工に出しているものですから、どうしても利益が少ない。ですので、加工をする機械です、これを今後支援、県の補助金なんかも利用して、そういう方向で町としても支援していただきたいなというふうに思うんですけれども、町長いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 非常に特産品の開発というのは難しい部分もあります。大いに生産されている皆さんに取り組んでいただき、支援は惜しみませんけれども、市場性等十分に調査をして、特産品になれるように、また、共に考えてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） よろしくお願いいいたします。

次の質問に移ります。

菜の花・ヒマワリの栽培、搾油についてお聞きします。

菜の花・ヒマワリの生育には肥沃な土壌が適していると言われております。特に、菜の花は栄養分が少ないと発芽せず、連作災害で成長が著しく低下すると言われております。これは大町市の美麻の菜の花生産組合の方からお聞きしました。

この点から見ると、栄養分の少ない社口原での菜の花・ヒマワリの栽培は簡単でないように思われます。また、菜の花を栽培・搾油している大町市の菜の花農業生産組合によると、菜の花油・ヒマワリ油の需要は多くなく、菜の花油は注文を受けたときに絞り、ヒマワリ油の生産は中止したと聞いております。

このように、社口原での菜の花・ヒマワリの栽培では、まず、試験栽培を行って、栽培適性を検討するとともに、栽培の搾油の経済性値についても、検討すべきと考えますけれども、町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 穨町長。

町長（穨 聖章君） 菜の花・ヒマワリの栽培についての御質問ですが、この栽培・搾油については、生産品の成分分析や収益性の検討が十分に必要であり、同時に実際に耕作することとなると、社口原農地以外も含めた栽培面積が必要になることが予想されます。実際の栽培に当たっては、設立する法人の意向もありますが、町としては、まず先進地視察等を通して実態把握に努めたいと考えております。

なお、非常に社口原につきましても、難しい地質がありますので、議員御指摘のように、試験栽培をしながら適性を見極めていくということも重要なことかなと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） まず、先進地視察をということで、富士見町を候補に挙げているようですけれども、ぜひ、大町市の美麻の菜の花生産組合だとか、JA安曇野での菜の花を栽培しておりますし、あと、飯山市でも菜の花とヒマワリをヒマワリ公園でやっていますので、その辺のところも調査して検討していただきたいと思っております。

ちょっと視点を変えて町長にお聞きしますが、町長は、従来からオーガニックタウンを目指すということを強調されております。社口原につきましても、いわゆる農薬を使わないような、オーガニックなそういうガーデン的なものに、例えばハuckleベリーだとか、ブルーベリーだとか、それから、桑の実だとか、そういったものにイノシシや鹿が嫌うラベンダーだとか、ローズマリーを植えて、1つのガーデンにして、ブルーベリーやれば観光客を呼ぶこともできますので、そういうことを、観光農園的なものも私は考えていったらどうかと思いますけれどもいかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 養町長。

町長（養 聖章君） 先ほど来お答えをしておりますが、大変難しい土地でありますので、何が合うのか、幾らそういうことでこれがいい、あれがいいと言っても、育たなければ意味がありません。まず、いろいろな形で試しをしてみて、そして適性を見極めていくと。

それで、農薬を使わないということに限定されますと、かなり生産作物は限られてしまう。今までもいろいろ取り組んだわけでありまして。その結果、ソバしかないということになりましたので、そうなりますと、今度収益性ということにもなってきます。そういうことで考えますと、もうちょっと規制を緩めて、それはオーガニックにこしたことはありませんけれども、そういうことで限定されますと、生産作物も相当狭められていってしまうのかなと思います。

そういうことで、皆さん方には御理解いただきながら、幅広い視野であそこに合う適正な作物を見だしていくということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 7番、薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 住民からもそういう要望がありますので、また心に留めておいていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

町農業の振興対策についてお聞きします。

中間答申では、町農業の課題として、農業者の高齢化に伴う担い手の確保と農業経営の安定化を図るため、農地集積及び高付加価値作物、果物・野菜の転換を挙げ、下記のような農業法人を立ち上げ、全体スケジュールでシミュレートします。

この計画に下記のような検討を要する点があると考えますので、町の考え方をお聞きしま

す。

農業法人の構成と組織については、代表を地元に着きまして、常勤職員 9 人、それからオペレーター 5 人の体制で米 100 ヘクタール、リンゴ 2 ヘクタール、ブドウ 2 ヘクタール、桃 2 ヘクタール、アスパラガス 2 ヘクタール、タマネギ 4 ヘクタール、菜の花・ヒマワリ 2 ヘクタールを栽培していくと。そこで全体スケジュールとしては、令和 5 年に法人を設立していくと。

それで、桃・ブドウにつきましては、令和 5 年の定植を春の定植に移したと。そういうことが昨日報告されました。

それで、質問の 1 点目ですけれども、今、米価の下落・生産資材の高騰などにより、稲作経営は赤字と言われております。そのような中で農業法人は令和 5 年度設立するということと今取り組まれていると思いますけれども、本当に法人代表の成り手があるのか、設立できるのか見通しをお聞きします。また、法人代表が決まらない場合は、どのように対応するのか、町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 大澤振興課長。

振興課長（大澤 孔君） 町農業振興協議会の中問答申にある設立法人の経営者や事業の執行者などの人材の確保は、現在、見通しは立っておりません。現在、町内の経営体の子息や新規就農者などに呼びかけを始めているところでございます。引き続き、人材の確保に取り組むとともに、併せて経営効率のよい規模の経営体確保のため、既存経営体や新規就農者の育成支援に力を入れてまいります。

お願いいたします。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔 7 番 薄井孝彦君 登壇 〕

7 番（薄井孝彦君） 今のところは、まだ見通しが無いということかと思えます。

次の質問に移ります。

中問答申では、令和 5 年度でリンゴ 2 ヘクタール定植、令和 6 年度で水稲 80 ヘクタール生産開始、タマネギ 4 ヘクタール、アスパラガス 2 ヘクタールの定植を行うことになっております。これらの農地は、令和 5 年度の 1 年間で確保しなければ実施に移せません。農地の確保の見込みをお聞きします。また、確保できない場合は、どのように対応するのか町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 大澤振興課長。

振興課長（大澤 孔君） 中間答申で示している経営モデルで、令和6年度に池田町全体の約1割に当たる約90ヘクタールの耕作面積を1つの経営体に集積することは、町内のほとんどの農地で現在も経営を続ける既存の経営体に利用権があるため、ほぼ不可能と言えます。

しかし、経営効率を考慮した1経営体当たりの耕作面積の規模を確保し、一定以上の規模の経営体が占める耕作面積の割合を拡大することは、今後の町の持続的な農業振興に必要なものだと捉えております。

人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより、目指すべきの将来の農地利用の姿を明確化する地域計画作成の工程で、地域での話し合いが必要となっておりますが、その際に既存経営体の規模縮小に合わせたより一層の農地の集積集約化と、将来、十分な利益の確保が可能な高収益品目に加え、広大な面積の耕作が可能な土地利用型作物を両立できる経営体を確保できるよう働きかけてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） なかなか今の段階では難しいけれども、努力していきたいということかと思えます。

次の質問に移ります。

この計画を成功させるには、技術力と困難を切り開く力のある人材、常勤職員9人、オペレーター5人が必要です。人材確保の見通しをお聞きします。また、見通しが見つからない場合にはどのように対応するのか、町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） 設立を目指す法人の事業規模・内容により、必要な人材の能力や数などが決まってまいります。即戦力を求めるのか、未経験者を育成するかなどの手法は様々だと思えますが、まずは、法人の経営者や事業執行に携わる人材の確保に努め、法人の構成員となる人材確保につきましても、農業関係者や県等の協力もいただきながら支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 今後、努めていきたいということかと思えます。

次の質問に移ります。

中間答申での各品目の栽培には、多くの機械器具、設備、農業支援が必要であり、多くの資金も必要です。農業法人が日本政策金融公庫のスーパーL資金を借り、資金調達をすると聞いております。それで回っていくのか不安です。町の支援も必要と思いますが、町の考え方をお聞きします。

一方、法人経営が厳しくなり、資金返済が困難になった場合、町の代位弁済のおそれはないのか、町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） 設立する法人側から町に債務保証や損失補償の要請がありましたら、その事業内容や資金計画等を十分に吟味し、町長が支援が必要と判断すれば、議会に相談させていただくこともあるかと思えます。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 町長にお聞きします。

この計画では、スーパーL資金で何億というお金を借りるということになっておりますけれども、債務保証とか、それから損失補償を求められても、今の町財政の中でそれができると私は到底思えませんけれども、その辺について町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） その規模等々によりますが、先ほど課長がお答えいたしましたように、十分吟味し、そして、議会の皆さんにお諮りをするというところで、十分検討して対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） これ、非常に重要な問題だと私は思うんです。やはり、法人を立ち上げる前の段階で、その辺のところを明確にしておかないと、法人だって困ると思いますし。やはり、その辺はやはりやる前に、法人を立ち上げる前に、法人のやる人と、それと町とで十分に協議して、もうちゃんとした念書を取っておくと、そういうことが私は必要だと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 現在、具体的な法人という形はございませんので、具体的な法人の形が見えてきましたら、その辺も協議をして、将来どうしていくのかということで、お互いに調整図ってまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） その線によろしくお願いします。

次の質問に移ります。

中間答申では、生産品の販売はJA全農長野としていますが、JA全農長野で行う意思が確認されているのか、町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） 法人の経営者が決まっておきませんので、現時点でJAへの販売の意思確認はできておりません。

JAに生産物の全部または一部を出荷する場合、販売強化している品目であれば、共撰所の受入れ能力や生産量にもよりますが、可能なものと捉えております。まとまった規模で生産する場合、通常は生産前に販路の調整が図られるものと認識しておりますので、新法人の作付状況により、町も支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 分かりました。

次の質問に移ります。

この方針には、以上のように検討を要する点があるので、ここで、もう一回農業振興協会として再検討し、実現可能なタイムスケジュールや栽培品目などを検討し、同時に設立も状況を見ながら検討する必要があると考えます。

また、町の農業者や外部の専門家、信州大学農学部教授などの意見も検討することも必要と考えます。町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 大澤課長。

振興課長（大澤 孔君） 町では中間答申の趣旨を理解した上で、町全体の農業振興に向け

た取組を進めてまいります。町農業振興協議会からは、検証の上、令和6年中に最終答申を受ける予定でございます。

現在当町には、残念ながら、中間答申の経営モデルに類似した経営体は存在しておりませんが、類似した経営体・経営者など、先駆者からの実体験に基づいた助言を受けることは、有効な選択肢の1つとなるかもしれませんが、現時点では、机上で検討する工程を終え、次の段階に入っております。何事でも取返しのつかない失敗を防ぎ、よりよい結果を生み出すため、時点修正は必要なことですが、今一歩ずつでも具体的に前進する段階に来ていると捉えておりますので、再検討は考えておりません。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 言ってみれば、農業法人が立ち上がるか立ち上がらないかということがキーポイントになると思うんです。先ほど課長も言ったように、90ヘクタールというのを令和6年度に集めるのはなかなか難しいという話もありましたけれども、やはり、令和6年度、令和7年度に人・農地プランの地域計画を策定しますよね。その中で、どの程度集積できるのかというのは、多分見通しがつくと思うんです。

やはり、そういう段階、状況を見ながら農業法人を立ち上げていくというほうが、私は自然なんじゃないかなと思うんです。どうしても無理やりやろうとしても、どうしても、そうするといろいろなひずみが出てくる可能性がありますので、その辺の状況を見て、これはもうすぐやりましょうという人が出てくればまた話は別ですけども、そんなに簡単には私はいかないと思いますんで、やはり令和6年度、令和7年度の地域計画の作成を見て、法人を立ち上げるといことも考えたらどうかなと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 御指摘のとおりかと思えます。

いずれにいたしましても、慎重に事は運んでいかないとうまくいかないというケースも起きかねません。いちいちの点につきましてチェックを重ねながら、法人設立に向かって、目標はしっかりと立てて進んでいくということで考えておりますので、時期的にどうかというのはまた変わるかも分かりませんが、何としても法人の設立を成し遂げていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 議会として、議員としてもそうなんですけれども、やはり、この計画に対して、町としてどこまで支援するのか、その辺のところを、内容を、項目、それとそれに対してどの程度お金をかかるのか、そしてそのことによって、どの程度町の財政シミュレーションに影響してくるのか、その辺のところをなるべく早期に議会に提出してもらいたいと思うんです。その辺、町長いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 先ほど来お話ししていますように、確たる法人の形が見えてきておりませんので、これからいろいろ模索をしながら、法人形態が見えてきましたら、その辺も併せて議会にお諮りしたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ、今からその辺のところは検討していただいて、議会にもなるべく早く出していただければ、私どもとしても検討できますので、ぜひ、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

2番目、会染西部地区圃場非農用地の整備をどのように進めるか。

町は、会染西部地区圃場非農用地整備案について、令和3年11月15日の町づくり懇談会で示しました。計画案では、3.8ヘクタールの用地に総事業費6億4,700万円で、小学生用のサッカーコートや多目的広場、ランニングコース、マウンテンバイクコースやストリート系競技場、多世代広場などを設けるとし、計画は検討段階であり、今後内容を詰めていくとしました。

これを受けて、町は、令和3年12月27日から令和4年1月26日まで、検討案に係る意見募集を行い、その結果は町のホームページで公表されました。募集された意見では、町財政を考え、最低限の額で町民益につながる事業をすること、町民合意の計画にしないと、利用者が見込めない無駄な施設になりかねないなどの意見が出されました。

本年1月23日の議会全員協議会で、令和5年度の予算での創設非農用地整備基本計画策定業務委託料700万円が示されました。私は、議会に整備計画案が示されていないのに、契約

策定予算は納得できないとしたところ、ヘリポート設置、児童公園、ゲリラ豪雨対策水害防止用調整池設置などの考え方が示されました。その後、2月13日の議会全員協議会で町から計画案がまとまってから予算計上したいとし、策定業務委託料は当初予算計上から見送りされることになりました。

私は、募集された意見にあるとおり、町民合意の計画にして事業を進めることが町民主役の町政から求められると考えます。

まず、検討案について、町民・議会に説明し、町民・議会の意見を聞いて検討した後、整備基本計画策定業務予算を上程すべきと考えます。町の考え方をお聞きします。

また、計画は、町の財政状況や今後予想される大型事業、会染小学校大規模改修、会染保育園施設整備、町農業の振興に関する事業なども考慮し、町民の要望を取り入れた最低限の予算で実施すべきと考えます。併せて町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） それでは、御質問にお答えをいたします。

非農用地の計画につきましては、現在、町内関係部署及び県職員による会議を設け、検討を進めているところであります。

多目的広場に設置する施設については、県との調整をしながら、施設概要が整備できた段階で議会や町民への説明をさせていただき、その後、基本計画策定に係る予算案を議会に上程させていただく方向で考えております。

また、予算につきましては、事業費の抑制は施設概要を整備する中で、当然のことながら検討を行ってまいります。照明やトイレ等の施設の利便性を確保する施設や、舗装等の施設完成後の維持管理費を抑えていくために必要となる施設については、設置の段階で整備することを考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） 説明会を開いてやっていただくということによろしいかと思えます。

次の問題に、質問に移ります。

自治会未加入者・脱会者対策について、町の支援についてお聞きします。

最近、自治会員であった方が大量に脱会した。地域まるごと自治会に未加入などの話を多く聞いております。このことは、地域コミュニティの崩壊につながりかねない状況であり、

自治会及び町として対策を講ずる必要があると考えます。

次の点について、町の考え方をお聞きします。

まず、1、アンケート調査結果を受け、町の自治会への支援対策をお聞きします。

昨年の6月定例会の私の一般質問で、自治会未加入者対策をお聞きしました。

町は、各自治会にアンケート調査を行い、自治会長協議会に意見交換し、出た意見をまとめ、各自治会に配布し参考にさせていただくと回答しました。実施状況とアンケート結果に基づく町の自治会への支援策、配布物の町でのセット化などをお聞きします。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） お答えいたします。

自治会アンケートと意見交換につきましては、自治会の皆さんが他の自治会の皆さんの取組を知って、自身の自治会改革に結びつけていただこうという目的で実施をいたしました。マニュアルの作成も必要と思われるので、各種情報を整理して自治会に配布をしたいと考えております。

現状の支援策としては、自治会活動交付金などの財政措置のほか、配布物のセット化、自治会パートナーによる自治会資料等の印刷、元気なまちづくり事業補助金などがあります。また、さらなる自治会への負担軽減も必要と思われるので検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） そういうことで、よくやっていただいたなと私は感謝しておりますので、次の質問に移りたいと思っております。

自治会未加入者・脱会者対策についての提案です。

自治会未加入者対策は、町民の自治会への加入は自発的意志である、2005年4月26日、最高裁第3小法廷判決がありますけれども、そういう原則に基づいて実施されるのが適切と考えます。

この観点に立って、自治会未加入・脱会者対策について、下記の事項を町に提案しますので、町の考え方をお聞きします。

1つ、来年度アンケート調査結果に基づき、自治会未加入者・脱会者対策について、町と自治会とで再度話し合いを深め、対策を検討する中で、町への転入者の自治会活動の必要性が分かる自治会活動のしおりを作成すること。また、自治会活動に加入しない理由、役職に就

きたくない、自治会費の負担が大変だ、会議の持ち方が問題、出不足金の問題、そういった様々な問題に対応する自治会活動の在り方を解説する自治会活動の手引きを作成してほしいと思います。

町の考え方をお聞きします。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） この件に関しましては、自治会長の方と話し合いを行いまして、協力をして作成をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ、そういう方向で、来年度作成していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

自治会活動のしおりを活用した転入者や脱会者の自治会加入システムを来年度確立してほしいということです。参考例として私が考えましたシステムなんですけれども、転入者はいずれにしても町の住民課のほうに登録に来ると思いますけれども、そのときにしおりを説明して、ぜひ自治会に入っていただきたいという加入のお誘いをします。そのときにその人の意見を聞いて、すぐ入りますという方はA、それから、検討するけれども、自治会の訪問を聞いてもいいですよと。それで、地元の自治会の人意見を聞いて検討したいという方B、すみません、この資料の「化」というのは、化けるじゃなくて可能の可ですので、すみません直していただきたいと思いますけれども。

そのA・Bの方については、地元自治会のほうに連絡して、対策を取っていただくと。それから、自治会の検討するにしても、自治会の意見の訪問をされるのは困りますという方、それから入りませんという方、C・Dの方につきましては、やはり、これは自主防災会として、いずれにしてもそこに住む以上、自治会に入らなくても、やはりお互いに災害時に助け合うということが必要になりますので、そういう観点から、お尋ねして、その中で自治会活動についても理解していただいて入っていただくと。こういうシステムが私は必要じゃないかと思うんで、これは私の案ですので、これがいいとか励みませんけれども、ひとつ、そういったようなものをぜひ作っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） 先ほどの作成予定の手引きの中に、勧誘方法の例を記入などする

とともに、システムの確立について検討したいと思いますし、今でも転入届を出す際には、一応お知らせはしておりますので、よりシステム的な構築を目指して考えたいと思います。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ、来年度やっていただきたいということで、よろしく願います。

次の質問に移ります。

自治会活動の手引きを各自治会に配布し検討していただき、自治会での検討結果を自治会長会議で交流・検討していただきたいと思いますがどうでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） 手引きにつきましては、配布をしていきたいというふうに考えてございます。ただ、結果をあまり求めるということは、場合によりましては自治会の負担となるということも考えられますので、また、自治会の皆様と相談して対応のほうしていきたいなと思っています。

以上です。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） そうということで、よろしく願います。

最後に、町として自治会加入のメリットを明らかにする優遇策を検討することは必要となるかと思います。例えば、埼玉県の越谷市の南越谷地区自治会では、地元の商店が優良券という優待カードというものを自治会として作りまして、自治会に入っている方には配りまして、それぞれの商店で、それぞれの独自のサービスが受けられるというようなシステムを、市の交付金を使ってやっているところもあります。

そういうこともありますので、ぜひ、そういったシステムを池田町も検討していただいて、やっていただかないとなかなか、現実的なメリットがないとなかなか難しい様子も、今、少なくともそういう時期に来ちゃっていますので、その辺も検討していただければと思います。が、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 宮澤課長。

総務課長（宮澤 達君） 確かに、自治会に加入しているメリットが感じられずに、未加入

や脱会につながっているというケースも考えられると思います。ただ、自治会加入世帯のみが直接的に利益を得られるような商品券の配布などは、町としては難しいと考えております。

町としては、自治会活動交付金などの財政措置を行っておりますので、それが時代の変化とともに必要がなくなってきた事業等もあれば、それを見直していただきまして、その交付金を活用して、有効な施策の新設ですとか、自治会費を減らすことができる可能性もあるのではないかというふうに考えております。

当面、自治会活動交付金を有効利用していただくというのしかないというのが現状でございますけれども、自治会加入メリット感が感じられるような事業を導入している市町村もあれば、また、そういうようなところも研究していきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（矢口新平君） 薄井議員。

〔7番 薄井孝彦君 登壇〕

7番（薄井孝彦君） ぜひ、先ほど申し上げましたような事例もありますので、御検討をお願いしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢口新平君） 以上で、7番、薄井孝彦議員の質問は終了しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時35分

議長（矢口新平君） 休憩前を閉じ、再開いたします。

倉科栄司君

議長（矢口新平君） 一般質問を続けます。

10番に、11番の倉科栄司議員。

倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） 11番の倉科栄司です。

令和5年3月の一般質問を行います。

まず、今回は3点についてお聞きをしたいと思いますが、最初にコロナ後の社会活動再構築への行政支援について、お尋ねをしたいと思います。

コロナが世界中に蔓延して丸3年が経過をいたしました。完全な終息は見えないまま、コロナ対策と社会活動を同時進行していく体制から、社会経済活動に重点を移す方向で世界が動き始めました。日本でも5月8日からコロナを感染防止法上2類相当から5類に引き下げる措置が決定されました。当面、様々な分野で混乱が生じることが予想されますが、コロナと共存していく社会スタイルに軸足が移されることになりました。

コロナの蔓延により、社会活動で様々な変化がもたらされました。中でも身近なところでは葬儀の形式が大きく変化し、えにしのあった人たちが故人をしのんで、短時間ではあっても一堂に会する形式が全くと言っていいほどなくなり、葬儀は家族葬もしくは近親者によるものに流れが完全に変わりました。旅行や団体の集まりがなくなり、マスクの着用、手指の消毒、黙食は当然で、マイクロバス等での黙乗りまで求められるなど、社会の営みに大きな変化が生まれ、そしてそれが定着をいたしました。5月8日以降、混乱の中で様々な変化を起こしながら、少しずつかつての日常を取り戻していくことになるのでしょうか。

私たちの身近な自治会や文化活動の中でも大きな変化が起きました。自治会などの総会等の書面議決、分館活動の中止など、人とのつながりが極端に減少し、同じ自治会の人たちと全く顔を合わせることなく1年が経過することが当たり前になってしまいました。コロナ禍になる前から分館活動への参加者が少なくなる傾向はありましたが、コロナで完全にとどめを刺された感があります。これを少なくともコロナ禍が始まる前までの状況に回復させることは容易なことではないと思われまます。生涯学習を推進する立場で、今後かつてのような分館活動をいかに取り戻していくか、またその方針をどのように位置づけ、どう行政として支援をしていくのか、お聞きをしたいと思います。

議長（矢口新平君） 下條生涯学習課長。

〔生涯学習課長 下條浩久君 登壇 〕

生涯学習課長（下條浩久君） それでは、お答えいたします。

御指摘のとおり、コロナ禍の影響により、これまでの間、分館行事の中止や参加者の減少が見受けられております。コロナ禍をきっかけに社会全体の価値観も変化してきているため、

担当課としましては、分館活動だけにとどまらず、公民館活動全体において今後の在り方を模索している最中でございます。

現在、各分館均等割と世帯数に応じて交付する分館事業交付金、これは分館均等割単価としては8,000円、それから世帯数の単価としましては100円という数字がありますが、この分館事業交付金は継続しております。実施講座数に応じて交付してございました成人学級事業補助金が令和2年度をもちまして廃止となるなど、金銭的な支援拡充は現在難しい状況であります。

前回、矢口稔議員の御質問でもお答えしましたが、来年度、町民活動サポートセンター、町民活動一覧表データというものがございまして、この更新調査を予定しております。引き続き講座講師の紹介など、積極的に支援、また情報発信、現在でもやっておりますが、このようなことをしていきたいというように考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） コロナによって、社会生活が大きく変わったわけではありますが、逆にメリットとして捉えられることもなかったわけでもないとは考えております。

コロナで大勢集まるのが規制されたり、そのために式典とか集会等で簡素化が進んだと、これは非常にいいことではなかったかなと、こんなふうに思うところもあります。前年、あるいは前回は踏襲することが当たり前だったものが大きく見直しをされて、過度な動員等がなくなって今後はいくんではないかと、こんなところはかえってメリットになったのではないかなと、こんなふうに思います。

実は、私の手元に総町会の開催という、私、5丁目なんですけど、この案内が来ておまして、本年度の自治会の役員と来年度の自治会の役員の連盟でこの書類が来ておまして、3月12日の日曜日、午後1時半から会議を持たれるということではありますが、その中で議事として自治会分館各部門における今後の運営の簡素化とか、そういったものが上げられておりますし、例えば婦人部にあっては高齢化、人員不足による廃止案の検討、文化社会部ではしめ縄づくりサンクローウにおける継続案、廃止案の検討、厚生部ではナイターソフト球技大会における参加人員不足による今後の検討、花づくり運動、関心の希薄化廃止案についての検討をしてほしい。また敬老祭も町による交付金の減少や役員負担の軽減から見直しをしていくんではないかと、こんなようなことが議題として取り上げられるということになっており

ます。

課長のほうにちょっとお聞きしたいんですが、今後、恐らくまた4月頃になると、今のコロナの状況では分館長会議とか、自治会長も当然なんですけれども、会議は開催されると思います。それで、こういったことは内容がいろいろな町内でこれから本当に出てくると思うんです。どこの町内でもはっきりした、明文化されたものはありませんし、初めてのこういう経験ですので、どこでもよそを見たりとかいろんな情報を収集したいということがあると思うんですが、行政として、担当課として、いろいろな約32自治会ございますけれども、分館等の情報収集をしていく、あるいは分館活動のときをお願いをして情報を提供してもらう、そんなようなつもりがあるかどうか、お聞きをしたいと思います。

議長（矢口新平君） 下條生涯学習課長。

生涯学習課長（下條浩久君） それではお答えいたします。

これまでもそうだったんですけれども、今のところ分館長会議は予定させていただきたいと思えますし、各分館でも一生懸命頑張ってください、分館活動やっていただいているところもありますので、その優良事例といいますか、こんなことをやっているというようなことはぜひ分館会議の中で皆様に御紹介して、我々担当課としてもお手伝いできること、アドバイスできること等がありましたら、ぜひその会議の中でお諮りしていきたいように考えております。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔11番 倉科栄司君 登壇〕

11番（倉科栄司君） 分かりました。ぜひ情報収集して、いろんなところに情報提供していただいて、再度再構築していく一つの援助としてお願いをしたいと思います。この間、課長と一般質問についてちょっとたまたま情報の提供をして、内容としてかつて分館の事業について補助金が出ていたけれどもというようなことを言ったら、令和4年度から補助金はなくなったということで、それについては、どうも今の財政状況からは簡単に復活はできないと思うんですけれども、一つの方向として、こういったものを再度復活させるから、もう一回再構築する手だての一つの助けにしてほしいというようなことも、やはり必要かと思うんです。ですから、もう1回やめたものはなかなか戻すのは難しいんですけれども、そこら辺はぜひ課長の力でずくと根気をもってやっていただければと、こんなふうに思います。

それでは、次の質問にいきます。

かつて、分館活動が活発だった頃、ナイターソフトボールは3リーグ制で参加チームは20

を超えておりました。ママさんバレーボールもほとんどの分館から参加があり、町内対抗の球技大会も大勢の参加者で盛り上がったものです。それがいつしか高齢化、若年層を中心とした人口減少などを理由に徐々に参加を取りやめる分館ができて、そこにコロナが追い打ちをかけることになってしまいました。

地域に、分館活動がこのままではいけないと危惧する人は必ずあります。また、このコロナ禍で極端なまでに落ち込んだ町地域での自治会、分館活動の現在の状況を危機的状況と捉え、改めて人と人とのつながりを大切にしたいとフォローしている人も必ずあります。

担当者として、現在の状況を再出発の原点と捉え、改めて町民の皆さんと共に分館活動の再構築に取り組んでほしいが、いかがでしょうか。根気と人の掘り起こしも含めた地道な努力が求められますが、町民の皆さんの心の結びつきを再度より強い形にするべく、様々な行政の支援を行ってほしいが、いかがでしょうか。

議長（矢口新平君） 下條生涯学習課長。

生涯学習課長（下條浩久君） お答えいたします。

御指摘のとおり、スポーツ関係におけます分館行事に関しましても参加は減少しております。人と人とのつながりが薄くなってきているような感じもしております。担当課としましても新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ、大会、教室の形を変えたりすることで、町民の文化的活動を継続、実施していくとの考えの下で事業を進めてきましたが、感染を食い止められない状況が続いておりましたので、やむなく中止する大会、教室等もございました。

地域には、様々な年代や価値観を持つ方がいらっしゃいますので、柔軟な対応が必要だと感じておりますし、今後はできる限り地域にも足を運び、私ども現場を第一主義にして、分館活動にも積極的に参加するなど、分館事業を普及していきたいというように考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） 今、課長からできるだけ地域にも足を運び、分館活動に参加するなどして、分館活動の普及をしていきたいというお答えがあったわけですがけれども、ぜひこれをやっていただきたいと思います。先ほども言いましたように、課長は非常にずくのある方ですので、本当に期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、今分館活動に限ってちょっと質問してきたわけですがけれども、これは行政全体と

して考えていただきたいという部分であります。ふるさと祭りも当然でありますし、いろんな各種イベント、それぞれの各課が持っていると思うんですけども、そこら辺にもやはりコロナの影響が出て、かつてのような大勢で参加がなかなか難しいような状況がございますので、またこのコロナが第7次、8次となってきたんですので、一旦下がっても、去年の1月のときは本当に全国で何百人というときがあったんですけども、あっという間に何万人になったということがありますので、全く予想がつかないんですけども、そういったことはまた世界的な流れの中で、またワクチンも接種しておりますので、いい方向にぜひ足を踏み出してもらいたいということで、生涯学習課だけでなく、行政全般にわたって影響が出ているということも考慮していただいて、行政を挙げての対応が求められていると思います。

本当に、先ほど申し上げましたように、前例のないコロナ禍で本当にどこでも手探りの状態だと思います。こういったのが解決策だよということがありませんので、ぜひ行政と町民と一緒にあって再構築するその手だてについて御支援をいただければと思って、次の質問にいきます。

職員の人事構成のロードマップについてということでお聞きをしたいと思います。

昨年12月の一般質問でも多少触れましたが、行財政改革の推進や退職職員の不補充により、職員数の減少が進んでいます。また、その弊害として、療養休暇を取得する職員が、一定程度の人数が常にあり、新規採用職員がない中で、職員の人事構成にひずみが生じてきていると思います。町政を推進するトップとして、現状はもとより、後年の職員体制に大きな影響を与えないよう取り組む責任が求められるのは当然であり、計画的な職員採用と将来予測も常に行いながら行政を推進すべきと考えますが、町長の考えをお聞きいたします。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 職員数についての御質問ですが、職員数については財政シミュレーションでお示しいたしましたとおり、92人としておりますが、今年になってから退職届の提出があった職員もいたため、新年度は90名となります。来年度は議員御指摘のとおり、将来予測をする上で、職員採用をし、行政推進をしたいと考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） かつては、役場に入れば、ずっと定年まで先輩あるいは同僚、後輩

と時を共にして定年を迎えるのだなど、こんなふうにした時代で、私も入ってきたものがあります。当時としても家庭の事情とか、御本人の事情で辞められる方もありました。ありました、やはり結構その都度採用がされました。

そういったことで、一つの大きなきっかけになったのが、ひずみが第一に出たのが、第1次行財政改革推進で、平成17年にあったときだと思います。職員数を採れなくして、いわゆる人件費を落としていくということがあったわけでありましたが、そうするとどこかでやはりひずみが出るもので、何年かたったら大量の職員を採用する、それがまた大量に課長になり、辞めるというような状況になると、どうしてもバランスが悪くなってくる。それで、かつてのように公務員の人気はなくなってきております。公務員を目指す志願者数自体が減少していることもありますし、また公務員として採用になったものの、よりよい環境とかよりよい待遇を求めてより自分の目指すものにチャレンジするチャンスを重要視して、若年層に退職する傾向が見られますし、実際に池田町役場でもここ数年、毎年そういったケースが出てきていると思います。

かつてほどに、先ほど申し上げましたように、就職すれば退職まで辞めなかったことですが、今は本当に難しい時代の町長はかじ取りを迫られているということかと思いますが、町長、正直申し上げて、本当に大変なときに町長やってしまったと思っていますか。

議長（矢口新平君） 嚮町長。

町長（嚮 聖章君） 私が当初この立場になりましたときに、あまりの人員構成のバランスの悪さに本当にショックを受けました。団塊としてまとまった世代があって、それから空白期間があり、また団塊があると、こういう中では本当に人事を組むということが難しい。そして、私としては社会人枠をかなり採用いたしました。現実的にはその社会人枠でトライしていただいた職員が大変力を発揮していただいておりますので、というよりも、新卒の職員があまりやはりもう、先ほど議員御指摘のように人気がないのか、いろいろ聞きますと、まず県だと、行政に入るには。だから、だんだん、県だ、市だ、その次に町だ、村だと、こう下がってくるものですから、大分希望するランクとしては、町レベルでは低いということが言えまして、なかなか希望する人材が採れないというのも実態です。

そんなことから、年代を分けるということで、社会人枠設けて、今は幾らかばらつきが出てきましたので、年々、もうあと二、三年しますと、それから年々定年があり、また新しい採用ができるというところになってくるのかなと思います。もう少し、ちょっと頑張っていきたいというふうには考えております。非常にこの人事の問題も難しい時代に入ったとい

うふうに考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） 町長、胸の内だと思いますが、今の話の続きになりますが、その次の質問にも入ってくるんですが、現在の職員の年齢構成や人員から、近い将来行政を推進する中で、課の体制が構築できなくなる状況が、今現在です、今現在のシミュレーションの中で予想されますが、町長はその状況を町長自らシミュレーションをしているのでしょうか。また、どうその状況を打破していく構想があるのか、お聞きをしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 御指摘のとおり、今、課が縮小というか統合されましたけれども、また、8課から9課にするということですが、どの課を見ても、係長の下に部下がないという部署が出てくるのかなというふうに考えています。そうしますと、次の後継者を育てるということが非常に難しくなってきた、なかなか継続的な行政運営に支障を来しかねないということも現実的に起こってきているかなと思います。そういう点では、これは毎年ある程度、新しい人材を確保していくということは大事なことだなと。

最初にお話ありましたように、昔はそれほど辞められなかったのかも分かりませんが、今はもう本当に今年も4人辞めますけれども、2人、3人と辞めるのはもう毎年のごとく起こってきております。そうすると、今年みたいに採用を止めた年があると、これは後から相当やはり効いてくるかなということも感じているところでありますので、今後は毎年、若干名でありますけれども、採用を続けながら人事構成、また年齢構成が順繰りにいくように、検討して進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） 町長はたった一人でありますので、議会と違って合議制でなくて、独任制の人で、知事や市長、村長というものは独任制でお一人ですので、非常に今苦しい立場におありかと思えます。また、副町長もいないという状況の中で、またちょっと今後、人事構成、あるいは各課のバランス等でまた御苦労するかもしれませんが、ぜひ職員体制に無理が来ないような体制づくりをお願いしたいと思います。

職員体制を後年に継承していくというのも、時の為政者としてのやはり務めだとこれは思います。かつてのように先も見通せた職員体制が今後は非常に難しくなってくるということもありますので、町長もそこら辺、今、理解をされている答弁をいただきましたので、ぜひ12月の一般質問のときにもお話ししましたが、行財政改革を進めるのもいいんですが、進めていくときにやはり辞める人が出てきてしまうと、本当に人事構成が難しくなってくるということが出てきますので、やはり折り合いをつけて、定期的に人の採用をしていてもらいたい。採用自体が難しい時期に入ってきておりますが、ぜひそこら辺は早めに、どこかの市役所なんかもう募集するというようなことを言っていましたので、そこら辺もやはり兼ねて、ぜひ県から、市から町へ来るじゃなくて、まず町を受けてみてくれというようなことについて、町長のほうからぜひいろんな機会でご発信をしていただきたいと思います。

それでは、最後の質問にいきます。

任期最終年を迎える舊町政についてお尋ねをいたします。

現在もなお厳しい財政状況が継続し、さらに大きな予算が伴う大型事業の方向性が明確化していない中で、舊町政として2期目の任期最終年を本年迎えることとなりますが、どのような思いと覚悟を持って町行政のトップとして調整運営に当たっていくのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（矢口新平君） 舊町長。

町長（舊 聖章君） それでは、お答えをいたします。

現在、方向性が定め切れない状況にあります。各課題の調査、研究調整を行っております。各課題ともこの1年で方向を定め、具体化の道筋を示してまいりたいと考えております。議会並びに町民の皆様の御意見を十分集約し、納得していただけるような結論に導く覚悟でありますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔11番 倉科栄司君 登壇〕

11番（倉科栄司君） 町長は大きな目標として、人口減対策として様々な手を打たれてきているわけでありましてけれども、人口減対策は本当に妙薬はないんです。それで、国全体が人口が減少してきております。もう1億二千何万人から、もう毎年何十万人と下がってきていますので、長野県の人口もかつて220万人、今二百四、五万人になってきているということの中で、人口減対策を、国そのものの人口が減少していく、この向かっていく中で容易な

ことではないと思います。各自治体でも、いかに減少幅を少なくするか、小さくするか、現状を守っていくかに主眼が置かれ、人口の減少を少しでも食い止めることにスタンスを置いていると思います。

町長は、公約の一つである人口減対策に重点を置いて、様々な対策を先ほどもおっしゃいましたが、取ってききましたが、先日の新聞報道で長野県下の自治体で人口の減少が多かった自治体の8番目に池田町が入っております。これについて、町長はどんなような感想を持たれるのか、率直な感想をお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） その新聞報道を見て、私は大変ショックを受けました。また、毎月の人口動態、住基レベルであります。今現状を見ますと、社人研で予測したとおり以下の減少となってきております。このままでいきますと、社人研の予測以上に人口減少が進むのではないかという危惧をされております。

いろいろな手をとということでありますけれども、なかなか財政等の問題もありますので、思い切った手が打てないというのが実態であります。何とか少しでも子育て支援、子育てのしやすい町づくりということで取り組んで、具体的には教育面では大変、教育面を目的にして移住された方もいらっしゃいますし、一番多いのはやはり景観という美しい町ということでこちらに移られた方が多いんですけれども。

どのようにして人口を増やしていくかと。これには土地の問題、また補助金の問題等あります。小谷村では1軒家を建てますと250万円出すと、そのぐらい厳しいところもあるようではありますが、今町として即効果があるのは、昨日お話ししましたように、地域おこし協力隊かなと、外から呼ぶと、大いに町で定住していただくと、そのためにはいろんな支援がありますけれども、十分支援をして、池田町で生計が立てられるような、そんな道筋を開いていくということで、今回4組決まっておりますが、近々5人決まる予定ですが、合わせますと9人の移住者が増えるということになります。さらに、若干名、一、二名おりますので、10名ぐらいは人口が増えるんじゃないかというふうには考えております。

なかなか本当に、御質問のとおり、御指摘されると厳しいということしかないんですが、いろいろな手を打ちながら、人口減少に歯止めをかけていきたいというふうには考えています。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔 11番 倉科栄司君 登壇 〕

11番（倉科栄司君） 町長もこの報道を見ていたということですがけれども、池田町が8番目なんです、転出超過で56人、これは住基台帳ですので、それで10番目が大町で54人の減少ということで、一番増えたのは安曇野市で583人というのが発表になっております。近隣ではここら辺はそのぐらいですけれども、やはりちょっと町として、町では減少の2番目になりますので、ぜひ、町長、さらなる人口減対策を押し進めていただくということで、一つのショックなことはあったわけですがけれども、これをまた契機に頑張っていたきたいと、こんなふうに思います。

町長、先ほど、ここのところずっと何年もおっしゃっておられますけれども、非常に大型事業が山積して難しい行政運営を今、求められているわけでありましてけれども、今年1年で方向を定めて、具体化の道筋を示してまいりたいということを考えているということをおっしゃられたわけですがけれども。

町長、よく基金が5億円前後、5億円を超えたところで何とかこれを維持していきながらということをおっしゃるんですけども、実際池田町の人口からいったり、あるいは予算規模からいったら、8億円から10億円はやはり基金としては持っていなければいけないんです。これは予算額の10%と、あと有事の際、例えば自然災害とか地震とか、そういったことのためにやはり10%ぐらいの金額は欲しいということで、8億円から10億円ぐらいが必要だということになると、本当にあとまだ3億円、4億円積まなければいけないということになると、なかなか本当に新規事業が全くできないと。

またそこへもってきて、会染地区の圃場整備の非農用地の問題だとか、それから小学校の改築の問題とか、本当に町長、問題が山積されておりますが、ぜひ、基金については今年3億円積み増すなんていうことは恐らく言えないと思うんですけども、何人が議員が質問したように、経常経費を切り詰めるということしかできないんですけども、いわゆるどうしても黙っていても出ていってしまうというのが経常経費なんです。これはなかなか難しいことで、これはもちろん人件費もそうですし、扶助費、それから公債費、どうしても町として責任を持って払っていかねばいけないものです。

本当に何とかなる、右から左へ振れるお金というのは、あまりないと思うんですけども、町長、ぜひ基金とにらみ合いをしながら、本当に今年1年難しい具体化ということで、足を大きく一歩踏み出すということで方向づけをしたいということですので、もう一度町長の覚悟をお聞きしたいと思います。

議長（矢口新平君） 甕町長。

町長（麿 聖章君） 財政調整基金については、私は5億円でいいというふうに考えています。また比較をするようですが、松川村さんでは3億円で十分だというふうに考えているようです。その代わりに公共施設整備基金に全部積み増ししているというのが松川村の考え方のようです。池田町もこれからかかってくる費用はほとんどが公共施設に関わるものでありますので、財政調整基金というよりも公共施設整備基金のほうに積み増しをしていくというような方針は持っております。

長期的に見ますと、今公債費が6億円、5億円となっておりますけれども、令和10年までは5億円のレベルでいきますが、令和11年から4億円台に下がり、令和13年にはもう3億円台に下がっていきます。ここからぐんぐんと公債費が下がっていきますので、再三御指摘いただいているように、起債をある程度抑えていくということが政策の基本にこれからなっていくのかなと。ただ、起債につきましては、昨日もお話ししましたように、一応交付税措置というのがありますので、これは有利なものであれば、現金でもって処理するよりも起債を起こしたほうが有利ということにもつながってまいりますので、この辺は見極めながら財源については検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（矢口新平君） 倉科議員。

〔11番 倉科栄司君 登壇〕

11番（倉科栄司君） 町長、今、5億円でいいというようなことをおっしゃったんですが、やはり行政をトップとしてつかさどっていく人にとって、お金はあればあったほうが良いと思うんです。

それで、ここも地震のことで、ちょっと最近騒がれなくなってしまったんですけれども、今後30年間に14%ぐらいの確率でマグニチュード7ぐらいの地震が起きるという地区ですよ、ここは地域ですよ。ところが、去年の数字では16%に上がっているんです。何もなかったからそのまま推移していくという保証はどこにもなくて、いわゆる発生する確率のほうが高くなってくるとなると、やはりまさかのとき、あつてはいけないんですけれども、そのための、今の状況では無理なんですけれども、やはり金はあったほうが良い、基金もあったほうが良いということです。

公共施設につき込むお金も、かつて箱物を造った今ツケが来ていると思うんですけれども、そんなことで非常に難しいかじ取りを迫られるわけなんですけれども、ぜひ町長、最後の1年健康に留意して頑張ってください、またもう一期ということが町長の口から出るかもしれま

せんで、健康に注意して、町長、元気でもう一期やるような心構えになってきたよね、顔つきいいよねというようなふうに、町民の皆さんに言っていただけるようなことを心から期待をして、一般質問を終わりたいと思います。

議長（矢口新平君） 以上で、倉科栄司議員の質問は終了しました。

矢 口 新 平 君

議長（矢口新平君） これより、私が一般質問を行いますので、議長を副議長と交代をします。

副議長（横澤はま君） 議長を交代いたしました。

一般質問を続けます。

11番に、12番の矢口新平議員。

矢口新平議員。

〔 1 2 番 矢口新平君 登壇 〕

1 2 番（矢口新平君） 皆さん、こんにちは。

2年ぶりに一般質問を町長中心にさせていただきます。

今まで、同僚の議員10人が一般質問をしまして、私が11人目ということで、全員がやろうとしています。その中で感じたことを、町長、2つ3つ言わせてもらおうと、検討します、相談して慎重に進めていきたいと思います、議論を重ねていきたいと思います、この言葉は私はやらないと判断しますんで、ぜひ町長、検討します、それもノーです。ぜひ町長の心の中からの言葉で、町長の言葉で話していただきたいと思います。

同僚議員みんな言っていることは同じことを言っているんです。先送りしている、結論を今出さない、そのようなところをみんな感じていると思うんです、この傍聴の方、あるいは職員の方、ネットを聞いている方、そういう中で7つ質問をしていきますんで、本当はもう一つしたいんですが、時間があれば、そういう中で、令和5年度の予算について集中的に質問をいたします。また、行財政の委員会で議論されている令和8年の安定財政が示せるかについてもお聞きします。

1番、本年度のふるさと応援基金はどこに使うか、聞きます。

残高と具体的な説明をお願いいたします。

副議長（横澤はま君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） それでは、矢口新平議員の御質問にお答えをいたします。

てるてる坊主のふるさと応援基金の残高は、令和3年度末で1億3,402万円です。新年度は有害鳥獣解体所設置資材補助に1,200万円、給食費公費補助に1,190万円、花見ほたるの里景観形成補助に50万円、合計で2,440万円繰り入れる予定としております。

以上です。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔12番 矢口新平君 登壇〕

12番（矢口新平君） 令和3年度で1億3,400万円、それで、新年度は1,200万円の有害鳥獣と給食費の補助、これは1万円分の補助のことでしょうか。これは令和3年度が、寺嶋課長、令和3年度の時点で1億3,000万円であって、新年度は1,190万円給食費の補助で使う、ちょっとその辺、よく理解できていないんですが。

町長、その辺、説明できますか。要するに、今年は給食費の補助1万円、本来なら2万円負担が1万円に変わるわけですね。そういう中で1万円の補助というと、大体730人ぐらいですから、700万円ぐらいが要するに増えるわけだ、一般財源で。そのお金がここに補助金に入っているというふうに、町長、理解でよろしいんでしょうか、1,190万円の。

副議長（横澤はま君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） これは昨年度も一応1万円補助を上乗せしました。また、新年度も1万円上乗せということで、新年度につきましては2年分ということで解釈いただければと思います。

以上です。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔12番 矢口新平君 登壇〕

12番（矢口新平君） 2年分ということですね。

これは、皆さんの質問の中で、町長が松川村に足並みをそろえると度々言われていますので、この間、松川村の村報見ていると令和6年度は給食費はゼロと、要するに全額公費負担ということで出ていましたが、じゃ町長、池田町もそれに合わせて来年度からは小・中学生の給食費負担はないという解釈でよろしいんでしょうか。

副議長（横澤はま君） 甕町長。

町長（麩 聖章君） その辺につきましては、まだ最終的な協議がされておられませんので、ちょっとここではお答えしかねます。

いずれにいたしましても、足並みそろえるという基本は変わりませんので、これから協議をとということになるかと思えます。

以上です。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔 12番 矢口新平君 登壇 〕

12番（矢口新平君） というのは、今年も松川村の村長と大和田議長のほうから、私、議会に打診がありまして、給食費を令和5年度はゼロにしたいけれども、池田町はどうかと、議会はどういうふうを考えているかというのを投げられまして、そのときの村長との話の延長で1年、2年はこれは段階的に下すのもこれは池田町のためにしようがないと、ただもう来年度はゼロにするということをはっきり言われています。

それと、私も池田松川の議会の副議長ということで出ていまして、村長にもはっきり聞いた中ではもう来年は給食費はゼロと、そうすると池田町もそれに右へ倣えという、町長、まだそのときは任期ありますんで、来年3月ですから。その辺は町長、本音で言ってください、先へ延ばすんじゃなくて、あんたが施設組合の長なんだから、違いますか。松川村の村長が今施設長じゃないです、池田町の麩町長が長です。決めるのは松川村の村長なんですか、池田町の町長なんですか、どちらですか。

副議長（横澤はま君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） これは施設組合で決めるべきものではなくて、議会というか、町、それぞれの自治体で決めるものであります。ですから、当初、給食費を上げるというときに、池田町には何の相談もなく松川村が上げるというようなことが報道されました。それがやはりせっきくの協同組合なので足並みをそろえようということで、去年共同会見ということで足並みをそろえたということでありまして。

今、御指摘ありましたけれども、私としては方向性は合っておりますけれども、令和6年度からやるかどうかについては、ちょっと私としては決めかねているところでありますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔 12番 矢口新平君 登壇 〕

12番（矢口新平君） 松川村はもう来年ゼロだそうです。町長はそれでも決めかねていると言われています。この辺はしっかり議事録残しておいていただいて、それと、今年の1万円の件も去年の12月にお話しいただいて、1月20日ぐらいまで時間いただいて私もさんざん話をしたんですが、村長はどうしてももう、平林村長はもうゼロにしたいというのを言い張りまして、それじゃ2回に分けて、2段階で1万円、1万円と下げてもらえないかというのをぎりぎりの中で出したことを覚えています。そういう中で、また来年、このような場面が来るかと思いますが、ぜひ町長がリーダーシップ取っていかなければ、松川村に合わせてついていくなてことはもうやめてもらいたい。

それと、去年からの残高が1,190万円、これは2年分だとおっしゃいましたけれども、来年またここにこの半分ぐらい乗るんだ。もう目に見えている。そうすると、この補助金を何から出しているか、去年、今年。それはふるさと納税から出しているわけ、私はちょっと出しているところが違うということを投げかけておきます。

それともう一つ、これは松川村はあそこの施設組合つくるときに現金で出しています。池田町は2億円借りています。それで、10年たって今度借換えでまた池田町は10年先へまた送りました。町長いわく、金利の安い有利な社債だと言いますが、また40万円、44万円という利息が10年ついてきます。440万円つきます。だからその金利の部分も考えて、もしか借換えしないで払えるんだったらこれは払っていかなければ、先へただ延ばしているだけよ。

その辺、町長、どうでしょうか。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔12番 矢口新平君 登壇〕

12番（矢口新平君） 結構です。

そういうやはり利息も大事な町民の血税です。先に送って、5年先に送れば、支払額は落ちる。実質公債費比率も落ちる。当たり前です。ただ、利息は何十万円というお金が幾つもありますから、池田町でも1,000万円、2,000万円単位の利息払っています。松川村はこれに関して払っていません。それと、穂高広域で数字見て私もびっくりしたけれども、あと4億5,000万円残っています。安曇野市も4億円、それと松川村は8,000万円、生坂村は600万円、池田町はまるっきり借金しているわけ、それに対してまた池田町は財政の中からまたその利息を払っているわけ、これはまた何年かしたらまた10年の借上げでまた先に延ばすんですか、この辺は結構です。

ですから、本当にもうちょっと町長、きちんと私たちに分かるように、誤解のないような

話をして、自分の言葉で言ってもらわなければ、来年度なったらまた下げる、また下げるとは一体どうなっているんだになると思います。

2 番目いきます。

会染整備地区圃場用地の整備はいつまでに決定するのか。また町で取得する土地の費用約 9,700万円、1 億円の財源をどうするのか。整備に関わる費用はどのぐらいと町長は思っているか。また、その財源はどういうふうに持ってくるのか。また多分起債だと思うんですが、令和 7 年度までに 9,700万円の土地の取得は終わっていなければいけない。そうですね。振興課長、そうだな。だからそれには要するに県から補助金もありますんで、その非農用地を、薄井議員も言いましたけれども、どのような絵を描いて補助金を引っ張るのか、また県がそれを許すのか、それで本当にオーケーが出るのか。その辺を含めて町長は令和 5 年度にはと言いますが、それじゃ間に合わないと思う。もうちょっと細かい期限を切って、7 月までとか 8 月までとか、こんな来年の 3 月まで引きずったんだったら、もうまた次にまた 1 年遅れます。

この辺、大澤課長、俺の見解が間違っているのかな、ちょっとその辺説明をください。

副議長（横澤はま君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） それでは、お答えいたしますが、これは財政シミュレーションでお示ししているとおり、土地取得費に 9,700万円、整備費用には測量、設計費等含めて 6 億円見込んでおります。財源として、用地取得には公共用地先行取得事業債を、整備費用には公共施設等整備基金と起債を考えております。

いつまでに決めるのかとの御質問ですが、現在条件設定中であったり県との調整もあり、具体的にはお示しできませんが、6 月頃には方向性が示せるのではないかと考えております。

以上です。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔 1 2 番 矢口新平君 登壇 〕

1 2 番（矢口新平君） 6 月までに方向を示していただくと、そういう中でぜひきちんと、何かの理由で延びることのないようにやっていていただきたいと思います。

それでは次、会染保育園は町長はどのように考えているのでしょうか。また、池田小学校と会染小学校の将来についてもそろそろ考えるときではないでしょうか。子供の減少、また改修費用の増大など、今から委員会を立ち上げて考えていくときではないでしょうか。

松川村は、ちなみに小学校 1 校でやっております。それと大町は 4 つの小学校を統合とい

うことで今決まって動いています。池田町も大町の3分の1ですので、ぜひもうお金がかかるんだったら、かからないように考えて、どちらかに小学校統合して、その空き地を大出議員言われたみたいに、駐車場なり等々に使っていくのも一つの理事者の選択だと思うんです。子供の数が減ってなおかつお金が要するに倍かかる、倍という言い方は失礼けれども、2か所かかってしまうと、それで財政が緊迫していたら、これは一つにしなければ、それとまた子供が20人や30人のクラスよりは2クラスあったほうが、またいろんなデメリットもありますが、メリットが多いと思うんです。

だから、そういう学校活性化というか、そういうのも含めてもう当然もう今から立ち上げて考えていかなければ、5年後、6年後の話はできないと思います。また、お金の用立ても入れて、それともう町長、これはいつまでに会染保育園について要するに出すかというのは、我々もう長い議員いますんで、もう3年も前から町長に来年には出す、来年には出す、また言われて来年には出す、これでもう私も任期終わりました。そういう中で、本当に町長はどういうふうに思っているのか、会染保育園は新しく建てるのか、移転するのか、それか池田の保育園に統合するか。町長の腹はどうなのかと、それを示してもらおうと、それに反対だ、賛成だ、肉づきだ、予算だ、お金というのがついてくると思うんです。町長がぐらぐらしているから、何にも決まらない。

前の竹内教育長のときも、来年の3月に結論出しますとそれっきりいなくなって、新しい教育長も、その辺、町長、保育園に対しての気持ちは、町長の本当の気持ちはどうなんですか。町長はあそこへ建てたいんですか、残したいんですか、統合したいんですか、どちらですか。

副議長（横澤はま君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 会染保育園につきましては、今までも検討を重ね、また町民の皆さんの御意見を伺い、そして教育委員会のほうで2案に絞られてきました。また、その後、行革委より1案新たに提案がありましたので追加をして3案で検討してまいります。結論につきましては令和5年度中と定めておりますので、しっかりと取り組んでまいります。私はここで私の考え申し上げるわけにはまいりません。これは、それなりに道筋を踏んできておりますので、そういう中でこれから令和5年度中にはっきりと定めるということで、御理解いただきたいと思います。

以上です。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔 12番 矢口新平君 登壇 〕

12番（矢口新平君） 甕町長が決めないで、一体誰が道筋を出すんですか。

それと、じゃ、令和5年は町長の言う令和5年というのはまだ1年ありますね。いつまでに出すわけですか。4月に出すわけですか、来年の3月に出すわけですか、その予定はどうなんでしょうか。

副議長（横澤はま君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 今申し上げられるのは、令和5年度中ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔 12番 矢口新平君 登壇 〕

12番（矢口新平君） 来年の3月に答申出されても1年遅れるわけ、町長はよくてもほかの人が困るわけ、それとこんなことは選挙で選ばれた甕町長が決めれば済むことで、それに対して賛成、反対しかないと思うんです。それは、じゃ一応問題として投げかけて、令和5年度中に方向性を出すと、今のところ町長は何も意見が言えないと、よろしいですね。

それじゃ、役場のそこにある職員が今止めている駐車場について、お尋ねします。

あそこは借り地ということで、年間寺嶋さんという地主に120万円というお金を払っています。120万円というお金はこれは町の税金から出ているお金です。それと、これも町長に薄井議員がもう去年から言っています。この120万円は使う人が負担しなければ、それで、私も10%、議員全員10%カット、町長も30%カットしています。行財政の中でもう当然だということでカットをしている中で、職員は町長の意向でカットはなかったと、それでなおかつ駐車場を120万円のお金も町の税金で払っている。聞くところによるもう職員の置く場所まで決まっているみたいじゃないですか。ここは私の置く場所、ここは何課の置く場所、それじゃもう何のために。

財政が厳しくて、借りているところに家賃を払って、それを税金から120万円払って、私はおかしいと思う。どこの省庁でも警察でも、松本警察なんか6,000円も駐車場へお金払ってそれで歩いてくるんです、遠くから。職員はそこら辺ぽっととめて置いてありますけれども、その辺、町長、組合と相談をしてとか言うんで、町長の気持ちは120万円がもうどうなんでしょうか。これを町で、税金で払うのは、いる職員の数で、払い方はどうでもいいです。ここに来ている人で割るのか、職員で割るのか、そんなことは私はどちらでもいい。ただ

120万円はイコール家賃で皆さんからもらった金を素通りするんだったらいい。

総務課長、前もちょっと話したけれども、その件について、町長がもしこれは町職員が置く場所の関係だから、職員のほうで負担してほしいと言われたら、組合として、総務課長としてどうなんでしょうか。

副議長（横澤はま君） 宮澤総務課長。

〔総務課長 宮澤 達君 登壇〕

総務課長（宮澤 達君） 今の時点では町長は職員から徴収はしないということですが、町長のほうでまたそういうような方向になれば、当然その方向で検討するところがございますけれども、いろいろ労働条件にも関係するところがございますし、駐車場を借りる際に、職員の方から負担をしてでもよければ借りるというようなところの話があれば、そのまますぐ移行するんですけれども、町長の方向には従うところではございますが、話し合う必要はあるんじゃないかというように考えるところがございます。

以上です。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔12番 矢口新平君 登壇〕

12番（矢口新平君） 組合との話もあると思いますが、これは今の話の延長で、町長が1人1,000円ぐらいは何とかしてもらいたいと言ったら、私、職員の中でも反対する人いないと思う。みんなで痛み分けしなければ、行財政がこれだけぎゅうぎゅうやっていて、ざるのようにこぼしていくじゃもう駄目だと思う。みんな同じ認識を持って、俺たちは1,000円も駐車場代払っているんだと、そういう気持ちを持った中で仕事に就くのと、これは町が、町長が減給する気もないし、駐車場代も町で負担すると、そんなこと私は一般の町民だったら納得できないと思います。

役場以外のあづみ病院なんか、みんな500人近くの車、500台ありますけれども、そこらじゅうに止めて来ている。みんな遠いところは1,600円なんだから、近くは3,000円なんだから、だからみんな若い人たちは4丁目とか、あるいは川原の中の雪捨場とか、あそこへ置いてみんな歩いているんです。それでもまだお金払っている。池田町の職員はお金払わないでもうスリッパで来て、横づけしてそれで上がっていく。町長の見解をお聞きします。

副議長（横澤はま君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） この件についてもお話ししておりますけれども、いろんな職員につきましては、勤務地によってそれぞれ条件が異なっております。さっき課長から答弁ありまし

たけれども、職員の公平性、平等性等についての考えもありますので、職員と協議の場を持ち、議論を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔 12番 矢口新平君 登壇 〕

12番（矢口新平君） 町長、最初に言いましたけれども、議論を重ねるとかそういう言葉はやめましょう、やらないというふうに聞こえますので。

ぜひ、町長の一言でこんなことは4月1日から施行できるわけ、じゃ、どのようにやるかはこれは町方の乗ってきている人たちが割るのか、あるいは出先機関も入れて人数で割るのか。あるいは医療職員も入れて1日幾ら、1回幾らでやるのか。そんなことは私たちはどうでもいいわけ。120万円に対して120万円が入ってくればいいわけ。

それで、町長はこれも決めない。これじゃ、一般質問できないですよ、何も決めないんだから。町長が決めればみんな決めると後ろが言っているんだから、どうなんでしょうか、最後に。

副議長（横澤はま君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 早急に結論に導けるような話合いをしていきたいというように考えます。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔 12番 矢口新平君 登壇 〕

12番（矢口新平君） 言い忘れしました。早急というのは私はやらないと聞こえますんで、いつまでにやるんでしょうか。今月いっぱいとか、どうでしょうか。

副議長（横澤はま君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） もうちょっと時間をいただきたいと思いますが、6月、7月というふうには考えております。

以上です。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔 12番 矢口新平君 登壇 〕

12番（矢口新平君） どうしても、やらないというふうに聞こえてしょうがないんだけど、耳が悪いのか、俺。今日はちょっと私ごとで、授業参観も兼ねていますんで一生懸命やっていますんで、真剣にいきたいと思います。

次は、5番、ハーブセンター東側は町長が池田町の玄関だと絶えず言われています。ハーブセンターについてどのように考えているのでしょうか。また、東側の計画はこの間出してもらった3項目はちょっと美し過ぎて、私は理解できないんです。もうちょっと具体的にハーブセンター全体について教えていただきたいと思います。

副議長（横澤はま君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） ただいまの御質問ですがけれども、この前、ビジョンについてはお示しをいたしました。

具体的と申し上げますと、一つの指針として来訪者の数ということになりますけれども、これもこの前お示しをしております。実績を見ますと、年々増加してきておりまして、またいろんな見方はあるかと思いますが、私は来訪者の皆さんの御意見としては、大変きれいになったとか、見やすくなったとか、そういうような意見も聞かれております。もちろん、若干不足のところもありますけれども、年々充実しているというふうに考えておりますし、これからは花とハーブの里としての発信基地ということとは変わりません。そこに力を入れて池田町の顔となるように、進めてまいるということで考えております。

以上です。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔12番 矢口新平君 登壇〕

12番（矢口新平君） 私は、ハーブセンター東側については、全く町長の言う真逆だと思います。誰も町長に、汚いだ、むさいだ、何もしていないじゃないかなんていうことを言わないです。お上手でも、きれいですね、草も生えないでいいですね、温室がいいですね、と言います。だから、そんな言葉を丸のみしてこんなところで言ってほしくないと思います。

それと、ハーブを生活の中に取り入れる。それと講演会などを開く、これはどのような形で計画されているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

副議長（横澤はま君） 麩町長。

町長（麩 聖章君） 講演会につきましては、もう直近で行うということになっております。これにはハーブをどのように生活に活用していくか等々、また育て方もその中では入ってくると思いますけれども、こんな講演会をある程度回を重ねながら住民の皆さんに浸透していくということを考えております。また、料理教室等でもハーブを使った料理というところもこれから計画があるようでありますので、これは町民の皆さんの力を借りて、ハーブの普及に当たってまいりたいというふうに考えています。

以上です。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔12番 矢口新平君 登壇〕

12番（矢口新平君） 言いたいことはいっぱいありますけれども、ハーブを生活の中に取り入れて、ぜひ池田町の玄関として立派にできるように、それと12月、1月、2月は休んでおります。玄関だと言うんだったら、やはり戸は開けておかなければ、お客さん来たら電気ぐらいつけておかなければ。

そういう中で、もうちょっと町長、リーダーシップ取ってもらって、今、これで委託している会社が3月いっぱいだと思うんですが、4月にはもっと違う方法で募集をして、やる気のある人に町の姿勢、望み、願い、これを入れて、1年ごとの契約でやるわけでしょう、委託だから。1年契約でやるんだったら、池田町の町民も納得できるシステムで、また町の意向も十分伝わるように、またハーブを生活の中に池田の町で取り入れて、またハーブ料理教室、講演会等しっかり見える化の形でやっていってもらわないと、1人2人が町長に、きれいですね、東側いいですね、と言ったのをうのみにして、こんな議会で言ってもらいたくない。

以上です。

これは、ちらっと言っておきますけれども、ぜひ皆さん疑惑の中に今持っています、このハーブセンター東側に対しては。もうちょっと見える化の形で、しっかり町の大事なお金を使うわけですから、美しいことばかり言っているんじゃないくて、現実を見てもらって、それじゃ、ここを直そう、あそこを直そう。足湯も何とか、大厩議員じゃないけれども、しなければいけない。あのままで本当にいいのか、いけなければもう西側へ移して、そのほうがよほどいいかもしれない。有明の温泉のお湯でもタンクで、軽トラで買ってくればそのほうが安い。ぜひ、鳴り物入りで造った足湯ですので、活用しながら盛り上げていってもらいたい。本当にあそこにどれだけ金かければいいのか、何も変わっていないじゃないかと言う人、いっぱいいる。町長の言っている真逆のことを言っている人が私たちの耳にいっぱい入ります。

それと、失礼だけど、旧池田町の人間はあまり興味がない、あちらの東側に対して。よく知らない。もう本当にワンポット、そこら辺で80円で売っているものが10円ぐらいで売ってれば、それは花の好きな人は行くかもしれない。だから松川村から60円で仕入れて80円で売ってもそんな分からない。大出議員言っていたみたいに、もう本当に種からやるだけの施設はあります、温室というか。そこら辺もやる人がきちんと考えてやればできるかと思いま

す、意見ですので。

ぜひ、これからもハープセンター東、西の部分は問題になるかと思いますが、本当にすばらしい玄関だと言われるようにしていただきたいと思います。

じゃ6番、役場庁舎も町長はあと25年ぐらい後で建て替えとしているが、本当にあと20年も25年ももつんでしょうか。目的を持って積み立てていかないと私はいけないと思う。それと先ほどの話で第6次計画どうのこうの、云々と言っていたけれども、あんなことをやっていたら10年も20年も建たない。まずは裏づけは幾ら持っているか、幾らかかるじゃなくて、幾らたまって幾らこの建物にかけられるかというものがなくて、ゼロじゃ誰も賛成しないですよ、町長。その頃までは町長やっていないと思いますが、10年も20年もは。ただその道筋は今の時代生きている我々がつけておかなければいけないと思うんですが。

それと、私が心配しているのは、よそがみんな新しい建物建ってしまうと、築50年、60年、70年になってしまうと、重要文化財に指定されたら壊せなくなってしまう。これは町長の責任になります。町長、お考えはいかがでしょうか。

副議長（横澤はま君） 甕町長。

町長（甕 聖章君） 庁舎建て替えについての御質問ですが、公共施設整備個別計画によりますと、令和15年改修した場合、耐用年数は令和35年となっております。私は庁舎については最優先課題とは考えておりませんので、20年後の建て替えを目標に検討してまいります。その間に総合計画がありますので、御意見があれば精査をして見直しも必要かと思えます。

以上です。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔12番 矢口新平君 登壇〕

12番（矢口新平君） それじゃ、総務課長にお伺いします。20年たったが、何年たつのか、この建物は、今が50年、何年か。

副議長（横澤はま君） 宮澤総務課長。

総務課長（宮澤 達君） 70年近くはたつかなと思います。

以上でございます。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔12番 矢口新平君 登壇〕

12番（矢口新平君） 70年以上たってまだここにこんな議場もあって、雨漏りする庁舎があって、本当に私も見てみたい。そのように思います。ぜひ、もうちょっと町長、ビジョン

というか先を見て、本当に1,000万円でも2,000万円でも建物のために、使い勝手のいいようなあれじゃなくて、ここを建てるんだという基金がなければ住民納得しないです、本当に。どこの町村でもこういう建物、庁舎建てる時は反対がいっぱいあります。それにはやはり突然出てくるから、やはり5年、10年、15年と本当にちょっとずつためたお金がこれだけあると言ったら、それじゃ幾らぐらいの建てようかとか、そういうふうになってくると思います。町長、もうちょっと先を見据えたビジョンというのを出して行って、今の町長の代には無理だと思いますので、この辺はお願いしておきます。

私、一番今回の一般質問でしたかったのは、これは7番なんです。今まではちらっとだったんですけども、社口原の答申に対する予算が計上されていません。宮澤会長がこの委員長で、私が副委員長ということもありますので、宮澤会長からもきつく頭の中へたたき込まれておりまして、一体どういうつもりなのかと、予算が計上されていないと、また4月以降の耕作は決まっているのか、国・県に対してどのように対応するのか。

それと、今までやっていた委員会の委員で1人室長が定年退職になって、いつもいたメンバーなんですけど、その人が要するに退職するにひとつ心残りがあると。判こをついていかなければならないと、社口原の問題で。それには私が判こを突かなければ、要するに返還命令が下りますということをはっきり言っているわけ。これも早めに要するに計画を出していかなければいけないと思うんです。

それと、この法人の問題を後でちょっと聞きますが、新法人をこれで決めなければいけない。私さっきの薄井議員と全く真逆で、法人を今立ち上げなければ、こんなもの話がもうないです。今立ち上げなかったらこの話はないと思う。農業法人をつくらなければ、それと地域おこし協力隊。

ある人が言っていました。町長は農業者をなめていると、1年や2年でそんな農業ができるわけないと。私も大出議員も和澤議員も農業やっています。ただ毎年毎年失敗の連続で、うまくいったのがいつなのかなというふうに思うぐらい。お米だってそうじゃないか、10俵取れたとき、8俵取れたとき、6俵しかないとき、天気だ気候だいろいろで、いつも1年生なんです。それじゃ大学の、日大の農学部出ました。若さで28歳、6歳で農業やります。まず、くわもなければ長靴もないじゃない。予算が何もなし。これはどうやって、それで櫻井さんにも聞いてみた、ファームの。櫻井さんもずっと地域おこし協力隊をずっと連れて歩いて、これやれ、あれやれなんてできないと。

そういう中と、ちょっとばあっと言ってしまうけれども、新法人を、社長になる人は、町

長、これは一体誰が探すんですか、町長、人ごとみたいに言っているけれども。そうすると、5年、6年は収入がない。だから、5人、6人オペレーター入れて、あとはパートを20人、30人入れて、人件費を払わなければいけない。それとやる作物にもよるけれども、機械買わなければいけない。そうするとこの間の我々委員会の試算だと2億5,000万円以上、誰がその借金して社長になるんだい。それじゃ、町で2億5,000万円貸してくれるんだったら俺も探します。銀行でただ2億5,000万円貸せるか。スーパーL資金もどうも難しいみたいです。そういう中で、じゃ誰が保証人になって、じゃ、町が、薄井さんじゃないけれども、保証人になれますか。それじゃ駄目だったら町で払ってくれと俺だったら言う。誰がそんなでかい2億5,000万円も借金をして、収穫があるかないか分からない、10年後、15年後のものを、もうみんな30代、40代でやらなければ、もう60歳になったときは借金だらけになってしまう。

宮澤会長も言ったとおり、探してくるのは麴町長です。ほかの人じゃないです。麴さんが行って頭下げて、会社法人つくるのでやってくれと、大澤課長じゃないですよ、行くのは。麴町長が行って探して、頭下げて、町も協力するのでやってくれと言わなければ、誰もこんなやる人いない。それで令和7年まで法人がつくれなかったのはこの話なんか本当に眉唾、しなければよかったぐらいの話。

私、副委員長として言っていますので、その辺、町長、社口原に対しての思いはどうなんでしょうか。

副議長（横澤はま君） 麴町長。

町長（麴 聖章君） 社口原の問題については先ほど来話題になっておりますけれども、ここは町が町の計画によって、国・県の補助金を頂いて整地したところであります。耕作をしていないということになりますと、話題になっております補助金の返還というようなこともあるかとは思いますが、町ではもう4月から手をつけるということで考えております。

予算計上されていないということでありますけれども、これはまだちょっとしっかりとした組立てがまだできておりませんので、その段階で、組立てができた段階では、また議会の皆さんにお諮りして補正等に対応していきたいというふうに考えております。

また、法人の設立につきましては、令和5年度中に何としても法人を設立するというところで、これから取り組んでまいりますけれども、なかなかここにつきましては難しい問題も確かにありますが、何としても精力的に法人確保ということしていきたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔 12番 矢口新平君 登壇 〕

12番（矢口新平君） 議事録に残りますので、町長が今年中に法人を設立したいと、しっかり受け止めました。

本当に、試験圃場程度で来年やったとしても、収穫、要するに収入が1年先に延びてしまうわけ、そうすると、法人つくった借入れした人もまた1年延ばさなければいけないわけ、2億円なり2億5,000万円借りて、労働代を払って、機械、トラクターを買って、肥料入れて、ブドウやるならブドウの棚作ったり、いろいろして、それで5年後の返済になるのか、6年後に返済になるのか、これは民間だったら綱渡り、やる人は私は相当2億円、10億円と持っていてやるんだったらいいけれども、これに命をかけようとは多分思わないだろうと。それだけの本当に気持ちがなければ、こんな会社組織で。

それは、よそに私も行ってきた、新潟も。だけれども、そういうところはあの人たちは恵まれているわけ、そういう農協にいて、その延長線が今あるわけ。それといろんな豪雪地帯とか除雪だとか、そういう収入がいろいろあって、それで今の会社を維持していて、なおかつまだ足りないから、酪農やってみたり、ブドウやってみたり、何でもやっている。だから、米だけじゃ食っていけないからいろいろ考えているわけ、もう除雪もやります。バインダーが壊れたところはオペレーターつきでバインダー持って行って、乾燥機までやって幾らといって。

だから、本当に町長の考えているより、農業はもっとずくが要るし、もうからない。誰か言った、大出議員言ったけれども、本当に農業で生活するなんていうことは昔はできたかもしれないけれども、今は難しい。だから持出しだけです。農業やめたほうが金残るから、ただ、荒れ地にして、よその、近所の田んぼの人たちに迷惑かけるとか、そういう草刈りもシルバー頼んだり、そういうのがあって今やっているだけで、決して農業で子供を学校へやったり、本当に服部さんが言うみたいに200万円だ、100万円だ、稼げないです、農業だけで食っていくんだったら。その辺も町長しっかり現実を見てもらって。

それと私、町長に頼みたいのは現場へ行ってもらいたい。町長室なんかいないでいいと思う。現場見て話を聞いて、いろんな人の話聞いてもらわなければ、町長、町長と言う人の話だけじゃ駄目です。もうちょっと厳しい意見も聞いた中で町政をやっていってほしいと思います。

下手な一般質問ですみませんが、私最後ということで初めて一般質問しました。

どうも御清聴ありがとうございました。終わります。

副議長（横澤はま君） 以上で、矢口新平議員の質問は終了いたしました。

ここで議長を交代いたします。

議長（矢口新平君） 議長を交代いたしました。

以上で、一般質問の全部を終了します。

散会の宣告

議長（矢口新平君） これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで解散いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 4時00分

令和 5 年 3 月 定例 町 議 会

(第 5 号)

令和5年3月池田町議会定例会

議事日程(第5号)

令和5年3月14日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 2 議案第4号について、討論、採決
- 日程第 3 議案第5号について、討論、採決
- 日程第 4 議案第6号について、討論、採決
- 日程第 5 議案第7号、第8号について、討論、採決
- 日程第 6 議案第9号について、討論、採決
- 日程第 7 議案第10号について、討論、採決
- 日程第 8 議案第11号について、討論、採決
- 日程第 9 議案第12号について、討論、採決
- 日程第10 議案第13号について、討論、採決
- 日程第11 議案第14号について、討論、採決
- 日程第12 議案第15号より第18号について、討論、採決
- 日程第13 議案第19号について、討論、採決
- 日程第14 議案第20号について、討論、採決
- 日程第15 議案第21号について、討論、採決
- 日程第16 議案第27号について、討論、採決
- 日程第17 議案第28号、第29号について、討論、採決
- 日程第18 議案第30号より第35号について、討論、採決
- 日程第19 請願・陳情書について、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで議事日程に同じ

- 日程第18 議案第30号より第35号について、討論、採決
発議第1号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 日程第19 請願・陳情書について、討論、採決

- 追加日程第 1 議案第 36 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
追加日程第 2 同意第 1 号について、上程、説明、採決
追加日程第 3 発議第 2 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
追加日程第 4 発議第 3 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
追加日程第 5 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件
追加日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
追加日程第 7 議員派遣の件

出席議員（11名）

- | | | | |
|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 松野亮子君 | 2 番 | 大厩美秋君 |
| 3 番 | 中山真君 | 4 番 | 横澤はま君 |
| 5 番 | 矢口稔君 | 6 番 | 大出美晴君 |
| 7 番 | 薄井孝彦君 | 8 番 | 服部久子君 |
| 9 番 | 和澤忠志君 | 11 番 | 倉科栄司君 |
| 12 番 | 矢口新平君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|----------------|-------|-----------------|-------|
| 町長 | 甕聖章君 | 教育長 | 山崎晃君 |
| 総務課長 | 宮澤達君 | 住民課長 | 蜜澤佳洋君 |
| 健康福祉課長 | 宮本瑞枝君 | 振興課長 | 大澤孔君 |
| 会計管理者兼
会計課長 | 丸山光一君 | 学校保育課長 | 寺嶋秀徳君 |
| 生涯学習課長 | 下條浩久君 | 総務課長補佐
兼総務係長 | 井口博貴君 |

事務局職員出席者

- | | | | |
|------|------|-------|-------|
| 事務局長 | 山岸寛君 | 事務局書記 | 矢口富代君 |
|------|------|-------|-------|

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（矢口新平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、マスクの着用については、厚生労働省と県の方針に伴い、個人の判断といたします。

各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

議長（矢口新平君） 日程1、各担当委員会に付託した案件についてを議題とします。

これより各委員長の報告を求めます。

報告の順序は予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順とします。

最初に、矢口稔予算決算特別委員長。

矢口委員長。

〔予算決算特別委員長 矢口 稔君 登壇〕

予算決算特別委員長（矢口 稔君） おはようございます。

予算決算特別委員会の委員会審査の報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

開催日時、令和5年3月9日午前9時30分から11時まで、開催場所、議会協議会室、参加者、議員11名であります。

協議事項は、令和4年度池田町議会3月定例会において付託された予算に関わる事件について、総合審議を行いました。

審議結果について、まず御報告申し上げます。

議案第28号 令和4年度池田町一般会計補正予算（第8号）について、審議結果、原案可決。審査意見がございました。

議案第29号 令和4年度池田町水道事業会計補正予算（第3号）について、原案可決。

議案第30号 令和5年度池田町一般会計予算、審議結果、原案可決。審査意見、また附帯決議がございます。

議案第31号 令和5年度池田町工場誘致等特別会計予算、審議結果、原案可決。

議案第32号 令和5年度池田町国民健康保険特別会計予算、審議結果、原案可決。

議案第33号 令和5年度池田町後期高齢者医療特別会計予算、審議結果、原案可決。

議案第34号 令和5年度池田町水道事業会計予算、審議結果、原案可決。

議案第35号 令和5年度池田町下水道事業会計予算、原案可決。審査意見がございました。次に、審査経過及び意見について述べさせていただきます。

(1)議案第28号 池田町一般会計補正予算(第8号)について。

審査意見、款4衛生費、目1保健衛生費のうち、北アルプス医療センターあづみ病院原油価格高騰対策補助金274万7,000円は納得できないので、議案第28号は賛成できないとの意見がございました。

審議結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

(2)議案第30号 令和5年度池田町一般会計予算について。

審査経過、意見でございます。

町長の、副町長の予算は削ってもよい発言に違和感を感じた。

中間教室が午前のみなどはっきりしない、もやもやした予算と感じた。

中間教室は一步前進と捉える。事業執行の中で検証し、より良いものにしていけばよい。

委員会質疑の中で町長から、ハープセンター東側は令和6年度から指定管理とする方針が示されてよかった。

予算の重要性を考え、ただの不満で予算反対はしないほうがよい。

全体的に見て問題ない予算だと思う。気になる点は附帯決議をつければよい。

行政が自分たちで精査した予算になっているか疑問が残る。町行財政改革推進委員会の最終答申がされて、方向性を見ていくことが重要であるが、今回の予算はそれなりの予算だと思う。

今の財政危機の中では思い切ったことはできない。必要なことは盛り込んだ予算だと思う。ただ、不十分な点があるので附帯決議をつけるべきである。

議論は尽くされた感があるので、附帯決議をつけての賛成に表決を取ったらどうかという、以上のような意見が出されました。

財政運営について、ハープセンター東側の在り方について、今後予想される大型事業につ

いて、以上の大きな3点について附帯決議を付して表決を取った結果、審議結果として全員の賛成で可決すべきとなりました。

3番目、(3)議案第35号 令和5年度池田町下水道事業会計予算について。

審査結果と意見であります。

6,000万円が町水道事業会計から流用されることが決まったが、質疑の中で担当課長から、水道会計から下水道事業会計に順次返済する規約をつくる考えが示された。町に早期に規約を作成するよう求めることが必要であるとの意見がございました。

審査結果、全員の賛成で可決すべきと決しております。

その他として、町長から訂正がございました。議案第30号中の質疑について訂正であります。

経常収支比率について、県の類似団体と比べて低いとの発言だったが、正確には、令和元年度を除き、全国の類似団体よりも低いとの訂正がありましたので、併せて御報告申し上げます。

以上であります。

各議案の審議経過につきましては、進行していただいた各常任委員長にお願いをいたします。

他の委員に補足の説明がありましたらお願いいたします。

以上であります。

議長（矢口新平君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

総務福祉委員会関係の審議報告を求めます。

中山眞総務福祉委員長。

中山委員長。

〔総務福祉委員長 中山 眞君 登壇〕

総務福祉委員長（中山 眞君） 令和5年3月池田町議会定例会予算決算特別委員会、総務福祉関係の審査の内容を御報告します。

日時、令和5年3月6日9時半より、出席者、議員11名、行政側、町長、教育長ほか総務福祉に係る課の課長及び補佐、係長、議会事務局長、場所、役場協議会室。

以下に説明を省略し、質疑のあった内容を御報告します。

協議事項 1、議案第28号 令和4年度池田町一般会計補正予算(第8号)について。

税務課関係、議会事務局関係、質疑ありませんでした。

総務課関係。

問、アルプス学院の今後の見通しは。

答、令和5年までは生徒募集中止で、社会人向けのIT講座を行うと聞いている。

問、アルプス学院の寮の今後の用途等について、また今の状況についてを教えてください。

答、令和7年までは所有権は町にある。以降、学院が自由に使えるようになり、建物の販売も可能である。

問、強靱化対策システムの電算委託料について、詳細は。改修は1社だけに依頼するのか、競争入札でやるのか。

答、電算委託料の内容については、SKYSEAという職員のパソコンの利用状況を監視するシステムの保守や住民記録等の認証のためのシステムがある。これらを一つのパソコンの中で完結させるための機能がある。電算委託すると合計で3,998万5,000円かかるが、自前でDX推進の協力隊員の指導を得て予算を安くしたいと考えている。

要望、強靱化が目的なので、安全面を重視してほしい。また、他市町村での取組を研究して、最大の効果を生むようにお願いしたい。

次に、住民課関係。

問、バス運行時刻表を広報いけだに挟み込めるサイズにして、家庭で使い勝手を良くする工夫はできないか。

答、同様の要望が町民からも寄せられているため、研究したい。

次に、健康福祉課関係。

問、あづみ病院への原油価格高騰対策費について、他市町村の対応は。

答、議会終了後に他市町村と協議を行う。3月末に明らかになると思う。

問、やすらぎのお風呂の床が滑りやすい。ボイラーはいつまで大丈夫なのか。今後の対応は。

答、二十数年経過していて、令和7年に大規模改修を予定しているので、改修計画を立てていきたい。

問、あづみ病院の運営協議会の中で委員長が町長である。今回は原油の高騰により274万7,000円が補助金として出ているが、今後、電気、水道、ガスの不足分として補助の依頼があった場合、池田、松川、大町、白馬、小谷での案分について意見を出せるのか。

答、意見は十分に言ってもらいたい。

問、数千万円単位の補助金が想定される。一般財源から出すのか。

答、8割は交付税措置されるので、負担は2割、約700万円の負担になる。財政調整基金からの取崩しとなる。

次に、協議事項2番、議案第30号 令和5年度池田町一般会計補正予算について。
税務課関係。

問、ふるさと納税は、町の歳入面だけでなく、池田町民が他の市町村に対しても行っている。マイナスの自治体もある。池田のプラスマイナスはどうか。

答、令和4年度については1,264万円が町外のふるさと納税に充てられた金額である。

議会事務局関係、質疑ありませんでした。

会計課関係も質疑ありませんでした。

総務課関係。

問、ふるさと納税の定期便が寄附行為の増につながると思うが、定期便を増やしていくことは考えているのか。

答、具体案はないが、定期便には力を入れていきたい。

問、花見のほたる祭りに50万円の予算をふるさと納税から出すとのことだが、それは今後とも継続するのか。

答、毎年ふるさと納税から拠出したい。

問、企業版ふるさと納税を導入するということは歓迎したいが、募集に当たっての基本的な考え方は。

答、様々な事業に充当する寄附をお願いする。限定する必要がないため特定せずにやっていく。

要望として、目的をはっきりすれば協力する企業もより出てくるのではないかと。一般的なやり方ではなく、町の発展にとって必要な項目に絞ってやっていくべきである。

問、ほたる祭りに毎年経常経費として50万円出すのはどうか。ふるさと納税寄附金の使い方について、町としてのガイドラインをつくるべきではないか。

答、ガイドラインについての町としての考え方は示していきたい。

問、移住・定住推進でUターンの人たちへのアプローチはどうなっているのか。LINEなどを利用して若い世代に就職先の案内等、課を挙げて取り組めないか。

答、町を挙げて力を入れたい。

問、消防団員の定数は230名だが、実働人数としては220名との報告があり、実際に一回も活動していない、出席していない団員が20%ぐらいいると聞いている。定数の見直しについての見解は。

答、消防団員のなり手不足は全国的な課題にもなっている。消防団幹部で、移住者にも消防団員の活動を知ってもらうことも必要。定数変更の話は上がっていない。

問、役場駐車場の借り上げ料が毎年120万円かかるので、職員の駐車場代の結論を早く出してほしい。

答、職員と協議を進めていく。職員の勤務場所は様々なので、公平性を重視すると不公平感が生まれる。6月には結論を出す。

問、庁舎の改修はどうするのか。何年後に新庁舎を建てるという目標を持たないと修理費がどんどんかさむ。

答、今回の計上は雨漏りの修理で緊急である。緊急性のあるものはどんどんやっていく。令和15年に大改修をすれば、恐らく令和34年まで耐用年数はあると考えている。

問、今の庁舎の場所は水災害が発生した場合に非常に危険である。場所の検討やコンパクトな庁舎案等も含め、今から始めてもいいのではないか。

答、総合計画の第7期で具体的な庁舎の在り方が検討されていくことになる。

問、町長の任期も残りあと1年になり、特別職についてどうするつもりか。

答、副町長の任期も残り1年なので人選が難しい。副町長不在でやっていくしかない。

問、この予算案だと経常収支比率はどの程度になるのか。

答、経常収支比率の算出は、決算を経て決算統計を行ってからでないと思えない。

問、経常収支比率は総合計画で85%を目標にしているとの答弁があったが、シミュレーションの中で具体的に実施計画を立てる必要があると思うが。

答、総合計画での85%という数字には根拠がないので、漠然とした目標というふうに捉えてほしい。池田町の経常収支比率は県内の類似団体の平均と比べると低い。

要望、経常収支比率は、確かに結果は見ないと分からない部分があるが、要は、経常的な経費をどのぐらい削っていくかということ。しっかり目標を立てて地道に無駄な固定費を見直していくことが必要なのではないか。

問、行革の答申の内容の検証を行う諮問機関が必要であると思うが。

答、総合計画審議会の検証の中で事業検証を毎年行っているので、現在の行財政改革委員会の委員の中からそちらに加わってもらい、総合計画の見直しとともに併せて行えばと考え

ている。

答、シミュレーションとどれだけ差異が出るのかを検証するというのが非常に重要であって、答申に対しての検証は意味がない。このシミュレーションに沿っていけば公債費は令和10年から4億円台に入っていく。若干のぶれはあっても右肩下がりの方角性が出れば、これをもって十分検証になると考える。

問、町債の残高の推移は右肩下がりだが、令和8年以降に行う事業が町債へ上がってくる可能性があるのでは、それも含めてほしい。人口減少による1人当たりの負担率がどうなるのかを見る必要もある。町債は減ったが、人口も少なくなったため、結局負担は同じということになるのか。それを含めてもう一度シミュレーションの資料を出してほしい。

答、大型事業は全部これに含まれている。プラス1億円の変動幅を含めたのがこのシミュレーションである。

問、基金残高の推移は令和8年までしか出ていないが、会染圃場、会染小学校大規模改修、会染保育園の建て替えなどがあっても池田の財政は大丈夫だと確認できるグラフを作っていたきたいが。

答、レイアウト等を見直して、表もグラフに合わせて令和13年まで出せるようにする。

問、このほかに給食センターの負担や葬祭センターの建て替え、穂高広域のごみ処理施設の取壊し費用など非常に費用がかかる。そういう推定費用を加えると、シミュレーションどおりにどんどん減っていくとはならないのではと思うので、その辺も含めた長期的なシミュレーションが必要ではないか。

答、分かりづらい部分や未確定の部分を含めて1億円の幅を持たせているので、恐らく公債費は吸収できていくと考えている。

問、庁舎の借地の値下げを交渉してもいい時期に来ているのではないか。

答、昭和48年より60年契約になっているので、令和14年度までは変動がなければ毎年125万円支払うことになる。

問、人口が5年から10年後、激減が予想される中、地方交付税、住民税、所得税、あるいは不動産の取得が大きく減っていく。本当に今までのままでいいのかという議論も庁内でやるべきだと思うが。

答、その辺も含め、公債費を減らしていくことが一番の課題と考えている。減債基金の積み込み計画をしている。人口減少によってどのような影響が出るのか計り知れないため、人口減少等も十分に視野に入れながら財政運営をする必要がある。

次に、住民課関係。

問、交通安全町民大会で、商工会のイベントなどの日程を合わせれば、地域の方も参加できるし、交通安全や防犯関係の意識も高まる。また、いろいろなところで経費も下がると思う。それに加えて、燃えるごみ削減方法の取組も紹介できれば一石三鳥で、町なかのにぎわいも取り戻せるのではないか。

答、一つのイベントだけでは人集めが難しい面があるので、複合的なイベントにしていくことは考えたい。

問、バスの運行協力金を安曇野市に要望した。その詳細は。

答、22万円程度で金額も示された。予算計上もしているが、池田町の予算には計上していない。

問、マイナンバーカードの普及率は。

答、2月26日時点で六十数%である。残り2日間の駆け込みが上乗せになる。

問、コンビニでの交付も始まるので、該当するコンビニにバナーをつくるなどの周知をしてもらえないか。

答、町内のコンビニと相談したい。

問、マイナポイントの申請方法等の問い合わせはあるのか。また、町としてどう対応しているのか。

答、総務企画係で対応している。5月までにマイナポイントの申請が必要なので、夜間や休日対応をしたい。

問、町営バスのアンケートはいつ頃取るのか、予定は。

答、たたき台を利用しており、新年度に入る頃に実施予定である。

問、バス運転業務委託料は毎年随意契約になっているのか。また、ガソリン等の高騰分は考慮されているのか。

答、コミュニティバスの運行については、安全面も含めた形で、信頼おける会社をお願いしたい。そのため随意契約にしている。人件費や燃料費の高騰はあるが、池坂線がなくなったことによる約600万円の減額で対応したい。

次に、健康福祉課関係。

問、療養休暇を取得する職員が増えている中で、職員の健康状態の現状と対応について教えてほしい。

答、産業振興課で課長以下3名が休み、その負担が増えたことと、人事異動による影響も

出ている。総務課で課長以下の研修もあり、その中で心のケアをしている。保育園での療養休暇が会計年度任用職員も含めて5名、そのうち2人は辞めている。ここまでの状況は今まで経験したことはない。

問、保育士不足についての対応は。

答、教育委員会関係で募集をかけたときに、他の業種には応募が来ても保育士には応募が来ない。来年度の体制についてはプロジェクトチームで考えたい。

次に、協議事項3番、議案第32号 令和5年度池田町国民健康保険特別会計予算について。住民課関係。

問、国民健康保険料の広域化に伴い、値上げせざるを得ないと感じているが、見通しはどうか。

答、令和5年度は据え置きだが、令和6年度は改定となる。令和9年度中に大北管内の保険料の統一のロードマップが示されており、今後、北アルプス管内で上げる方向で考えている。

問、国民健康保険料は非常に高い。基金も1億円あるので、値上がり分については当面基金の中で対応するような形で町民負担が増えないようにしてほしいが。

答、どのように統一していくかを今検討中である。基金の残高も一つの対象であるため、池田町だけ割り振るといえるようなことができるものかどうかは分からない。今後、協議の場にのせていきたい。

問、レセプト点検について、ジェネリックの薬が手に入りにくい状況と聞いている。医療費もジェネリックでないと上がってしまうのではないか。そういう影響は出てきていないのか。

答、ジェネリックや非医薬品の使用状況については、国が80%との目標を出している。池田町については早い段階でそれをクリアしている。後発医薬品について不安があるという声もあるが、今のところ目に見える影響はない。

健康福祉課関係。

問、町民の健康維持について、人間ドックでの検査は例年よりは増えているのか。

答、ほぼ例年並みである。

問、健康的な食を含めた池田町の健康状態はどうか。

答、肥満、糖尿病は課題である。循環器疾患の方に関しても昔よりは減っている感はあるが、がんが増えている。

次に、4番、議案第33号 令和5年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について。

審議はありませんでした。

報告は以上です。

他の委員に補足の説明がありましたらお願いします。

議長（矢口新平君） 他の委員に補足がありますか。

7番、薄井孝彦議員。

7番（薄井孝彦君） 議案第32号 池田町国民健康保険特別会計予算のことなんですけれども、問いの中で、広域化に伴い値上げをせざるを得ないと感じている。これは私の発言だったかと思えますけれども、考えられるがという程度で私は発言したかと思えますけれども、ちょっとその辺、そんなことでお願いをしたいと。

それと、基金が1億円というふうに書いてありますけれども、これをよく調べましたら2億円ありますので、御訂正をお願いをしたいと思えます。

以上です。

議長（矢口新平君） 他に補足はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

中山委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

引き続き、振興文教委員会関係の審議報告を求めます。

大厩美秋振興文教委員長。

大厩委員長。

〔振興文教委員長 大厩美秋君 登壇〕

振興文教委員長（大厩美秋君） これより、予算決算特別委員会、振興文教委員会関係の審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和5年3月7日午前9時30分より、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、予算決算特別委員11名、議会事務局、行政側、町長、教育長並びに農業委員会、振興課、学

校保育課、生涯学習課の課長及び課長補佐、係長。

3月7日に審議した事件は議案6件であります。

以下、説明を省略し、質疑について報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合があります。御了承ください。

協議事項1、農業委員会、振興課関係について。

議案第28号 令和4年度池田町一般会計補正予算(第8号)について。

問、産地パワーアップ補助金について、申請が通らなかった内容の説明を。

答、県から産地の形成で品目が多品目であり、1つ当たりの規模が小さかった。耕作面積がまとまっていて、取引先等が確定しているものについては認められる。今回は個々の事業をまとめただけなので認められなかった。

問、今年から来年に向けての取組は。

答、あくまでも市町村単位で取り組む事業である。その中で産地を形成できる場合、可能である。来年度予算の予算要求でも町固有の産地については継続していく。その他の補助金もあり、生産者の希望もあるので、財政的負担が軽く、事業の効果が認められるものを一緒に取り組んでいく。

問、花とハーブの里づくりについて、ツルヤ南のハーブガーデンの撤去費について、ただ潰すのではなく、ラベンダー等を適切な場所に植えるなど、今後はどのように考えていくのか。

答、向かい側にコメリが進出する。従業員の駐車場や混雑時の駐車場に借りたいとの話もある。まだ明確ではないが、このタイミングで撤去を行う。ハーブガーデンについては別の場所でまとまってできればと思う。

問、ハーブセンター足湯について活用方法は。

答、あずまやとして活用していきたい。足湯の段差があるので、埋めて削るなどして平らにする計画である。

問、付随して当時500万円程度かけている。ボイラー施設も補助金で設置している。CO削減での取組でもある。足湯自体がなくなるとボイラー自体も不必要になる。何も成果が出なくていいのか。また問題が出るのではないかと。しっかりした目的を出してもらえないか。

答、足湯の加温能力の課題もあり、ボイラーは温室で活用していく。足湯をフラットにして安全に皆さんにお休みいただけるような場にしていきたい。

問、ボイラーはガラス温室で使えないから足湯に振り替えた。今さら使うのは無理である。ガラス温室の改修も必要である。CO₂削減のためのボイラーなのでしっかり理解していただきたい。ボイラーはどうするのか。さびて使えないと思うが、撤去も考えては。

答、今の状態だと暖房が使えないので、パイプを短くして対応していきたい。撤去については補助金が入っており、令和10年まで撤去できない。

問、基本に帰ってCO₂削減という目的がある。整備していないのでメンテナンスに費用がかかる。細かいところをしっかりと把握して計画を立てるべきでは。

答、今の状態を見ると足湯は使えないと見ている。足湯のみ改修していきたい。ボイラーについてはどのような形がいいのか考えていきたい。

意見、東側は休むところがない。集客という点はマイナスだと思う。休憩場所としてくつろげる環境にしてもらいたい。来客者が、ハーブとは何かというパネルもない。ハーブは町の財産である。考えていただきたい。

問、多面的機能支払交付金の減額について、草刈りの費用だと思うが、7割の人しか行っていない。草刈りは年4回以上と決めている。松川村は3回である。また、余剰金はどのように使っていくのか。

答、減額の要因は長寿命化事業の減額によるものである。草刈りとは直接関係はない。草刈りの関係は、16地区の方にお集まりいただいて、回数についても検討していただいた。芝の場合は3回、その他は4回となった。余剰金は電気柵保守費用と長寿命化の費用で、必要な保全会に配分していきたい。

議案第29号 令和4年度池田町水道事業会計補正予算(第3号)について。

質疑ありませんでした。

議案第30号 令和5年度池田町一般会計予算について。

問、ハーブガーデン等管理委託料について、借りている土地を地権者に戻すとのことだが、面積は。

答、令和4年度は9,777平米、令和5年度は1万1,615平米で、ラベンダー圃場が増加している。

問、返す圃場と委託する圃場としっかりされていないのではないかと。今までとの比較で管理の仕方が見えてこない。本来なら人件費が減ってもよいのではないかと。誰がどのようにチェックしているのか。

答、2月14日の全協でお話しした経過がある。人件費は個々のラベンダー圃場に係る人件

費が上がる。個々のチェックはしていない。契約書のとおり実行されてきたと考える。

問、委託者が自分たちで借りた土地のところは自分たちの収益部分で借りる形になると思う。その部分が含まれている委託になっているが、おかしくないか。

答、委託者が営業行為のために個人から借りている土地については委託料には入っていない。

問、運営方法について、指定管理についてならいいと思うが、業務委託の形になっており、委託者の選定経過も明確ではない。チェックをした中で費用を算出しているのはいいが、相手先からの見積りによる積算ではすっきりしない。管理する圃場が以前と変わらないので金額の変更はないのか。

答、昨年度とは圃场面積は違う。ラベンダー圃場4枚が確実に増えている。令和4年度は町から委託はしていない。令和5年度は委託をお願いしていきたい。

問、ハーブセンターのラベンダー園はどのように管理していくのか。目的と行動計画を明確にしていきたいが。

答、委託料の1,250万円について、以前は1,450万円ほどかかっていた。ラベンダー園については基本的に年間48万円で管理をする。摘み取りやリース作りの収益は町に入る。実際は赤字である。今回は整理をしている。また、行革委から、町が借りて委託者にお願いする形は農地法でグレーとの指摘があった。それぞれの団体と地権者が契約を結んでいただけるような整理をしている。

問、倉庫があるが、乾燥室や事務室、販売などの場所もひとくくりになっている。販売の場所は、自分たちの利益を生むところの使用料と業務委託する部分の使用料は分けてはっきりさせるべきではないか。また、11月以降、3月上旬までと春から秋にかけての管理内容は違うと思う。しかし、管理料は平均でくくられている。夏季の人件費が本当に合っているのか。冬の管理費について削減できるのではないか。業務委託の場合、利用料の発生はおかしい。また、その場合、賃貸契約もないが。

答、使用料は、委託者から倉庫の一部、ガラス温室の一部の活動に対して使用料をいただく。冬場の管理費について、ガラス温室を中心に管理をしている。そのため、通年委託料として算出している。経費の区分について、令和5年度以降はガラス温室の中と倉庫については区分を行っていく。独自にかかる経費と委託についてはしっかり経費を分けていただけるものと思っている。

問、ハーブセンター東側は指定管理にしたほうがよいのではないか。直営の形態ならばチ

チェックをしっかりとすべきではないか。どうやってチェックをするのかははっきりさせていただきたい。

答、いろいろな疑問点があるが、町長として最終答弁とする。最初は委託という形になった。町としては、委託料としてどんな管理がされているのか、ふさわしいのか、町の委託に対して方向性は示してあるので、その方向性で委託運営がされている。令和5年度は温室とハーブ園、ラベンダー園をお願いしていく。御指摘のように、年々人気とともに売上げが上がってきている。そのため、委託の中での売上げという疑問も出てきている現状がある。先日の資料で実績明細をお示しした。その実績をもって令和5年度の査定を行った。町の方向性に合っているかどうか随時チェックしている。収益の部分については経費の按分の方法が適切かどうか分からない。来年度は業務委託の形態で行うが、令和6年度には指定管理制度を導入していきたい。

問、令和5年度から指定管理に向けて動いていかななくてはいけない。今から町が計画を立てていく必要があるが。

答、1年かけてしっかりと準備していきたい。

問、地域おこし協力隊について、農業振興事業の関連で農業振興協議会の予算は入っているのか。

答、将来の担い手を確保する予定で、4月に2人、7月に1人が赴任する。今後面接も予定されている。予算は既存予算で対応していく。

問、旧教育会館を農業再生協議会に利用することが決まったが、改修予算は。

答、池田町ファームが利用する部分では独自で改修していただく。地域おこし協力隊部分では協力隊活動予算で実施していく。

問、協力隊の予算の中で、原材料費の中身は。

答、具体的に決まっていないが、研修実習栽培の中で、苗代等資材の予算である。

問、花見ほたるの里景観形成補助金の内容は。

答、餌代等で45万円から50万円ほどかかっている。現在までは自主財源で賄っていたが、今後は枯渇するので補助の増額となった。今後の観光資源にもなると考える。

問、観光協会の補助金で町はどのように関わっていくのか。

答、補助金の増額は会計年度任用職員的な1名の増加と、近々定年退職される方からの引継ぎもある。町としては主に対外的な観光イベント等に力を入れていく。事務的な部分は役場で、対外的な活動は観光協会をお願いしていく。

問、法人になったので収益を上げてやっていくという話であったと思うが、人件費の部分は町が持つことになったのか。

答、御指摘のとおりであるが、人件費はある程度町で見えていく。その他は削減していく方向である。

問、広津地区の森林整備に併せて旧学校建物の活用方法は。

答、公共施設個別計画に基づいて進めていきたい。

問、鳥獣害の対策施設について、今回処分場の経費が計上された。運営組織についての今後のフォローはどのようになるのか。

答、猟友会事務局の方によると、今回3名若い方が新加入した。構成員は60代後半、70代が占めているが、新たな方の加入もあり、希望を持って見ている。施設は主に900万円が焼却炉の設置費用となっている。処分の省力化が主な目的である。焼却炉は移動も可能なので利活用は可能である。

問、町なかのにぎわい拠点施設について、来場者等が減少傾向で苦しい状況もある。今後の対応は。

答、指定管理の会社と時々懇談をしているが、ランチ営業においてコロナの影響が出ている。先方も迷っている部分があり、来年度以降の対応について早急に打合わせをしていきたい。

問、社口原の耕作について、農業振興協議会の答申案のほかに町民の方から第3の案も出てきている。いい方向だと思うが、そのような案に対する町の対応は。

答、どんな方でも耕作して取り組んでいただく方を見つけるのが町の考え方である。提案をお持ちの方がいらっしゃれば紹介していただきたい。また、町も懇談会を頻繁に行う予定である。耕作不利地で耕作してくれる方を幾らかでも求めていきたい。

問、地権者から見るとどこと契約するのか気になる。地権者は56件である。ある程度はっきりした方針で進めないと契約が煩雑になるのではないかと。町が全体的な構想を打ち出してから募集し、国に計画を出して行ってほしいが。

答、人・農地プランの担い手に登録している方や、プランに登録できるような計画を持った方で能力のある形態の方でないと受けることはできない。登録できる方に耕作を引き継いでいただきたい。

問、大峰高原の費用について、キャンプ場の利用が増えているとのこと。町のホームページでももっと目立つようにしたらどうか。

答、対応していきたい。申込み等は観光協会に対応しているので、リンクを張るような対応もしていきたい。

問、花見の蛍振興について、地域の方が納得していない。過去の経過もあり、観光協会で責任を持って実施していくと地区に話している。観光協会の関わりは。

答、今年度は6月末の週末のみ開催した。キッチンカーの出店料が約10万円あった。花見自治会には駐車場やトイレ等をお借りしている中で2万円ほどお渡しした。ホテルの会には、蛍の育成費用として7万円ほどお渡しした経過がある。今後も引き続きホテルの会にお渡ししていきたい。

問、大系線ゆう浪漫委員会負担金の内容は。

答、大北地区の市町村とJRで構成されている。大北地区の観光PRとして東京で物産展等を実施している。

問、来年度のワイン祭りの開催予定は。

答、従来実施していたイベントはコロナの関係で休止中である。観光協会のほうで池田町由来の酒類とコース料理を楽しむイベントを実施している。先日まで実施して好評だった。今後も計画を立てていく。

続きまして、議案第31号 令和5年度池田町工場誘致等特別会計予算について。

問、近年この会計が動いたことは少ないと思う。今後の見通しは。

答、この予算が最後に大きく動いたのは工業団地を造成して販売した平成5年である。現状、町ではこの会計での動きが出にくい状況である。町が整備して売却することは今後考えにくく、この会計も継続するのか廃止するのか検討していく。

続いて、議案第34号 令和5年度池田町水道事業会計予算について。

質疑ありませんでした。

続いて、議案第35号 令和5年度池田町下水道事業会計予算について。

こちらも質疑ありませんでした。

2、学校保育課関係について。

議案第28号 令和4年度池田町一般会計補正予算(第8号)について。

問、大型テレビが購入されるが、どのような使用方法か。

答、電子黒板も導入したが、各教室で利用されている。今回は中学校体育館での故障の対応分である。

問、灯油費用の補正で9,000リットルの増加の内容は。

答、例年は4月でいっぱいになっているが、去年は5月くらいまで使用したためと思われる。池田小学校では5,000リットル追加したため今回の追加補正となった。漏れている可能性について精密な検査も行い、盗難の調査も行ったが、問題はなかった。

続いて、議案第30号 令和5年度池田町一般会計予算について。

問、未満児の保育について、状況は。

答、年度途中の入園は難しい状況であった。スペース的な課題もある。希望どおりにはならない場合もある状況である。

問、未満児保育の入園希望について、年度途中で妊娠など第2子以降の要望にも対応していかなくてはいけない。年度当初から余裕を持って手厚く対応する必要があるのではないか。

答、実態を把握して、もう一度検討してみたい。

問、保育士不足について、保育士OBの方などの対応は。

答、既にOBの方にもお願いをしている状況である。4月の入園後の申込みの時点で定員満員の状態である。また、部屋の広さや設備が未満児保育に対応できていないという問題もある。3歳以上児よりも未満児が増えてきているということである。今の状態が限界ということが現実である。

問、未満児の満員状態について、教育長の考えは。

答、子供たち、保育士にとって良い環境をつくらなくてはならないと思う。教育委員会としても対応をしていきたい。

問、新年度、池田児童館内に設置される中間教室の具体的内容は。

答、人数は20人くらいを想定している。現在フリースクールも利用している児童もいるので、全てとはならない。全年齢を対象としている。職員は新たに募集して、午前中勤務、午後は家庭訪問等ができればと考えている。

問、中島地区でも民間のフリースクールが開設されているのか。

答、週1回行っていただいている。状況の把握もさせていただいている。これからフリースクールとの連携も充実していければと思う。町外に参加している人もいる。対応としては出席扱いにしている。

問、岡麓の家の施設の修繕については。

答、修理の可否についてまだ決まっていない。町指定の文化財にもなっているので、跡利用も考え、町文化財保護委員会で指定管理は解除しないこととなった。

問、会染小学校のスクールバス運営経費について、月計算で算出している。積算根拠も月

割りで算出されている。昨年の議論で日割り計算でとの意見もあった。生かされていないが。

答、令和4年度に入札をした。授業日数を月に割ったのみである。

問、積算根拠の資料も変えていただかないと誤解される。

答、誤解が生じるのは良くないので改善する。上昇分は運行日数が増えたためである。

問、池田松川施設組合負担金（起債償還分）について、20年に延長になった内容は。

答、当時から20年償還で計画していた。当初から決められた起債である。

問、組合議会の議員には償還の延長の話は一切なかった。借り換えると約200万円の金利負担が生じる。できるなら早めの償還をすべきではないか。

答、現金の場合、交付税措置はなかった。起債をすることにより交付税措置がされている。

問、しっかりと調査をして報告を求めるが。

答、対応したい。

問、会染小学校教育振興費に1人1台端末ソフトウェア使用料の予算計上がないが。

答、池田小学校のほうで計上している。179万円で両校対応していく。

続きまして、3、生涯学習課関係について。

議案第28号 令和4年度池田町一般会計補正予算（第8号）について。

質疑がありませんでした。

続きまして、議案第30号 令和5年度池田町一般会計予算について。

問、美術館の4月からの運営でスケジュールが変更されているが。

答、新しい指定管理者では、今までの指定管理されていた会社が企画した当初の計画はしないと聞いている。

問、4月から予定されていた企画展が中止になったフォローは。

答、現在の指定管理にしっかり対応していただくように話をしている。

問、マスク着用の基準が変わる。公共施設やスポーツでのマスクの対応は。

答、県のスポーツ協会から情報が届いているので広報していく。町のコロナ対策会議の基準を基に、交流センターにおいてはアクリル板は外していく。職員のマスクは5月の大型連休明けまで実施していく予定である。

意見、町民が混乱しないようしっかり対応をお願いしたい。

問、社会体育や部活動が地域化され、拠点校などの組織はどう対応するのか。

答、明確なことについては今は言えない。拠点校について、従前は合同部活を行っていた。松川村との連携で模索をしている。予算がない状況が苦しい。地域移行を目指しているが、

目の前の中学生にも対応していかななくてはいけないので、この先の移行になってくる。

その他について。

問、町長の発言で、経常収支比率が他町村と変わらないとの発言について、根拠は。

答、財政のほうから受けた情報によるものなので、財政部局と話し合いたい。

問、経常収支比率は家庭によるエンゲル係数のようなものである。ある程度推測はできるものであると思うが。

答、意味がないということは将来予測ができないという意味である。総合計画は85%以下としている。誤解を生んだとすればお詫びし、訂正したい。

以上、振興文教関係の質疑を申し上げました。

他の委員に補足があればお願いいたします。

議長（矢口新平君） 大厩委員長の質疑報告が終わりました。

他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

大厩委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって予算決算特別委員会の報告を終了します。

続いて、総務福祉委員会の報告を求めます。

中山眞総務福祉委員長。

中山委員長。

〔総務福祉委員長 中山 眞君 登壇〕

総務福祉委員長（中山 眞君） 令和5年3月池田町議会定例会、総務福祉委員会の審査の内容を御報告します。

日時、令和5年3月6日、予算決算特別委員会終了後、場所、役場協議会室、出席者、議会側、総務福祉委員全員、行政側、町長、総務福祉に関係する課長、係長及び議会事務局長。

協議事項、議案第4号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑はありませんでした。採決の結果、全員の賛成で可決されました。

議案第5号 池田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。全員の賛成で可決されました。

議案第6号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例及び池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、放課後子ども総合プラン運営委員会の委員の人数は13人だが、行革からは10人以下に抑えてほしいとの要望があった。行革の答申にもかかわらずなぜ13人にしたのかを確認したい。

答、学校運営協議会だと思うが、もともとの学びの郷活性化委員会にかなりの数の委員がいて、行革の答申の10人以内というのを反映してもらえないかと話し合った。当初15人にしてほしいとの要望があったが、13人に減らしてもらった。

採決の結果、全員の賛成で可決されました。

議案第7号 池田町特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。全員の賛成で可決。

議案第8号 池田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。全員の賛成で可決。

議案第9号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。全員の賛成で可決されました。

議案第10号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。全員の賛成で可決。

議案第11号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。全員の賛成で可決。

議案第12号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑ありませんでした。全員の賛成で可決されました。

以上、報告は以上であります。

他の委員に補足の説明がありましたらお願いします。

議長（矢口新平君） 総務福祉委員長の報告が終わりました。

他の委員に補足はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務福祉委員会の報告を終了します。

続いて、振興文教委員会の報告を求めます。

大厩美秋振興文教委員長。

大厩委員長。

〔振興文教委員長 大厩美秋君 登壇〕

振興文教委員長（大厩美秋君） これより振興文教委員会の委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和5年3月7日、予算決算特別委員会終了後、午後4時20分より、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、振興文教委員5名、議会事務局、行政側、町長、教育長、振興文教委員会に關係する各課長、係長。

今定例会において本委員会に付託された事件は、議案10件、陳情1件であります。

以下、説明を省略し、質疑及び審査の結果を報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合があります。御了承ください。

協議事項1、議案第13号 池田町工場誘致等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑ありませんでした。採決の結果、全員の賛成で可決。

2、議案第14号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑ありませんでした。採決の結果、全員の賛成で可決しました。

3、議案第15号 池田町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑ありませんでした。採決の結果、全員の賛成で可決しました。

4、議案第16号 池田町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑ありませんでした。採決の結果、全員の賛成で可決しました。

5、議案第17号 池田町簡易水道設置条例を廃止する条例の制定について。

質疑ありませんでした。採決の結果、全員の賛成で可決しました。

6、議案第18号 池田町簡易水道特別会計条例を廃止する条例の制定について。

質疑ありませんでした。採決の結果、全員の賛成で可決しました。

7、議案第19号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑ありませんでした。採決の結果、全員の賛成で可決しました。

8、議案第20号 池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑ありませんでした。採決の結果、全員の賛成で可決いたしました。

9、議案第21号 池田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑ありませんでした。採決の結果、全員の賛成で可決いたしました。

10、議案第27号 権利の放棄について（簡易水道事業料金債権）。

質疑ありませんでした。採決の結果、全員の賛成で可決いたしました。

11、陳情第1号 「小中学校給食費の無料化のため、市町村への財政支援等を長野県に求める意見書」の採択を求める陳情書。

問、町の施策について追い風となるのか。どう考えるのか。

参考意見、ぜひ町としては採択をお願いしたい。

意見、子供にかかる予算が少ない中で、阿部知事をお願いしたい。

意見、考え方として様々であるが、給食を保護者が子供に対する思いをどう伝えるのかも考えていかなければならない。当たり前の給食が家庭での温かさの一つと考える。このままでいいのだろうかという疑問も感じる。

意見、全面的に国で実施していただくのも反対ではないが、保護者としても考えていただきたい。その中で、貧困問題もあり、親は食を通じて子供を育てる義務もあることも忘れてはならないと思う。

採決の結果、全員の賛成で採択となりました。

意見書の提出について、意見はなく、表決の結果、全員の賛成で可決となりました。

最後に、閉会中の継続調査について。

意見、交流センター東側商業エリアの活用については、視察や提案を行い、町も進行中なので継続したい。

意見、そのままでもいいのではないか。

意見、里山整備は継続していただきたい。

以上をもちまして、閉会中の継続調査につきましては、1、交流センター東側商業エリアの活用について、1、里山整備と有害鳥獣対策について、1、花とハーブのまちづくりについて、1、地域で育む保小中の在り方、1、農業政策について、以上5項目を引き続き閉会中の継続調査といたします。

以上、振興文教委員会報告を申し上げます。

他の委員に補足があればお願いいたします。

議長（矢口新平君） 大厩委員長の報告は終わりました。

他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告を終了します。

以上で各委員会の報告を終了します。

議案第4号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程2、議案第4号 池田町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第5号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程3、議案第5号 池田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第6号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程4、議案第6号 池田町特別職の職員等の給与に関する条例及び池田町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、第8号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程5、議案第7号、第8号について、各議案ごと討論、採決を行います。

議案第7号 池田町特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第7号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第8号 池田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第8号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第9号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程6、議案第9号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第9号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第10号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程7、議案第10号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を

改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第10号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第11号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程8、議案第11号 池田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第11号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第12号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程9、議案第12号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第12号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第13号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程10、議案第13号 池田町工場誘致等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第13号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第14号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程11、議案第14号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第14号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第15号より第18号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程12、議案第15号より第18号について、各議案ごと討論、採決を行います。

議案第15号 池田町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第15号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第16号 池田町簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第16号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 池田町簡易水道設置条例を廃止する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第17号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 池田町簡易水道特別会計条例を廃止する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第18号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第19号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程13、議案第19号 池田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第19号を挙手により採決をします。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第20号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程14、議案第20号 池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第20号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第21号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程15、議案第21号 池田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第21号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第27号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程16、議案第27号 権利の放棄について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第27号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第28号、第29号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程17、議案第28号より第29号について、各議案ごと討論、採決を行います。

議案第28号 令和4年度池田町一般会計補正予算（第8号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

1番、松野議員。

1番（松野亮子君） 議案第28号について、あづみ病院に対する274万7,000円の原油高騰対策補助金について賛成しかねます。

光熱費の高騰の影響を受けているのはあづみ病院以外の医療機関や町民の皆さんも同様です。町の財政が厳しい中でこのような支出を行うことはどうかと考えます。

補正予算案のその他の部分に関しましては賛成ですが、あづみ病院への補助金には賛成できませんので、議案第28号には反対いたします。

以上です。

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第28号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 賛成多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第29号 令和4年度池田町水道事業会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第29号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第30号より第35号について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程18、議案第30号より第35号について、各議案ごと討論、採決を行います。

議案第30号 令和5年度池田町一般会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

6番、大出美晴議員。

6番（大出美晴君） 議案第30号について、賛成の立場から討論させていただきます。

まずは、財政難の中、各課とも努力をして予算案を計上したことに感謝申し上げます。

財政を推しはかる上で、やはり過去の比較と検証は大事になるはず。適正な財政計画書をつくり、常にチェックと反省を行い、行財政運営をお願いしたい。

また、ハープセンター東側の管理費は決して安いものではないはず。令和5年度の委託に対し、町が管理の目的をしっかりと打ち出し、予算に対するチェックと指導をお願いしたい。

以上をもって賛成討論といたします。

議長（矢口新平君） この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

2番、大厩議員。

2番（大厩美秋君） 議案第30号 令和5年度池田町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

財政逼迫により、本年度から引き続き新年度予算については、急激な光熱費の高騰及び物価上昇に苦しみながらも、経費を抑え、今後も続く財政再建に向けた予算立てが随所でうかがうことができました。

各種委託料については課題が残る意見もありましたので、削減意識を持って取り組んでいただきたいと思います。

これから新型コロナ規制緩和により様々な組織や行事等が活発な動きになります。人的な面で厳しい状態の中ではありますが、大切な戦力が健康で業務に従事できることを望みます。そして、町民、行政が混乱することなく新年度スタートできることを強く望み、賛成討論といたします

議長（矢口新平君） 反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 賛成討論がありますか。

4番、横澤はま議員。

4番（横澤はま君） 令和5年度一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

当初予算は総額47億600万円です。新型コロナに関わる国の地方創生臨時交付金がなくな

ったことや、また、減債基金からの繰入れを行わなかったことが主な減額要因となり、前年度当初予算より3億8,200万円、7.5%の減額ですが、今後、実質公債費比率が令和7年度には再び上昇すると予測されております。

このような状況下で、財政健全化への道はまだまだ半ばであります。しかしながら、厳しい財政の中、施設整備の改修や、ハープセンター東の十分な検討、管理、形態、大型事業等々の審議を重ねることとする附帯事項をつけ、町の健全化に向け慎重な財政運営ができますよう、夢出し、知恵出し、元気出し、町民との信頼関係を構築する行政運営に期待し、賛成討論といたします。

なお、特別職人件費には副町長不在の手当が予算として上げております。私は意見として、当てのない1年限りの予算が計上されており、本来の望ましい予算の形ではないということ、意見を申し添えていただきます。

なお、町長のより一層のリーダーシップ、発揮されますことを望み、賛成討論といたします。

議長（矢口新平君） この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

7番、薄井孝彦議員。

7番（薄井孝彦君） 賛成の立場から討論をしたいと思います。

厳しい財政状況の中で、今回の予算の中で、町民福祉に関する点が含まれておりまして、賛成、良いと思います。

しかし、町の財政課題である経常経費の削減については課題が残されているというふうに考えますので、来年度はさらなる事務事業の見直しを行い、経常経費の削減に努力し、経常経費を削減する財政計画を至急立てていただきたいというふうに思います。

さらに魅力ある池田町を目指して、企業版のふるさと納税やファンドを活用してまちの魅力を発信するハープ園の整備などを町民の英知を集めて進めることを求め、賛成討論といたします。

議長（矢口新平君） 反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 賛成討論がありますか。

9番、和澤忠志議員。

9番（和澤忠志君） それでは、議案第30号を賛成の立場から討論させていただきます。

農業振興のため、社口原の耕作維持と農業者の後継者づくりのため、地域おこし協力隊を5名ほど採用し、取組を始めます。今年中に農業法人を立ち上げることを町長の責任において約束することを条件に、賛成討論といたします。

議長（矢口新平君） 反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第30号を起立により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

議長（矢口新平君） 起立全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（矢口新平君） お諮りします。

ただいま5番、矢口稔議員他1名から、発議第1号 令和5年度一般会計予算に対する附帯決議が提出されました。

これを直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時31分

議長（矢口新平君） 休憩を閉じ、再開いたします。

発議第1号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 発議第1号 令和5年度池田町一般会計予算に対する附帯決議についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

5番、矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

5番（矢口 稔君） 発議第1号 令和5年度池田町一般会計予算に対する附帯決議について、趣旨説明を申し上げます。

議案第30号 令和5年度池田町一般会計予算に対する附帯決議を、次のとおり提出する。

池田町議会議長、矢口新平様。

令和5年3月14日提出。

提出者、池田町議会議員、矢口稔、賛成者、同じく池田町議会議員、薄井孝彦。

令和5年度池田町一般会計予算に対する附帯決議。

1、当町は近年人件費をはじめとした経常経費の増加や多数の大型事業により公債費が増え、町財政は厳しい状況が続いている。さらに、最近の物価高騰により今後財政運営は一層厳しくなると予想される。このような財政状況を鑑み、町財政の健全化に向け令和5年度は池田町行財政改革推進委員会の答申に対する実施状況をチェックする機関を立ち上げる。また、事務事業を再度見直し経費削減に努めるとともに、経常的経費と投資的経費のバランスを回復するため経常経費比率を下げる財政計画（ロードマップを含む）を作成し、9月議会定例会までに議会に示すことを求める。

2、予算決算特別委員会においてハーブセンター東側のあり方について議論を重ね、ハーブセンター東側の管理形態は令和6年度から指定管理制度を導入するよう進める考えが示された。令和5年度は業務委託の内容を明確にし、適切な管理・指導を行いつつ、指定管理に向けた理念・施策の確立など万全な準備を行うことを求める。

3、今後予想される大型事業（会染保育園、会染西部地区ほ場整備事業における非農用地

の整備等)については、その方向性を令和5年度の早期に議会に示すとともに町民の意見を十分に聞き決定されたい。また今後、農業の担い手が急速に減少することが予想される。具体的な町全体の農業振興対策を財政状況を考慮しながら検討し実施されたい。

以上、決議する。

以上であります。

議長(矢口新平君) 賛成者において補足の説明はありますか。

7番、薄井孝彦議員。

7番(薄井孝彦君) ありません。

議長(矢口新平君) 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(矢口新平君) 補足なしと認めます。

これをもって、趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(矢口新平君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(矢口新平君) 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長(矢口新平君) これをもって討論を終了します。

発議第1号を起立により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

議長(矢口新平君) 起立全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議長（矢口新平君） 議案第31号 令和5年度池田町工場誘致等特別会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第31号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第32号 令和5年度池田町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第32号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第33号 令和5年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第33号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 令和5年度池田町水道事業会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

9番、和澤忠志議員。

9番（和澤忠志君） 議案第34号を賛成の立場から討論させていただきます。

他会計貸付金6,000万円について、貸付け内規をつくり議会に報告することを条件として、賛成討論といたします。

議長（矢口新平君） 反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第34号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第35号 令和5年度池田町下水道事業会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第35号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

請願・陳情書について、討論、採決

議長（矢口新平君） 日程19、請願・陳情書について、討論、採決を行います。

陳情第1号 「小中学校給食費の無料化のため、市町村への財政支援等を長野県に求める意見書」の採択を求める陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

8番、服部久子議員。

8番（服部久子君） 小・中学校給食費の無料化のために、市町村への財政支援を長野県に求める陳情に対する賛成討論をいたします。

日本国憲法第26条で、義務教育はこれを無償とするとあります。文部省は1951年、文部省は参院文部委員会で学校給食も無償とすることが理想と述べております。また、1954年に、自治体が全額補助することも否定されないと自治体に事務次官通達を出しております。

池田町も食育に力を入れており、学校給食は単なる食事の提供ではなく、教育の一環として提供されております。

よって、県は子供の医療費助成を小学校3年生まで拡大したように、学校給食の無料化に向けて、各市町村に対して県の財政補助を求める陳情に賛成いたします。

議長（矢口新平君） 反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

陳情第1号を挙手により採決します。

この陳情に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この陳情を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この陳情は採択と決定しました。

この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時41分

再開 午後 零時02分

議長（矢口新平君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程の追加

議長（矢口新平君） お諮りします。

追加案件として、議案1件、同意1件、発議2件が提出されました。これを日程に追加して議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案第36号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 追加日程1、議案第36号 令和3年度公共土木施設災害復旧事業第425号町道登波離橋線道路災害復旧工事変更請負契約の締結についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 麿 聖章君 登壇〕

町長（麿 聖章君） 議案第36号 令和3年度公共土木施設災害復旧事業第425号町道登波離橋線道路災害復旧工事変更請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

現在実施中の本工事について、グラウンドアンカー施工に当たりチェックボーリングを実施したところ、アンカー長を変更する必要性が生じたことに伴う契約変更で、変更後の契約金額は6,580万2,000円であります。

契約の相手方は、池田町大字池田2211、有限会社共栄工業、代表取締役、柳生邦信氏であります。

仮契約は2月20日付で締結しており、本議会の議決後、本契約とみなす予定であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案理由の説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

議案第36号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

同意第1号について、上程、説明、採決

議長（矢口新平君） 追加日程2、同意第1号 池田町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 同意第1号 池田町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっております。

現在、教育委員であります小澤裕子氏の任期満了に伴い、同氏を再任しようとするものです。

小澤氏は、住所、池田町大字池田4260番地で、昭和25年3月24日生まれの72歳であります。平成27年4月1日から教育委員として、また、平成30年4月1日からは教育長職務代理者として就任され、通算2期8年間にわたり教育行政の推進に御尽力され、他の委員からの信望も厚く、また人格、識見ともに優れた人物であります。今後も教育行政の一層の向上と推進が図られるものと確信しております。

なお、任期は令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間であります。

議員の皆様の御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（矢口新平君） これをもって提案理由の説明を終了します。

本件は人事案件であるため、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

同意第1号を挙手により採決をします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

発議第2号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 追加日程3、発議第2号 池田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4番、横澤はま議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

4番（横澤はま君） 発議第2号 池田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

提出者、池田町議会議員、横澤はま、賛成者、池田町議会議員、松野亮子、同じく大厩美秋、同じく中山眞、同じく矢口稔、同じく大出美晴、同じく和澤忠志、同じく倉科栄司。

提案理由の説明をいたします。

本条例は個人情報の保護に関する法律の改正で、行政機関を対象とし、国会や裁判所は対象外となりました。地方議会も同様に対象外となり、池田町議会における個人情報を保護するため、適正な取扱いに関し必要な事項について新たに条例で定めるものです。

なお、この条例の施行日は令和5年4月1日であります。

以上、趣旨説明を申し上げます。

議長（矢口新平君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

発議第2号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第3号について、上程、説明、質疑、討論、採決

議長（矢口新平君） 追加日程4、発議第3号 小中学校給食費の無料化を長野県に求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

2番、大厩美秋議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

2番（大厩美秋君） それでは、発議第3号 小中学校給食費の無料化を長野県に求める意見書を別紙のとおり提出いたします。

提出日、令和5年3月14日。

提出者、池田町議会議員、大厩美秋、賛成者、池田町議会議員、横澤はま、同じく大出美晴、同じく矢口稔、同じく服部久子。

宛て先は、長野県知事、阿部守一様、長野県議会議長、丸山栄一様。

小中学校給食費の無料化を長野県に求める意見書。

前文を省略して、記以下を読み上げます。

1、小中学校給食費の保護者負担を無料にするため、長野県として市町村への財政支援をすること。

2、国に対し、小中学校給食費を無償化するよう働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月14日。

長野県池田町議会、議長名。

以上です。

議長（矢口新平君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

議長（矢口新平君） これをもって討論を終了します。

発議第3号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢口新平君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（矢口新平君） お諮りします。

各常任委員会の閉会中の継続調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議長（矢口新平君） 追加日程 5、総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から、所管事務のうち、池田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（矢口新平君） お諮りします。

議会運営委員会より閉会中の所掌事務の調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（矢口新平君） 追加日程 6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から池田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

議長（矢口新平君） お諮りします。

議員派遣の件について日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議員派遣の件

議長（矢口新平君） 追加日程7、議員派遣の件を議題とします。

この件については、池田町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付した資料のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（矢口新平君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した資料のとおり決定しました。

なお、次回定例会までに急を要する場合は、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので、申し添えます。

町長あいさつ

議長（矢口新平君） 甕町長より発言を求められていますので、これを許可します。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

町長（甕 聖章君） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

2月28日から本日までの15日間にわたる定例議会、大変御苦労さまでした。

提案いたしましたそれぞれの案件につきまして、慎重に御審議、御決定をいただき、誠にありがとうございました。審議の中でいただきました御意見、御指摘につきましては、今後の行政執行の中で生かしていくよう努めてまいります。

コロナ感染対応も、マスクの着用がおおむね自由化されましたが、公共施設につきましてはガイドラインを設け、感染防止に当たってまいりたいと考えております。春を迎え、人と接することが多くなる時期となりますが、それぞれの中で感染予防には努めていただきますようお願い申し上げます。

4月には町議会議員選挙が予定されておりますが、立候補される皆様には御健闘を御祈念申し上げます。

議員各位には健康に十分御留意され、ますます御活躍されますようお願いいたしまして、本定例会の閉会に当たってのごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

議長あいさつ

議長（矢口新平君） 本定例会は、2月28日より本日まで長期間にわたり、令和5年度の行政執行に関わる重要な案件について、慎重かつ熱心に御審議いただき、議員各位の御協力によりまして順調な議会運営ができましたこと、厚く御礼申し上げます。

また、理事者並びに職員の各位には丁重な説明をいただき御苦労さまでした。

令和5年度も大変厳しい予算執行であります。本定例会において議決されました事業執行につきましては、審議中にありました意見、要望等に充分配慮され、適切な事務事業の執行により町政の執行に当たられますよう希望いたします。

私も2年間、議長の任期がこれであと1か月で終了します。皆様の温かい協力のおかげで無事帰港できようとしています。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

行政はこれからも止まることなく脈々と続いていきます。それぞれ自分の置かれた立場により、一層すばらしい町づくりのために働いてもらいたいと切に願います。

2年間議長をさせてもらえたこと、本当にありがとうございました。

閉会の宣告

議長（矢口新平君） 以上をもちまして、令和5年3月池田町議会定例会を閉会とします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 零時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月14日

議 長 矢 口 新 平

署 名 議 員 大 厩 美 秋

署 名 議 員 倉 科 栄 司